

平成19年9月定例会

匝 瑳 市 議 会 会 議 録

平成19年9月7日 開会

平成19年9月21日 閉会

匝 瑳 市 議 会

匝瑳市告示第41号

匝瑳市議会平成19年9月定例会を次のとおり招集する。

平成19年8月24日

匝瑳市長 江波戸 辰 夫

- 1 日 時 平成19年9月7日 午前10時
- 2 場 所 匝瑳市議会議場

匝瑳市議会 平成19年9月定例会 会議録目次

第1日（9月7日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
諸般の報告	4
説明員として通知のあった者の報告	4
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	5
議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）の上程	5
市長提案理由の説明	5
次会日程報告	9
散会の宣告	9

第2日（9月 8日）本会議休会

第3日（9月 9日）本会議休会

第4日（9月10日）本会議休会

第5日（9月11日）

議事日程	11
出席議員	11
欠席議員	11
事務局職員出席者	11
地方自治法第121条の規定による出席者	11
開議の宣告	13

発言の申し出	13
上程議案に対する大綱質疑	15
散会について	84
次会日程報告	84
散会の宣告	84

第6日（9月12日）

議事日程	85
出席議員	85
欠席議員	85
事務局職員出席者	85
地方自治法第121条の規定による出席者	86
開議の宣告	87
上程議案（第2号—第17号）に対する大綱質疑	87
会議時間の延長	145
議案（第1号—第17号）・陳情（第1号—第3号）の委員会付託	189
次会日程報告	190
散会の宣告	190

第7日（9月13日） 本会議休会

第8日（9月14日） 本会議休会

第9日（9月15日） 本会議休会

第10日（9月16日） 本会議休会

第11日（9月17日） 本会議休会

第12日（9月18日）

議事日程	191
出席議員	191
欠席議員	191
事務局職員出席者	191

地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席者	192
開議の宣告	193
一般質問	193
次会日程報告	236
散会の宣告	236

第 1 3 日 (9 月 1 9 日)

議事日程	237
出席議員	237
欠席議員	237
事務局職員出席者	237
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席者	238
開議の宣告	239
一般質問	239
次会日程報告	289
散会の宣告	290

第 1 4 日 (9 月 2 0 日) 本会議休会

第 1 5 日 (9 月 2 1 日)

議事日程	291
出席議員	291
欠席議員	292
事務局職員出席者	292
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席者	292
開議の宣告	293
諸般の報告	293
発言の申し出について	293
付託議案に対する各委員長 (総務・文教福祉・産業建設) 審査報告	294
委員長報告に対する質疑	302

議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）に対する討論	307
動議	322
議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）の採決	323
日程の追加	328
発議案（第1号・第2号）の上程－採決	328
日程の追加	333
閉会中の所管事務調査申出書の件	334
閉会について	335
議長あいさつ	335
閉会の宣告	335
署名議員	337

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第1日）

9月7日（金曜日）午前10時開会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）の上程
 - 議案第 1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第 2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第 3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第 4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第 5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について
 - 議案第 6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第 7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第 8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第 9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
 - 議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第11号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 6 市長提案理由の説明

7 散 会

出席議員（24名）

議 長	山 崎 剛 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
14 番	小 川 昌 勝 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	22 番	行 木 勲 君
23 番	林 日 出 男 君	24 番	大 木 傳 一 郎 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	實 川 豊 治	次 長	大 木 昭 男
主 査 補	勝 田 和 子		

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰 夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	林 明 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 長	増 田 重 信 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君

市民課長	石橋春雄君	環境生活課長	古作和英君
健康管理課長	大木公男君	産業振興課長	鈴木日出男君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院院長	飯島平一郎君	教育委員會長	江波戸寛君
教育委員會長	鈴木勘治君	教育委員會長	二村好美君
教育委員會長	鈴木憲一君	農業委員會長	片岡守君
農業委員會長	加藤三好君	代表監查委員	伊藤健一君
監査委員會長	越川寛君		

開会の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） ただいまから匝瑳市議会平成19年9月定例会を開会いたします。



開議の宣告

○議長（山崎 剛君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。



諸般の報告

○議長（山崎 剛君） それでは、初めに日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

1、会務報告（平成19年6月定例会以降）、2、議会運営委員会行政視察報告、以上の2件はそれぞれお手元に配付の印刷物をごらんいただき、報告にかえさせていただきます。

なお、配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

次に、市長から資料とし、1、平成19年度主要事業進捗概要（平成19年8月31日現在）、2、平成18年度決算状況、3、平成18年度県内36市財政指標の状況、4、地方債残高の推移、5、平成18年度業者別集計表、6、平成18年度匝瑳市落札率等、7、市税収納率の推移等、以上7件の提出がありましたので、議案とともに配付いたしました。

また、追加資料とし、1、匝瑳市議会申し合わせ事項（一般質問通告書の取り扱いに関すること）の一部改正について、2、旧八日市場市・旧野栄町落札率等の2件を議席に配付いたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。



説明員として通知のあった者の報告

○議長（山崎 剛君） 次に、今期定例会に法第121条の規定に基づく長及び行政委員会の委員長、または委員についての議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、機関の回報により別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承を願います。



会期の決定

○議長（山崎 剛君） 日程第1、会期決定についてを議題とします。

今期定例会の会期は、日程表（案）のとおり本日から9月21日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、会期は日程表（案）のとおり15日間と決定いたしました。



会議録署名議員の指名

○議長（山崎 剛君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第81条の規定により、議長において、5番議員、浅野勝義君、19番議員、岩井孝寛君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

5番 浅野勝義君

19番 岩井孝寛君



議案（第1号—第17号）・陳情（第1号—第3号）の上程

○議長（山崎 剛君） 次に、市長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので御報告します。

日程第3、日程に従いまして、議案第1号から議案第17号までと陳情第1号から陳情第3号までを一括上程し、議題とします。



市長提案理由の説明

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案の朗読を省略して、会議規則第37条第1項の規定により、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

これより市長から提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） 皆様方、改めましておはようございます。

平成19年9月定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、心から感謝を申し上げます。

本議会に提案をいたします案件は、議案17件であります。ただいまから、その概要の説明を申し上げさせていただきます。

議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本案は、平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について

本案は、平成18年度匝瑳市病院事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1億2,300万円を追加し、平成19年度匝瑳市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ126億5,900万円といたしたく提案をいたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入予算から申し上げますと、13款国庫支出金50万円、14款県支出金456万5,000円、16款寄附金50万円、17款繰入金1,273万8,000円、18款繰越金8,574万4,000円、19款諸収入208万2,000円、20款市債1,687万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費18万円、2款総務費4,811万9,000円、

3 款民生費958万9,000円、4 款衛生費3,168万5,000円、5 款農林水産業費1,802万6,000円、6 款商工費211万4,000円、7 款土木費453万3,000円、9 款教育費875万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

第2表地方債補正につきましては、地域再生基盤強化事業費を追加し、臨時財政対策の限度額を変更するものであります。

議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ3,493万6,000円を追加し、平成19年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,759万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入予算から申し上げますと、8 款繰入金2,500万円を減額し、4 款支払基金交付金1,373万2,000円、9 款繰越金4,620万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出予算について申し上げますと、2 款保険給付費418万3,000円、7 款諸支出金3,075万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について

本案は、平成19年度匝瑳市病院事業会計予算のうち、収益的収入及び支出について、それぞれ3,241万2,000円を追加し、総額を27億8,841万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入を1億3,577万5,000円追加し、支出を1億1,435万円追加し、収入の総額を2億7,656万2,000円、支出の総額を3億9,722万2,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から申し上げますと、1 款病院事業収益1,741万1,000円、2 款介護老人保健施設事業収益1,500万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、支出について申し上げますと、1 款病院事業費用1,741万1,000円、2 款介護老人保健施設事業費用1,500万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げますと、1 款病院事業資本的収入1億3,577万5,000円を追加するものであります。

また、支出について申し上げますと、1 款病院事業資本的支出1億1,435万円を追加するものであります。

企業債につきましては、病院外壁及び給排水設備改修事業費を追加するものであります。

議案第9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

本案は、地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約に関し必要な事項を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第11号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例の所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、匝瑳市立八日市場小学校米倉分校を匝瑳市立八日市場小学校に統合いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、匝瑳市立八日市場幼稚園米倉分園を匝瑳市立八日市場幼稚園に統合いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国の小口零細企業保証制度の創設に伴い、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解について

本案は、平成16年7月28日に匝瑳市介護老人保健施設そうさぬくもりの郷に入所した者が、同年12月1日に同施設で提供した白玉を喉に詰まらせて死亡した事故に関し、損害賠償の額を決定するとともに和解いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によ

第 2 日	9 月 8 日	(土曜日)	本会議休会
第 3 日	9 月 9 日	(日曜日)	本会議休会
第 4 日	9 月 10 日	(月曜日)	本会議休会

り、議会の議決を求めるため提案いたしました次第であります。

以上でございます。

よろしく御審議を賜り、御可決を賜りますことを心からお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

なお、陳情第1号から陳情第3号までについては、お手元に配付の文書表の要旨により御了承を願います。



次会日程報告

○議長（山崎 剛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。9月10日月曜日は質疑調整のため休会とし、9月11日火曜日は定刻より会議を開き大綱質疑を行います。



散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散 会

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第5日）

9月11日（火曜日）午前10時開議

- 1 開 議
 - 2 上程議案（議案第1号）に対する大綱質疑
 - 3 散 会
-

出席議員（24名）

議 長	山 崎 剛 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君（遅刻）
10 番	荻 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
14 番	小 川 昌 勝 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	22 番	行 木 勲 君
23 番	林 日 出 男 君（早退）	24 番	大 木 傳 一 郎 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	實 川 豊 治	次	長 大 木 昭 男
主 査 補	林 朝 美		

地方自治法第121条の規定による出席者

市長	江波戸辰夫君	副市長	伊藤正勝君
会計管理者	林明君	秘書課長	小林正幸君
企画課長	増田重信君	総務課長	角田道治君
財政課長	宇野健一君	税務課長	伊知地良洋君
市民課長	石橋春雄君	環境生活課長	古作和英君
健康管理課長	大木公男君	産業振興課長	鈴木日出男君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院局長	飯島平一郎君	教育委員会会長	江波戸寛君
教育委員会会長	鈴木勘治君	学校教育課長	二村好美君
教育委員会会長	鈴木憲一君	農業委員会会長	加藤三好君
代表監査委員	伊藤健一君	監査委員会会長	越川寛君

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより、9月7日の本会議散会前に引き続き本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



発言の申し出

○議長（山崎 剛君） ここで申し上げます。台風9号の被害状況について及び議案（説明書）の訂正について、角田総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

なお、議案（説明書）の正誤表を配付いたしますので、そのままお待ちください。

（資料配付）

○議長（山崎 剛君） なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、台風9号による被害の概要について御報告を申し上げます。

9月6日から翌7日にかけての台風9号による被害の概要についてでございますが、今般の台風は、7日午前2時ごろ小田原市付近に上陸後、東日本を縦断する形で各地に被害をもたらしました。

本市では、6日午後5時10分に、大雨洪水暴風警報が発令され、一時風速25メートル以上の暴風域に入るなど、非常に強い風と激しい雨に見舞われ、匝瑳市災害対応マニュアルに基づきまして、第2配備体制をとったところでございます。被害の状況や情報の収集や対応策等に当たったところですが、本市における被害の多くは暴風雨によるものであり、いわゆる風台風と言われるものであります。

10日現在取りまとめました被害状況について御報告をさせていただきます。

まず、人的被害でございますが、これはございませんでした。

住家に係る被害でございますが、一部破損が72棟、これは暴風雨による屋根瓦等の被害でございます。

非住家被害でございますが、全壊が2棟ございまして、1つは公の施設であります野栄ふ

れあい公園のあずまやが1棟、それから新堀の個人宅の物置、小さな4坪ほどのものがございますがこれが1棟でございます。非住家被害の半壊でございますが、1棟ございまして、米倉地先の建設会社の倉庫が1棟半壊してございます。一部破損ということで、6棟ほど把握してございます。庁舎の、御案内のように2階から3階に回りますガラス壁面並びに北側車庫にございますシャッター等が含まれてございますが、全体で6棟と。非住家にかかわる被害は合計9棟でございました。

農産被害ということで、農産物被害でございますが、ミニトマト等の関係での被害が23万8,000円ほど報告を受けております。また、施設被害では、パイプハウス等の損壊ということで、607万3,000円ほどの被害が報告されておりました、農産被害にかかわる合計が631万1,000円という状況でございます。

なお、当時の災害時の対応でございますが、自主避難された方が2世帯、6人ございまして、この方々については市民ふれあいセンターへ入っております。

なお、当時停電等もございまして、情報の収集に努めた内容の中で東電へ報告し早期対応をお願いしたところでございます。

なお、循環バスへの対応といたしましては、7日午前中の便の運行を見合わせた状況でございます。

なお、建物被害の多くは現状を把握している範囲では、野田地区新堀浜から中央地区八日市場米倉に至る直線上の点在で建物被害が出ておりますので、強い風が吹き抜けたものと考えられております。現在、銚子地方气象台が専門的な見地から詳細な分析を行っているところでございます。

また、被害を受けた建物等への廃材処分に当たりましては、匝瑳市ほか2町環境衛生組合との協議により減免措置の対応をとりました。今後は、匝瑳市災害見舞金支給要綱に基づいた被災住民への皆様方への見舞金支給について対応を図る予定でございます。

台風9号にかかわる報告は以上でございます。

続きまして、議案の訂正についてお願いをしたいと思います。

議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてのうちでございますが、説明資料として添付させていただきました平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）説明書の一部に、誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

お手元の正誤表をごらんいただきたいと思いますが、訂正箇所は、補正予算書の11ページでございます。目の欄の1の第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金の内容が、実質的

には2目の償還金でございました。右の列等につきましては、その変更に伴います金額と説明内容の訂正でございます。深くおわび申し上げますとともに御訂正のほどよろしくお願いいたします。



上程議案に対する大綱質疑

○議長（山崎 剛君） 日程第1、日程に従いまして、これより上程議案に対する大綱質疑を行います。

この際申し上げます。本日の日程は大綱質疑であります。質疑終了後、各常任委員会に議案等の審査を付託いたしますので、質疑については議案の大綱の範囲とし、重複する事項は避け、円滑な議事運営ができますよう御協力お願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号 平成18年度匠瑤市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

宇野財政課長から、本議案についての概要説明を求めます。

宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それでは私から議案第1号 平成18年度匠瑤市一般会計歳入歳出決算認定について概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、資料といたしまして、決算書、それから主要な施策の成果、もう一つ平成18年度決算状況、いわゆる決算カードと言われているものでございますが、A4判で表裏に1枚で印刷したものでございます。以上の3点を御用意いただきたいと思っております。

それではまず初めに、主要な施策の成果の1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成18年度一般会計歳入決算額は134億8,332万7,000円で、予算現額に対して100.6%、調定額に対して92.8%の収入率でした。八日市場市、野栄町、匠瑤市の平成17年度決算の合計額152億6,511万2,000円との比較では17億8,178万5,000円、11.7%の減です。このうち3億6,949万9,000円は、合併時に歳計剰余金として八日市場市、野栄町から引き継いだ額で、これを控除した場合の比較では14億1,228万6,000円、9.3%の減になります。

款ごとに御説明しますと、市税は36億9,236万8,000円で、前年度から8,708万円、2.4%の増となりました。3年に1度の評価替えの年に当たる固定資産税は減少しましたが、個人市民税や法人市民税の伸びがそれを上回ったことによるものでございます。徴収率は現年分が96.3%、滞納繰越分が9.3%で、それぞれ前年度から0.3ポイント、0.7ポイント上昇しまし

た。

地方譲与税は5億8,559万5,000円で、前年度から1億1,403万円、24.2%の増となりました。所得譲与税の増によるものです。

利子割交付金は1,263万2,000円で、前年度から473万1,000円、27.2%の減となりました。

配当割交付金は1,605万5,000円で、前年度から535万7,000円、50.1%の増となりました。

株式等譲渡所得割交付金は1,478万4,000円で、前年度から296万4,000円、16.7%の減となりました。

地方消費税交付金は4億196万2,000円で、前年度から1,835万1,000円、4.8%の増となりました。

自動車取得税交付金は2億2,209万8,000円で、前年度から787万1,000円、3.4%の減となりました。

地方特例交付金は1億83万9,000円で、前年度から3,319万2,000円、24.8%の減となりました。

地方交付税は45億1,535万2,000円で、前年度から2億9,905万8,000円、7.1%の増となりました。

普通交付税は、行革インセンティブや合併補正による増と、旧野栄町分の生活保護費が算入されたことなどによりまして、前年度から1億4,710万2,000円増の39億221万9,000円、特別交付税は合併に伴う財政支援分が算入されたことなどにより前年度から1億5,195万6,000円増の6億1,313万3,000円となりました。

交通安全対策特別交付金は1,157万3,000円で、前年度から65万6,000円、6.0%の増となりました。

分担金及び負担金は4億139万4,000円で、前年度から2,636万7,000円、7.0%の増となりました。

使用料及び手数料は8,894万9,000円で、前年度から143万7,000円、1.6%の増となりました。

国庫支出金は8億7,649万5,000円で、前年度から5,888万5,000円、7.2%の増となりました。

県支出金は5億2,639万7,000円で、前年度から2,677万円、4.8%の減となりました。

財産収入は3,082万9,000円で、前年度から5,919万8,000円、65.8%の減となりました。平成17年度は、旧野栄町において町有地の売却による財産収入が特に多かったことによるもの

でございます。

寄附金は6,154万1,000円で、前年度から5,987万6,000円、3,596.2%の増となりました。5,000万円と1,000万円の多額な寄附があったことによるものです。

繰入金は4億9,437万8,000円で、前年度から8億7,440万8,000円、63.9%の減となりました。

繰越金は2億3,794万8,000円で、前年度から1億2,524万4,000円、34.5%の減となりました。

諸収入は2億9,193万8,000円で、前年度から4億5,400万4,000円、60.9%の減となりました。このうち3億6,949万9,000円は、合併時に歳計剰余金として八日市場市、野栄町から引き継いだ額で、これを控除した場合の比較では8,450万5,000円、22.4%の減になります。

市債は9億20万円で、前年度から8億6,450万円、49.0%の減となりました。平成17年度は、合併に伴う電算システムの統合経費、共興小学校の改築費、野栄ふれあい公園の整備費があったことなどによるものでございます。

なお、歳入決算の詳細につきましては、決算書の48ページから85ページまでに記載のとおりでございます。

続いて、主要な施策の成果の2ページをお開きください。

平成18年度一般会計歳出決算額は128億5,759万9,000円で、予算現額に対して96.0%の執行率となりました。

八日市場市、野栄町、匝瑳市の平成17年度決算の合計額144億2,418万7,000円との比較では15億6,658万8,000円、10.9%の減です。

款ごとに御説明しますと、議会費は2億6,209万5,000円で、前年度から439万5,000円、1.6%の減となりました。

総務費は19億8,906万8,000円で、前年度から12億938万3,000円、37.8%の減となりました。平成17年度は、電算システム統合経費など合併に伴う経費があったこと、また旧野栄町で野栄ふれあい公園整備事業があったことなどによるものでございます。

民生費は32億2,828万8,000円で、前年度から544万8,000円、0.2%の減となりました。

衛生費は16億2,305万2,000円で、前年度から1億3,082万6,000円、7.5%の減となりました。人件費、八匠水道企業団への負担金が減少したことなどによるものです。

農林水産業費は4億9,606万2,000円で、前年度から1億886万2,000円、18.0%の減となりました。人件費、北総東部土地改良事業、野田地区排水機場協議会への負担金が減少したこ

などによるものです。

商工費は1億9,394万7,000円で、前年度から734万7,000円、3.9%の増となりました。

土木費は10億3,729万円で、前年度から2億261万3,000円、24.3%の増となりました。八日市場駅南口広場整備事業費が増加したことなどによるものです。

消防費は7億1,628万2,000円で、前年度から1,273万6,000円、1.7%の減となりました。

教育費は15億4,552万7,000円で、前年度から3億2,233万8,000円、17.3%の減となりました。平成17年度は共興小学校の改築があったことなどによるものです。

災害復旧費の支出はありませんでした。前年度からは1,166万2,000円の減です。

公債費は17億6,473万5,000円で、前年度から2,846万7,000円、1.6%の増となりました。

諸支出金は125万3,000円で、前年度から63万5,000円、102.8%の増となりました。

なお、歳出決算の詳細につきましては、決算書の86ページから233ページまでに記載のとおりでございます。

次に、決算書の方を御用意いただきたいと思えます。

決算書の307ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額134億8,332万7,000円から歳出総額128億5,759万9,000円を差し引いた歳入歳出差引額は6億2,572万8,000円です。実質収支は、この歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源95万7,000円を差し引いた額で6億2,477万1,000円の黒字となりました。そのうち3億1,240万円を財政調整基金に繰り入れました。

次に、財産について御説明申し上げます。決算書の312ページ、313ページをお開きください。

まず土地につきましては、行政財産が74万7,217平方メートルで、前年度から3万7,575平方メートル増加いたしました。主に、野手浜総合グラウンドが行政財産に加わったことによる増でございます。また、普通財産は48万1,072平方メートルで、前年度から4万348平方メートル減少しました。主に、野手浜総合グラウンドを普通財産から行政財産に所管がえしたことによる減でございます。

建物につきましては、木造、非木造合わせまして12万7,477平方メートルで、前年度から1,141平方メートル減少しました。青年館13館をコミュニティ施設として地元は無償譲渡したことによる減でございます。

314ページをお願いいたします。

有価証券は、株式会社ベイFMの株式60万円で前年度からの増減はございません。出資に

よる権利は3億136万8,000円で、前年度から273万6,000円減少しました。主に、東総文化財センターの解散によるものでございます。

317ページをお願いいたします。

基金について御説明申し上げます。

317ページ、(1)の財政調整基金につきましては、上段の匝瑳市財政調整基金の欄をごらんください。基金現在高は前年度から1億7,440万円減少し、年度末で3億9,462万8,000円となりました。

(2)の減債基金は、前年度から9,500万円減少し7万円となりました。

(3)のふるさと振興基金は、前年度から5,000万円増加し1億9,114万7,000円となりました。寄附金を積み立てたことによるものでございます。

(4)の社会福祉振興基金の総額は、前年度から54万1,000円増加し5億296万9,000円となりました。内訳としましては、債権が5億241万8,000円、現金が55万1,000円です。

(5)の土地開発基金の総額は、前年度と同額の1億85万2,000円です。内訳としましては、土地が216平方メートル、金額に換算しますと865万円になります。匝瑳市土地開発公社に対する貸付金が1,131万円、千葉県地方土地開発公社に対する預託金が80万円、現金が8,009万2,000円です。

318ページをお願いいたします。

(6)の育英資金貸付基金の総額は、前年度から1,328万円増加し1億5,738万円となりました。内訳としましては、貸付金が1億4,334万3,000円、現金が1,403万7,000円です。

(7)の学校施設整備基金は、前年度と同額の9,340万9,000円です。

(8)のスポーツ振興基金も前年度と同額の1億20万円です。

次に、資料3つ目でございますが、A4判1枚、表裏に印刷をいたしました、いわゆる決算カードを御用意いただきたいと思っております。その表側、左側上部の区分欄の6の欄をごらんください。

単年度収支でございますが、平成18年度実質収支から平成17年度実質収支を差し引いたもので1億9,357万3,000円の黒字です。

続いて10の欄、実質単年度収支でございますが、単年度収支1億9,357万3,000円から積立金取崩額3億9,000万円を差し引いたもので1億9,642万7,000円の赤字です。前年度の実質単年度収支は9億1,923万4,000円の赤字でしたので、赤字幅は7億2,280万7,000円縮小いたしました。主に財政調整基金の取崩額が減少したことによるものでございます。

次に、財政指標について御説明いたします。同じ資料の右側をごらんください。

まず財政力指数でございますが0.513で、前年度の0.491から0.022上昇しました。また、経常収支比率は94.9%で、前年度から5.0ポイント低下しました。市税、地方譲与税、普通交付税が伸びたこと、八匠水道企業団への補助費が減少したことなどによるものでございます。

公債費比率は16.1%で、前年度から0.4ポイント低下しました。公債費負担比率は、公債費比率と同じく16.1%で、前年度から1.0ポイント上昇しました。起債制限比率は11.5%で、前年度から0.2ポイント上昇しました。実質公債費比率は16.5%で、前年度から0.5ポイント上昇しました。平成17年度は、経常収支比率が99.9%と、ほとんど100%に近く危機的な状況でしたが、平成18年度は普通交付税が伸びたことがあり、かなり持ち直すことができました。匠瑛市行政改革大綱では、平成22年度の経常収支比率を90%以下にするという数値目標を設定しておりますので、今後さらに人件費、公債費等の縮減を図り財政の健全化に努めたいと考えております。

以上が平成18年度匠瑛市一般会計決算の概要でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 財政課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 詳細な説明ありがとうございました。議案第1号について、何点かお尋ねをさせていただきます。

ただいま財政課長の方から御説明もございましたけれども、まず基金でございますが、ここに、ページで言うと317ページになりますけれども、社会福祉振興基金というのがございます。

この欄を見ますと、前年度末現在高が5億242万8,000円と。これを同じ額の債権に……、同じ額でございませぬ。5億241万8,000円の債権になったと。この現金が5億187万7,000円減少しているわけでございますけれども、債権は5億241万8,000円、こちらの額の方が多いわけでございますが、私、素人考えで、5億187万7,000円で5億241万8,000円の県債を購入したということで理解したんですがそれでいいのかどうか。

この債権が平成19年3月22日の購入と記憶をしております。そして、平成19年度で、当時650万円ほどの収入を見込んだということで平成19年度予算にも計上されておりますが、そ

のように見込めるかどうかお尋ねをしたいと思います。

次に、育英資金の貸し付けでございますけれども、これ318ページでございます。貸付金の決算年度中の増減額が532万2,000円。当然貸付金でございますから、新規の貸付金があって当該年度中に返済額があると。この相殺で532万2,000円ということであると思うんですけども、貸付金額と返済額を示していただきたいと思います。

また、現金が795万8,000円増額しているわけでございますが、この現金というものはどういうものであるか。

さらに、また貸付金の返済が滞っている例があるかについてもお伺いをさせていただきます。

次に、学校施設整備基金でございます。あるいはスポーツ振興基金でございますけれども、この基金、決算年度中の増減がゼロということでございますが、予算書を見ると1,000円の窓口があるわけでございます。現金で補完していたのでなければ若干の増額があると思うわけでございます。予算では学校施設で1万6,000円、スポーツ振興基金で1,000円ということで予算上は計上されていたんですが、結果はゼロということでございますので、この辺の御説明をいただきたいと思います。

財政指標について財政課長、これもまたいわゆる、いわゆるというか詳しく御説明をいただいたわけでございますが、財政力指数が0.513、平成17年度の0.491に比較すると0.022改善しているわけでございます。また経常収支比率も5ポイントほど減になっておるわけでございます。

そして、これ全体に見てみますと、別の添付資料にもありますけれども、例えば財政力指数は1に限りなく近いほどいいと。1をオーバーする地方公共団体は交付税の対象にならない。自分の市で全部賄えるというような市町だと思いますが、実質収支比率は昨年と比べますと2.1、これは悪化しているわけでございます。これも私の記憶では3から5が望ましい数値だと。経常収支比率、平成22年度に90%以下にする目標を立てておりますけれども、これも70から80というような望ましい数値があるわけでございます。どういう数値が、この財政指標で望ましい数値であるのか、私の記憶間違っただけではないか、もう一度改めて確認をさせていただきたいと。

ただいま課長の方からは、平成18年度については経常収支比率と、それから赤字額が7億2,000万円も減ったということで改善が見られるけれども、これからも厳しくやっていかなければならないというような説明があったわけでございます。

そういう観点から、これらの望ましい数値と匝瑳市の数値、そしてそれを比較した面で、これはかなり危ないよとか危険だよとか、警戒しなければならないというのがあれば説明をいただきまして、それを乗り越えるためにはどういう方策をとっていくんだというような考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 初めの2つの御質問については、それぞれの所管課長からお答えさせていただきますので、私からはそれ以外についてお答えをさせていただきます。

学校施設整備基金とスポーツ振興基金において、決算年度中の増減がなかったという理由でございますが、いずれの基金も利息のつかない決済用預金に預けていたことにより利息が一銭も入らなかったという状況でございます。

それから、財政指標についてのことでございますけれども、望ましい数値というお尋ねでございましたが、財政力指数につきましては、別の資料で県内36市の状況をお配りしましたが、県内で一番いい浦安市は1.618でございますように、高ければ高いほどよいということではございます。上を見て欲をかいでも切りがございませんので、当市としましては、基準財政需要額と基準財政収入額が同額となる1.0は欲しいなというのが実感でございます。

実質収支比率につきましては、浪川議員さんおっしゃいましたように、一般的に3%から5%の間が望ましいというふうに言われております。前年度決算は7%でしたから、ではこの数字がよくないのかというと、これは実質収支比率の数字が大きいということは、決算の剰余金が多いということでございますので、必ずしも悪いこととは言えないと思います。

非常に財政状況が厳しい中で、決算剰余金が多ければ、それを次年度の繰越金として使える、また財政調整基金に積み立てることはできるということでございますので、5%を上回ったから望ましくないということではないというふうに考えております。逆に3%を下回ると、余り好ましいことではないのかなというふうには考えております。

それから、経常収支比率につきましては70%台が望ましいというふうに言われております。それからその他の公債費比率、公債費負担比率、起債制限比率、実質公債費比率、債務負担行為比率、将来債務比率、これらはいずれも負債に関する指標でございますので負債がない、つまりゼロが一番いいわけでございます。ですから、数値といたしましては低ければ低いほどよいものでございます。

次に、平成18年度決算の数値が危険あるいは警戒をしなければならないものということでございますが、まず経常収支比率が上げられるかと思えます。平成17年度からは5ポイント

改善はしましたが、まだ90%台半ばであり、平成19年度決算では悪化する見込みということを考えましても大変危険な状況でございます。

それを乗り越える方策ということでございますけれども、経常収支比率を改善するには、まず分母を大きくする、つまり収入をふやすこと。そして分子を小さくすること。つまり支出を減らすこと、この2つしかございません。現状では、行政改革などによりまして経費を削減して分子を小さくする努力をいたしましても、地方交付税が毎年削減をされまして分母が小さくなっていく状況の方が大きいということでございまして、経常収支比率を改善することには、非常な困難が伴っております。

手っ取り早いのが、国が方針を変更して地方交付税を手厚く交付するようになるということでございまして、匝瑳市としましても、これまで同様国に対して働きかけていかなければなりません、一方では地道に人件費、公債費を初めとする経費を削減していくことも重要と考えております。

もう一つ、公債費負担比率も15%を超え警戒ラインに達したというふうに考えております。平成17年度からは1ポイント悪化しましたけれども、これは分母である一般財源総額が基金からの繰入金金の減少により大きく減少したことによるものでございます。対策といたしましては、起債を抑制し公債費を削減するという事に尽きます。平成21年度には、公債費が現在より3億円程度減少することから、公債費負担比率は改善するものと見込んでおります。

私からは以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、社会福祉振興基金についてお答えを申し上げます。

購入金額5億241万8,000円でございます。ここで、決算中の増減、△の5億187万7,000円、この差が54万1,000円でございます。これにつきましては、平成18年度に指定寄附が54万1,000円ございました。これを充てまして、原資としまして5億241万8,000円の千葉県債を購入したということでございます。

それと運用益でございますが、利息の関係でございますけれども、既に御案内をいただいております。9月25日に上期の利息340万5,103円ということで上期の利息をいただいております。9月25日に振り込みになるということでございます。今年度の利息といたしまして673万5,778円を予定しております。

それと発行日でございますが、平成19年3月23日ということでございます。

以上であります。

○議長（山崎 剛君） 二村学校教育課長。

○学校教育課長（二村好美君） それでは、（6）の育英資金貸付基金についてお答え申し上げます。

決算年度中の貸付金増減額532万2,000円についての御質問1点目でございますが、これにつきましては浪川議員さんおっしゃられたとおり、平成18年度中の貸付額と返還額を相殺したものでございます。平成18年度中の貸付額が2,208万円でございます。ここから返還額1,675万8,000円を引いたものが、この532万2,000円の増という形で示してございます。

一方、2点目の現金の795万8,000円についてでございますが、平成18年度中の積立金として、一般財源より1,328万円新たに組みました。これに平成18年度の返還額1,675万8,000円を合わせたものから平成18年度新たに貸し付けました2,208万円を引いた額、これがいわゆる795万8,000円の増ということで、これは口座を組んでこのように行っております。

3点目の返還についての滞りがないかどうかという御質問でございますが、これは育英資金につきましては旧八日市場市において昭和39年から始めております。合併に伴って、今匝瑳市として行っておるわけでございますが、現在125名が、今返還中でございます。そして貸付条例でありますように最大、この返還の期間は9年を超えることはできないとなっておりますわけなんです、現状といたしましては125名中40名が、これは事前に提出いたします返還計画書の計画どおりの返還ができておりません。

今、金銭的な返還率としましては80.32%という状況でございます、担当の方としましては、文書による督促、電話等で滞納解消に向けて努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ありがとうございます。

今、学校教育課長の方から御答弁いただいた中で、この795万8,000円については、預金というような話ししておられたと思うんですけども、ではここに表示されている現金というのは、普通預金というような読みかえもしてもいいのかどうかということで1点お尋ねさせていただきます。何か現金が、こんなに持っていていいのかどうかというのも私も不安になるのでお尋ねをさせていただきます。

それと財政課長の方から答弁いただきました経常収支比率の、平成19年度も悪化するのではないかとというようなことで、支出の削減は本市においてもできるわけですが、収入についての大きな部分を占める地方交付税が毎年削減をされていると。だから順調に回復させるの

は難しいというようにお話でございましたけれども、地方交付税につきましては、平成18年度決算ではかなりふえているわけでございますよね、この決算の説明、先ほどいただいたわけですが。施策の成果の歳入欄を見ますと、地方交付税は、平成17年、これは野栄町、旧八日市場市あるいは2カ月ほどの匝瑳市の合計額に比べますと2億9,905万8,000円、7.1%ふえているわけでございます。

そして、私どもが旧市・町のとときに、合併という中で、地方交付税については、現在それぞれの市あるいは町でいただいている交付税については、国として減らしませんよというようなことで、非常に財政的なメリットがあるということでお話を聞いていたわけでございます。

そういう中で交付税が減らされている、事実減らされているんでしょうけれども、これからも減るんでしょうけれども、その辺の従前の説明等の整合はどうであるのか。たまたま平成17年度、平成18年度、地方交付税は約3億円、7%ふえておりますので、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 基金の欄にあります、まず現金の性格でございますが、現金というのは、これは現ナマという意味ではございませんで、預金を含んでいるものでございます。実態としては現金で持っているということではなくて、預金という形で持っております。

それから、地方交付税のお話で、平成19年度悪化する、経常収支比率が悪化する見通しということで、もう平成19年度の普通交付税の額が確定しておりますので、ことしから大幅に減る、平成18年度から大幅に減るということで平成19年度の経常収支比率は、もう分母が小さくなるので分子を多少減らしても追いつかない状況だということで先ほど御説明をさせていただいたわけでございます。

では、平成18年度決算が何でふえたんだということでございますが、先ほど御説明の中に申し上げましたが、地方交付税の最近の改正の仕組みの中で、行政改革インセンティブ、行革インセンティブというものがあまして、行政改革に努力をした地方公共団体に対しては、交付税を手厚く交付するという制度でございます。平成18年度の場合は、平成13年度と平成16年度の経常的経費の削減努力、これを見まして、八日市場市プラス野栄町の場合、平成13年度と平成16年度を比較した場合、人件費と補助費などの削減が寄与をいたしまして、平成18年度の場合約1億7,900万円ほど普通交付税が特別に増額をされております。

もう一つは、平成17年度の国庫の税収が好調でありまして、国の平成17年度の補正予算で

増額された地方交付税、これを平成18年度の交付税の財源に充てているということがございます。ところが、現在では、次の年の交付税の財源に充てるということではなくて、税収が好調でふえた分については、地方交付税特別会計が莫大な借金をしょっておりますので、その借金の返済に充ててしまっただけで地方には回ってこないという状況になっております。

それから3つ目には、合併補正の増額が6,200万円ほどある。それから4つ目には、旧野栄町の生活保護費分が算入されたというようなことで総額がふえているんですが、何といても行革インセンティブで、1億7,900万円ほど余計についたということが非常に大きかったということで、交付税が大きくふえたということから、経常収支比率が改善したという状況でございます。

それから、合併した市町村は交付税は減らさないというお話ですけれども、要は合併算定がえの話なんです、これは、合併したときの交付税を減らさないということではありませんで、合併をした場合には合併した後の市町村の、ですから匝瑳市なら匝瑳市一本で地方交付税を算定するのが本来の姿なんですけれども、15年間は旧八日市場市、旧野栄町ごとに交付税の額を算定をいたしまして、その合計額と匝瑳市一本で算定した額と比較をして、多い方をくれるというのが合併算定がえということでございまして、つまり匝瑳市になった分までは減らさないという意味でありまして、交付税の総額が減らないという意味ではございません。

ちなみに、平成18年度について申し上げますと、匝瑳市一本で算定した場合と八日市場市、野栄町ごとに算定した場合では、約5億円程度交付税額が多いということで、匝瑳市一本で算定するよりは5億円ほど多く交付税が入っているという状況でございまして、これは10年間は保証される、11年目以降は9割、7割、5割、3割、1割と減って行って、16年目からは匝瑳市一本で算定されてしまうというものでございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はございませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） ちょっとおくれまして済みませんでした。

浪川議員の御質問の中にもあったんですけれども、関連すると思うんですが、育英資金の貸付基金の返還計画の時間的なことよりもおくられている借り入れ者があるというふうに聞いたんですが、貸し付けをするときに保証ないし保証人は立ててもらっているだろうと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 二村学校教育課長。

○学校教育課長（二村好美君） 御指摘の件でございますが、連帯保証人ということで、父母以外の者ということで、必ずそれをいただいております。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） それでは、伊藤監査委員にお伺いいたしたいと思います。

伊藤先生は、もうそれこそ税理士として、また企業診断をなされて本当にプロでございます。

そこで、この平成18年度の一般会計決算を監査していただいたわけでございますが、そのまず、監査して感想です、先生の感想。プロとしての感想をひとつお聞きしたいと思います。

それともう1点、この審査意見書でございます。この中には病院とケアセンターの分が入っておりますが、しかしこの一般会計の方が入っていません、指摘事項が入っていません。

そういうことで、これからの匝瑳市はどうするか、どうしてやったらいいか、指摘がございましたら先生の方から、プロからひとつお願いをいたしたいと思います。

この2点をお願いします。

○議長（山崎 剛君） 伊藤監査委員。

○代表監査委員（伊藤健一君） ただいまの行木議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

2番目の御質問の一般会計のことに触れていないということですか。

（「ええ」と呼ぶ者あり）

○代表監査委員（伊藤健一君） これ結びの中に入っております。

（「見当たらなかったんだ」と呼ぶ者あり）

○代表監査委員（伊藤健一君） では感想ということで。

去年申し上げたかどうか、ちょっと記憶がないんですが、一番の問題は、不納欠損とこの収入未済が非常に多いという、結論を言えば。そこではないかと思えます。

この点に関して、もう定期監査などを通して税務課長さんにも、収入未済になっている、どういう状況でなっているのか、あるいは不納欠損として処理したその過程について問題はないのかというようなことを、その定期監査のときに質問もしてきております。その横で、非常に正確なデータを当然税務課が持っておりまして、やむを得ないというか、ということかなと。

この決算でも、平成18年度でも2億4,100万円の不納欠損が出ておりますけれども、さらにその6、7倍の収入未済があるということは、例えば一般の会社で言うと、これ貸し倒れ損失と不良債権ということですよ。企業との比較で言うと、会社だったら払ってこない

人には売らないわけですよ。お金を払ってくれない得意先には売らないわけです。でもこの行政というのは、ではこういう収入未済、つまり不良債権があるからとか不納欠損になったからといって、ではその人に対して行政サービス提供しないんだとか、極端にはその道は通ってはだめだとか、こういうことはできないわけで、これ民間と公との非常に難しい問題もそこにはあるんだなと思います。

もう私はこの仕事、職を拝命してから約1年半になりますけれども、いつも気になるのはそこです。

結びのところですけども、これまた議員の先生方から、余りにもこれ何かつまらない意見ではないかという御指摘、内心お持ちの先生方多いと思いますけれども、やはり例えば民間でも監査報告という、こうこうこういう書類を見て、いずれも今だと会社法に沿って適正に処理されて問題ないというような、典型的な監査意見書になってしまうんです、民間のも見ていると。

市のこの結びも、結局まとめるとなるとこういうことになってしまうのでしょうか。先ほど浪川先生なんかからも御質問ございましたように、言ってみれば株主総会とは、ちょっと違うんだけどこういう感じで、議員の先生方が疑問に思ったことをそれぞれ担当課の専門の課長にいろいろお聞きになって、それで回答は得るという。それとのセットでこの結びになっているのかなというように私は感じております。

今、行木先生が、ではどうしたらいいんだということですけども、この行政改革大綱、これは昨年にでき上がっております。平成18年の決算審査で、改革大綱ができてから1年はたっていないけれども、その進捗状況はどうかということをお尋ねをしました。その結果、54項目中、15項目には着手しているという回答でした。着手率でいうと27.7%で、金額で言うと2億6,700万円の実績が上がっているというお話もありましたので、この平成19年は丸1年、丸々1年になるわけですから、この行政改革大綱に沿った改革がなされていくかどうか、そこを平成19年は見させていただきたいと思っております。答えになりましたかどうか。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） 企業と自治体の決算は若干違うと思います。これは私も、正直言うと、昨年ですか、先生からやはり、私質問させていただいたうちに先生からもお聞きしましたが。しかしながらこの匝瑳市の実態は、企業ならばどんなような実体か、これも大体自治体も私も財政課長から今、浪川議員の質問のお答え聞いたんですが、よくわかりますから。

先生はともかく、素人ではございませんから、プロですから、プロから見たのをもう1回お願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 伊藤監査委員。

○代表監査委員（伊藤健一君） 行木先生おっしゃるように、去年たしかその御質問いただきました。私も、これ唐突に聞かれたもので、あのときたしか自治体はつぶれないと言ったと思います、倒産しないと。それをすぐ財政課長に、そんなことはない、自治体もつぶれるよと言われて、私それちょっと説明が言葉足らずだったなど。民間と比べると、では倒産してしまった場合、では社員が解雇されるように、では住民は全部どこかほかへ行ってくださいとか、この土地をほかの自治体に売りますから、そういうふうには破綻、消滅してしまうかというところ、そういう形での倒産はないということでもありますけれども、自治体も夕張市に見るように、この財政破綻という、いわゆる倒産というのがあります。その点は民間と同じなんです。

一例の違いは、企業は複式簿記でやっていますよね。先生も会社をお持ちで、そうすると貸借対照表と損益計算書と。要するに一つ一つの取引が複式、簿記で言うと複式と言って、もう原因と結果で仕分けされていくんですよ。

ですから、例えば売り上げがあった。ではその売り上げはどういう形で受け取ったかと思ったら銀行預金に振り込まれたとか、あるいは手形で受け取ったとかあるわけですがけれども、市の場合は、資金収支、お金の流れ、資金収支を中心とした単式簿記みたいになっていて、私にとってそこが非常にわかりにくいんです。

今、では複式簿記にしよう。自治体も貸借対照表をつくらうという動きというか、そういう発言が相次いでいるようですけれども、そうなった場合、ちょっとでは複式簿記にする場合、自治体独特のものをまたつくるんだろうとは思いますがけれども、例えば貸借対照表をつけるとすると、資産の部に収入未済額ものってしまうわけですよ。それが不納欠損になるといったら、その不納欠損というのを決算書の表にはっきり出さないと収入未済が減っていかないわけで、そういう決算になった場合、それを見た一般の市民の方々がどういう感想を受けるか、ちょっと混乱があるのではないかと。ちょっと企業会計と公会計と私ちょっとごっちゃというか、まだはっきりわからないんですけれども、そういうことも言えるのかなと思っています。

それと……、何か答えになっていましたか、ちょっと。

（「いや私もわからないからプロに聞いた」と呼ぶ者あり）

○代表監査委員（伊藤健一君） あと市全体としては、私、例月出納検査で毎月会計管理者さん、それから病院の方、それから定期監査で各課、5年に1回ですけれども、また学校もことし3校回りましたけれども、それぞれその部署にいらっしゃるトップの方々の意識は、かなり、かなりというかきちっとしたのを持っていらっしゃいます、と思います。

今、財政課長さんの話なんか聞いても、相当な危機意識を持って研究されて、また答弁されていらっしゃいます。だから、そういう意識を少しでも若い職員さんにまで浸透させていって。でも私が思うには、財政とか税務というのは、この今の財政危機、各自治体大変なんでしょうけれども、そういう大変なことを全体で見られるかでありますので、財政とか税務課長以外の課長さん、市の幹部になられる方も、財政課とか税務課とか、そういうところ、経験されているんでしょうけれども、そういう経験をされていくということが大切なことではないかなと思ったりもしております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） 先生のお話でよくわかりました。しかし私も正直な話で、わからないからプロの先生にお伺いしたわけでございます。

しかし今最後の、先生の、私も本当に職員の課長さん方、どこの病院にしても、本庁の課長さんにしても職員の皆さん方の御苦勞に対しては、本当に感謝しています。それは本当に、先生と全く同感です。

しかしながら、こういう財政事情が悪いわけですから、本当にこの匝瑳市の企業にしたって、ちょっと大手は今、非常に利益を出して景気がいいと言っていますけれども、しかしこの匝瑳市ではちょっと大変、まだ大変だと思います。

そういうことで、本当に、くどくなって大変申しわけないですけれども、市長さん初め執行部の皆さん本当に大変でございます。その点同感です。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） それでは何点が質問させていただきたいと思います。

私は、委員会で申しますと総務常任委員会に所属している関係上、文教福祉関係については質問ができませんので、ちょっと大綱質疑には沿わないというようなこともあろうかと思いますが、御理解をいただいて質問をさせていただきたいと思います。

まず、施策の成果の38ページの、これは下の方になりますけれども8番に緊急通報装置設置事業というのがございます。事業費で803万9,124円、決算なっているわけでありまして、この事業につきましてはその下にも記録されておりますが、ひとり暮らしの高齢者などに対して、緊急を必要とする場合の通報装置の設置と、同時にそのシステム化と、この導入を図ったということではありますが、私もちょっと勉強不足で大変恐縮ですが、通報装置というのはどういったものなのか。そしてまた、それを取りつけることによってどのようなシステムになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

さらに、平成18年度末の設置台数が201台ということでございまして、これは末ですから、今まで設置してきた台数だということになるわけですがけれども、平成18年度に何台設置をされたのか、この2点をまずお伺いをいたしたいと思います。

次に、成果のページの42ページであります。保育所費の関係であります。保育所運営費ということで、この事業費が6億7,067万5,400円、決算されているわけでありまして、これにつきましては市立の5保育所、そして私立の7保育所並びに保育園ですか、そして管外委託、あるいは管外受託に対しての運営費の一部を負担するということではありますが、当然この負担額につきましては、児童福祉法に基づいた国の基準があるかと思っておりますけれども、その基準に対して園児数を乗じたというようなことではないかなとは思いますが、この国の基準というのがよくわかりません。ゼロ歳から3歳、あるいはそのほかと、いろいろ6段階から8段階ぐらいになっているのではないかなというように思いますけれども、この基準について御説明をお願いいたしたいと思います。

それからさらにもう1点は、保育所の運営費の使い道、使途ですけれども、これはどういった項目に使用できるのか、運営費というのは。縛りがあればその縛りをお知らせいただきたい。全般的に何でも使っていいですよというものであれば、それはそれで結構ですが、何か縛りがあるとすればお知らせをいただきたいというように思います。

次に大きな3点目として、今度は決算書です。決算書の54、55ページの11款分担金及び負担金のところ。先ほども伊藤監査委員の方から、今後の当市の財政を考えたときに、大きくは未収金をどうするか、不納欠損につきましても御指摘ありましたけれども、そういったことからして、この分担金、負担金の負担金のところで未収額がございまして。未収額は3,249万4,015円ですか、あるわけですが、その内訳として1,638万1,181円、さらにその下の方に保育所の運営費負担金滞納繰越分として1,355万7,681円あるわけでありまして、今、保育所の滞納というのが非常に社会問題になっているというようにもあります。

したがいまして、この滞納分について、先ほど申しました市立、それから私立というような形で、保育所ごとの滞納について、件数と金額をお知らせいただきたいというように思います。

それから、入所できない児童、今待機児童、通称待機児童と言っていますけれども、どのぐらいおられるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、大きな4点目として、決算書の56、57ページであります。給食費の関係になりますけれども、これはページの56、57ですが、教育費負担金です。収入未済額が1,611万2,834円、決算されております。このうち学校給食費負担金滞納分として1,302万8,226円決算になっているわけですが、先般同僚議員が中間としての給食費の未納について御質問をして、その回答を得ているわけですが、あれは中間の状況でありましたので、平成18年度末の累積未納額について学校名、そして件数、未納額をお尋ねいただきたいというように思います。ちょっと細かいんですけども、大変恐縮に存じますが、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） それでは、施策の成果の38ページの緊急通報装置の関係です。緊急通報装置がどういうものかという御質問ですけれども、この事業は平成7年から、旧八日市場市の方では実施されまして、続きまして旧野栄町でも実施しておりました。

この事業の内容ですけれども、お年寄りの緊急時に備えて、24時間体制で連絡、対応できるシステムを構築しております。

形式といたしましては、各家庭にございます電話を入れかえまして、その電話にボタンがついております。それと、電話と無線で結ばれておりますペンダントがついておりまして、このどちらかのボタンを押しますとシステムが作動しまして、受信センターの方へつながります。それで、状態等を言いますと、近くに住みます協力員さんを3名任命していただきまして、その方及び親族に受信センターの方から御連絡いたします。それで近くの方に駆けつけていただきまして、必要に応じまして救急車を呼ぶとか対応するシステムでございます。

また、月1回ですけれども、受信者側からお伺い電話ということで声かけコールを月1回行いまして、安否確認を行っております。

続きまして、設置の状況ですけれども、平成18年度中におきまして、新設設置が17台ございました。そのかわりに、撤去をいたしました台数が52台ございまして、この撤去の内容で

すけれども、入院とか施設に入所、またお亡くなりになったとか御家族と一緒に暮らすようになったとか、そういう理由での撤去でございます。平成18年度末は201台でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、保育所の運営費と国の基準というようなことでお答えを申し上げます。

まず、国の基準でございますけれども、法人の私立の保育所につきましては、もう県の方から指定をされております。

そこで基準の区分でございますが、一応4区分ございまして乳児の区分……。一例でございます。各園によって、かなり差がございます。というのは人件費の給与体系も違いますし、経費の使用の仕方も違いますし、各園によって差がございますけれども、1つの園でございますけれども例を申し上げます。

まず、乳児につきましては、その保育単価が16万1,740円でございます。その内訳としましては、基本保育単価分が14万3,020円、いわゆる2番目としまして給与の改善費の加算額がついております。これが1万6,010円でございます。それと主任保育士の専任加算額が2,290円。それと事務加算というようなことで420円、合計しますと16万1,740円と。

以上のような計算の仕方、1歳から2歳児が9万3,260円、3歳児で申し上げますと4万2,250円、4歳児以上が3万5,410円というようなことで、これに先ほど椎名議員さんもおっしゃいましたけれども人数を、園児の人数を掛けて、そこで運営費の算出をしていくと、市の方で支払いをしていくというようなことでございます。冒頭申し上げましたように、各園によって違います。

管外委託、管内の受託、委託についても、同じような算出をしてございます。

また、管内、管外につきましては、保育料を住所地の保育料で算定をするというようなことでございます。

2番目でございますけれども、運営費の使い道というようなことになりますけれども、これは一番大きいのは一応人件費というようなことでございます。それと、給食費、材料を買って、そこで園児に食事、またおやつ等を、そこで食べてもらうと。それとあと一般的な事務的な経費、それとあと実際の園児の年1回の運動会とか、そういったレクリエーションに使用をしていくというようなことでございます。

それと3番目でございますが、決算書の54、55ページの保育所の運営費の滞納分、1,355

万7,681円の内訳でございますけれども、合計で申し上げますと、各年度、平成9年度から平成17年度まででございます。平成9年度の人数で3名、滞納額が23万9,550円、平成10年度が6名、57万6,750円。平成11年度が10名です、103万1,950円。平成12年度が8名でございます、57万9,500円。平成13年度、8名でございます、76万6,000円。平成14年度、17名おります、148万5,900円。平成15年度、18名でございます。209万9,900円でございます。平成16年度、21名おります。241万7,000円でございます。平成17年度、28名おります。294万円でございます。合計で117名、1,213万6,550円となっております。

それとあと各園ごとの滞納額でございますが、平成18年度分でございますけれども、一番多いところから申し上げます。一番多いところで、人数で10名、72万6,750円が一番多いということでございます。

(「名前がわからない」と呼ぶ者あり)

○福祉課長(鎌形廣行君) 各園ごとに。

(何事か発言する者あり)

○福祉課長(鎌形廣行君) わかりました。

前年度でございますけれども、平成18年度分でございます。申し上げます。

八日市場保育所3名でございます、9万3,750円。豊和保育所2名でございます、5万8,000円。吉田保育所2名でございます、3万2,000円。豊栄保育所7名でございます、37万4,000円。飯高保育所はゼロでございます。椿海保育園6名です、76万4,750円。共興保育園2名でございます、2万6,000円。須賀保育園10名、72万6,750円。平和保育所2名、2万7,500円。匝瑳保育園4名でございます、20万8,250円。あづま保育園4名でございます、48万9,500円。栄保育園1名でございます、1万4,000円。管外で2名9,000円。合計で45名、282万3,500円となっております。

それと、最後の御質問でございますが、待機の園児というようなことでございますが、待機園児はございません。

以上でございます。

○議長(山崎 剛君) 二村学校教育課長。

○学校教育課長(二村好美君) それでは決算書57ページの学校給食費の未納についてお答え申し上げます。

57ページの収入未済額滞納繰越分1,302万8,226円、この内訳について御報告申し上げます。件数で541件でございます。これは年度もまたがっておりますので、同じ家族、同じ兄弟

等が重複しておりますので単純にはいきませんが。

それでは学校ごとに申し上げます。平和小学校、16万2,040円。椿海小、21万5,960円。八日市場小、27万4,690円。匝瑳小はございません。豊栄小、39万9,860円。須賀小、3万9,100円。以下、共興、吉田、飯高、豊和はゼロでございます。八日市場一中、90万7,710円。八日市場二中、57万9,070円。

さらに、過年度卒ということで、一中卒業生と別枠にしてございます。一中卒業生が、このほかに132万6,038円。二中卒業生が333万3,631円。

さらに、いわゆる市外、転出者がございます。転出者分が102万2,152円。

以上が八日市場分で、八日市場学校給食センター826万251円となります。

続きまして、野栄学校給食センターの野田小学校、27万1,460円。栄小、58万2,061円。野栄中、100万5,853円。過年度分としての卒業生、290万8,601円。

以上、小計といたしまして、野栄学校給食分が476万7,975円。先ほどの八日市場学校給食センター826万251円と合わせまして、こちらの1,302万8,226円となります。

あと、椎名議員さんから御質問いただきました前回の議会での答弁以後の動きはどうかということでございますが、これよろしいございますか。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） ありがとうございます。

それではまず緊急通報装置関係についてであります。ひとり暮らしの方ですけれども、現在何人ぐらいひとり暮らしの該当者がいるのか、またお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの御答弁では、今年度18年度の実施台数が17台ということで、撤去が51台あったということでもあります。その撤去については必要がなくなったと、いろいろな条件で必要がなくなったということでもありますので、それはそれで喜ばしいことなんです。ただ緊急装置の設置を希望するというような方もいると思うんですけれども、そうした場合に、この手続はどのようにしたらよいのかお伺いしたいと思いますし、同時に現在までの、過去に緊急通報装置を利用をされた方がどのぐらい、概算で結構ですけれどもいるのか把握していればお願いをいたしたいなというように思います。

次に、保育料の滞納関係であります。全国ではかなりの滞納額になっていると。約90億円ぐらいの滞納になっているということで、保護者の3.7%が滞納者であるというようなこ

とが報道等で載っているわけでありますが、その理由としては保護者の責任感あるいは規範意識の低下、あるいは個々の経済的な内容というのが大きな原因ということで上げられているわけでありますが、このような状況の中で、各自治体では、悪質な滞納者に対しては、それぞれの自治体でも、いろいろ差し押さえをすとか、あるいはいろいろな強硬な措置を行っているということも聞いているわけでありますが、当市の場合は、市立、私立では立場が違うわけですから異なりますので、行政側としての指導も差があるかと思いますが、これも具体的にはいいんですけれども、大まかに滞納者に対しての徴収について、市としてどのような指導をしているのか2点目としてお伺いをいたしたいと思います。

それから、さらに学校給食の関係であります、先ほど学校教育課長の方から平成18年度の滞納額をお知らせいただきました。前回の同僚議員の質問のときの滞納額に対して減っているということでございます。大変うれしいわけでありますが、そういった中で教育長は、前回の答弁のときに、これは3月の定例議会だと思っておりますが、給食費の徴収方法について、平成19年度から引き落としができなかったものについて、月単位で現金徴収をする方向で進めていくと。当面、この方法を進めてみて、成果がなければまた検討するというように述べておられます。

したがって、平成18年度の実績では効果が上がったのかなという、若干ですけれども、ように受けられるわけでありますが、実際に平成19年度から実施ですから、ことしの4月から給食費の徴収が変わった部分があるというようなことになろうかと思っておりますので、どのような現在結果になっているのかお伺いをまずいたしたいと思っております。

それから、平成18年度末の給食費の未納額を見ますと、先ほど御答弁いただきましたけれども、大きくは義務教育を終わっている方が、かなりウェートを占めているということですよ。

私の計算でいきますと、卒業生が、全体の金額で69%ぐらいいた。約70%は、もう既に義務教育を終わっている方が、中学校を卒業して上の高校あるいは大学に行っている方もいるかも知れませんが、また市外に転出をされているというような方が70%にもなっているということでございます。

したがって、1,300万円滞納額とすれば、900万円がそういう方々になっているのではないかなというように思いますので、その辺の対応が大変だというように思いますけれども、義務教育を終わっている方に対する、あるいは市外に転出されている者に対しての徴収の対応はどのようにされているのか、2回目の質問としてお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 執行部の答弁を保留して暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。椎名嘉寛君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） それでは、椎名議員さんから御質問で3点について御答弁いたします。

まず、独居の数ですけれども、平成19年の9月1日現在で655人です。これは住基上の数ではありませんで、住基ですと1人世帯でも同居している方がいるとか、また一緒に世帯になっても1人だけ残っているという方がおりますけれども、そういう方をいろいろ調べて、民生委員さん等の情報をいただきまして、この数になっております。

2番目の設置手続ですけれども、これについては対象者といたしまして、おおむね65歳以上の独居、または高齢者世帯で、身体状況その他で緊急時に備える必要のある方ということで、そういう方がおりましたら、暮らしの便利帳にも紹介してございますけれども、本所、支所、両方で受け付けておりまして、受け付けてから調査に伺って設置するようにしております。

手続ですけれども、申請書の中に緊急連絡先の親族の氏名及び緊急時に駆けつけることのできる協力員3名及び主治医等を記入していただいております。

3番目としまして、利用された方の人数です。平成18年度の実績ですけれども、緊急通報のあった方、これが、救急車が出動した、そういう状態の方ですけれども、年間18名おりました、18回です。それから、電話での受信者側に対する相談ですけれども、受信者側は保健師等が携わっておりますので、風邪の状況とか体の状況についてお尋ねとかございまして、その相談件数が199件ございました。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、先ほどの保育料の関係でございますが、未納者の対策というようなことで御答弁を申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、口座振替の不納者に対しましては、翌月に納付書を保護者に発送をしているというような状況でございます。また、入所後、園長さんの方から手渡しをお願いをするということもしております。通常は電話での催促というようなこともあわせてしております。

それとあと児童手当、また児童扶養手当等の現況届の時期がございます。そのときには窓口にお母さん方、お父さん方見えますので、そこで納付の約束をするというようなことをしております。

今年度、6月の日曜日に、現況届、便宜を図りまして10日の日に実施をいたしました。10日と24日の2回実施をしております。これは本所と、それと総合支所の方で実施をいたしました。

それと、昨年から、在園児につきましては、保育園に伺って登園または帰るとき、滞納者のお母さん方、またお父さん方に、直接お会いしまして声かけをしまして促しております。このようなことを実施をしております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 二村学校教育課長。

○学校教育課長（二村好美君） それでは、給食の未納問題についてお答え申し上げます。

まず最初に、椎名議員さん御指摘のとおり、先ほど申し上げました繰越未納額については、やはり卒業生、義務教育修了者が非常に多いのではないかと、御指摘のとおりでございます。また、転出者、この問題もでございます。

こういったものに対しましては、センターの方としましても、あきらめずに根気強く文書、それから電話、並びに戸別訪問等によって督促に努めておるところでございます。

ただ、実際にこの夏休みもセンターの稼働がないときを利用して、両センターとも戸別訪問を実施しております。この夏休み期間中には、両センターで現年度、過年度含めまして90万9,640円の集金が得られたところでございます。

ただ、転出者については、文書を出しましても、あて先不明で何軒かはやはり戻ってきてしまうと、そういうのも実情としてあることを申し添えさせていただきます。

2点目でございますが、本年度から給食の未納対策としてシステムを改正いたしました。その状況について御説明申し上げますと、前回の質問の答弁とも重複するところあるかもしれませんが、本年度より給食はみずからが頼んでみずからが負担するものという意識を持たせるために、給食の申し込みを年度初めにやりまして、不登校の事情のある者以外は100%の申し込みを得たところでございます。

そして給食費は口座引き落としで、当月振り込まれなかったものは翌月25日に再引き落としとなります。そして、これも通知をもちろん差し上げておるわけですが、翌月の再引き落としができなかった場合には2カ月後の25日、再々引き落とし、ここまで口座での引き落としをこちらでも期待しておるんですが、それでもだめな場合、つまり三月後でございますが、三月以降は当該者については、学校を通じて集金袋を配って、現金納期、これを年間最後まで、そういった形で進めさせていただくと、こういったことをやってまいりました。

また8月の校長会におきましても、センターの室長並びに主幹を招いて、校長方と十分な未納対応について、やはり過年度を見逃すわけではございませんが、過年度についてももちろん粘り強くやっていくわけですが、最低限やはり今預かっている子供たちの親を、直接これ以上当該年度と現年度分の未納をふやさないように努めましょうということで協議をいたしました。

その結果、昨日現在、9月10日現在でございますが、未納率は0.62%、昨年度の、平成18年度の未納率が1.71%でございました。現時点では未納率が0.62%で、金額で言いますと、きのう現在で19万4,350円、学校数で9校でございますが、かなり前年と比べますと好転している状況が伺えるかと思えます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 最後の質問になるわけでありまして、まず1点目につきまして、独居老人については、先ほどもお答えがありましたけれども655名ということでございます。

その中には、本当に緊急装置を必要とする方が何名いるかは定かではありませんけれども、いずれにしても独居老人がこれからも増加をしていく傾向にあるということははっきりしているのではないかなというように思います。

そして、新聞等でも報道されておりますが、独居老人の方がお亡くなりになられて、発見が非常に遅いと、遅かったというようなケースも報道されているわけでございます。そうした意味からいたしまして、この緊急連絡システムがしっかりしていれば一命を落とさなくても済んだ、あるいはまた事故も未然に防止することも可能であったというようなことになるわけでありまして、そういう意味では非常に緊急通報装置の設置事業というのは、他市でも事業として実施しているわけでありまして、当市も独居老人の方々が安心して生活できる、極めて大事な事業ではないかなと、そんなふうに思っているわけでございます。

したがって、先ほどもお答えがありましたけれども、緊急装置を設置されている方に対し

ては、月1回の声かけのコールをしているというようなことで、健在を確かめているということでありましたけれども、できれば月1回ではなく、もっと回数をふやしていただいて、そして独居老人の安否を確認をするということが大事ではないかな、こんなふうに思っておりますので、ぜひとも、平成19年度の予算でも、緊急通報装置借上料として940万円ぐらいですか、939万9,000円の予算計上がされているわけでありましてけれども、ぜひとも有効な事業になるよう今後も引き続いて御努力をお願いいたしたいというように思います。御所見があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、次に2点目であります。保育料の滞納につきましては、先ほども申し上げましたけれども、各自治体も徴収率向上に向けて多様な取り組みをされているようでございます。悪質なものにつきましては、条例で退園にできるとか、あるいは入園を取り消せるとか、いろいろ定めているようであります。また、誓約書の提出というようなものも義務づけている自治体もあるようでありますけれども、この辺は非常に難しいかなというように私は考えているわけでありまして、それは児童福祉法の理念というものがあって、すべての児童を健全に育てることが基本であるということからして、なかなか取り組みも難しいとは思いますが、やはりこの滞納についても御努力をお願いいたしたい。

それから、学校給食であります。これは御承知のように、教育基本法あるいは学校給食法の理念に基づいて行っているわけでありまして、給食は心身の健全な育成あるいは正しい食の充実、こういうものに寄与するという大きな使命があるわけでありまして。

保育料の滞納あるいは給食費の滞納についても、法に守られていることを逆に、一部の保護者が、払えるのに払わないというようなことであろうかと思っております。非常に難しい問題であります。そして給食費の問題は、義務教育終了した方が7割おりまして、金額も約7割程度が滞納ということでありまして、これを解決していくには、非常に難しいとは思いますが、やはり不公平な状況が生まれてくるというような現状ではないかというように思っているわけでございます。

当然、滞納について、これは滞納によって当市の財政も圧迫するものでありまして、滞納対策の強化をぜひともお願いをいたしたいというように思っているわけでございます。これにつきましても、御所見があればお伺いして私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） それでは、学校給食の未納問題でもって、ただいま椎名議員さんの方からお話ございましたけれども、この給食費の未納問題というのは、私自身は、単に金の

未納という問題だけではなくて、社会全体が、規範意識が薄らいでいると、これに対しての一つの方策として考えていかなければならないと、このように考えております。

先ほど課長の方からも、ちょっと御説明申し上げましたけれども、平成18年度の未納率が1.71%。現在のところ、平成19年度、集金の方法を変えることによって0.62%ということをもって、およそ未納者が3分の1くらいに減ってきてはいるんです。でも、これで十分ということはありません。この方法を取り入れる段階でもって、目標としたのは0.5%以下、ということを目指しております。ぜひ今年度、その目標に達成できるように、これからも頑張っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はございませんか。

田村明美さん。

○11番（田村明美君） 歳入歳出に分けて質疑したいと思います。

まず、歳入なんですけれども、市税について、収入済額というのが決算で、平成18年度の歳入ではっきりと入ってきたという部分だと思いますが、予算現額から比べると104.2%、調定額だと80.8%と。調定額がこんなに低いのは、滞納繰越分が市税徴収、大変だということのあらわれだろうと思うんですけれども、これちょっとお尋ねしたいんですが、市税の調定額の算定方法は、どういったところなんでしょうか。予算現額と調定額の差が市税については大変大きいと思います。

そもそも当初予算を特に計上するときには、市税の収入見込み、歳入見込みがどれぐらいかということが重要になるのではないかと思います。その傾向によって、次の年の予算計上がどれぐらいできるのかと。非常に厳しくしなければいけないのか、少し懐を大きくできるのかというようなことにもつながるのではないかと思いますので、調定額というのがどういふことで算定されるのかという方法をお聞きしたいと思います。

それにも関係するんですが、歳入の第4款の配当割交付金、これは予算現額の259%、しかし前年度比では50.1%増、それから第5款の株式等譲渡所得割交付金、予算現額ではその231%ですが、前年度比ではマイナス16.7%ということで、予算現額とすごく離れているわけですね。法制度が変わったということもあるのではないかと思いますので、そもそもどうしてこうなったのかというのを伺いたいと思います。

それから第11款の分担金及び負担金ですが、これは予算現額の97.5%で、かつ調定額の92.4%ということで、税収が、収納率が調定額よりも低いということは予想がつくことなん

ですけれども、分担金及び負担金でも調定額の92.4%しかないということは、要因としてどういったことなのか。先ほど来、学校給食費の滞納や保育所、保育費、保育料の滞納ということが課題であるというふうになっていますので、そういったことの影響なのかとも思いますがほかにもあるのでしょうか。分担金及び負担金の収納率が調定額の92.4%というのは、傾向としてはどういった問題、課題があるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、第16款の寄附金、合計6,154万1,607円ということですが、一般寄附金が5,000万円、民生費指定寄附金54万1,607円、教育費指定寄附金が1,100万円ということですか。

それで、5,000万円の一般寄附金というのは、本当に多額なんですけれども、どういう事情、理由のもとで寄附をされたのか。寄附をしていただくことはありがたいことですが、どういったことであるのか伺いたいと思います。

それから、その民生費指定寄附金54万1,607円ですが、その中で54万1,000円については、先ほど答弁があった中で、社会福祉振興基金として積み立てて、それが千葉県債の購入にそのまま充てられたというふうに理解したんですが確認したいと思います。

それから、第4番目に、減税補てん債、平成18年度は3,700万円ですか。それで、減税補てん債というのは、私がわかっているところでは、起債可能な上限額の100%が後年の地方交付税の基準財政需要額に算入されて交付税措置されるというふうに今理解しているんですが、ただ法制度変わってきていますので、減税補てん債というのはどういうものなのか。

それから、地方交付税として匝瑳市の予算に反映されるのは、当年度なのか、それとも後々なのか、どういったことなのか御説明をいただきたいと思います。

それから5つ目に、参考資料というんですか、補助資料でいただいた市税収納率の推移等という冊子がございます。それを見させていただきまして、わかりやすかったんですが、その7ページ、8ページのところで、7ページでは科目別滞納額ワーストテン、それから8ページでは滞納者ワーストテンというのが出ています。特にそこで、特別土地保有税というのが出てきます。これは、現在税制度として行われているものではなくて、過去の税金ということだと思いますが、そうすると滞納分なんですけれども、それでワーストスリーが物すごい金額になっていまして、これは当然平成18年度は不納欠損、特別土地保有税ゼロですから、そのまま徴収、督促ということが行われているはずですが、ワーストスリー、全部法人なんですけれども、市内の法人のワーストワンが4,002万3,600円、平成12年度から平成14年度分ということですか。それから、2番目が市内の法人で2,180万4,300円、平成4年度から平成7年度の分。それから3番目が1,210万7,446円、山武郡にある法人ということでしょうか。平成

9年度、平成11年度ということですが。

これ特別土地保有税滞納額が、収入未済7,460万5,846円ということで、1億円には達しませんけれども大きな金額です。特に法人が滞納している過去の税金の分と、それから土地を保有する、土地を売買取得したり、それから所有している者に対して、当時土地の登記を抑える目的もあって課税されたという、そういうものです。

ですから、当時は納められるはずのものであったと。それが滞納されているということで、今この時期匝瑳市にとって、このことを収納させてもらうということは重要なことではないかなと、私は考えるわけですがいかがでしょうか。

それから、財産になりますけれども、基金について2つほどお尋ねいたします。

1つは、社会福祉振興基金についてです。これ先ほど来、答弁、説明がありました。それで、5億円以上の積み立ててあった社会福祉振興基金を、平成19年3月23日付で千葉県債を購入したと。これは5年物ということでした。それで、この千葉県債を購入決定するまでの経過、それから検討会議がどうであったかということ伺いたいと思います。

なぜならば、何回かの議会の中で、私以外の議員の方からも質問があった社会福祉振興基金についてです。社会福祉振興基金は社会福祉振興を目的とした基金であるから、研究を行って社会福祉振興のために取り崩して使うことも検討してほしいということを再三お願いしてきました。ところが、議会の中でそのことについて、説明とか課題検討ということは全然提案されずに、いきなりほとんど全額千葉県債を購入すると。それも5年間。途中解約すればマイナスになるということでした。

ですので、これは本当に重要なことなので、購入を決定するまでの経過、会議がどうであったか伺いたいと思います。

それから、先ほどの答弁で650万円ほどですか、利息が平成19年度つくということなんですけれども、この利息については、一般会計に当然入ると思いますが、社会福祉振興ということのための予算にそのまま充てられるべきではないでしょうか、こういったことになるのでしょうか。

それから、第1回目の質問の最後ですが、もう一つ土地開発基金についてです。決算書の317ページの一番下に載っていますけれども、ここでは前年度末現在高と決算年度末現在高、変わらないということで、大した動きがないのかなと思いがちなんですけれども、実は土地の動きがありまして、野手浜総合グラウンド用地6,000万円を市に売却したということになるのでしょうか、ちょっとよく理解ができないんですが。

それから、都市計画道路の用地を土地開発基金で取得しています。平成18年6月23日付で売買取得ということになっていますけれども、これは先日担当課長から伺いましたところ、見徳寺の先から田町の方にかけての都市計画道路の用地なんです、第1期整備工事と第2期整備工事と分けられていると。第1期整備工事が終わった段階で、第2期整備について県は認可するという事になっているそうです。

第1期工事については、数年来議会でも質疑応答ありましたが、墓地の整理がなかなかうまくいかなくて、ずっとそこでとまっている状況です。お話を担当課とかから聞きますと、なかなかこれは本当に難しいと、年次計画もなかなかできにくいということにとまっています。それが第1期工事です。

ところが、今回の平成18年度に、土地開発基金を活用して取得した用地についている第2期工事の用地なんです。いずれにしてもここまで来たら、この道路は整備しなければならないというかたい決意のもとに用地取得をしたのはよくわかるんですけども、それではもう少し早く道路整備を進行させなければならないと思います。そうでなければ用地だけ取得していくと、固定資産税も当然入らなくなるし、塩漬けのままの土地というようなことにもなりがちですので、では一体どうするのかということまで含めてお答えをいただきたいと思います。

以上お願いします。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税務課の方で2点ほど御質問がございます。

まず、予算との調定額の関係でございますけれども、調定額につきましては、申告書、一番わかりやすい例ですと市民税ですけれども、確定申告、税務署さんのお出しになる確定申告と市民税の申告書、この2種類がございますけれども、この中で課税額が出てまいります。この額に課税した額が調定額で100%になります。

この調定額に過去の収納率、それを勘案いたしまして、予算額の方に持っていきます。ですからおおむね、ことしですと95%で予算の方を計上してございます。

それからもう1点、特別土地保有税の関係でございます。これ残っております7,000万円につきましては、ゴルフ場開発の件でございます。

それで1点目の市内と書いてある方ですけれども、この部分につきましては現在差し押さえ中でございます。

それから、2番目の部分につきましては、この会社自体が倒産して既にごいません。

それから、3番目の山武郡と書いてございますのは、分納をするところでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私の方から何点かお答えさせていただきます。

まず、配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金、予算額に対して決算額が大きくふえたり減ったりしている、あるいは前年度に比べて大きくふえたり減ったりしているということで、どういう理由かということなんですけれども、配当割交付金というのは、上場株式とか、あるいは投資信託の収益、こういったものの配当に課税される都道府県民税でありまして、都道府県が徴収をして、そのうちの一定を市町村に交付するというものでございます。それから、株式等譲渡所得割交付金、こちらは株式の売買、つまり譲渡益に課税をされる都道府県民税で、これも都道府県が徴収して市町村に一定の割合を交付するというものでございます。

どちらも株式であるとか、あるいは投資信託の関係ということがありまして、予算を計上するときは前年度の状況から次年度を推測するわけでございますけれども、株式とか投資信託ということで、経済の情勢に非常に大きく影響されるということで、経済情勢によって株の売買が盛んであるとか、あるいは株式の配当がふえる、あるいは逆に株式の配当が減る、株式等の売買が減るといような要因が非常に大きく揺れ動くものですから、どうしても見込みどおりにならないという状況でございますので、御理解の方をお願いしたいというふうに思います。

それから、分担金、負担金、こちらの調定が、いわゆる予算額より多いという要因でございますが、これは税と同じでございます。保育料と給食費、これの滞納繰越分が調定で入ってくるということでございます。

それから、5,000万円の寄附金、こういったものかというお尋ねでございましたが、ある市内の大手企業の関係者のお母様が亡くなられてまして、御遺族の方から市の方で役立てていただきたいということで5,000万円の寄附をちょうだいいたしました。昨年の9月補正予算だったと思いますが計上をいたしまして、ふるさと振興基金の方へそっくり積み立てしております。

それから、減税補てん債の関係ですが、どういうものかというお尋ねでございましたが、定率減税、恒久的減税とも言っておりましたが、定率減税の実施によりまして、市税の歳入が落ち込むわけでございます。それに対する補てんと。つまり、市税が落ち込んだ分を国の方で面倒を見るというふうなものでございます。市税が落ち込んだ分の4分の3については、

地方特例交付金として交付をされまして、残りの4分の1が減税補てん債という形で起債はできると。

後年度、元利償還の際に元金と利息、全額が地方交付税として措置されるというものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形都市整備課長。

○都市整備課長（鎌形信雄君） それでは私の方から、土地開発基金の中で216平米という土地の購入でございますが、これにつきましては、購入した経緯は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買い制度というのがございまして、こちらでその地主さんの方から買い取りの申し出がございました。

この制度は、都市計画施設の区域内に、いわゆる都市計画道路なんですけど、その土地を100平米以上所有する方は、地方公共団体に土地を買ってほしいという旨の申し出をすることができるわけです。

それに基づきまして、この本道路につきましては、昭和60年から、先ほど田村議員さんの方から御指摘がありましたように、延々と長い時間かかっておりますが、現在1期工事につきましては、確かに墓地という大変難しい問題を抱えておりますが、いろいろやらなければならないという状況の中でやっておるんですが、今回購入します場所は、全体540メートルのうち、1期工事267.5メートルの、その先の第2期工事の分で、一番隣接する場所でございます。

それで、これは塩漬けになるのではないのかというお話でございますが、これは昭和60年7月に、本道路の都市計画事業認可をとった際に、この540メートルにつきましては、各地権者の皆さんに説明会を行いまして、この道路全体540メートルを整備いたしますということで進めてまいったものでございます。

したがいまして、この土地については、いずれ、1期が終わったら2期へ入るということでございますので、その辺を踏まえまして、これは本人の申し出によって、土地の先買いをしてほしいということでございましたので購入したということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 明君） それでは、私の方からは、社会福祉振興基金の購入関係につきまして若干説明をさせていただきます。

御案内のように、公金運用につきましては、安全性が最優先でございます。最近の指定金融機関等の状況が好転をいたしてまいりまして、破綻リスクも回避等がされてきたところで、社会福祉振興基金の運用が図られてきたところだと理解をいたしております。

御案内のように、社会福祉振興基金の果実につきましては、果実運用も認められております。あるいは基金への編入ということで、双方の運用が認められているところでございますので、今後の課題といたしましては、福祉課、財産管理者であります福祉課長と財政課におきまして、果実運用につきましては協議がされることと理解をいたしております。

なお、購入金額につきましては、御案内のとおり、5億241万8,665円での千葉県債の5年債の運用でございました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） 私の方から2点ほどお答えを申し上げます。

第1点でございますが、民生費の寄附金でございます。54万1,607円でございます。3個人、1団体から御寄附をいただきました。

これにつきましては午前中、浪川議員さんにお答えを申し上げましたとおりでございます。県債の購入に充てたということでございます。

それと、社会福祉振興基金の目的といいますか使用目的ということでございますが、今年度見込まれる673万5,778円につきましては、当然そういった福祉目的に使用されるわけでございます。

今年度予算の中でも、主要な施策の成果の29ページの2になりますが、その中で難病療養者給付金支給事業というようなことで、原因が不明で治療も未確立と、かつ経過も慢性にわたる難病により入院または通院治療を受けている療養者に支給されるということでございます。

これは、平成18年度決算で660万4,000円ということで御報告しておりますけれども、今年度についてもこれに充てるということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 2点ほど答弁漏れなのでお願いしたいと思いますが、1つはただいま答弁あった社会福祉振興基金、千葉県債を購入決定するまでの討議の経過というのをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

それからもう1点は、土地開発基金による都市計画道路用地の取得の件なんですけれども、1期道路整備について、今までの経過、流れを見ますと、ますます本腰を入れて短期決戦でやっていかなければならないんだと思うんですが、担当課で伺った感触では、担当されている方、1人なのか2人なのか、そういった方々の思いとか、頭の中で終わっていないのかなというふうに思いました、終わっているのではないかと。

私の方で言うのも何ですが、担当課の方では、例えば必要に応じて海外にも出張ということで、行政関係者が出向いて行って話、交渉してくるとか了解をもらってくるとか、そういうようなことまで行う覚悟でないに進まないだろうと。そういう道路整備計画になっています。どうなのかと。いま一度、もう少しはっきりしたことを伺っておきたいと思います。

それから、私の方の、この件についての考えとしましては、平成18年度に土地開発基金で取得した土地については、公有地の拡大の推進に関する法律に明記されている、法にのっとったところでの土地所有者からの申し出によって、先々のことになるけれども現在取得したということなんです、その土地は県議会議員が取締役をやっておられる会社の所有地でした。

ですので、私の方としましては、もう少し事情を説明して、匝瑳市の事情を説明して相談する必要があったのではないかと。もう少し待っていただくということあってもよいのではないかと思います。

平成18年度に第2期整備工事の用地を取得を始めましたので、これから先は第2期工事の用地取得も、毎年毎年、あと五、六カ所と聞いていますが進めていくことになると思います。それならばますます、第1期工事は早くに進めなければいけないと思うんですが、どうもその辺のことがよくわかりません。答弁をお願いしたいと思います。

次に、歳出について、決算に係る主要な施策の成果のページに伴ったところで幾つか伺いたいと思いますが、まず施策の成果の21ページの市民フォーラム21というのがあります。10人の委員で構成され7回開催し、協議報告書提案書が提出されたということで、この市民フォーラム21は平成18年度に立ち上げるというときから市長が力を入れて説明され進んできたことです。

そこで伺いたいんですが、この市民フォーラム21の10人の委員の方の選出枠というのはどういったところからだったのでしょうか。そのうち、はっきりと市民公募で応募されて委員になった方は何人なのでしょう。それから、市民フォーラム21の報告書、つまり市行政に対する提案ということですが、この提案は平成19年度以降、何がどう生かされるのでしょうか。

か。決算ということですのでぜひ、平成19年度にどう反映されるのかという方向づけを伺いたいと思います。

それから、同じく21ページの匠瑳市誕生記念・ふれあい市民の旅で、ここでは64万7,000円ということなんですが、決算書の101ページのところでは参加負担金58万2,500円ということになっています。ふれあい市民の旅、参加者104人ということです。これは、ふれあい市民の旅を企画したときには、もっとたくさんの方々の参加を見込んで企画されたと聞いています。旅行業者との間で、協議の結果、市の負担ということがあったという報告がありましたけれども、どこかに無理があったのではないかと思うんですが、どういった判断をされているでしょうか。

それから、次の22ページの東総地区広域市町村圏事務組合負担金1,423万円ということですが、ここには5つですか、東総地区広域市町村圏事務組合が行ったことということで実績が上げられていますけれども、負担金の額は多額だと思います、1,423万円。今、ごみの処理の問題、それから病院のこととか、東総地区広域ということが、いろいろ課題になってきています。そこで、東総地区広域市町村圏事務組合というのは、東総地区のどの市、町、村が一緒になって、何を行おうとしているのか整理をしたところでの回答をいただきたいと思います。わかりにくくなっているので、ぜひお願いしたいと思います。

それから27ページ、28ページに委託統計調査というのがあります。これは国からの委託を受けて統計調査を行ったりしているわけなんですが、せっかく調査したことについて、匠瑳市の行政が生かさない手はないと思います。特に、28ページの商業統計調査準備事務ということで経済産業省の委託ですが、この商業統計調査という結果は、匠瑳市の産業振興にとっても十分生かしていかなければいけないのではないのかなと思っているんですが、どういう見解をお持ちでしょうか。

税の収納率を上げていくためにも、産業振興、地域振興ということが本当に求められていると思うんですが、そういう姿勢を伺いたいと思います。

46ページで東陽病院助成事業について出ています。合計、平成18年度は6,178万6,900円、東陽病院助成事業です。企業債償還金負担金と欠損金補てん負担金と2つに分かれています。企業債償還金負担金というのは、合併協議などのときに、東陽病院の助成ということで協議もされました。わかっていたことなんですが、欠損金補てん負担金というのは、私の方では認識がありませんでした。説明をいただきたいと思います。

それから52ページの環境測定事業の実績が出ています。これは毎年行われていますが、今

回どういった測定検査が行われて結果がどうであったのか、問題はなかったのか伺いたいと思います。

60ページの原点回帰飼料増産緊急対策事業142万1,000円です。これは、私の方では認識がありません。御説明をいただきたいと思います。

それから67ページの観光費、市の観光対策事業というのと観光協会助成事業ということで2つに分けて示されていますが、どうも全体の内容として、この2つの事業が重複というんですか、もう少し総合化して合理化してもよいのではないのかなというふうに思えます。このことについては、匝瑳市の観光振興ということの方針も含めてどう考えておられるのか伺いたいと思います。

それと、85ページの野手浜総合グラウンド、この用地を取得しということで6,000万円ということなんですが、済みません、認識が薄いものですから、この用地購入、それから野手浜総合グラウンド整備について、平成18年度についての説明をいただきたいと思います。

それと、ふれあいスポーツランド利用状況も出ていますが、歳入の中で、ふれあいスポーツランド使用料、ふれあいスポーツランド使用料が112万2,163円、野手浜総合グラウンド使用料3万4,540円というふうに計上されているんですけども、合併協議、それからその直後については、旧野栄町で行われていたというか、施策として行われているふれあいスポーツランド等の施設の使用料は負担をいただかないと、無料で使用、利用できるというのを当面続けるというふうに答弁があったと記憶しているんですけど、この使用料というのはどういったことでしょうか、どういう扱いになっているのでしょうか。

それから最後です。公園の維持管理費というので、土木費のところ、その中で清掃業務委託料2,150万4,723円というのがあります。これは、市内の農村公園以外の大小合わせたさまざまな公園の維持管理ということで、特に清掃委託料ということで合算されているのではないかと思います。とりわけ天神山公園の維持管理には多額の費用がかかっているのではないかと思います。天神山公園の維持管理費用についてお答えをいただきたいと思います。

済みません。さまざまありますがよろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 明君） それでは、基金の運用決定の手続のことについてお答え申し上げます。

御案内のように、基金の財産管理者は福祉課長でございまして、福祉課長が財政課長と協議をいたしまして、私どもの当時の収入役職務代理者と合議をいただいて、副市長、助役、

市長との決済によって購入が決定をされたところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形都市整備課長。

○都市整備課長（鎌形信雄君） それでは、私の方から2点ほどお答えさせていただきます。

まず、土地開発基金の関係で、先ほどの御質問でございますが、短期決戦でということでございますが、確かにおっしゃるとおり、現在相続人の問題が、かなり高齢化している方もいらっしゃるの、これまた所有権を保存していませんので、確定ではございませんがあくまでも相続人だろうと推定される方が、海外にいらっしゃる方も、今の段階で調べております1つの例を申し上げれば、昭和5年生まれ、6年生まれの方が、アメリカ、カナダにいらっしゃいます。そうなりますと、当然年齢は77、76という、かなり高齢な方でございますので、そういう意味では短期決戦ということは、確かに思い当たるのかなと、私の方では考えております。

それから、頭の中で終わってはいまいかということでございますが、決してそのようなことはございません。これはとにかく解決しなければ、この道路は完成しませんので、これに向かって鋭意努力するつもりでございます。

それから、買い取りの申し出につきましては、2期工事については、特に3件、現在、平成19年9月現在で3件の申し出がございます。2件はもう既に取得しておりますが、3件目につきましては今交渉中でございます。何と申しましょうか、土地だけで上物を補償しないで、相手の方に除去してもらって土地を買い取りさせていただくということでございますので、ある意味では対費用効果としては効果があるのではないかなと考えております。

それから、天神山公園につきましてでございますが、これは確かにおっしゃるに、都市公園、児童遊園、それから野栄ふれあい公園の清掃業務委託料、すべてのトータルの数字でございます。

それで、例えば天神山公園ということでございますが、これは都市公園清掃業務委託ということで仕様書の中でお願いしておりますので、天神山が幾らというのは、ちょっとここで算定はできません。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） それでは私の方からは、4点についてお答えをいたします。

まず、市民フォーラムについてでございますけれども、市民フォーラムにつきましては、

委員10人のうち公募の人数はということでございますけれども、公募5人、それから市からお願いした委員さんとして5人ということでございます。それで、検討結果をどのように、平成19年度に生かすのかというお話でございますけれども、これにつきましては、ただいま策定中の基本計画あるいは実施計画に生かしていきたいというように考えております。

それから次に、市民の旅についてということでございますけれども、市民の旅につきましては、匝瑳市の合併を記念いたしまして、市民同士の交流を深めるということを目的として計画いたしましたわけでございますけれども、200名の参加者を確保したいということであったんですけども、約半数の104名の参加者ということでございました。それで、この人数が集まれば、当初の旅行費用で足りたわけですが、不足したということで、追加で旅行費用が必要になったということで、その分については参加者から追加徴収するということはなかなか難しいということで、市の負担ということでしたところでございます。こういった評価をしているんだという、判断をしているかというお話でございまして、旅行のやり方が、団体で行くというやり方が、ちょっと時代にそぐわなくなってきたのかなという感じはいたしております。それで平成19年度については実施を見送っております。

それから、東総広域の構成団体ということでございますけれども、これにつきましては、銚子市、旭市、匝瑳市、これが構成団体でございます。それで、事務は何をするのかというお話でございまして、市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施のための連絡調整に関する事、東総地区ふるさと市町村圏計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事、関係市職員の共同採用試験に関する事、関係市職員の共同研修に関する事、それからもう1点といたしまして、昨年規約の改正をいただきまして、一般廃棄物（し尿を除く）処理施設の建設及び管理運営に関する事、これが事務でございます。

それから、商業統計を市の施策に生かすべきではないかという御意見でございまして、委託統計につきましては、最近非常に協力が得にくいということで、拒否をされるケースも出ています。またそういったようなこともございまして、目的以外には使用しないという条件で御協力をいただいているということでございまして、なかなかその内容を市の方で応用して使わせていただくということは困難な状況でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木憲一君） それでは、野手浜の用地購入の6,000万円のことをお知らせ

します。

野手浜の総合グラウンドの用地を取得していくんですけども、6,000万円の中の内訳ですけれども、原野2万363平米のうち3,751平米を買い戻しました。6,000万円でございます。

それから、野手浜総合グラウンドの測量調査及び基本設計、これ平成18年度ですけれども、基本設計という形で実施しました。

それで、内容といたしましては、4万平米の利便性を図るため、平成19年度から2カ年度に分けて、工事として分けて、サッカーやラグビー、それからグラウンドゴルフ等の多目的なスポーツレクリエーションの利用を考えまして、芝生広場を整備して、それからトイレ、倉庫、駐車場等を設置する予定でございます。

それから、ふれあいスポーツランドの利用状況、この表のとおりなんですけれども、使用料云々ですけれども、旧野栄町、それから旧八日市場市、これ減額、いろいろ免除とかございまして、その辺これからよく精査しまして、使用料のことは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは私の方から、環境測定事業の調査結果ということでお答えしたいと思います。

環境測定事業は、平成18年度、公共用水域等水質検査、これは市内の8河川、15地点、湖沼の5地点、これについては環境基準を超過してはございませんでした。

またこれに合わせて、市内の8カ所の地下水の水質調査も実施しまして、これについても環境基準を超える結果は出ておりません。

それと、ダイオキシン類測定業務でございますが、これは大気、土壌合わせて実施しまして、大気については野栄総合支所、椿海公園、土壌については蕪里児童遊園、野栄ふれあいスポーツランドを実施しまして、これについても基準を超える数値は出ておりません。

それと最後の土質調査業務でございますが、これは昨年度ありました木積地区におきまして産廃の不法投棄の現場がございまして、地区の要望がございました。その土質調査を行った結果、若干の砒素が1地点で出たというような調査結果が出てございまして、この砒素の結果が出ております基準については、余り大きく心配されるようなものとは出ておりませんので、調査地点について、3業務については、いろいろすべて調査結果は調査基準を超えてい

ないというような調査状況でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木健康管理課長。

○健康管理課長（大木公男君） それでは東陽病院の助成事業の関係で、欠損金の補てん負担金の関係でございますが、2,980万3,000円、これにつきましては、合併前の旧野栄町の平成17年度分の欠損金ということで、この上段の企業債の償還金負担金、これと同様に、たしか合併協定事項で協議が調っておる、そういう事項でございます。

こちらにつきましては、平成17年度分限りということで、平成18年度以降はございません。以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 私の方から2点ほど回答させていただきます。

まず、原点回帰飼料増産緊急対策事業でございますけれども、これは市内、今泉地区の砂子稲わら収集組合、これは稲わらを収集することによって、まず耕種農家の組合員、これは転作、耕転、田んぼの耕転、田植え作業の効率化と稲作の育成時の障害回避、それと畜産農家の組合員、これにつきましては、この収集しました稲わらの自給飼料を確保することを目的とする事業で、これにつきましては、千葉県の方強い農業交付金の実施要領に基づきまして実施しているものでございます。

それともう1点、観光対策と観光協会への助成、これにつきましてでございますけれども、観光対策、直接的に行政が実行すべき事業、こういうものがございます。それとあと観光協会、これは団体でございますが、これは実施することが妥当と思われる事業、これに対する助成ということで2本立てで考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） 振興基金の公募債の購入の経過でございますが、平成19年の2月19日に、福祉課の方で起案をしてございます。それで2月21日に決裁をいただいております。

そこで、安全で利息の高い活用の方法がないかというようなことで関係課と協議をしたということで、昨年までの運用ですと数万円というようなことで利息も少ないというようなことで、県債を購入をするということで、安全なそういった利回りの県債を購入したというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 生涯学習課長に伺いたいんですが、平成19年度、当年度以降、ふれあいスポーツランドの使用料については、匝瑳市の施設だということで検討したいということがわかったんですけども、平成18年度決算で計上されている112万余円があるんです。これは使用料ということなんですが、使用料を取ったというふうに認識できるわけなんですが、私の方では、ふれあいスポーツランドについては利用者負担なしと思っていました。そのことの説明をいただきたいと思います。

それから野手浜総合グラウンド使用料3万4,540円というのがありますが、これについても御説明をください。

それから、土地開発基金と土地開発公社のそれぞれの役割ということなんですが、今回土地開発基金の活用の動きということで、財産のうちの基金というところで示されていて、初めて土地を取得したというのがわかったんですが、今後この都市計画道路について、土地開発基金で購入するんですか、それとも土地開発公社で先行取得するんですか。何かばらばらになっているのではないのでしょうか。過去の用地取得については、土地開発公社で取得しているのではないのでしょうか。土地開発基金で購入の場合に、議会にかけられないといいますか、決算のときに初めてわかるということなんです。土地開発公社ですと、いずれにしても議会に報告書が出されますので、その中で議論がなされます。土地開発基金の動きではわかりにくいと。なぜ開発公社で先行取得しなかったんでしょうか。

それから、今も用地取得は動いているようですが、これからはどうするのでしょうか。私の方の考えでは、土地開発公社で取得をしておいて、土地開発公社が管理もしていくということの方がわかりやすいのではないかと思うんですが。

それから、市に、いつ、開発公社から売却するのかというものはっきりしてくる。また、議会に対しても示されるというふうに思うんですが、どういったことなのでしょう。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私の方から土地開発基金と土地開発公社の関係について御答弁したいと思います。

土地開発基金というのは、これは市の条例に基づいて設置しているものでございます。それから、土地開発公社、こちらは公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立をした法人でございまして、市とは別個の人格を持っているというものでございます。

近年は、大体土地開発基金があると土地開発公社の使命が終わったということで解散しているところも多いんですが、土地開発公社の方がメリットとしてあるということは、補助事

業で土地を買い戻す場合、土地開発公社から買い戻す場合は国庫補助の対象になります。ところが、土地開発基金で持っていた土地を買い戻す際には、これは国庫補助の対象になりません。ですから、将来国庫補助で土地を買おうという予定がある場合は、公社で持っていないと後で補助金の対象にならないということになります。

都市計画道路については、道路用地はもちろん、これ普通国庫補助の対象になりますので、かつて土地開発公社で買っていた時代は、将来買い戻す際、国庫補助事業の対象になるという前提で土地開発公社で買っていました。ところが、ずっと長いこと事業化できないものだから、もう現時点では土地開発公社で買い戻すに際しても、もう国庫補助の対象にならないというところまで来てしまっています。したがって、今土地開発公社で買うことのメリットがないということになります。

それから、土地開発公社で買う場合には土地開発公社はお金がありませんから、市中金融機関からお金を借りて、その土地を買うことになります。したがって、公社の方では利払いが発生する、利子負担が発生するということになります。土地開発基金の場合は、基金に積んであるお金から払いますので利払いは生じないということになります。

それから、土地開発基金から買うことが決算で初めてわかるというお話がございましたけれども、これは買い戻しの財源については、きちんと予算に計上してありまして、土地開発基金から野手浜総合グラウンドで6,000万円を買うということについては、去年の6月補正予算で計上してございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木憲一君） ふれあいスポーツランド、それから野手浜総合グラウンドの使用料のことなんですけれども、民宿などを利用しての大学生、営利目的、そういう方に対しては、使用料をいただいております。

それから、老人の、高齢の方たちには、免除という形で使用しておりますので、そういう観点で使用料をいただいております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） では議案第1号について質問いたします。

この平成18年度の匝瑳市の決算は、合併後最初の1年間のトータルの予算と。それと同時に、いわゆる今度の匝瑳市の、合併しての匝瑳市の予算に、重大な影響を与える、いわゆる

小泉内閣、小泉の政治の、いわゆる構造改革路線ですよ。それがもろに匝瑳市にも重大な影響を与えたわけですよ。笑い事ではないわけです。いわゆる小泉総理の最後の5回目の国家予算の影響を受けた予算ですよ。小泉構造改革、何をやったかと。三位一体改革、いわゆる三位一体改革の最終年度ですよ。いわゆる定率減税の半減、医療費の抑制、いわゆる高齢者は現役並み3割負担が強行されたわけでしょう。あるいは交付税の削減、介護保険料の値上げ、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、高齢者の市民税非課税限度額の廃止、住民税の均等割の妻の非課税の措置の廃止、年金の引き上げ、これらが相まって、国民は、この痛みを伴う改革によって、本当に暮らしがどんどん行き詰まってきたわけでしょう。先ほどの椎名嘉寛議員の質問でも、保育料の未納、平成13年から急激に急アップしたわけですよ。平成13年度、保育料の未納が8件で76万円だった、未納金が。ところが平成14年度から一気に17件と。金額も148万円と。結局、小泉構造改革によって、匝瑳市民は痛みをどんどん受けるし、それから市の財政にとっても本当に大変な時代に突入したわけでしょう。今度の選挙結果は、それが国民の怒りとして出たわけでしょう。

そこで伺いたいんですが、この平成18年度の決算から、いわゆる改革に伴う痛みというのか陰というのか、今度安倍総理が、改革に伴う陰の部分を解消したいと。ここには陰があるわけですよ。市長に私は、トップとして、いわゆる井の中のカワズではいられないわけですよ。当然地方6団体で、市長は国に対して、地方の代表者として、4万1,500人の市民の守り手として言いたいことを言うわけでしょう。ではこの平成18年度に、安倍総理の言っている国民全体の怒りを示した参議院選挙の結果、この平成18年度にどんな陰の部分が、いわゆる各セクションというのか各部分、どういう形で出てきているか。私ははっきりと保育料の未納問題、あるいは給食費の未納問題、みんなそこから来ていると思いますよ。本当に暮らしが、暮らしにくくなったと。どのような陰の部分が、この予算上、市民の暮らしの実態の中で明らかになっているか、これを明らかにしてください。

それから、第2点の問題は、そういう国の政治の中で、国も、いわゆる構造改革ということで、改革なくして成長なしということでぐんぐん、あの強烈な政治を進めてきたわけでしょう。そこで、国の方針にすっかり乗って、地方行革、当市においても行政改革プラン、集中改革プラン、いろいろなさまざまな国の命令によって、地方財政、財政再建計画、こういうものをつくってきた。ところがこれが、具体的には地域の経済の沈滞を招く結果になっていると。さまざまな諸問題を生み出すことになっていると。そこで私、これは後ほど問題にしたいと思うので、ここ数年間、現状でも結構です。市役所全体のパート、臨時職員の実数

を、各セクションごとに全部明らかにしていただきたい。結果的に今全国でパート、アルバイト、派遣労働者、不安定雇用、そういう方々がどんどんふえ続けている。それが国民全体の暮らしをどんどん悪化させていると。当市もそれに乗かってしまっていると。行政の中にもそういう動きが強まってきている。それがあたかも、日本経済をよくするかのごとに、そういう宣伝というのか方向の中で、国の方針の中で、それにすっかり乗かって、地域全体の地域の格差を拡大していると。本庁、野栄の総合支所、ぬくもりの郷、給食関係、保育所関係、病院関係、一切の施設の中で、そういう不安定雇用、パート、アルバイト、正規職員でない形の方々が行政を支えていると。その実態を明確にしていきたい。

それから3点目に伺いたいのは、今回の議会で幾つかの参考資料として指標というのが出されましたね。経常収支比率がどうだとか、いろいろ出ています。国の財政健全化法という法律の中で、執行部は議会に報告しなければならないという、これは財政課長、よく御存知だと思うんですが、ここに示されていないわけですよ。いわゆる実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから……、実質公債費比率は、将来負担比率も決算カードに出ていますか。出ていない。そういうことで、これらの指標の数値を議会に報告し公表することが義務づけられているわけですよ。私は、国がこういう形をやるというのは、国の支配下に地方自治体を置こうというねらいが、陰に隠された面も、一面もあるというのは承知しているんですが、しかし国が、例えば匝瑳市が、経常収支比率が99.9%、今回多少持ち直しましたけれども、イエローカードを掲げるわけですよ、国が。場合によってはレッドカードと。そのための健全化法になるわけですけども。それはそれとして、議会としては、我々議員としては、その状況を把握するために、その実態を報告していただいた方が議論がしやすいと、内容を掌握しやすいということで3点目にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、次に市税の問題で、調定額では、いわゆるこれだけの税金が集まる予定の金額ですよ、45億7,000万円。ところが、収入済額は約37億円、未済額7億3,000万円、不納欠損が1億5,000万円。かなり税の収納状況というのは。そこでちょっと参考資料で配られたので、あれっと思ったのがあるんですが、この辺はどういう事情なのか。いわゆる収納率について、この参考の配付された資料の中で、現年分については、平成5年から平成18年比較して、現年分はほとんど変わっていないんですよ。いわゆる96.6%から96.3%ですから、ほぼ並びですよ、収納率は。ところが問題は滞納分ですよ。滞納分が18.9%から9.3%に、思い切って落ち込んでしまっている。現年度分と滞納分の収納率は、合わせると平成5年は88%、平成18年度は80.8%。滞納分の収納が悪いから、全体をぐっと低下させるわけですよ

ね。そこで、これがなぜ滞納分のところに顕著に、収納が落ち込んでいるのかというのが聞きしたい1つなんです。

それともう一つ、合併前後ですからちょっと聞きたいんですが、野栄地域は現年度分が収納率が低いんですよ、94.4%。旧八日市場は96.6%。現年度分の収納率は八日市場の方が高いわけですよ、野栄の方が低いわけですよ、収納率。ところが、滞納分になるとどうなるかということ、野栄は14.2%って高いんですよ、収納率が。旧八日市場は8.3%とぐーんと低いと。これは、どういう事情というのか理由で、この辺は監査委員なんかは分析したことはありますか。やはり税の収納。だって、監査委員はあれでしょう。この監査委員の指摘の中で、市税のほか国税や保育料、学校給食費、住宅使用料の未収金が多額となっているので、未収金の削減に向け一層努力されるようにと言っているわけですから、その辺も、ではどうなのかと、詳しい分析が必要なわけですよ。詳しい分析をする上で私は質問しているわけですから。それを明確にしていきたいと。

それから、いわゆる約1億5,000万円の、代表監査委員も先ほど言っておりましたけれども不納欠損。2億円と言ったが1億5,000万円ですよ、全体ではね。市税ではね。それで、これは先ほど田村議員の質問の中でも出ていたんですが、個人、東金市、4,630万円、個人市民税で。法人になると、船橋市の方で2,416万円。これ不納欠損、処理するわけですよ。こういうあれですか、こういう不納欠損段階で、これは地域だけでだれだかというのはわからない。こういう多額な、本来納入すべき方が納入しないで不納欠損するということについては、私は公表をしてもいいのではないかと。公表しているところもありますよね、全国的には。やはりそういうくらいの、これは全部を公表しなさいということじゃなくて、こういうような、多額で長期にわたって、そして不納欠損するという場合は、当然会社の場合は倒産しているかもしれない、いろいろな事情で。私は公表に踏み切っても問題はないのではないかと、このように思うんですが、その辺どのようにお考えかお伺いしたいと。

それから、約十二、三の滞納の方の理由が、理由ごとにここに分析してあるわけです。いわゆる今分納中だとか、分納中断、納税意識欠如、経営不振、交付要求、差し押さえとか、ずっと、生活困窮と。こういう形で、12分類中、今回も1億5,000万円の不納欠損処理をして、どんどん毎年また来年、また出るわけですよ。このうち、生活困窮なんかというのは、これは非常に収納が難しいと思うんですよ。この中で難しい、どうしても収納できないという部分があると思うんですよ。分納中とかというのは、あるいは納税意欲欠如というものどうなのか。いずれにしても、私はこの全体で、市民税の場合、全体の合計額が幾らになる

のかな。約6億円、7億円とかその程度ありますよね。そのうち頑張れば、いわゆる代表監査委員が指摘しているように、一層努力されたいと。努力すれば集まる予定収納額というのはどういふのがあるんですか、これ。集まらないものは一生懸命集めてたって集まらないでしょう。今まで毎年毎年、この決算審議や予算審議の中で、この滞納問題を議論してきて、一層努力されたい一層努力されたいって、オウム返しのようにやっていたって、これ集まらない人、改善されない人、いつも同じですよ。どんどん悪くなっていっているでしょう、収納率。では、この中で収納可能はどの程度、全部集まりますか、これ。できないでしょう。その辺の見極めというのが大事ではないですか。ではどの程度確実に集まるか。例えば平成19年度中に、これくらいまでは頑張ればとれると、収納できると。でもこれは2年、3年、分納ありますから、分納の中でこれだけの結果。だから私は、住民に温かい思いやりの姿勢を持ちながら、この収納活動と、収納事業というのをやらないで、ただがむしゃらにやっても私は進展しないと。収納可能な金額は幾らぐらいで、どこの部分が収納可能かと。そういう新たなる分類、収納可能な件数、金額、頑張れば、時間もかかるけれども頑張れば何とかなのではないかというような件数、金額。最初からだめだという、この部分。この3つなり5つなりの新たなる分類を、この全体の滞納額に分類をする必要があるのではないですか。

それでこの約1億5,000万円の不納欠損金には、地方税法の、いわゆる規定に基づいて処理する、滞納処分の停止をするわけですけども、第15条の7ですか。そうすると、この滞納している方に、滞納処分停止の執行通知というのを出すわけでしょう。これはもうこの1億5,000万円の方々、何件、何件というのもここに書いてありますけれども、その停止の通知をどういう形で通知をするのか。

それからここに交付要求というのがありますよね。交付要求というのは、これ大体滞納する人は、一切合財滞納している可能性が高いわけでしょう。例えば市民税を滞納していれば国保税も滞納する。恐らく保育料も滞納している。さっきも話題になった給食費関係もというような、いわゆる多重になっているわけですよ。多重滞納になっていると思うんですよ。その場合、市として、市長名で交付要求をした場合、これ交付要求というのは先手、いわゆる先手必勝というのは、ちょっと言葉がおかしいけれども、いわゆる先に交付要求をしたところに手をつけたというのか、権利というのか、あるのではないんですか。だから、そういうような交付要求というのは、かなり実施しているのかどうか。

ところが法律で、国税優先になっているわけですよ。滞納が、市民税に滞納があつて国

税でも滞納があったら、国税の方が優先的に、国税の方に行ってしまうわけでしょう。例えばそれ競売にかけたり差し押さえにするにしても、いろいろやるときも、国税が守られてしまうわけですよね。これも私は随分おかしな話だなと思うんですよ。地方自治権が認められて、国は国として当然権利、国権を持っているんですが、例えば100万円の滞納が、国税があつて、地方と国で折半で、それぞれの権利行使ができるように、何でこれできないのか。これ法律で決まっているからと、言われればそれまでなんだけれども。やはり地方の地方自治権が憲法で保障されているわけですから、こういうことはやはり地方財政を守り抜くと、健全化させていくという上からも、やはり国に対して均等に、地方にもその配分を要求するというのは建前ではないかというふうに思うんですが。

以上、数点にわたってお答えをいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 執行部の答弁を保留して、暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

大木傳一郎君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、大木議員さんの御納得するような答弁にはならないかと思えますけれども、私といたしまして、合併後においても、厳しい財政状況に置かれております。これはもう事実でございます。そのような実態といたしまして、財政の健全化を図ることが本市の重要課題であると考えておるところでございます。

小泉改革を問われるまでもなく、財政の健全化はやり遂げなければならないことであることから、限られた財源を念頭に置きながら、出口ベースの抑制に心を砕いていくつもりでございますので、どうかひとつ今後とも大木議員さんにおかれましても、そのような思いの中で、お互いに協力し合いながら、本市の財政状況の健全化に、お互いにいていただきますことをお願いを申し上げます。

また、最後に、監査委員さんの監査報告の中に、あの言葉を、私もしっかりと、私どもが今後とも運営をさせていただくつもりでございますので、今後ともよろしくどうぞお願いを

申し上げます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、私の方からは、パート、嘱託職員の実情ということで御報告をさせていただきます。

まず、推移ということでございましたけれども、現状ということで、平成19年4月1日現在の状況を御報告させていただきます。

まず、嘱託職員につきましては29名でございます。セクションごとの配置でございますが、ふれあいパーク2名、勤労青少年ホーム2名、野外活動施設2名、ふれあいセンター3名、健康管理課1名、生涯学習課4名、公民館2名、図書館4名、高齢者支援課5名、市長市民室が4名でございます。

各セクションごとには、専門職であったりというような実情の中で、推移の部分で申し上げますと、平成17年度からは、高齢者支援課が1名ふえておりますので、28名から29名に今年度ふえているという実情でございます。

なお、臨時職員につきましては、それぞれの持ち場での業務の応援という部分もありますので、4月1日現在では46名でございます。給食センター、保育所の調理関係、それから各課事務の応援という実情の中で、嘱託、臨時職員の4月1日現在の実情は77名ということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私からは1点、地方財政健全化法に基づく実質赤字比率などの4つの健全化判断比率について、議会に報告しなければならないのではないかとということでございましたけれども、この4つの健全化判断比率については、平成19年度決算から監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないということでございますので御理解のほどお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税務課の方、大分何点もございますけれども、まずは市税収納率の推移と順序に従って御説明したいと思います。

まず1ページ目の部分でございます。

旧八日市場市の方が滞納繰越分が低くて、旧野栄町の方が滞納繰越分の収納率が高い、こ

の理由でございますけれども、旧野栄町は滞納繰越分から徴収に着手してございます。旧八日市場市の場合は、現年分から徴収に着手している。つまり税を納めていない方は同じ方ですので、どちらの方に先に入るかということで率が変わってきたものと思います。

それと、あと旧八日市場市の方では、特別土地保有税、これは旧野栄町にはございませんでしたので、この部分が影響しております。

それともう1点、特別徴収の方が、旧八日市場市の方が多うございまして、この部分が市税の方に入っております。

それから4ページ目、事由別滞納集計表、この件でございますけれども、左側の方から3つ目まで、分納中、分納中断、納税意欲欠如、この3つの部分が、これから時間はかかりますけれども収納可能な金額と考えております。これで延べ2,115人、1億9,182万6,762円、32%程度ということになります。これが収納可能な金額と考えてございます。

それから、10ページ目の部分でございます。上段にあります執行停止、即時消滅につきましては、個人あての停止と消滅の通知は行きます。下側の段の第18条については通知は差し上げておりません。これは税法どおりの扱いをしてございます。

それから最後の紙だったと思いますが、不納欠損のワーストテンの公表の関係でございます。公表しようという行政体はあるとは聞いてございます。ただ、公表している市町村はございませんので、これから調査してみたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） いずれにしても市税の収納、これから議論する国保税についても、それから先ほどからも議論あった保育料や給食費が、いわゆる小泉構造改革の進行と同時に急激にふえているわけですよ。ですから、小泉構造改革の影響というのが、もうまさに明確な犯人と言っても私は過言ではないと。そこで、平成18年度、特に平成19年度は、きょうは議論の対象ではありませんから、平成18年度の小泉構造改革による税制改革によって、その影響がどう匝瑳市の行財政に、どんな影響を、どれだけの額、影響があったか、それを明確にさせていただきたいと。

それと同時に、やはり行政というのは、市民の暮らし、それを正確に掌握することが大事だと。そういう意味で、例えば、医療費の現役並みの所得のあるのは3割負担になるわけですよ、なっているわけですよ。そういうような形で、介護保険料の負担増、年金の保険料の負担増、もうさまざまな形で、あるいは税についても市民への、市民側から見て、匝瑳

市行政としての、匝瑳市としての影響額ではなくて、市民全体に与えた影響額、こういうものも当然行政を執行するに当たって、その試算を明確にする必要があると、こういうふうにするので、その辺試算していたら、その実態を明らかにしていただきたいと同時に、もし試算していないということであれば、極めて大事な、市民の暮らしに与える影響が大きいわけですから、ぜひやっていただきたいと。

最近、内閣府の調査で、9月8日に国民生活に関する世論調査というのが発表になったわけです。これは新聞に出ていましたよね。当然皆さんもそれは見たと思うんですが、生活に不安だと答えた人が69.5%なんです。これだけ今国民が、暮らしが、暮らしにくくなったと。だからこそ、税の収納も悪くなるし、保育料や給食費もなかなか納められない方も出てくる。ここに大きな要因があるわけでしょう。それを無視して、私は政治は語れないと。ぜひその辺を明確にしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、1,000万円以上、あるいはワーストテン、こういう方の公表を、研究するというものですから、調査するというものですから、不納欠損で市の財政に重大な影響を与えたわけです。金額が余りにも、1件あたりで4,600万円という不納欠損をするわけでしょう。法人でも2,400万円。こういうのはやはり公表しても、私は差し支えないのではないかと、前々からももう言ってきたんですが、それがなかなかできないと。

それから、財政課長の、別に法律で平成19年度からの決算からというふうに決められているから今回はいいということではなくて、今年度は今年度として前向きにその数値を議会に出した方が前向きではないのでしょうか。公告してはならないというものではないわけですから。

それから続いてお伺いしたいんですが、これはどこに出ていたのかな。主なる成果かどこかに出ていたんですが、26ページに、賦課徴収費の中で、市税収納率向上対策ということで、いわゆる納期内納付の推進が1つ、それから第2に、分割分納者に対する履行指導の徹底、それから第3に口座振替の推進、それから第4に適切な滞納処分と、4つの収納率向上対策の基本方針がここで明らかにされて、平成18年度こういう形で頑張ってきたと、こういうふうにして書いてあるわけです。先ほど税務課長も答弁のように、約7億円から8億円ある滞納の中で、収納可能は2億円ということですよ。そういうことであれば、生活困窮とか死亡とか、いわゆる逆さにしても収納できない部分というのが現存としてあるわけですよ。最終的には5年過ぎて不納欠損処理をしなければならないと。こういうのが現状のこの中の数値でも、もうはっきりしているわけですよ。そこで、私、新たな分類、いわゆる収納可能2

億円、件数にして2,115件、ここに力を入れると、収納に。総花的にやったって、これ土台無理ですから、収納可能なところに力を入れると。ですから、景気が好転して、1年後、2年後には収納可能かなというのものもあるかもしれない。いわゆる長期的な視野に立って収納できる部分、あるいはそれこそ今言ったように全く不可能な部分。こういうふうに、私は今のこの税の実態を、新たなる分類が必要ではないかということをお、先ほど聞いたんですが、それにはお答えなかったんですが、私はそれが必要だと思うんですよ。適切な、監査委員が指摘のように、収納率向上に。収納率向上のために4つの基本目標というのが、今私が述べたようにあるんですが、私はそこに、やはり地方税法、あるいは市の市税条例、ここに明確になっている、いわゆる減免制度、減免基準、市長が特に認めた場合、どうしてもしようがないという場合、いわゆる減免取り扱い基準というのがあるわけでしょう。しかし、それに基づいて、積極的に収納の基本方針の中に、私はその第5項目めに、いわゆる減免取り扱いを、積極的にやはり活用すべきだという方針を出すべきだと思うんですよ。私、昨夜市のホームページを見ました。どこにもそういう記述がないですよ。やはりどうしても、納めたくても納められない生活困窮状況にある市民に、できれば減免措置をした方が、私は行政を進める上にとって、いわゆる住民との信頼関係が生まれると思うんです。その点、どのように対応するか、ぜひそういうふうにしていただきたいと、いくべきだというふうに提案したいわけですが、その点いかがでしょうか。

それから、この平成18年度の決算を分析してみますと、特徴が一つあるんですよ。民生費の不用額がずば抜けて高いんですよ、1億円。せっかく予算化して、民生費ですから、社会福祉ですから、社会保障ですから、住民が最も期待する予算が不用額、かなり一番最高に不用額を出している。ましてや先ほど田村議員も指摘したように、本来社会保障に活用すべき、社会福祉の向上に、振興に活用すべき基金が、財政の充実というのか資金運用に、これが使われると。これ逆さではないですか。議会でも社会福祉振興のために、その名のとおりそれを活用すると。活用、これを検討したい、研究したいというのが、そうでなくて、資金運用に利用されるというのは、これは基金の性格からして、本来あるべき姿ではない。ましてや不用額を1億円も出して、そして基金もそういうふうに、財政が苦しいからそういうふうに、苦肉の策というのか、そういうふうになってしまうんでしょうけれども、でもこれは根本、基本、いわゆるボタンのかけ違えがここから始まると思うんですよ。匝瑳市の社会福祉事業の根幹をなす、私は流れをゆがめる道に突き進む危険性が高い判断だと思うんですよ。なぜこういうような、平成18年度に、特に民生費で1億円もの不用額、これはもう各課

の各款でずば抜けた数値です。その辺、その内容について伺いたいというふうに思います。

それから、平和行政について、毎年広島原爆の、8月6日ですか、駅前で折鶴で記念式典をやるわけですが、それはそれとして私は貴重な、いいと思うんですが、今まで平和行政で新たなる平和行政の進展ということで、いわゆる戦跡保存、当市においてもたくさんの戦跡が残っているわけですね。それを今保存しないとなくなってしまうよ。もう全部なくなっているわけですから。例えば、茂原市や県内でもたくさんのところで、いわゆる掩体壕、掩体壕を保存していますよ。当市においても私は春海で、香取航空基地がありましたから、椿海には掩体壕が幾つもあるんですよ、今。今だって。国道沿いにあるでしょう、美和電気のところに。もう土で埋もれつつあるんですが。それから小林六郎さんもう亡くなりましたけれども、瀬戸谷の。その前に、あれ発電所だった掩体壕があるんですよ。それから、あれは春海地先でしょう、品村さんの前。ああいう2つ大きな掩体壕が残っていると。

そのほか、私もいつも指摘するんですが、椎名嘉寛さんの門のところに、当時の機銃で穴のあいた生きたもみじか、シイか、シイの木に、縦断が貫通した、生き証人ですよ。もうそんなのがたくさんあるわけですよ。そういうやはり戦跡を今、保存しておかないと、やがて消えてなくなってしまう。私もうちには、とうとい戦跡が1つあるんです。それは貴重に保存してあるんですが、私のうちは昔種屋というのを、種を売っていたんですが、その種を入れる棚ですよ。そこに機銃の弾が、貫通した箱があるんですよ。これは、最後うちの、今は亡きばあさんの腕に、最後その弾が、流れ弾があって、深く腕に傷が残ったんですが、いずれにしても戦争の傷跡ですよ。これをやはり今、憲法第9条で平和を守らなければならないということの証を、記念史を発行したりいろいろ努力されているところは評価しますよ。しますけれども、もっと一步突き進んだ平和行政の推進を私は今までも、何回となく繰り返し求め続けてきたけれども、どうもその辺は腰が入っていない、そういうふうに感ずるんですが、その辺やはり平和行政、佐倉市なんかは、平和基本条例というものをつくりました。その基本条例に従って平和行政を推進すると、こういうふうなことをやっています。やはりそういうことで前向きに平和行政の推進を図っていただきたいと、こういうふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

それから次に、これも、前回も聞いたんですが、私市民の暮らしの実態を掌握していくために、各種のデータを集約すると、そのために努力してほしいということで、総務課長も努力しますと、いろいろやってみますという答弁をしていた、いわゆる匝瑳市での倒産件数とか、あるいは自殺者の数とか、あるいは出生率とか、あるいは平均の所得が幾らぐらいだと

か、そういう、いわゆる国会なんかでは全国のデータを集約して、そういう暮らしの実態を議会で十分議論するわけですが、その辺がはっきりしない。やはりその辺を、何らかの形で、数値的に明確にするというのが、その変遷を見るということが、我々議員にとっても行政にとっても、行政側にとっても、大事な課題ではないかと、むだなことではないと、大事なことだというふうに言えると思いますので、その辺どのようにその後進展しているか伺いたいというふうに思います。

次に、年金の問題ですが、これはもともと国の、いわゆる社会保険庁の業務なんですけど、ともかく5,000万件という、いわゆる消えた年金ということで、大分今、また再びマスコミにも報道されているし、今度厚労省大臣になった舂添大臣も毎日のようにテレビに出て、年金問題を中心にしたがらの国民の課題にこたえているわけですが、そこで匝瑳市の状況をちょっと伺いたいんですが、年金の今の加入状況、匝瑳市の。それと無年金者の実態。それから消えた年金と言われている、消えた年金の匝瑳市における状況。あれ全体では5,000万件が、いわゆる単純計算でも相当の件数があるということです。それと最近、当時は市の職員が年金業務をやっていましたよね。市民から年金を受け取ったら、年金手帳か何かにぺたぺた証書を張ったわけでしょう。当時、その年金の証書が余ってしまうと。そういうようなこともあったわけですね。今、当時の年金の状況というのは、当市の場合は当時の年金の記録、古い台帳というのは残っていると。そういうところから、やはり不安に思っている住民の皆さん、市民の皆さんの不安を解消するために、私は匝瑳市の行政の果たす役割、社会保険庁に任せることなく、市の行政としても不安解消のために、かなりの努力が求められると。市の行政の窓口で、年金のそういう心配事相談所みたいな、いわゆる相談窓口を設置したらどうかというのに十分検討して対応したいという答弁があったんですが、その状況と対応について伺いたいというふうに思います。

それから市長に、ちょっとこれ聞きたいんですが、金婚、結婚50年、いわゆる金婚ですよね。金婚のお祝いの品か、贈呈事業というのがありますよね。市長は直接それを渡すわけですか。これ85組、平成18年にあったわけですね。これ総額7万403円って、これ総額なんですか。ちょっと信じられない数字なんですけど、85組にたった7万円ですか。人生50年、ともに健やかに、市長の言う温もりのある状況からして、85組、1組当たりになったら幾らということになるんだろうか。これはちょっと私の見間違いなんでしょうか。市長もちょっとおかしいなと思うでしょう、これ。85組で7万幾らってというのは、1組当たりにしたら何か、吹けば飛ぶような、いわゆる祝いものとしては、余りにも度肝を抜くような、ちょっと目

を疑うわけですよ。私はやはり金婚の、夫婦ともに、仲良くともに苦労を重ねてやってきたわけですから、もしこれが事実であれば、市長の方から、もうちょっと改善というのか、よりよい内容にやはり改善する必要があると、充実する必要があると、こういうふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、障害児保育について、ちょっと聞きたいと思うんですが、障害児保育は、この平成18年度の成果を見ると、野栄の東保育園と栄保育園だけですか。野栄の2つの園があって、旧八日市場市の保育園は障害児保育をやっていないというのは、これ随分おかしな話だなと思っているんですが、そんなことはあり得ないなと思っているんですが、これは私のやはり読み違いですか。主なる成果のところをそういうふうに記述されているような気がしたんですが、なぜこういうことなのか伺いたいと。

それから農業委員会会長、会長いないか。事務局長がいるから聞きたいんですが、農業委員会の、私も農業委員やっているから別に言いたくないんですが、1つの改善、いわゆるこれでいいのかなという問題提起ですよ。いわゆる農業委員会の活動の成果の中に、農業委員会の最も重要な市町や、あるいは県や関係機関に対する建議をやりましたと。そういう重要な活動が抜けているんですよ。あるいは標準の小作料というのか標準の農作業料金も決定しているんですよ。そういうことも、記述もないですよ。やはりやったことは正確に、やはり主なる成果の中に書いたらいいのではないですか。次回からそういうふうにぜひして、本会議で言わないで農業委員会で言えばいいことなんです、でもせっかくの機会ですから、全然答弁がなくても寂しいでしょうから。

それから、減反問題でちょっと聞きたいんですが、水田農業構造改革対策事業、ひどいものですね。集荷円滑化事業、加入たったの3人ですよ。事業費6万円ですよ。稲作所得基盤整備事業ですか。加入者たったの2人、匠瑤市全体で。事業費たったの10万円。これだけ田園都市として農業、稲作の盛んな、この匠瑤市で、国が中心的に推し進めている事業が、匠瑤市では、これは当然のことだと私は思いますよ。別にこれももっともっと強力でやりなさいということを行っているわけではない。ただ問題は、国のこういう米づくりに対するやり方が根本から、幾ら頑張ってもやろうとしたって、それに参加する人がいないということですよ。市長。笛吹けど、参加者、加入者がいないでしょう。事業そのものが、スタートから間違っているわけですよ。こんなの参加する、私も参加しませんよ。ここにいる農家、一生懸命やっている、越川議員だとか小川議員とか米づくり結構やっているんですからね。林議員さんなんかはすごくやっているけれども、参加しているんですか、これ。だめだって三角、三角

じゃなくてバツテン。参加してないですよ。だから、もともとこの国の事業そのものが、農家の心情に合わないんですよ。こういうことに関しては、担当課として、やはり国に、こんな事業ではもう匝瑳市ではとても対応できないということ、はっきり言うべきですよ。今度の品目横断だってそうでしょう。品目横断匝瑳市で、何か2人とか3人来て、結果的には何だか、最終的には1人かあるいはゼロだという話も、ちょっとちらっと聞いているんですが。国があれば品目横断に力を入れて、もうとにかく農政の中心だということ、言うわけでしょう。関東農政局からもじきじき匝瑳市に来たそうですよね。幾ら上が騒いだって、笛吹いたって踊らないわけですよ、農家は。国のやっていることはでたらめですから、結果的には失敗するわけですから。ばんそうこうを張った農水大臣だれだっけ、あれ。赤城さんも言っていたでしょう。麻生さんか。これはもともと失敗、余りうまくいかない。こういうのを追隨して、やる自体が私はおかしいと思う。それで聞きたいんですが、今匝瑳市の生産調整の状況はどうなっていますか、平成18年度。私は逆に言えば、減反達成率という言葉は余り好きではないですよ。水田活用利用率というのかな。それから、水稻生産実施計画書というのが、生産者から、農家から集めるわけですが、その状況、実態、はっきり言って私は提出していないんですけれども。

それから市長、そういう中で、私は最も国のそういうような農政のやり方というのは、これは現実に合わないわけですよ。私は必要なのは、やはり新規就農が今少ないわけでしょう。新規就農者の支援助成、これは今年間20万で、平成18年度12人、総額24万円ですよ、20万か。月2万円ずつですから。これを私は、できれば月5万円ぐらいの新規就農の助成事業に拡大して。これは香取市なんかやっているのではないですか。旧佐原市なんかはね。旧干潟町もかなり前向きにやっていましたよ。新規就農、若い後継者を、やはり匝瑳市の中で育成していくというための、そこにこそ。これは例えば、30人だって幾らでもないですよ。これが日本地域農業を支える、私は重要な力になる。そういう意味で市長、ぜひ後継者の支援事業の拡充を私は、今こそこの匝瑳市で前に進めていきたいと、いつていただきたいと思うんですが。

それと教育長にも、ついでですから聞きたいんですが、私は子どもたちの、食に対する関心と、やはり米づくりとか農家に対する思いやりとか、そういうのを育てるために、例えば小学校の高学年、あるいは中学生でもいいと思うんです。やはり田植え体験、稲刈り体験、これを大きな匝瑳市の教育の中心的、中心と言ったら、ちょっと言い過ぎかもしれないですが、やはり年間そういうような体験の授業というのか、そういうのを私は、全国的にはやっ

ているところはたくさんあります。椿海小学校でも、単発的ですけども私の田んぼを利用して田植えをやったこともあります。私は皆さん、子どもたちから感謝されて、ぬるぬるがすごく気持ちよかったとか、手紙をいただきましたよ。ですから、私はそういうような農家との交流、それから農家そのものを知らない子どもたちが多くなっているわけですから、農家の苦勞も知らない。ぜひ田植えや稲刈り体験の、そういう授業というのか、そういうものを、小学校高学年や、あるいは場合によっては中学生でも結構ですが、そういうようなことを。やはり教育委員会の中で議論して、ぜひ全校でそういうことが実施されるようにやるのが、やはりこの地域農業の進展のために、やがて大きな、種をまいて実を結ぶことになる、こういうふうにするんですが、その辺はいかがでしょうか。

以上、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） だれも挙げないので一番最初にやらせていただきますが、財政健全化法の4つの指標について、平成19年度から公表なんですけれども、平成18年度決算についても簡単なものはすぐ、まず実質赤字比率、これはゼロです。それから、連結実質赤字比率、これもゼロです。それから実質公債費比率、これは決算カードにもありますように16.5%です。

難しいのは将来負担比率、こちらでございまして、こちらについては、全職員に対する退職金の支給額とか、あるいは一部事務組合の元利償還における当市の負担分であるとか、あるいは第三セクターに対する負担であるとか、そういったものを全部ひっくるめて算出しなければなりません。

試算はしてみました。試算をした結果の数字は189.7という数字になりましたけれども、これについては総務省の基準がまだはっきりしない部分がありますので、今言った数字はあくまでも匝瑳市で仮に算定したものということで、正しい数値ではないということをお断りした上で申し上げたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 先ほどの答弁の中で1件、答弁漏れがございましたので、先にごその方をさせていただきます。

交付要求の部分が答弁漏れがございまして。国は優先して交付要求の方を持っていくんですけども、これは現行制度上、市町村が割り込むというのは非常に難しい話になってまいります。この交付要求自体でございまして、これは滞納者の財産について、処分を行政

序なり、それから民間の金融機関等が行ってそこに乗るわけですので、あくまでも市町村については配当という形になってまいります。その場合に、どこで先取権を認めるかなんですけども、法定納期限、この日付で見ますので、どうしても金融機関の方が先にお金を貸していたりしますので、そちらの方に優先的に入ってしまいます。

それから、平成18年度の税法改正によります影響の部分でございます。まず、均等割の妻の非課税廃止、この部分が3,808人で571万円、それから老年者控除の廃止、これが1,865人で4,051万円、公的年金控除の見直しですが1,285人で1,865万円、それから定率減税、これが15%から7.5%に半減しまして、これが1万6,548人で1億821万円です。それから65歳以上の合計所得金額125万円以下の非課税措置の廃止です。この部分が平成18年度で3分の2の減額がかかっておりますが、この方が1,105人で156万円です。

それから、収納率の向上対策の関係で、4ページ目の分納中から納税意欲欠如、ここに重点を置くようにということでございますので、御指摘の件、努力いたします。

それから、このほかで可能とする分類についてはどうだということですので、これは研究してみます。

それから、減免の関係ですけれども、6月議会でもお答えいたしましたとおり、納税通知書の送付段階での手段を、これから研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは私の方からは、平和行政にかかわる戦跡保存について御説明をさせていただきます。

まず、戦跡につきましては、旧八日市場市時代から議論をいただいたところではありますが、当時平成十五、六年ころだったと思いますけれども、まず戦跡につきましては記録保存に努めるという方針を持っておりました。したがって、市民の方からのいろいろな書面やはがきやら、またいろいろな当時の国旗への寄せ書き等を含めて、写真による記録保存に努めたところがあります。

また、戦跡そのものの保存ということでの議論もいただいたかと思いますが、当時文化財的な保存ができないか、実態を調査した記憶がございます。その中で、指定文化財方式、また改めて文化財保護法の改正がありましたので、登録文化財の取り組みの調整もした記憶がございますが、その場合の条件といたしまして、その所有者の御承諾をいただくというような課題があったかと思っております。また、そういう問題を含めて、引き続き検討していきたいと

いうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 市民の暮らしのデータについてのお尋ねがございましたのでお答えをいたします。

統計そうさということで、統計データにつきましては、毎年作成してホームページに掲載しております。

出生率につきましては、海匝保健所でたしか出していたように記憶しております。

また、自殺件数ということでございますけれども、非常に生々しいということで、ちょっと実態を把握しておりません。また、倒産件数についても具体的には数値をつかんでおりません。

今後ともできるだけ把握するように努めたいと思っております。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） それでは、私の方からは、最初に改革による影響関係でございます。70歳以上の所得のある、現役所得のある医療の関係でございますけれども、定率2割が3割になった平成18年の6月改正に伴った改正の関係での影響力でございますけれども、前期70歳以上の被保険者への影響力ということで、被保険者の受診件数ペースでの負担増の関係でございますが、1件当たり1,476円と算定してございます。それから75歳以上の関係での2割から3割への負担の関係ですけれども、やはり受診件数ペースで、1件当たり3,135円の負担増になったという状況でございます。

それから、年金関係でございます。最初に匝瑳市の加入状況でございますが、受給者の関係ですが、平成17年度末の関係の数字になりますが1万983人、受給者の関係です。それから、被保険者数の匝瑳市の関係ですけれども、1号被保険者につきましては9,682人、3号関係含みますと合計で、平成19年の6月7日の数字で1万1,851名となります。

次に、無年金者の実態でございますけれども、無年金者の実態につきましては把握してございません。

それから、消えた年金の匝瑳市の状況につきましても把握してございません。

それと、匝瑳市市民の不安の解消のための窓口の関係でございますが、これまで年金のよろず相談会ということで、昨年10月19日、12月21日、2月22日と、消えた年金の事件の前のよろず相談を開催したところでございますけれども、それも消えた年金の関係がございまし

て、事務所の方と相談しまして、ことしの7月17日に開催してございます。48人の出席、相談がございました。

それから、匝瑳市のこれからの対応、窓口対応の関係でございますけれども、匝瑳市の年金記録の相談に対応していただきたいということで協議を進めたところでございますけれども、社会保険事務所との連携の中で、年金記録の照会の受付を匝瑳市の窓口で行っていただきたいというのが1点ございます。それから年金記録の確認という受付業務、紹介業務を担当することになります。文書による年金記録の回答、あるいは年金記録の詳細な調査を希望される方につきましては、社会保険事務所で記録相談を受けるよう御本人に説明していただきたいというのが社会保険事務所との協議でございます。社会保険事務所の出張相談所の開設等、7月17日に開催してございますけれども、これからの調整の中でお願いをしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは2点お答え申し上げます。

まず1点目、不用額が生じている理由でございますが、私ども民生費の、私どもの所管で、社会福祉総務費の扶助費が多くなってきております。これは、障害者自立支援法が、平成18年の4月に施行され、1割の定率負担となりました。また、法改正で、食費また光熱水費ということが利用者負担になったことから、施設への支払い額が減少して不用額が生じたというようなことでございます。いずれにしましても、法改正というようなことでございました。

もう1点、障害児保育の助成事業でございますが、東保育園、栄保育園、法人の保育園が3名行ったというようなことでございますけれども、これは公立の保育所は、補助事業の対象外というようなことで、補助事業は私立のみというようなことでございます。公立の保育所でも受け入れは可能でございます。たまたま平成18年度はなかったというようなことでございます。ちなみに、平成19年度でございますが、現在ふれあいセンターにあるマザーズホームと併用しまして、吉田の保育所で実際に受け入れております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） 民生費の不用額が出た関係で、福祉課に続きまして高齢者支援課の方で御説明申し上げます。

民生費の中の2項で、老人福祉費、この中で1億円のうちの5,200万円ほど不用額が出て

おります。その主なものについて御説明申し上げます。

ページの方は130ページ、131ページですけれども、中段よりちょっと下の方に13委託料ということで1,361万6,189円がございます。この主な内容ですけれども、生活管理指導員派遣事業、これは社会福祉協議会の方に年間を通して委託事業としてお願いしているんですけれども、その部分で不用額が発生しております。この生活管理指導員派遣事業で、支出の方が900万4,566円ですけれども、不用額が480万3,434円ほど出ております。同じく委託料の中で、外出支援サービス、これにつきましても、380万2,000円支出してございますけれども、123万8,000円ほど不用額として出ております。同じく委託料の中で、新予防給付ケアマネジメント委託料、これについては当初、かなりの数がこの部分で委託料として支出されるものと判断していたんですけれども、実際あけてみますと、予防人数がかなり減りまして、支出としまして170万6,000円の支出です。不用額が429万4,000円ほど出ております。

続きまして、次のページ、132ページ、133ページの中ほどですけれども、20の扶助費です。扶助費の中で1,275万4,854円ですか、この不用額が出ております。その主なものですけれども、老人保護措置費が、予算的には1億11万4,200円ほど予算があったんですけれども、この中で年度当初42名の老人保護措置を行ったんですけれども、年度末には39人と人数が減りました関係で961万6,732円の不用額が出ております。

同じく家族介護用品支給費、紙おむつの関係ですけれども、これは昨年来、入札方式をとりまして、1枚当たりの単価が下がりました。そのための不用額です。残額といたしまして252万9,758円です。そのほか、はり、きゅう、マッサージ、介護保険ヘルパー利用料助成等の額が予算額を下回っております。

続きまして、28節の繰出金ですけれども、これについては一般会計から介護特別会計の方に繰り出す資金でございます。これは、平成18年度繰越金がふえた関係上、一般会計からの支出をやめまして、繰越金の方で拠出金のかわりに充当したためでございます。

それから、施策の成果の40ページです。結婚50周年の記念品贈呈事業ですけれども、内容といたしましては、賞状と額のみを配付してございます。組数は85組です。このやり方については、以前と変わっておりませんので、ことしも、平成19年度も今配付しているところなんですけれども、このような額でおさまるものと思われまます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 加藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加藤三好君） それでは、匝瑳市予算における農業行政と農業関連予

算の建議でございますけれども、これもちょっと私、気がつかなかったんですけれども、今後そういうことがあればのせていきたいと考えております。

それからもう一つ小作料につきましてでございますけれども、この件につきましても、チラシを窓口においてあるのでいいのかなと思ったんですけれども、これも今後のせていきたいと考えております。ちなみに、その内容でございますけれども、標準小作料額につきましては、田んぼで、上中下と分かれておりまして、上が2万5,000円、中が2万円、下が1万3,000円でございます。畑につきましては、上が2万円、中が1万7,000円、下が1万2,000円ということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 私の方から3点ほどお答えしたいと思います。

まず、水田確立の関係の達成率という御質問でございますけれども、現在の事業関係では達成率という言葉ではなくて参加戸数または生産目標面積というようなとらえ方になっております。

それで、ちなみに平成18年度の配分農家数は4,619戸でございます。その中で、生産調整に参加者、これは要するに目標に参加してくれた人たちでございます。この人たちが211人、それで生産目標面積……

（「そのパーセントだよ。達成率じゃなくてその比率」と呼ぶ者あり）

○産業振興課長（鈴木日出男君） わかりました。済みません。生産目標面積につきましては1,858.7ヘクタールというような状況になっております。

それから、あと関東農政局の方からお見えになりまして、品目横断的経営ということで、私面接いたしました。それで、どうして当市にお見えになったかということでございますけれども、参加者、要するにそれに希望する農家の方が、匝瑳市は全国平均よりも低い。特に東総地域、この区域は少ないということでお見えになりましたので、過去の減反政策の問題から、それからそういう、ほかの品目ができる水田状況ではないという旨を伝えまして、農家の人たちには一応の協力依頼はするけれども、行政としては余りお勧めできるメニューではありませんという回答をしております。

それから2点目でございます。農業後継者の問題でございます。これにつきましては、従来から、セミナーの支援として1人20万円、これを援助しております。この人数につきましては、先般会議の中でも出たんですけれども、目標人数が当初はとらえにくいこともあります。それとあと家庭事情、中でもプライバシーがあつて後継者がとらえにくい。この辺につ

きましては、農業委員さんとか地元の人たちの御協力によってとらえて、できる限り支援したいと考えております。

それから、稲刈り体験の件でございますけれども、昨年度の状況はちょっとわかりません。今年度につきましては、パークの方の交流関係の事業でございます、これによりまして田植えを実施いたしまして、近々稲刈りの方も実施するようになっております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 農業体験の奨励をというようなお話でございました。

現在でも、特に小学校で、全校ではございませんけれども、地域の方から田んぼを借りて、それで田植え、稲刈りの体験をしている学校もございますし、それから学校によっては畑を借りて、それで全校で作物をつくっている取り組みとか、そういうケースもございます。子どもたちが農家に住んでおって、なかなか農業体験が少なくなったということは、これはやはり皆さん御承知のように、農業の作業の機械化、これが進んだために、子どもたちが参加できる範囲が非常に少なくなってしまったと、これが一番大きな原因だろうと思います。経営者の方でも、あえて子どもに手伝ってもらわなくても済んでいるというところが、一番大きな根本的な原因だろうと、このように思います。今、小・中学生含めて、やはり自然体験であるとか社会体験であるとか、いろいろな実体験が減ってきていることが、非常に大きな課題だと、このようにとらえております。ですから、例えば田んぼや畑ということになりますと、当然地域の方々の御支援や御協力がなくなかなかできないという事情もございます。いずれにいたしましても、例えば家庭教育学級なんかでも話をしているのは、各家庭で、家事の手伝いにしても、非常に以前から見ると少なくなってきていると。こういうようなことは、毎日親のちょっとした心構えでもって実現可能な内容なんです。そういったところから、いろいろな体験を子どもたちにできるだけ多くさせてというような指導は進めているところ です。

今後も、諸体験の、なるべく多くできるような方向でもって進めていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 市長に金婚の7万幾らって、賞状と何か額という話。ですから、やはり、今高齢者、長年苦勞を重ねてきた高齢者の皆さんが、特に50年間仲良くやってきた

って、こんなものでいいのかなという、市長もちょっと実際にこれでいいのかなというふうに、私は実感したんですよ。市長も同じだと思うので、その辺ちょっと改めて最後に答弁お願いしたいと。

それとあと、市長ももともと農家をやっていたから、農業の実情、状況というのは、やはり十分承知していると思うんですよ。そういう中で、やはり後継者がこれほど、本当に希薄になってというのは、日本の地域農業、匝瑳市の農業の未来にとってゆゆしき事態ですよ。それをやはり育成し育てていくという点で、後継者育成の支援事業を、より一層充実させる、やはりトップとしての決意が、今、課長からも話がありましたけれども、よりやはりトップが、どういう気持ちでいるかというのが、それを前にもっとどんどん進めていくかどうかの分かれ道になるわけですから、市長としての判断を後で最後に御答弁をいただきたいというふうに思います。

先ほどから、いろいろな議論をやってきましたんですが、税制改革の影響額とか市民負担がどれほどこの平成18年度にあったのか、かなりある程度の数値が出されました。それを、ちょっとまとめて、匝瑳市の財政に対する影響がどの程度あったのかというのをまとめて。それから市民側から見て、市民の直接受けた影響額というのがどの程度で、いわゆる相対的です。これをやはり、きょうすぐ出してといっても無理ですから、時間を与えますので、委員会まででもいいし、あるいはあしたまでそれがわかれば、その数値を明確にしていきたいと。

それから、民生費の1億円の不用額ですが、いわゆるこういう事情で不用額が出たという説明であったんですが、私は予算措置したら、できるだけ最大限、特にこの民生費の場合は、できるだけ不用額を出さないように、いろいろ行政の努力が求められると思うんですよ。例えばの話、自立支援法で法が改正されて、いわゆる1割負担になったわけです。その場合、各自治体は、多くのところでは、市の単独でその1割負担に対して、その1割負担でない、いわゆる軽減措置を行政がやっているわけですよ。そういうふうに、あくまで、やはり障害者の立場に立った、その目線に立って、今年度については市の単独で、例えば2分の1助成の方を対応するかとか、そういうのをやっているわけですよ。それを国が法律で、もう1割負担が決まったら、いわゆる結果的には住民負担がふえてしまっているわけですよ。それであれでしょう。外出支援事業だって、これ今全国で大問題になっているわけですよ。だからこういうものに対して、いわゆる自立支援法、今国会もこれに対して、いわゆる舛添厚労省は、この自立支援法の1割負担、いわゆる定額負担、これは問題があると、テレビで言っ

ていましたよ。当議会でも、その徹底した見直しを意見書として国会に出しているわけでしょう。これは恐らく、今度の国会での大きな議論になると思うんですよ。障害者、いわゆる恵まれない方々にとって、本当に痛打を浴びせる、痛みをとにかく与える政治ですから、そういうものを国に、やめさせるようにということを言わないと、やはり今後の教訓として、この1億円の中身をもっと精査して、今後の、平成19年度、平成20年度に生かしていただきたいというふうに思うんですが、その辺改めて伺いたいと思うんです。

それで、実際に小泉改革によって、いわゆるどんどん進められている官から民へ、官から民へ官から民へって、何かカンカラカンって笑い話にもなったわけですがけれども、今官から民に行って、この福祉関係、コムスン、あるいはダスキン、みんな民間がやっていたのが今崩壊しているわけですよ。ですからいかに民間が何でもいいというようなことをやったら、これは大変なことになるわけです。恐らく当市においても、職員を削れば、それだけ経費が浮く、効率化、効率化という名のもとにやっていければ、必ず市民が犠牲になるんですよ。いわゆる現場で。パートや臨時職員が業務について、十分責任が持てないような形でやっていろいろな事件を引き起こすという、これ全国ではどんどん出ているんです、今。ですからいかに小泉構造改革が、国民に対して、本当にひどい政治であったかというのが、今浮き彫りになっているわけですよ。それをやはりとらえてやっていただきたいというふうに思います。

それから、水田農業の構造改革対策事業で、集荷円滑化事業とか稲得とか、これ3人とか2人とかという、これは異常な状態ですよ。これを実際にやってみて、この政策というものが、この政策そのものに、担当者としては心苦しい答弁になるかもしれないけれども、率直な意見を、やはりここで明らかにしていただきたい。それをやはり国に言うべきだと思うんですよ。その生産調整、今達成率とかということではないと言いましたけれども、いわゆる対象者と協力者との関係の戸数の関係での協力した農家の比率は何パーセントか、それから面積的には何パーセントか、それをパーセントでちょっと明らかにしていただきたいと。

それから、水稻の生産実施計画書の提出状況、これは計画でこれだけの対象者に計画書の提出が何人で何パーセントぐらい出るかというのもお答えいただきたいというふうに思います。

教育長、私が聞いたのは、やっているのは私も知っているんですよ、農業体験ね。教育委員会として、やはりこういうものは大事だよという形で、教育委員会の中での議論はどうであったのか。やはりすべての匝瑛市内全体の学校に強制はできませんから、いろいろな事情

がありますから、やった方が、実施の方向で十分検討するよという方向性を、教育委員会としての教育方針の中に、教育方針というとちょっと大きい、話が大きいですけども、そういう方向を、提起を、今まではしていたんですか、それからこれからするつもりはないのか。いわゆる自主性に任せておくというふうに理解していいのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

それと、監査委員の伊藤さんに、ちょっとお伺いしたいんですが、先ほども冒頭でしたか、監査委員の意見書を見させていただいて、最後に、いわゆる未収金の解決、それに一層の努力をされるよう要望すると結んでいるわけですね。ただ私、監査委員として、きょうかなりその問題を議論してきたわけですよ。どうしたらそれが一層の、削減に向け一層の努力と。どういうふうに努力したらいいかというのがわからないわけです。わからないというよりか。今まで4つの方針でやってきたわけでしょう、4つの基本目標で。だからさっきも言いましたけれども、主なる成果の26ページに書いてある、いわゆる口座振替とか4つの基本目標ですよ。それに対して私が提起したのは、いわゆる減免の取り扱い基準をもっと徹底して、減免はやはり大いにやるべきだと。だから5つの基本目標にすべきだということで、今後もそういう方向で努力するという事になったわけです。ですから、私は監査委員として、新たな監査委員の責任として、こういう抽象的なことでなくて、もっと具体的にこうすべきではないかというような、やはり方向性が、結びが余りにも簡単過ぎるというのか。これは奥深いのかもしれないけれども、その中に込められている思いは相当のものかもしれないけれども、通常これ考えたら、一般的に聞き流されるような文章です、これは。毎年この文章ですから。私は本当に匝瑳市に適合した、やはり監査委員としての指摘をきちんとやるべきではないかと。市民負担の公平性の確保のためにやると。公平性というのは、これは負担の公平の問題でしょう。いわゆる収入の公平性についてはここでは触れないわけですよ。どうすればいいんですか。幾ら逆さにしたって出てこないものは出てこないわけですよ。それには私は、行政の中にむだがないか。監査委員の中で洗いましたか。むだがないか。今、入札改善やっていますから。入札の中にはむだがあるんですよ。あるいは行革大綱、これ本当にここに、12月25日に市の行政改革大綱を策定し、この大綱に沿って現在行政改革が進められているが、今後も財政の健全化に向け行政改革を着実に進められるように要望すると。これ本当にこれが匝瑳市の行財政の健全化に、最終的にですよ。今、国が、いわゆる構造改革でおかしくなってしまうているわけですよ。国の命令でこれはやっているわけですよ、この地方行革というのは。これが本当に市民の暮らしにとって、これ痛みが伴う改革ですからね。

これ以上痛みを住民に押しつけて、果たして行財政が成り立つかどうか。私は逆に行くと思うんですよ。ですから、ヒラメみたいに天井ばかり向いていないで、常に住民が、下を向いて物事の判断をやらなければならないと。ですから私の期待したのは、小泉構造改革によって陰、つくられた陰の部分、この陰の部分は今是正しようとする動きがあるわけですよ。だから監査委員としても、私はその陰の部分をいかに、市民の立場に立って、市の行政として、こうあるべきではないかという提起、提案が、今の監査委員にはその責務が出ているわけですよ、法の改定によって。その点お答えをいただきたいと。

それから、教育長にもう一度聞きたいんですが、先ほど椎名嘉寛議員の質問の中で、給食費の問題があったんですが、0.5%に努力したいと。前年度から見てかなり改善されたというのは、これはこれで大変努力は評価したいと思うんですが、その残った0.5%ですよ。私はこれは、状況に応じて、就学援助制度を大いに活用して、解決すべきところはそういう形で解決すると。当市の就学援助制度というのは、はっきり言って基準が、国の基準でしょう。旭の基準、旭市の基準の方が、非常に私はいいと思うんです。そういう形で収納率というのか、給食費の収納状況も、やはり改善するという。一方では収納すると同時に、やはりそういう、いわゆるセーフティーネットというのか、いわゆる支援する形での解決というの、収納率の解決というの、その両面が私は必要だと思うんです。これどんどんこれからふえますよ、これ全体的には。生活の実態が政治の状況によって苦しい状況が、ともかくぐーんと進行しているわけですから。その点、やはり就学援助制度の活用によって、給食費の納入率の向上もやはり図っていくべきではないかというふうに思います。

最後に、環境測定問題で若干聞きたいんですが、砒素が出たと、先ほどの質問の中で。私はこの環境測定の地点設定に、もう少し実態に合ったような地点設定をすべきだと。例えばダイオキシンの場合は、今もメッシュ方式をやっているんですか。メッシュ方式ではだめですよ。一番ダイオキシンが発生しやすい場、そこに、メッシュはメッシュとしてやるのはいいでしょうけれども、ダイオキシンが発生するような要因の強い場所を選ばないと。これみんな水質にしてもそういう大気汚染にしてもみんなそうですよね。トリクロだとか何かだつて、一時はあれでしょう、中央地区のあるところでちょっとかなり出たときもあったんですから。ですから、地点を選んで危険なところをやはりやらないと。危険なところは検査、測定しないで、安心、安全なところをやっていたって、これ私は、意味はないとは言えないけれども、例えば環境衛生組合のあの周辺、あの下流とか、危険性の高いところ幾つもあるでしょう。あるいは産業廃棄物、ではなくて、埋め立てなんかしていたところとか。危険性の

ありそうなところをやはり選定をして、その点での改善が必要ではないかというふうに思うんですが、その辺をお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） それでは2点についてお答えをいたします。

最初に、農業体験ということで、これは先ほどもお話ししましたように、子どもたちの諸体験が不足ぎみであることは申し上げたとおりです。そういう観点から、諸体験を多くするような奨励、これは当然すべきというふうに考えております。ただ、農業体験を、その中でも重点的というようには考えておりません。農業地帯ですから、その地域の実情によって、それぞれ地域の協力体制が得られれば、校長の判断で推進をするでしょうし、そのあたりのことを考えると、それぞれの学校の実情に任せるのが適当だろうと、このように考えております。

それからもう1点の給食費の現時点で、4、5月分が0.62%、未納です。目標としては、0.5%以下を目標としているというお答えを先ほどいたしました。

今回、このように、未納率がよくなっている背景には、それぞれの学校での協力が非常に大きいわけです。ですから、各学校で、その辺の家庭の状況というのは、行政サイドよりもよりよく把握していると思いますので、その辺は状況を見ながら対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 先ほどの水田農業の関係でございますけれども、率といたしましては廃田農家数4,619戸で、計画書の提出農家、これにつきましては1,470戸、32%でございます。そのうち達成率ということではなくて目標に達成者、この農家数211戸、4.6%でございます。

それと先ほどの水田農業の国の政策についてということでございますけれども、担当課長といたしましては、これから大木議員さんの地元の基盤整備、圃場整備やるわけでございますけれども、過去の圃場整備はお米をつくる圃場が大部分というような、この地域の実情でございます。これは農政局の方にも伝えてあります。その中で、農家はお米をつくる圃場を持って、そのためにお金をかけて、お米をつくりましたと、その意識が強いんだという認識につきましては、関東農政局の方にお伝えしてございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 先ほどの件で、市民税に関する影響額、納税者1人当たりになりますと7,676円の増になります。それから資料提出につきましては議長と相談いたします。
以上です。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 環境測定事業の関係についてお答えをしたいと思います。

平成18年度の、このお手元の資料に示してあります公共用水域等の水質検査、調査、ダイオキシン関係、土質調査業務関係でございまして、大木議員が御指摘されております地下水の調査等についてはメッシュ方式を採用しておりますけれども、周辺に産廃の不法投棄、そのような物件がある場合には、その地域の調査をしております。

この3番目の土質調査業務、これについては、平成18年度に木積地区で、再生土の不法投棄がございました。これは地区の実態を把握しまして、それに基づきまして地区の要望等を踏まえまして、この調査業務を実施しているような状況でございます。

それとあと産廃の不法投棄現場が悪臭及び、地下水関係で市内の実態を把握しまして、昨年度は5地点ほど地下水の調査を実施しているような状況でございまして、地域の実態に即した調査も実施しているような状況でございます。

それと公共用水域の調査につきましては、市内を流れる下水等の影響で、どのような汚染が進んでいるというような状況も毎年、汚染状況を調べる状況がございますので、公共用水域については、例年同じような地域を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 伊藤監査委員。

○代表監査委員（伊藤健一君） ただいまの大木議員さんの御質問にお答えいたします。

この結びに書いたとおりでございまして、紙面にするとこれ1枚になってしまうわけですが、監査の基本としては、公金が適正に収納されて適正に支出されたか、そういう点に重点を置いて監査をしております。

それと、この結びの最後の方で、行政改革大綱のことに触れてはいますが、これもできたばかりで、先ほど午前中の御質問でお答えしましたように、着手率、達成率とも、初年度としては順調かなと思いますので、今後の推移を見守りたいと思います。

それから、この未収金の削減については、これもここに書いてあるとおりでございまして、この場でもう一度申し上げることで、執行部のさらなる努力を期待申し上げるということで

ございます。

それから先ほど私は不納欠損が、私2億4,100万円と言ったのは、市税と国保税合わせる
とそうなるということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 先ほどの大木議員さんが、市長最後の、最後の質問だよと、答弁し
るよということでございますので、私が最後の答弁者としてお答えをさせていただきますが、
実は農業後継者の新規の就農の支援対策の問題でございますが、これはどちらかという大
木議員さん何か、助成金が少し少ないのではないかなというようなことではないかなと私は
お聞きしたんですけれども、そうではないんですか。

1人20万円ということに対しては少ないという……

（「拡大するか」と呼ぶ者あり）

○市長（江波戸辰夫君） そうでしょう。

私は、これ実はこの問題につきましては、確かに本市の基幹産業は農業でございます。や
はり現在のところ、後継者の育成は必要不可欠だと私は考えております。そういう中で見ま
して、このような研修の中に、12名の、10何名ですか、方々が参加していただけるというこ
とは本当に私は嬉しいことではないかなと思っております。これからもそういう方々が、
大いに、この農業の支援策の研修会に参加されますことを心から、御期待をしているところ
でございます。

それと、景品の、祝い金の問題ですか。これはあくまでも、今までも全部このような状況
でやっておりました。また、中央地区におかれましては、中央地区で改めて金婚式の方々
には、感謝状とまた景品を添えて行事を行っておりますということもこの席でお伝えさせてい
ただきたいと思っております。

それと、この農業者の後継の問題でございますが、実は先般、佐藤組合長がおりますが、
植木産業におかれましては、この造形の研修、講習会に声をかけまして、大勢の方々の御参
加をいただいております。その中におかれましては、八日市場の若い方々
も参加をしております。これに対しましては、今のところ何一つ、そのような報酬ですか、
研修費は与えておりません。

そういうこともありますので、そういうものを踏まえまして、これから検討させていただ
きたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。



散会について

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。



次会日程報告

○議長（山崎 剛君） 明日9月12日は定刻より会議を開き、引き続き大綱質疑を行います。



散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会いたします。

午後 4時48分 散 会

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第6日）

9月12日（水曜日）午前10時開議

- 1 開 議
 - 2 上程議案（第2号－第17号）に対する大綱質疑
 - 3 議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）の委員会付託
 - 4 散 会
-

出席議員（24名）

議 長	山 崎 剛 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江 波 戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
14 番	小 川 昌 勝 君	15 番	浪 川 茂 夫 君
16 番	林 芙 士 夫 君	17 番	佐 藤 浩 巳 君
18 番	佐 藤 正 雄 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	22 番	行 木 勲 君
23 番	林 日 出 男 君	24 番	大 木 傳 一 郎 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	實 川 豊 治	次	長 大 木 昭 男
主 査	補 小 野 寺 綾 子		

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰 夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	林 明 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 長	増 田 重 信 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君
市 民 課 長	石 橋 春 雄 君	環 境 生 活 課 長	古 作 和 英 君
健 康 管 理 課 長	大 木 公 男 君	産 業 振 興 課 長	鈴 木 日 出 男 君
都 市 整 備 課 長	鎌 形 信 雄 君	建 設 課 長	野 口 晴 夫 君
福 祉 課 長	鎌 形 廣 行 君	高 齢 者 支 援 課 長	柏 熊 明 典 君
市 民 病 院 長	飯 島 平 一 郎 君	教 育 委 員 会 長	江 波 戸 寛 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 勘 治 君	教 育 委 員 会 長	二 村 好 美 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 憲 一 君	農 業 委 員 会 長	加 藤 三 好 君
監 査 委 員 会 長	越 川 寛 君		

(補充説明員)

市 民 病 院 長 菊 地 紀 夫 君

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより、昨日9月11日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいま出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



上程議案（第2号—第17号）に対する大綱質疑

○議長（山崎 剛君） 日程第1、日程に従いまして、昨日の議事に引き続き、上程議案に対する大綱質疑を行います。

議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

石橋市民課長から本議案についての概要説明を求めます。

石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

資料として、決算書、主要な施策の成果をお開きいただきたいと思います。

それでは、主要な施策の4ページをお開きください。

第1款国民健康保険税の収入済額は16億2,358万8,000円で、予算現額に対して97.3%の収入率であります。

第2款一部負担金、第3款使用料及び手数料はございません。

第4款国庫支出金は14億6,265万3,000円で、収入済額は100.9%となりました。これは、国の義務的経費であります。このうち一般被保険者分、老人分、介護分、過年度分を合わせた療養給付費等負担金は11億3,867万7,000円で101.1%の収入率であります。財政調整交付金は3億914万1,000円で105.4%の収入率であります。

第5款療養給付費交付金は3億5,646万5,000円で112.9%の収入率であります。これは、退職者の医療費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。退職者の医療給付費は増加傾向にあります。

第6款県支出金は2億6,190万3,000円で、財政調整交付金等の103.1%の収入率であります。

第7款高額医療費共同事業交付金は3億3,376万2,000円で、国保連合会からの共同事業交

付金で102.4%の収入率であります。

第8款財産収入はございません。

第9款繰入金は4億3,597万9,000円で98.1%の収入率であります。一般会計からの繰入金は職員給与費等繰入金等で2億6,148万6,000円であり、すべて法定繰入金であります。財政調整基金繰入金は1億7,449万3,000円であります。

第10款繰越金は8,528万2,000円であります。

第11款諸収入は2,038万3,000円で第三者行為、交通事故等による損害賠償が主なものでございます。

歳入の収入済額は45億8,001万5,000円で100.6%の収入率でありました。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款総務費の支出済額は1億350万5,000円で、そのうち一般管理費は9,447万9,000円で職員9人分の人件費であります。徴税費は605万7,000円で、国保税の課税収納に要した事務経費であります。

第2款保険給付費は29億9,741万3,000円で、予算現額に対する執行率は97.9%であります。このうち療養給付費は一般分21億7,882万6,000円、退職分で4億4,854万円であります。高額療養費は2億5,532万1,000円であります。出産育児一時金は98件で3,140万円、葬祭費は397件で3,970万円であります。

第3款老人保健拠出金は6億724万5,000円あります。

第4款介護納付金は3億7,087万5,000円で、介護保険第2号被保険者の介護納付金でございます。

第5款共同事業拠出金は2億9,324万円で、国民健康保険団体連合会の高額医療費共同事業と平成18年10月から創設されました保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

第6款保健事業費は560万3,000円で、医療費通知事業、人間ドック委託事業が主なものであります。

第7款基金積立金、第8款公債費の支出はございません。

第9款諸支出金は1,476万6,000円あります。

歳出の支出済額は43億9,264万7,000円で、予算現額に対しまして96.5%の執行率でありました。

次に、決算書を御用意ください。308ページの実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は1億8,736万8,000円でした。平成17

年度決算の歳入歳出差引額との比較では3,296万4,000円の増でございます。このうち基金繰入金は9,400万円であります。

次に、317ページの財政調整基金をお開きください。

平成18年度末の基金残高は3億2,136万円です。これに9,400万円を加えて、平成19年度当初基金高は4億1,536万円でございます。

以上が平成18年度国保特別会計決算の状況でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 市民課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 若干お尋ねしたいと思うんですが、まず最初に国保税の調定額が25億3,379万円ですね。それに対して収入済額が16億2,358万円、そうすると結果的にいわゆる未収というのは9億円に達すると。ですから、調定額に対する収入率というのは64.1%、極めて税の納入が悪化の一途をたどっていると。そこでお伺いしたいことは、なぜこういうような事態が生まれるのか。執行部から提出された収納率の状況調べですか、これを見ても国保税について、いわゆる生活困窮、本当に生活が苦しいと、国保税が払えないと、払いたくても払えないというような方が圧倒的に多いわけですね。そこで、この原因は何なのかということも執行部が、あるいは市長がどういう判断でいるのかというのは、これからの国保事業を進めていく上で極めて重要な意味を持つと思うんです。そこで、やはりこれだけの64.1%という収納率の状況、決してこれは執行部の皆さんが、あるいは税務課が怠慢だからこうなっているわけではないわけです。やはり生活の実態、市民の生活の実態から来る反映がここの数値にあらわれていると、こういうふうに思うわけです。特に、私が感じたのは滞納の件数が総体で3,425件ある中で10万円未満の滞納、これが1,550件あるわけです。ですから、10万円未満、5万円とか10万円未満の国保税を払いたくても払えないという、こういう方は決して払えるけれども払わないんじゃないと思うんです。

まず第一に、そういう状況をどう認識されているか、国保事業の危機というのが、どこから生まれているのか。今回の予算でも国の国庫支出金、これが前年度から見て約1億円減少しているわけですね。国は2004年、49.8%の国庫補助というのか、国庫支出金を出していたのが、現在、2005年以降、30.9%と大幅に削減すると。いわゆる小泉構造改革によって、地方に負担を強化をする、地方に負担をかぶせる、結果的にはそれは住民負担に直結するわけ

ですよね。ここにも自民党と公明党の、そして小泉改革の犠牲がここにはっきりあらわれているわけですよ。今度の選挙結果は、このところからも明確に影響した結果が今度の参議院選挙の結果であるわけですよ。国民は冷静にこれを受けとめているわけですよ。新たなる政治の流れを求める、こんな政治では嫌だと、だめだと、これが今度の選挙の結果だと思うんですよ。それで、こういうような事態を打開していくために、どうするつもりなのか。

今回、不納欠損処理で約1億円、いわゆる9,288万円を不納欠損処理するわけですよね。もういいですよと、税の収納しませんと、こうするわけでしょう。私、市税の収納でも強調したんですが、不納欠損処理する前に私は国保税、あるいは市民税もそうですけれども、減免制度の活用で減免措置をするというのは、まず先手に打つべきだと。ましてや生活困窮がトップにあるわけですよ、それで納税できないと。国保税で生活困窮で544人の方が6,000万円以上の滞納というのか、未収金が出ているわけですから。ですから、私は不納欠損処理、約1億円近くの不納欠損処理、今回やるわけですけれども、それよりも私は前向きに積極的に減免取扱基準ができていくわけですから、減免取扱制度、減免制度、これを大いに生かして、活用して、それによって対応をします。この方が人間味のあるやり方だと、行政として真に市民に優しい行政の姿だと、こういうふうに思うんですが、どう今後それに対応していくか伺いたいというふうに思います。

それと、滞納の世帯数の変遷を、この10年間の変遷、これをお答えをいただきたい。たまたま合併がありましたから、合併前の場合は旧野栄町と旧八日市場市の合算した数値、合わせてね。ですから、10年前の匝瑳市、前は1市1町の合算で御提示をいただきたい。

この打開策、市長、ぜひ国が問題なんですよ、これ。国に最大の責任があるわけですよ。これ全国、今、6割から7割赤字ですから、国保事業というのは、全国の各自治体が。これは、だから八日市場市の責任ではないんです。市長がいかげんだから生まれたものではないわけです。市長が幾ら頑張っても、こういう現象というのは出てくるわけですよ。とりわけ小泉改革の犠牲が、こういう形で国保事業にあらわれている。ですから、この打開策を国に通常のやり方でなくて、地方六団体で言いましょうというような、従来のやり方でなくて、市長単独でも今度、舛添厚労相に直接談判して要求すると、打開策を求めると。

きのうの新聞ですか、千葉県知事、堂本氏も舛添厚生大臣と懇談をして、この地方の格差の問題とか、あるいは小児医療、産婦人科の医師の確保の問題とか、そういうことで強く要求をしたと。やはり、私は一地方のそれは弱体かもしれないけれども、4万1,500人の小さな市のトップかもしれないけれども、しかし私はそういう地方の声が国を動かすことになる

と。そういうことになるので、ぜひ国に単独で積極的にこの国保事業の危機打開のための提案、国がもっと財政的に支援策をとってほしいと、こういうことを担当の課と協議をして明文をつくって、直接、大臣に求めるということを要求したいと思うんですが、いかが対応するかお伺いをしたいと、いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、このような国保税の問題に、このような不納者が出たというのは、国の小泉改革が大きな原因ではないかという御指摘でございますが、私はそのような考えを持っております。確かに、小泉改革の誤りがあったのではないかと考えておりますけど、すべてがそういうわけにはいきません。そういう結果が、今回の参議院議員の選挙にあらわれたわけでございます。私は今後、改革につきましてのこのような批判の中で誕生した政権が、やはり来年度は私はこのような国民に犠牲を与えるような政策はしてくれないのではないかなど期待をしておりますので、そういう面におかれましても、これからは国におきまして、この改革につきまして、先ほど申し上げましたように、各課と連絡をとりながら意見を申し述べていきたいと、かように考えておるものでございます。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税務課の方から3点ほど御説明いたします。

まず、税の収納の悪化している理由でございます。

最初に、市税収納率の推移と3ページ目だと思います。この点で、先ほどお話があったと思うんですが、5万円から25万円まで、つまり25万円以下ですと件数で71.88%、金額で26.32%、非常に大きな額がこの25万円以下の未納になっております。国保税は所得がなくても課税されるシステムになっておりますので、所得ゼロでも保険税は発生してしまうために、どうしても低額の税の方に負担を強いるような形になっているのが実情でございます。また、滞納額から見ますと、市税1件当たりですと9万5,316円になりますが、保険税1件当たりにしますと23万8,635円の滞納額になります。

それから、不納欠損の関係で11ページだと思います。この部分の御指摘だと思うんですが、確かに生活困窮で一番多い件数で544件、6,125万円、この部分が生活困窮で第18条の不納欠損になっておりますけれども、第18条、5年前の部分ですので、昨年から減免の件数上がっておりますが、どうしても5年間はこの第18条の件数が発生していく可能性が大きいと思います。

それから、滞納世帯の数でございます。平成10年が1,051世帯、平成11年が1,234世帯、平成12年が1,248世帯、平成13年が1,280世帯、平成14年が1,525世帯、平成15年が1,536世帯、平成16年が1,498世帯、平成17年が1,592世帯、平成18年が1,621世帯、増でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今、答弁があったように、平成10年には1,051世帯、これが平成18年度には1,621世帯に滞納件数が著しく増大していると。これは決して払えるけれども払えないのではないんですよ、払いたいけれども払えない。市長は、国に対して担当課とよく相談して意見を申し上げたいということの答弁ありましたから、これ以上のことは申しませんけれども、問題はやはり執行部の皆さん、特に私、担当課の課長に聞きたいんですが、この原因は何なのかということ。打開策はどこにあるかということ、一番の最大の原因は小泉改革ですよ、国の政治ですよ。そういうところの基本に沿った行政を進めないと、行政が狂ってくるんですよ。

そこで伺いたいんですが、例えば国は保険税を納めない方には資格証明書を発行すると、ペナルティーをかけて資格証明書を発行して、いざ病気になると全額負担、通常3割負担を全額負担しなければならないと、お金がないのに全額払えということだ。そこで、私すごく気になるのは、匝瑳市でこれ平成18年度でしょうか、匝瑳市全体で266人の資格証明書の発行をやっているでしょう。これはかなり高い比率だと私は思うんです、むごいと思うんです、冷たいと思うんです、市民に優しいさがないと。だって基本問題として、資格証明書を受ける人は払いたくても払えないんですよ。資格証明書の発行がなされているわけですよ。そういう方は病気になっても我慢に我慢を重ねるわけですよ、お金がかかるから、お金を持ってないんですから。それで、重症になって、これ私は朝日新聞の5月2日付のコピーを持っていますけれども、生活苦、受診を断念と見出しですよ、心が痛みますよ。ある方のことですが、昨年5月、月に10万円の医療費がかかった。しかし、店の売り上げは月20万円ほど、11万円の家賃、国民健康保険の保険料さえ滞納する生活で医療費を払い続けることが難しかった。ことし1月、お金がかかるからと妻は抗がん剤や放射線治療を打ち切って退院した。自宅でふせっている妻に、病院行こうよと声をかけても首を横に振ったと。体の自由がきかなくなり、救急車で病院に運ばれたときには手おくれだったと、痛いとも、苦しいとも言わないまま3日後に死んだと、遺体を引き取るお金がなかった。見かねた葬祭業者の友人が葬式をしてくれた。火葬代は香典で払ったが、入院費はまた払い終わっていない。本当は国保の

金だって気持ちよく払いたい、申しわけないと思う、でも食うので精いっぱいなんだと、これがそういう方々の実態ではないですか。

そういう中で資格証明書を266人発行していると。県内で匝瑳市よりもっと大きな茂原市、四街道市、資格証明書の発行ゼロですよ。県内の10の市や町、資格証明書ゼロですよ。あるいは、隣の香取市、今7万人か8万人の人口でしょう、香取市はね、恐らく、匝瑳市よりは大きいですよ。たったの44人ですよ、資格証明書の発行者数は。匝瑳市は266人。鎌ケ谷市も多いでしょう、市としては。これで全体で96人ですよ。八街市、これ人口、恐らく私はよくわからないけど、5万人から6万人以上いるのではないですか、もっといるかもしれない。たったの28人ですよ、資格証明書出しているのは。私は、そういう冷たい行政のあり方は基本の姿勢が国の言うがままになっているところから出ているんですよ。ペナルティーを恐れず、まずは市民の命と健康をまず第一に考えるという地方自治体の、あるいは国民健康保険法の、あるいは憲法第25条のその立場に立てば、絶対できないはずだと思うんです、これは。そして、滞納されている方々の現実というか、そこから見ればそれはできないと、こういうふうに思うんです。ですから、私は資格証明書の発行を慎重と言って266人ですから、もっと国の言うがままではなくて、もっと現実に対応したような形でゼロにしろとは私も言いません。ゼロのところがありますよ、しかしゼロとまではいかないけれども、もっとこれを整理整頓して、こういう方々には出すと、早急に保険証を発行するという手だてをぜひとってほしいと、こういうふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それと同時に、資格証明書の中にこういう方々に資格証明書を発行しているケースはありますか。いわゆる乳幼児医療費助成受給世帯、市も県も小学校入学前まで助成制度やっているわけですよ。これは、厚労省の国保課長の通知があったんですよ。その中に、乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外にすることという通知が来ているわけですよ。匝瑳市で乳幼児を抱えている家庭に税金が納めてないからという形で、資格証明書を発行しているケースはありますか、なければ幸いです。あれば直ちに厚労省の通知に基づいて、直ちに発行すべきだと。それが人間でしょう、それが行政でしょう、それが政治ではないんですか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） まず最初でございます国の政治、小泉改革の関係でのお話でございますけれども、私の方からは小泉改革の中の三位一体改革の中の状況が国庫負担金の関係のお話が出ておりましたけれども、匝瑳市における国庫負担金の関係、これが三位一体改革

でどのような数字の動きをしているか、その辺の関係を報告したいと思います。

平成16年度負担定率が40%ということで国庫負担金があったわけですが、40%と国の財政調整交付金が10%、平成16年度におきましては、県の財政調整交付金はゼロであったわけですが。三位一体改革の中で平成17年度に激変緩和ということで、国の負担定率が36%という数字に変わります。40%から36%、国の財政調整交付金も9%に変わります、平成17年度。県の方の財政調整交付金が5%ということに変わります。

それから、平成18年度に34%に国が変わり、国の財政調整基金が9%、県の財政調整基金交付金が7%という形に平成16年度から平成18年度に変わったわけですが、匝瑳市がこの状況の中でどういう変化があったかと申しますと、平成16年度におきましては、国の国庫負担金と財政調整と県の財政調整、これはゼロでしたけれども、16億1,600万円でした。

平成17年度、36%に国の負担金が変わるわけですが、13億127万円から、平成17年度に12億1,400万円に変わります。40%から36%に変わりますので、マイナスの8,630万円、国庫負担金が減になっていきます。

それから、国の財政調整基金が10%から9%に変わりましたので830万2,000円マイナスになっていきます。その分、県の財政調整交付金が5%で1億7,370万6,000円という交付金が入りました。この関係で、平成16年度、平成17年度につきましては、平成16年度が16億1,600万円、平成17年度が仕組みが変わったわけですが、7,900万円増になって、平成17年度の3つの合計は16億9,500万円になっていきます。

平成18年度がお話のありましたように、国の負担金が34%ということでいきますので、国の関係が11億3,200万円、平成17年度を比較しますと、マイナスの8,100万円減になっていきます。国の財政調整交付金が205万9,000円、県の財政調整交付金が7%で2億4,700万円という額でいきます。トータルで平成17年度と比較しまして656万2,000円の増で、平成18年度16億8,900万円の額になっていきます。三位一体の改革で負担定率の仕組みが県の財政調整交付金の方に変わったわけですが、国庫負担金34%、国の財政調整交付金9%、県の財政調整交付金7%の50%で確保につきましては変わっていないのではないかと数字になっていきます。

それから、資格証明書の関係でいきますけれども、9月1日現在で資格証の関係は285、今月の1日ということですので285でいきます。滞納世帯の数が2,239世帯ということで、285、滞納世帯の中の資格証の割合は12.7%になっていきます。

先ほど、千葉県下の資格証明書の発行の関係がございましたけれども、平成18年12月1日現在の県下の状況の資料がございますけれども、大体同数の匝瑳市287の交付でございました。このときは、滞納の転出者を除いた数字で1,594で割り返しておりますので17%の数字で千葉県下比較されておりますけれども、この関係でいきますと交付割合としましては、一番高いのが館山市、木更津市、この辺は30%を超しております。富津市も35%、20%以上が8市町村ございます。低いところは先ほどお話がありましたように、ゼロのところからいろいろありますけれども、17%の数字で匝瑳市は位置的には何番目になるかはちょっとわかりませんが、そのような状況でございます。

それから、資格証の発行に当たりましては、一番注意しております点につきましては、払えない特別な事情がないかを慎重に見分けた上で、見きわめた上で資格証を交付するという基本でございます。納められるのに納めない人には短期資格証の交付、納められない人には特別な事情など形式的にならない配慮、大事ではないかということ最近つくづく感じているところでございます。国保税を月5,000円でも1万円でも分納いただければ、有効期限の短い短期保険証や正規の保険証に切りかえまして、資格証明書の発行を先ほどゼロというお話もありましたけれども、資格証の発行を少なくしていくことはできるのではないかとこのことで心がけているところでございます。

乳幼児の発行の関係につきましては、後ほど資料をとりますので、発行しているかどうかについては、後ほど報告させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 質問の趣旨とちょっとかみ合わないところがあるんですが、いずれにしても国保事業全体から見るとはなくて、国がいずれにしても約5割の負担の責任を持っていたのが、それが今、課長が答弁のように34%、プラスアルファはありますけれども、そこまで国の責任を県や市に結局、責任を転嫁すると。もともと国民の命と健康を守る事業というのは、憲法第25条に沿って国の仕事なんですよね。その国の仕事を地方自治体に任せるといえるのか、責任を放棄して、一部放棄して自治体に負担を押しつけると。これが改革の名のもとで行われている住民負担増であり、国民の命と健康を後退させる状況になっている。これは、総がかりで、大がかりで国保事業の危機をつくり出すだけでなく、医療も改革されているわけです。全面的な国民に対する攻撃が今行われているわけです。

その辺を基本に据えてやっていかないと、行政が本当に住民の立場に立てないものになってしまうので、ですから課長もゼロに、いわゆる資格証明書の発行もゼロに向けて、限りな

くゼロに向けて少なくするという決意を表明されましたので、館山市とか木更津市とかという多いところを基準にして話をしたんでは、これ話にならないですよ。ゼロという低いところがあるわけですから、国保会計の立場に立てば、それはもう逆さにしても出すと、こういうことになると思いますよ、国はそういう立場ですから。資格証明書をどんどん出せと、こういう立場ですので、ただそうではなくて匝瑳市の立場としては、茂原市や四街道市や酒々井町や多くのところでゼロのところは県内10市のまちでゼロですから、そこに限りなく接近していくという匝瑳市の国保事業としての基本姿勢を確立していただきたいと。

これ勇気が要るんですよ、はっきり言って。国からのペナルティーの問題もありますから、それには勇気が要るんです。でも、やっているところが全国にたくさんあるわけです。おかしな国のおかしなことに関しては、きちんとやはり対抗していくという、住民の命と健康の立場から抵抗するという、何でも国がこれをやれと言えば従順に従うという、そういうやり方をやっていたら、日本国民の本当に状況をもっともっと悪くなってしまっただけですよ。

それと、答弁がなかったんですが、これ担当課、市民課と税務課でよく連携をして、不納欠損処理よりも減免制度を大いに活用すると、その前に。そういうような手だてというのか、行政のあり方というのか、私はやっていただきたいということを質問したんですが、これにはちょっと答弁がなかったんですが、その辺はいかがお考えか、伺いたいというふうに思います。

それと、この予算書の中で老人保健に対する拠出金が前年度から見て1億2,000万円少し、前年度から見て減額になっているわけですよ。これは一つの理由としては、私は高齢者に対するお医者さんにかかる負担が強まっているわけですよ、負担が重くなっている。結果的には、高齢者の受診抑制、これ政府がねらっていますから、病院がお年寄りのサロンになっているとか、いろいろなことを言いながら早期発見、早期治療に妨害をする、高齢者にお医者さん、病院に行かないような、行かなくさせるような手だてが負担増という形で、きのうも議論になった現役並みの所得のある人は3割負担でしょう、今、我々と同じ3割負担ですよ。今度、今まで1割負担の者が2割負担になり、やがて3割負担にしようと、高齢者の皆さんに。こういうような高齢者負担増で受診抑制が働いて、1億2,000万円というようなものが前年度から見て支出が減るといふふうに思うわけですが、その辺の事情の説明をいただきたいと。

それから、この10月からですか、国保事業に関して、今度75歳以上の後期高齢者の新しい医療制度というのが始まりますよね。75歳以上の方は国保から離脱をして、独自の新しい医

療制度というのができるわけですね。全国的には75歳以上の高齢者1人当たり月6,100円ぐらい年金から天引きされるわけですね。そういう制度が今準備されている。もし、それがスタートした場合、この匝瑳市の国保事業にどのような影響を与えていくのか。これについて、その見通しについて、お答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税務課の方から、先ほど答弁漏れがあったという御指摘です。で、まず1点目の減免と不納欠損の関係でございます。

減免の場合には、納期前、納期の1週間前までに申請をいただきますので、申請がない場合には、そのまま滞納に結びついてしまいます。そうしますと、どうしても後処理としましては第18条の不納欠損に行ってしまう。つまり、第18条で言う不納欠損額がふえてしまう。

途中で減免に切りかえるということができませんので、後は不納欠損の方の処理になってしまいます。ですから、時期的に納期前までです。それまでにいかにPRができるか、その点が減免の状態だと思います。それで、減免件数が昨年から増加しております。昨年は国保で低所得で23件、平成19年は8月末だけでも21件っております。この部分につきましては、不納欠損の方には入らないような数字になってまいります。

それから、滞納の原因ということでちょっとお話があったんですけども、国保の滞納集計表6ページになります。やはり、ここの中で生活困窮の部分が昨年から見ましても244世帯増加してございます。税務課といたしましては、この打開策ということですが、減免なり、分納なりで処理をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） それでは、先ほどの答弁漏れの関係からお願いしたいと思います。

資格発行世帯の中に乳幼児の関係でございますけれども、この確認につきましてはしてございません。至急、確認して対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。

老人保健の拠出金の関係でございますけれども、老人保健の特別会計の関係は医療に関する収入と支出についての費用の負担割合の関係が、市、国、県、保険者、それぞれ負担割合が決まっておりますので、医療に要する費用が減になった関係での拠出金の減ということになります。この関係の一番の老人保健特別会計の減になった内容でございますけれども、要因は平成14年からですか、75歳の引き上げの関係がございましたので、その関係で老人被保

者数が減っておりますので、その関係の数字で医療費の方の減があったということでございます。

（「75歳以上の引き上げは何でしょうか」と呼ぶ者あり）

○市民課長（石橋春雄君） 申しわけございません。老保の動向の関係で被保険者の関係が1年間で331人の減になってございます。被保険者の1年間の動向としましては、平成18年4月1日現在で6,230人であったわけですが、平成19年3月末現在で5,899人ということで、この331人の減、5.3%の減が医療給付費に大きく影響していると感じております。

それと後期高齢者の医療制度、匝瑳市にどのような影響を2点、その点について御報告いたしたいと思います。

匝瑳市の人口を推計しますと、これからの3カ年平均で見ますと、出生298人、亡くなる方474人、自然動態としましては107人の減という数字になってございます。転入は1,111人、転出につきましては1,231人、社会動態的には120人ほどの減になるのではないかと予想されるところでございます。自然動態と社会動態合わせますと匝瑳市の人口、毎年296人、約300人の減少ではないかということになります。

それと逆になりますけれども、後期高齢者、75歳以上の人口につきましては、毎年500人ずつ増加していくということになります。当然、75歳以上の方全体的に見ますと、亡くなる方もおりますので、亡くなる方が75歳以上、年に370人ほどの数字になってございます。差し引きでいきますと150人、それでも150人の増加が75歳以上の人口増加が考えられるところでございます。このような少子高齢化の進展に伴いまして、匝瑳市は高齢者の医療も大幅な増加が見込まれておりますので、後期高齢者の医療費を支え合う制度改正によりまして、将来にわたりまして、医療保険制度を継続可能なものにしていくことで安心・信頼の医療が確保されるということに至りましては、匝瑳市としても大きな利点があると思いますので、制度改正に対応していかなければと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） もう4回目ですよ。簡単に、大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私が聞いている、別に答弁漏れですから、私あえて言うんですが、私の聞いているのは後期高齢者医療制度というものが、どういうものなのか。そして、それが匝瑳市にとってどうなのかというのを聞いているわけではないんですよ。この国保会計にどんな影響をもたらすかということ聞いたわけです。それについては、答弁ないわけです。

それから、議長もそういうことを言うなら、はっきりと私の質問をメモして答弁漏れの場

合は私が再発言しないように、議長の方からちゃんと言ってくださいよ、そういうことであれば。4回聞いたからって、機械的に発言を制約しませんでしたけれども、そういうことをやらないとだめよ。

そういうことで、この国保事業に対する、これが始まった場合、後期高齢者の医療制度が始まった場合、国保会計、国保事業にどのような影響というものが、同じ保険制度ですから、いろいろな形の影響が出てくるわけですよ、無関係にはあり得ないです。その辺、お答えください。

それと、先ほど答弁の老人保健拠出金が1億2,000万円も前年度から見て拠出しなくて済むというのか、支出が減ったわけでしょう。これは、被保険者というのか331人減ったからと、だから単純なそれも一つの理由ですよ。ただ私が強調したいのは、受診抑制が全国であるわけですよ。医者にかかろうと思って、今までならかかっていたのがかからないという人がどんどんふえているわけですよ。さっき私が読み上げた朝日新聞の、こういう医療にお金がかかるから病院に行けないという方がふえている、それも一つの理由ではないですか。そういうふうに私が聞いたら、それには答弁がないわけですよ。その辺、多重というか、多方面の理由というのがあると思いますが、私の指摘したことも一つの理由でしょう。そういうふうに答弁していただかないと、別の角度からの答弁では納得できませんよ。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 受診抑制の関係につきましては、まだ十分把握してございませんので、もう少し研究する時間をいただきたいと思います。

国保会計に後期高齢者医療制度が、どのような影響をもたらすかということでございますけれども、当然、75歳以上老人分の減、それからそれに対する支援金が今度発生しますので、その支援金が増になるというようなところで、今感じているところでございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 大木議員の質疑、それから答弁につなげてちょっと質疑したいと思うんですけども、後期高齢者医療制度、平成20年4月から始まるということで、平成19年度の決算動向を踏まえて後期高齢者医療制度がどうなのかということを議論したいわけなんですけど、来年の今ごろ行われる平成19年度決算審査のときには、既に本格的に始まっているということですので、平成18年度決算、国保会計の決算を参考にしながら、これから匝瑳市も国保会計が来年度以降、よくなるのか、悪くなるのかということを考えていかなければな

らないと思います。

そこで、どうしても後期高齢者医療制度との関係というのを見なければいけないと思います。それで、質疑したいんですけれども、先日配付されました千葉県後期高齢者医療広域連合のパンフレット、平成20年4月から新しい高齢者の医療制度、後期高齢者医療制度が始まりますというパンフレットがあります。その中に保険料、後期高齢者の保険料負担というのと、それから65歳から74歳までの前期高齢者の保険負担というのが出ています。それでお聞きしたいんですが、来年度からは老人保健というのは全くなくなるということでしょうか、制度として。そうしますと、国保会計から老人保健拠出金がなくなるわけですね。それは、どうなるんでしょうか。老人保健拠出金は先ほど課長の答弁がありましたように、制度が変わったことにより、被保険者数が減少して拠出額も大きく少なくなったと。ところが来年度になりますと、75歳以上の後期高齢者の医療負担については、国が4割、県・市がそれぞれ1割、さらに健保組合や国保などから4割を負担するということですね。国保などの方から4割を負担するということについて、匝瑳市の負担がどうなるのか。平成18年度決算の老人保健拠出金よりも大きくなるのかどうなのかというのが重要だと思います。どうなんでしょうか、どう見ておられるでしょうか。

それから、前期高齢者の医療費負担は、このパンフレットに示されていることだと、65歳から74歳までの前期高齢者は国保や健保など従来の医療保険制度で医療を受けますがというので、老人保健というのがなくなるように見えます。ただ、国保に退職者が大量に加入することで、健保など他の制度との間で前期高齢者医療費の負担に不均衡が生じていることから調整するため、75歳未満の加入者数に応じて前期高齢者医療費を負担するよう財政の調整を行いますということです。75歳未満の加入者が少ない健保や国保には、その割合に応じて負担が少なくなると。

○議長（山崎 剛君） 平成18年度の決算についての質問をお願いいたします。

○11番（田村明美君） 議長、よく聞いてください。先ほど、なぜこれを質疑するのかということをおし上げました。この決算がどうであるかというのは、財政調整基金、国保財調をこれから取り崩していかなければならないのか、それとも財調をさらに積み立てていくことができるのか、さらに積み立てていくことができる状況ならば、国保税を引き下げること可能になるわけですね。そういうことで、来年度を見ていかなければならないということで質疑したいと思います。

前期高齢者の医療費負担について、匝瑳市の国保はどういったことになるんでしょうか。

平成18年度と比べて、どう変わるのか。あるいは、全くもうほとんど同じと考えてよいのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） まず、前期高齢者の関係でございますけれども、65歳から74歳の前期高齢者でございますけれども、先ほどお話がありましたように、退職者が国保に大量に加入してございまして、保険間で医療費の負担に不均衡が生じているということで、国保被用者保険制度に加入したままでございますけれども、各保険者の加入数に応じて調整する仕組みが平成20年4月から創設されるということでございます。現在、不均衡の調整ということでございますけれども、市町村の国保につきましては42%、残りの58%を政管健保、健保組合、共済ということで負担、退職者の関係等やってきたわけでございますけれども、この財政調整の関係でございますけれども、これから全国平均との比較、前期高齢者数と高齢者数を各保険者の被保険者数で割り返しまして、支払基金の方から示される数字で負担をしていくというようなことでございますけれども、匝瑳市の被保険者数に占める退職保険者数の被保険者の割合ですけれども、匝瑳市につきましては8.45%と見られます。千葉県下でも56市町村のうち53ということで、退職保険者の占める割合は少ない状況でございます。この数値については、間もなく全国平均との照らし合わせの中で数字が明らかになってくるかと思っております。

それと、現行の退職者医療制度の関係でございますけれども、廃止ということになります。経過措置としまして、平成26年まで退職被保険者、65歳から前期高齢者ということですので、その前の65歳以下が市町村に存在することになりますので、経過措置としましては、平成26年まで退職者医療制度は残るということでございます。前期高齢者の関係の額につきましては、広域連合の方で算定され、あるいは基盤整備、支払基金交付金の方でいろいろ検討されて、間もなく明らかになってくるかと思っております。今、全国的な数値が寄せ集められて算定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第2号の質疑を打ち切ります。

議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

石橋市民課長から本議案の概要説明を求めます。

石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計決算認定について、概要を御説明申し上げます。

資料として決算書、主な施策の成果をお開きいただきたいと思います。

それでは、主要な施策の成果の5ページをお開きください。

平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入決算書は計の欄に記載のとおり30億4,707万7,000円で、予算現額に対し95.9%、調定額に対して100.0%の収入率でありました。平成17年度との比較では2億9,562万8,000円、8.8%の減であります。

歳入決算書を款ごとに御説明申し上げます。

第1款支払基金交付金は16億1,607万4,000円で、平成17年度との比較では2億7,144万9,000円、14.4%の減でした。

第2款国庫支出金は9億425万4,000円で、平成17年度との比較では3,511万1,000円、4.0%の増でした。医療費等に要する費用の国の負担でございます。

第3款県支出金は2億2,978万4,000円で、平成17年度との比較では808万円で3.6%の増でした。

第4款繰入金是一般会計からの繰入金でありまして2億3,126万5,000円、平成17年度との比較では3,873万5,000円、14.3%の減でした。

第5款繰越金は5,806万2,000円で、平成17年度との比較では1,448万9,000円、33.3%の増でした。

第6款諸収入は763万8,000円で、平成17年度との比較では4,312万4,000円、85.0%の減でした。

歳入合計は30億4,707万7,000円で、平成17年度との比較では2億9,562万8,000円、8.8%の減でした。

なお、歳入決算の詳細につきましては、決算書の264ページから267ページまでに記載のとおりでございます。

次に、歳出決算書を款ごとに御説明申し上げます。

第1款医療諸費は医療給付費が主なものでございまして29億8,999万4,000円で、平成17年度との比較では2億4,123万3,000円、7.5%の減でした。

第2款公債費、第3款諸支出金は支出がありませんでした。

歳出合計は29億8,999万4,000円で、平成17年度との比較では2億4,619万2,000円、7.6%の減でした。

なお、歳出決算の詳細につきましては、決算書の268ページから269ページに記載のとおりです。

次に、決算書を御用意ください。309ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は5,708万3,000円でした。平成17年度決算の歳入歳出差引額との比較では97万9,000円の減でした。

以上が平成18年度匝瑳市老人保健特別会計決算書の概要であります。

それから、先ほど国保会計の中で説明漏れがございましたので、318ページをお願いいたします。高額療養費資金貸付基金の関係と出産費資金貸付基金の御説明漏れでございます。

高額療養費資金貸付基金に関しましては、前年度末現在高貸付金288万9,000円、決算年度中の増減高ですけれども、マイナスの70万6,000円、決算年度の末の現在高218万3,000円、現金関係では決算年度末現在高で781万8,000円でございます。

それから、出産費資金貸付基金の関係でございますけれども、貸付金の現金関係では前年度末現在高で700万1,000円、決算年度末の現在高も同額でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 市民課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 先ほどの質問の中でも明らかにしたわけですが、いわゆる老人保健特別会計において、平成17年度と対比して決算額が金額にして約3億円、全体で前年度から見て少ない形の事業になっているわけですよ。それは、担当課長はそれだけ被保険者が300何人減ったからというようなことですが、高齢者の受診抑制については承知してないと、把握してないと、そんなはずないと思うんですよ。これ全国で新聞で報道されている事実を把握してないという、認識がどうも理解に苦しむんですが、恐らく市民病院なら市民病院なんかの各病院、全国的にそうなんですが、今度の医療制度の改定で特に高齢者のお医者さんにかかりにくくなっている現象というのは直視をして、今回の場合の老人保健について、

この3億円が丸々331人の、これは前年度ですが、前年度だけでこんなに3億円も前年度と比較して予算全体が縮小するはずがない。その辺の分析をどうしているか、どう分析しているか、お答えください。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 老人保健の保険給付の状況を先ほど申し上げましたけれども、まず第1点に先ほど申し上げましたとおり、平成19年3月31日で5,899人ということで、前年度よりも331人、5.31%の減少が考えられるわけでございますけれども、医療費の項目別増減率等で見ますと、入院関係で3,561件、前年度と比較しまして203件の減になってございます。入院日数で6万393日、前年比で6,101日の減という数字でございます。入院費用では、前年比で1億1,997万円の減、8.46%の減という入院費での数値が出てございます。

匝瑳市の場合、入院費よりも入院外の費用の方が大きいというのが匝瑳市の特徴かと思うんですけども、入院外の件数でございますが9万3,399件、前年比で5,286件減、入院外費用で20万113日ということで、前年比で9,930日の減、入院外費用としましては14億4,626万円、前年比で6,589万円の減、この2つの入院、入院外、項目別で見ますと増減率、減の率が大きかったと思います。

歯科費用の関係でもマイナスの1,677万6,000円、12%の減、調剤費用関係でも1,555万2,000円の減ということでございます。項目、医療費関係で見ましても、前年比で4,769万円の減ということで、すべての項目で前年比較で減少に転じたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、医療費減少の主な原因としましては、老人医療対象者の331人の減、あるいは平成18年度の3.16%の引き下げ等が診療報酬改定等の事情、あるいは平成18年度の医療制度改革等が原因かと感じております。

逆に、平成17年度の関係でございますけれども、花粉症で医療費が上がっていたという経緯もありますけれども、制度改正のなかった平成17年度との比較ということになります。その辺の要因があろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） あくまで、課長は国の制度改正の結果、受診抑制になったということはがんと認めない。理由としては、被保険者331人に減ったからと、それと診療報酬が3.6%ですか、これどう合わせたって3億円も事業費が減るということはありません。先ほど説明のように、医療費が入院、外来ともに相当数減っているわけでしょう。

ここに目を向けていくのが現実的ではないですか。それだけ患者数が減ったということでしょう。331人が減って、全部これで賄い切れますか、3億円。やはり、今の国が医療費抑制政策等をとっているわけでしょう。その結果のあらわれが、こういうふうに匝瑳市の老人保健事業にも如実にあらわれているという、ここをきちんと認識しない限り、今後のさまざまな医療事業というものが正しく進展しないと思いますよ。

一言ぐらい老人関係で高齢者の皆さんが、いわゆる負担が重くなって病院に行くのを今まで3回行っていたのを2回に、あるいは1回に控えているという現実があるわけですよ。そこを直視しないで、答弁された現実はそういうことなんだよね。入院でも外来でも、入院の件数にしても外来の件数にしても、外来の件数なんか5,000件こういう減少でしょう、これ。これ異常ですよ、前年度と見ての減少率ですから。これ以上、もう先ほどの議案のところで、これ以上質問して受診抑制については把握してないという答弁ですから、これ以上、私も質問しませんけれども、やはり現実に即した、実態に即した認識で医療、保健行政を、その立場に立って行政を進めていっていただきたいということを強調しておきたいと思います。何か、答弁がありましたら答弁してください。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 受診抑制の関係がございましたけれども、確かに高齢者の皆さん、地域性と申しますか、匝瑳市の医療費の動向で判断しますと、入院費用よりも入院外費用の方が多くかかっているというのが、先ほど特徴ということで申し上げましたけれども、よほどぐあいが悪くならないとなかなか入院しないという特殊性があるかと思えますけれども、これが一概にどの要因でそういうことかということは判断ができないわけでございますけれども、匝瑳市の医療の概要としましては、千葉県国保団体連合会から得られます老人保健の重複受診者の一覧表をいただきます。それを市民課から健康管理課に資料として送付しまして、健康管理課の保健師によりまして、重複受診者一覧表、あるいは基本健診の結果を参考にレセプトと照合によりまして、保健指導を必要と認められる方の把握を行っていただきまして、効果的な訪問指導活動を実施しているところでございます。

今回も法改正の中で医療保険者に対しまして、メタボリックシンドロームに着目した特定検診、保健指導が義務づけられております。平成20年度から実施するわけですが、現在、平成19年度中に特定検診等の実施計画、5年計画の計画を段階的に推進していくことになるわけですが、これを健康管理課と市民課連携のもとで医療費の動向、実態について資料集めをしているところでございます。その基礎資料の中から、医療費抑制に絡むかど

うかわかりませんが、匝瑳市におきます、こういった病気で医療費がかかっているかということで、5月のレセプト等点検いただきながら、その辺の調査をしていただいたところでございます。

それと、こういった病気で受診率が高いのか、どの年齢層に問題があるのかという点で匝瑳市地域のデータ分析を行ったところでございます。最初のこういった病気で医療費がかかっているかということで、5月時点でのレセプトの点検の中からの資料でございますけれども、まず最初に1位に上げられているのが高血圧疾患444万3,000点の点数でございます。腎不全が2番目に上げられ408万7,000点、齲蝕が第3位で虫歯の関係ですけれども353万6,000点、第4位にその他の悪性新生物、これが233万3,000点という状況でございます。循環器疾患、高血圧、糖尿病、虚血性心疾患、脳梗塞等が全体の22%を占めているという状況と、腎不全につきましては件数117件と少ない医療費でありますけれども、件数としては少ないんですけれども……。

○議長（山崎 剛君） 市民課長に申し上げます。質問に関係することだけお答えください。

○市民課長（石橋春雄君） ということで、1人当たりの医療費の高い状況、総合失調症等のそのような件数が少ない割には、長期入院の状況からの入院件数が多く1人当たりの医療費が高くなっているということが伺えると思います。

それから、受診率の関係ですけれども、匝瑳市では同様な関係で順位としましては、高血圧疾患、齲蝕、虫歯の関係、糖尿病が上位を占めております。

それから、どのような年齢層に問題があるかということでありますけれども、51歳から64歳男性の腎不全の医療費が高いということでございます。糖尿病性の治療による人工透析等の早期からの糖尿病予防、合併対策が重要であるということで、若いときから合併症対策に対応していかなければならないというような匝瑳市の状況かと思っております。高血圧や糖尿病、高脂血症重症化で出現する脳血管疾患、虚血性心疾患、65歳から69歳の中で上位に見られるということでございます。50歳までに重症化の予防に対応していかなければという状況でございます。

それから、最後の1点でございますけれども、70歳以上の女性で診療報酬点数の中で骨折が第2位という状況でございます。受診件数の高い骨粗鬆症とあわせて対策が今後必要ではないかというような状況でございます。

入院外の医療費の抑制ということも当然、これからも考えなければならぬことかと思っておりますけれども、先ほどのお話のような抑制とあわせて、原因究明等、あるいは対応等を

考えていきたいと思います。

失礼しました。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 課長、私が聞いているのはそういうことを聞いているわけではないわけですね。課長が確かに全国的に千葉県は医療費がかからない地域なんですよ。この中の千葉県の中で、旧海上町を先頭にして匝瑳市も医療費のかからない、ですから極端に言えば全国で一番医療費がかからない地域なんですよ。北海道なんか、ずば抜けて医療費がかかるわけですから。それは別として、そういうふうに医療費のかからないような地域の中で、前年度から見て3億円、30億円の予算の中で3億円、約1割近く、率にしては8.8%減の予算の状況というのは、いわゆる高齢者の皆さんが負担が重くなって、病院にかかるときに薬代が、ホテル代が、入院すればホテル代だ、食事代だ、負担も1割負担から2割負担になる、そういうように負担が重くなって高齢者の皆さんは今まで年間例えば10回行っていたところを5回にするとか、3回にするとか、ぎりぎり病院に行くのを抑えざるを得ないと。そういう国の総医療費抑制政策が、それは知っているんでしょう、課長も。総医療費をとにかく縮小するというのが、国の大方針ですから。そのために、いろいろな手だてをとっているわけでしょうが。その犠牲が、ここにあらわれているのではないのと。それを、あくまで頑固に否定するんですか。

現実に、対象者が331人減ったから、これ全体で5.3%減でしょう。これほどの3億円の金額が減るはずないんですよ。私が指摘している国の言うとおりの受診抑制政策が、現実に匝瑳市でもあらわれているという認識に立たないと、これ政治に医療政策ならないんですよ。その認識に立って行政を担当してもらわないと、違うところに要因があるという考え方では、これ住民の立場に立てないですよ。私、もうこのことを何回も言っているんだよ。だけど、あくまで頑固にそうですとは言わないんだな。それならそれで、もっと正確な論拠を出してみてくださいよ。市民病院の事務局長は、きちんと確かにそういう影響はありますよと、予算の審査のときに言っているわけでしょう。そこの論点が合わないんですよ、閣内不一致と言うけど、執行部の中の片方がそういう影響ありますよ、片方は影響ないですよってやっていたんでは、これは論議にならないんですよ。私は、やはりそういう意味で正確な立場で、私はあえて私の言うとおりに答弁しなさいということを言っているわけではないですから、正確な事実に基づいた国の医療費抑制政策が現実に、こういう形で出ていると。今年度の場合、一つにこういう331人減ったのがある。あるいは、診療報酬の引き下げの問題もある、

あるいは国のそういう負担増、高齢者に対する負担増で受診が抑制されていることも、これが一つだと。いろいろな理由がありますよ、それは。しかし最大の理由は、私は国の政策によって、負担増によってお医者さんにかかることを控えているというところか一番の問題ではないかと言ったら、それを頑固としてそうではないと、どうも信じられないんだよね。もう、これ以上言わないけれども、とにかくその点、もう一回答弁してください。これ以上、言いません。

○議長（山崎 剛君） 石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 申し上げます。国の負担増、控えているのは重々承知してございます。それと、もう1点でございますけれども、匝瑳市の医療抑制という点で、数字的などころで申し上げますと、1人当たりの受診件数、平成17年度におきましては21件、平成18年度におきましては21.3件ということで、0.3件増になっております。0.3ポイント増ということになってございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ただいまの質疑の中で、医療抑制があるのではないかと。私も確かに医療抑制については認めないものではございませんし、また市民課長の方から答弁がございましたように、被保険者の減、あるいは医療費の減、これがそれぞれ相まって大木議員は3億円も、2億9,500万円という数字で3億円も平成17年度から減ったというような御見解をしておりましたけれども、私はこの医療の受診抑制、あるいは医療費の減という観点から見れば2億4,123万3,000円、平成17年度に対して7.4%の減が正しい数字ではないかと思うんですけれども、この点について、まず市民課長の見解をお伺いしたいと思います。

2点目でございますけれども、今申し上げました老人関係の医療費が2億4,000万円も減ったと。確かに、大木議員の言いますように、受診抑制もあろうかと思っておりますけれども、健康保健課で実施しておりますような予防医療といいますか、いろいろ受診を行ったり、早期発見をしたりということで、匝瑳市における老人の健康の増進、そして医療がかからなくなったということで、素直に私は喜ぶたいと思うんですけれども、この点についても市民課長はどのような見解を持っているか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 執行部の答弁を保留して、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

浪川茂夫君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

石橋市民課長。

○市民課長（石橋春雄君） 浪川議員さんからのお尋ねにお答え申し上げます。

最初に、医療給付費の関係でございますけれども、平成17年度の医療給付費につきましては32億3,100万円、平成18年度につきましては29億8,900万円、平成17年度との比較ではマイナスの2億4,123万3,000円、マイナスの7.5%の減でございます。

もう1点、予防効果の関係でございますけれども、基本健診による保健指導、レセプト点検等によります多受診等の訪問指導によりましての健康相談等、実施の効果もこの中にあるのかなと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柏熊高齢者支援課長から本議案についての概要説明を求めます。

柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） それでは、議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要について御説明申し上げます。

まず、平成18年度は介護保険制度として大きく制度が変わっております。介護始まって以来の保険料改定、それから介護報酬の改定、新しく介護予防の創設等、新しい事業がメジロ押しの年となりました。

それでは、決算書と主要な施策の成果の冊子について御説明申し上げます。

まず最初にお手数ですが匝瑳市決算に係る主要な施策の成果の6ページをお開きください。

介護保険特別会計歳入歳出決算比較表ですが、これは平成18年と平成17年度の比較でございます。説明の中で平成18年度の歳入の区分の中で、科目の中で廃目となっておりますものがございますので、後ほど御説明申し上げます。

まず、歳入合計の欄ですが、平成18年度合計が22億541万8,000円で、平成17年と比較いたしますと5,059万5,000円の減で、増減率はマイナスの2.8%となりました。また、歳出合計の欄ですが、平成18年度合計が21億5,397万3,000円で、平成17年度と比較いたしますと1,110万2,000円の増で、増減率はプラスの0.5%となりました。

それでは、歳入決算につきまして款ごとに御説明申し上げます。

区分の欄の第1款、平成18年度の保険料の収入済額は3億5,360万円で、前年比5,419万2,000円の増で、増減率はプラスの18.1%となりました。この中で、収納率は現年分が97.96%、滞納繰越分が12.93%でした。

なお、不納欠損額は84人で183万3,100円となりました。

第2款分担金及び負担金については、平成18年度は支出ございませんでした。

なお、この科目が平成18年度は廃目となっておりますので、ここで説明いたします3款以降が一つずつ繰り下がりがちで、若い番号の方になって決算書ではなっております。

第3款使用料及び手数料についても収入はありません。

第4款国庫支出金は5億1,775万4,000円で、前年比3,666万6,000円の減で、増減率はマイナスの6.6%となりました。これは、6款の県支出金との県との負担率の変更によるものでございます。

続きまして、第5款支払基金交付金は6億887万1,000円で、前年比5,868万6,000円の減で、増減率はマイナス8.8%となりました。この主な内容ですけれども、支払基金より平成17年度までは32%の負担率だったんですけれども、平成18年度からは31%に減っております。

第6款県支出金は3億1,001万1,000円で、前年比4,853万円の増で、増減率は18.6%となりました。

第7款財産収入、第8款寄附金については収入はございませんでした。

第9款繰入金3億4,005万7,000円で、前年比6,773万4,000円の減で、増減率はマイナスの16.6%となりました。内訳といたしましては一般会計繰入金です。

第10款繰越金は7,301万4,000円で、前年比5,302万1,000円の増で、増減率はプラスの

265.2%となりました。

第11款諸収入は211万1,000円で、主な内容は一般会計にございました配食サービスを、この介護特会の方に持ってきた関係で、配食サービスが183万8,400円の増になっております。

以上が歳入合計でございます。決算書の詳細につきましては、271ページから281ページまでに記載してあるとおりでございます。

続きまして、歳出決算について款ごとに御説明申し上げます。

第1款総務費は7,745万4,000円で、前年比4,774万1,000円の減で、増減率はマイナスの38.1%となりました。主な内容は人件費の減によるものです。

第2款保険給付費は19億9,744万4,000円で、増減費457万8,000円の増で、増減率はプラスの0.2%となりました。

第3款財政安定化基金拠出金は208万6,000円です。これは、給付費の0.1%相当が支出されました。

第4款基金積立金は支出はございませんでした。

第5款地域支援事業費は、制度が変わりまして新しい科目でございます。特定高齢者、一般高齢者を対象に介護予防を進めるための事業で2,360万1,000円の支出でございます。

第6款公債費について支出はございませんでした。

第7款諸支出金は5,338万8,000円です。前年比5,045万3,000円の増となりました。主な内容は、国・県支出金等の精算金の返納金4,386万7,000円でございます。

以上が歳出合計でございます。決算書の方の詳細は282ページから303ページまでに記載してあるとおりでございます。

収入済額と支出済額を差し引いた5,144万5,000円で、歳計剰余金として翌年度へ引き継ぎました。

続きまして、決算書の310ページをお開き願いたいと思います。

ここに実質収支に関する調書でございますが、記載してありますとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた額と同額の5,144万5,000円が実質収支額となりました。

続きまして、318ページをお開き願いたいと思います。

一番下で(11)介護給付費準備基金でございますが、決算年度中に1,214万円の減となりまして、年度末現在高は1億3,344万2,000円となりました。

以上が平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算書の概要でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 高齢者支援課長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 簡単にお伺いしたいと思うんですが、介護保険の特別会計もいわゆる未納金が年々増加しているということで、監査委員等からも指摘されているんですが、この原因と今後の見通しについて、どう考えているか、まず1点伺いたいと思うんです。

それと、不用額が全体のこの予算現額が22億円前後ですから、その22億円前後の決算の中で不用額が約1億3,000万円出ているわけですね。これは、いかなる理由によるものなのか伺いたいと。

それから、介護保険の保険料は介護分ということで、国保税、いわゆる医療分と合わせて徴収しているわけですが、その辺で国保税の中の医療分と介護分の徴収の関係、結局別々に払うわけにはいかないわけですか、これは。その点のちょっと内容について御説明をいただきたいと。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） それでは、3点について御説明申し上げます。

未納金のまず原因ですけれども、これについては徴収の方は戸別徴収を行っているわけですけれども、その中でいろいろ聞かれますことは、制度上の理解がない方がおります。それと、あと年金を18万円以上いただいている方については、特別徴収ということで年金から直接差し引かれるんですけれども、そのほかの18万円以下の方については、65歳以上のお年寄りから現金を納めていただくんですけれども、どうしても払えないと、そういう方がおります。また、私どもも徴収に100%出られる体制ではないということも多少ありますけれども、その辺については職員の中で頑張って制度を説明しながら歩いていきたいと思っております。今のところでは見通しも、それでよろしいでしょうか。

それから、不用額の1億3,000万円の関係ですけれども、先ほど主要な施策の中で御説明申し上げました中で、支出の保険給付費については、介護特別会計の中の92.7%保険給付費で占めているわけでございます。そういう中で、ほとんどが保険給付費、平成18年度ですと19億9,744万4,000円というものが支出されております。それで、この額を簡単に月別に割りますと、月当たり1億7,000万円が支出されます。この1億7,000万円を、また日割りいたしますと1カ月のうちの17日分が、この1億円の不用額が出ているわけですけれども、給付費

では。この1億円を割りますと、17日分に当たるわけです。そういう中で、介護特別会計ですから、この中で支給の方も全部行っていくわけですが、介護のこういう制度の中で2カ月おくれで請求が来るような制度になっております。そういう中で、多少の余裕がなければ運営に支障が出るということで、額は大きいんですけども、全体から言いますと執行率は95%と、このようになっておりますので、額が大きくて不用額がかなりあるように見えるんですけども、制度上はやはりこのぐらいの余裕がないとちょっと難しい状況でございます。

それから、不用額の出た原因ですけども、先ほど申しあげましたように、単価の改正とか、制度が変わりまして、ヘルパーの利用時間の短縮ですね、1回当たりが1時間半と決められました。そういうところで多少出たのかなと。

また、施設につきましては、平成18年4月より軽費老人ホーム、それと養護老人ホームでも介護を利用している方もおりますけれども、こういう施設につきましては、住所地特例ということで出身地の市町村の方で支払うようになっております。匝瑳市におきましては、直接、瑞穂園とか、希望の里、そういう施設がこういうところに当たるわけですが、そういうところでも減になったのかなということでございます。それから、平成17年10月より食費と居住費が一部自己負担になっておりますので、この辺の問題があるのかなと。それから、福祉用具の貸与につきましても、要支援1、2、支援1までは原則としては使えないような状態になっております。原則というか、一部が使えなくなっております。

それから、国保税の中での介護の今位置づけというか、関係ですけども、これについては私どもが支払基金の方から、先ほど説明いたしました31%分を請求すれば自動的に入金するような格好になっておりますので、国保税の方も大変でしょうけれども、その辺の介護としての制度上にのっとりまして、収入の方がございますので、介護としては影響がございません。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） これ約1億3,000万円の不用額が出たというのは、やはりホテルコストとか、食費の負担増、いわゆる利用しづらくなったという現象があると思うんですよ。そういうふうにお答えいただきましたので、これはこれでいいんですが、この決算書を見ますと、決算書のこれは施策の成果ですが、97ページに現年度分の特別徴収に収入未済額がマイナス5万1,100円となっているわけですね。もらい過ぎと、この場合はもらい過ぎという感じですよ、収入未済額ではないわけですから。収入未済額の欄にマイナス三角印で5

万1,100円というのは、これはどう理解していいのでしょうか。ちょっと御説明いただきたいんですが。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） これにつきましては、現年度分の特別徴収です。特別徴収は年金の方から差し引かせていただくんですけども、たまたま例えばの例ですけども、亡くなってしまったと、利用者が。それに対しても、まだすぐ特別徴収がとまるわけではございませんので、年金はとりあえず差し引いて支払われますね。そういうものが年度中の切りかえのときにあったということです。それは、年度を過ぎましてから、償還金ということで遺族の方にお返しするようなことになっております。

○24番（大木傳一郎君） 還付するわけだ、還付。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） 還付ということで支出いたします。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

議案第5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定についてを議題とします。

飯島市民病院事務局長から本案についての概要説明を求めます。

飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） それでは、議案第5号の平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について御説明をいたします。

資料としましては、歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、恐れ入りますけれども、決算書の335ページをお開き願いたいと思います。

初めに、平成18年度の匝瑳市病院事業報告書によりまして、病院事業の概況について御報告いたします。

この概況欄に総括事項として記載してございます。先ほど大木議員からもお話がありましたけれども、病院経営を取り巻く環境につきましては、依然として大変厳しい状況にござい

ます。その理由の幾つかとして、国の医療制度改革がございます。医療費の抑制ということで、平成18年は4月に平均3.16%の診療報酬のマイナス改定がございました。これは直近では、平成14年に2.7%のマイナス改定、平成16年に1%のマイナス改定がありまして、それに続く第3弾目のマイナス改定ということで、これにつきましては、もう本当に病院にとりましてはボディーブローのように効いてきている状態でございます。

それに加えまして、制度改革で患者負担の増というのもございます。それから、医師の臨床研修医の制度が変わっております。こうしたことから医師不足が恒常的に続いておりまして、常勤医師の確保が難しいということで、非常勤の医師による診療科がふえていると、そういうような状況から平成18年度も入院・外来ともに患者さんが減少をしております、大変厳しい運営となった状況でございます。

そうした中で、地域の中核病院としての医療機能を果たすために、何とか健全経営を図るということから、平成17年3月に出されております、あり方検討委員会の提言書に沿いまして、経営の改善に努めてきたところでございます。

また、さらに現在、地域の医療連携体制の確立ということを目指して、東総地域の医療連携協議が引き続いて行われておりますので、根本的な改善、病院の機能であるとか、いろいろなそういったものの検討につきましては、そちらの協議の中で引き続き行われているという状況でございます。

それから、介護保険事業を行っております病院の地域ケア部、それから介護老人保健施設 そうさぬくもりの郷の状況でございますけれども、ただいま高齢者支援課長からお話ございましたけれども、昨年4月の介護保険法の介護報酬の減額というようなこともございまして、こちらの方も減収という状況になっております。

このページの中段の表のところに入院・外来患者の利用状況というものを記載してございますけれども、平成18年度は入院が延べ患者数で3万9,595人、1日平均で108.5人という状況になっておりまして、これは前年度に比較しますと96.6%となります。それから、外来の方も延べ患者数で9万153人、1日平均で368.0人ということで、これも前年度比では96.6%という状況でございますが、少し以前を振り返ってみますと、平成8年ごろが当院としては患者数のピークでございまして、ここ平成8年ごろの前後数年間という感じでございますけれども、その当時と比較しますと入院患者数は約8割程度に減少しております。外来につきましては、さらに大きく落ち込んでおりまして、5割程度まで減少してきていると、そういうような状況でございます。

概況につきましては以上でございます。

恐れ入りますが、320ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

平成18年度の病院事業の決算報告書、収益的収入及び支出の状況でございますけれども、第1款の病院事業収益でございますけれども、予算額21億3,488万6,000円に對しまして、決算額は21億3,523万7,641円で、予算額に比へまして決算額は35万1,641円の増でございます。内訳は第1項医業収益で18億4,933万9,097円、第2項医業外収益で2億2,589万8,544円、第3項の特別利益で6,000万円でございます。

次に、第2款の介護老人保健施設事業収益でございますが、予算額が5億7,501万9,000円に對しまして、決算額は5億5,133万4,703円で、予算額に對しまして2,368万4,297円の減となっております。内訳は、施設事業収益で4億2,625万4,435円、第2項の訪問看護ステーション収益で4,712万1,697円、第3項居宅介護支援事業所収益で1,718万1,500円、第4項ヘルパーステーション収益で2,824万7,227円、第5項の施設事業外収益で3,252万9,844円でございます。

収入の合計では26億8,657万2,344円となっております。

次に、支出の状況でございますが321ページをごらんいただきたいと思ひます。

支出につきましては、第1款病院事業費用といたしまして、予算額21億3,488万6,000円に對しまして、決算額は21億1,720万7,695円で、不用額は1,767万8,305円でございます。内訳は、第1項の医業費用で20億3,533万8,623円、第2項医業外費用で7,446万7,076円、第3項特別損失で740万1,996円でございます。

次に、第2款の介護老人保健施設事業費用でございますが、予算額5億7,501万9,000円に對しまして、決算額は5億5,313万1,954円で、不用額につきましては2,188万7,046円でございます。内訳は、第1項の施設事業費用で4億752万3,722円、第2項訪問看護ステーション費用で8,539万701円、第3項のヘルパーステーション費用で3,384万9,691円、第4項施設事業外費用で2,636万7,840円で、支出の合計は26億7,033万9,649円となっております。

なお、税抜きの損益状況及び各項の明細につきましては、323ページから324ページに記載のとおりでございます。

病院の当年度の純利益につきましては、323ページをごらんいただきたいと思ひますが、下から3行目に記載してございますけれども、当年度純利益として1,623万9,988円となっております。しかしながら、これは他会計からの繰り入れを相当していただいておりますので、これがなかった場合には3億248万8,000円がマイナスをされますので、2億8,624万8,012円

の純損失となる計算でございます。

次に、介護老人保健施設の当年度の純損失につきまして、324ページをごらんいただきたいと思いますが、同じく下から3行目でございます当年度純損失として179万7,251円となっております。これも他会計からの繰り入れがなかった場合には、3,151万6,000円がマイナスされますので、3,331万3,251円の純損失となります。

恐れ入ります322ページにお戻りをいただきたいと思います。

次に、資本的収入及び支出の状況でございますが、最初に収入ですけれども、第1款の病院事業資本的収入は予算額1億3,666万円に対しまして、決算額は1億3,145万7,000円で、予算額に比べ決算額の増減として520万3,000円の減でございます。内訳としましては、第1項企業債で1億1,130万円、第2項の出資金で2,015万7,000円となっております。

次に、支出の状況でございますけれども、第1款の病院事業資本的支出でございますが、予算額2億5,834万4,000円に対しまして、決算額2億5,044万1,025円で、不用額は790万2,975円で、内訳は第1項の建設改良費で1億5,251万8,067円、第2項の企業債償還金で9,792万2,958円、第2款介護老人保健施設事業資本的支出としまして、予算額914万2,000円に対しまして、決算額は914万1,737円で、不用額は263円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足いたします額1億2,812万5,762円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをしたところでございます。

以上、御説明をいたしましたけれども、詳細につきましては353ページまでに記載のとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 市民病院事務局長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 同時の挙手でありましたけれども、先に御指名いただきましてありがとうございます。何点かお伺いいたしたいと思います。

まず、今御説明をいただきましたけれども、病院事業の特に医業につきましては、平成18年度決算書によりますと、患者数、入院・外来合わせて1日当たり約477人、年間では約1万3,000人ぐらいと。病床率は69.1%ということでございます。したがって、病床率を除いては年々減少傾向にあるというようなことであろうかと思えます。

一方、医業の収支では税抜きでありますけれども、事業収益、収入ですね、21億2,798万2,183円、支出の方では21億1,174万2,195円、差し引きの1,623万9,988円の利益と、こうい

うことに計上されているわけでございます。先ほども説明の中でありましたけれども、これは医業外収益、収入の部として一般会計から助成があったというようなことございまして、実質的には医業収支は赤字ということになるわけでございます。それは、1億6,400万円程度の損失ということになると思います。このことにつきましては、監査委員の審査意見ということでも御指摘をされているところでございます。

また、年度末処理欠損金につきましても、平成18年度末で10億2,400万円ほどあるわけですが、平成14年度と比較をしますと、平成14年度の欠損金は約8億6,600万円、ですから5年間で1億5,800万円ほどの欠損金ということで増加をしているというように思います。1年で約3,150万円程度が欠損金ということで上積みをされているということでもありますから、したがって申し上げるまでもありませんが、医業につきましては、依然として厳しい状況にあるということは、局長からお話がありましたけれども、これは言うまでもないというように思います。

そこで何うわけではありますが、企業会計というのは非常に難しいと思います。ですから、資料を見ている、片方は税込み、片方は税抜きというようなことで、なかなかわかりにくいわけですので、まず1点目として決算書の320ページ、先ほど御説明がありました病院事業決算報告書の収入の第1款病院事業収益の21億3,523万7,641円の内訳として、第1項医業収益が18億4,933万9,097円、第2項では医業外収益として2億2,589万8,544円、第3項では特別利益として6,000万円の決算額になっているわけでございます。

また、321ページの支出の方におきましても、第1款病院事業費用として21億1,720万7,695円と、その内訳として、第1項医業費用として20億3,533万8,623円、第2項医業外費用として7,446万7,076円、第3項の特別損失として740万1,996円というようなことで決算をされているわけでございます。これは、収益、費用、収入、支出とも、税込みの額ということになっているわけでございます。

そこで、収益及び費用の第1項、第2項、第3項の内訳につきまして、具体的に御説明をいただきたいと、このように思います。これが1点です。

それから、2点目ではありますが、2点目は329ページ、事業貸借対照表の下の方にあります2番目の流動資産の未収金として(2)では3億980万8,060円となっております。この内訳を見ますと、病院事業で2億3,368万1,630円、介護施設、老人保健施設事業で7,612万6,430円というようになっているわけですが、金額的には非常に大きい額でございます。しかしながら、聞くところによると、いわゆる治療費の関係ではありますが、患者負担の

部分と保険負担分というようになってきていると思ひまして、簡単に言うと保険負担の方は7割ということでありまして、当然、この決算の締めの方にまたがることあるわけでありまして、それについて申請をしてから、実際に入ってくるお金はどのくらいの再度で支払われるのかですね、月を要するにまたがった場合に申請をして、どのくらいの再度で支払われるのか。そして、先ほど申し上げました未収金の中には、当然それが含まれているというように思ひますので、それを除いた未収金はどのくらいになるのか、医業、そして介護老人保健施設別にお願ひをいたしたいというように思ひます。

それから、次にもう1点であります、ちょっと数字的ではない話ですが、病院経営につきましては、冒頭申し上げましたように、平成18年度の決算結果で十分分析できるわけでありまして、特に病院事業につきましては、非常に厳しい状況というのが顕著にあらわれているというように思ひます。監査委員の審査意見書の中でも、あり方検討委員会の提言をもとに病院経営の改善に一層の努力を求めているわけでございます。さらには、東総地域医療連携協議会の検討結果、医療連携が当病院の経営に影響することから、十分検討されるよう求めているわけでございます。そこで、旭中央病院との医療連携について、市長は今までも医療連携の中での答弁を見ますと、経営統合は考えていないと、あくまでも医療連携だということで一貫して御答弁をされております。されておりますが、いろいろな情勢の中で先般7月19日だと思ひますけれども、全員協議会の中で大木議員、そして浪川議員が御質問をした中でも、あくまでも統合は考えていないということで、ただ最後の浪川議員の質問の中では、協議会の状況によってはということ、何かちょっとニュアンスがちょっと含みがあったように私は記憶しているわけでございます。したがって、市長は現時点におきまして、病院の管理者として経営統合は考えていないと、今までと同じだと、あくまでも医療連携で進みたいということなのかどうか、再度ここでお尋ねをいたしたいというように思ひます。

以上、3点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの椎名議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、まず私に対しましては、市長はあくまでも医療連携という考えでいくのかというようにお尋ねでございますが、私はそのつもりで今日まで来たつもりでございます。しかしながら、このたびのどちらかという病院長のお話の中で、病院長みずからが経営者がみずからが、このまま行ったのではどうすることもできないというようなあいさつを病院の中でしたということをお聞きいたしました。それと同時に、あり方検討委員会の中でもそのようなお話があ

りました。しかし、私はあり方検討委員会も住民の声だと思っておりますけれども、私はそのときはあくまでも医療連携でもっていききたいなという思いで今日まで努力したつもりでございます。

しかしながら、医療の専門家、経営の病院長からそのようなお言葉が出たということにつきまして、私はそれではやはり経営統合に踏み切るということに対しまして、協議をしていく必要があるのではないかなということでもって、現在、思っているところでございます。そういう思いの中で、医療連携の方々に対しましては、そのような方向でもって一応、相手があることでございます。相手からも、とにかくそのような方向性も出されたということもお聞きしております。それだけに、やはりその点を旭の中央病院の御意見を、また十二分にお聞きしながら、その経営統合なら経営統合に向けて、私はやはり行かなければ匝瑳市の病院は到底健全経営に行く姿は見ることはできないというふうに、現在判断もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 収益と支出の内訳が御説明がちょっと仕切れないという面もありましたので、詳細なところはここに記載のとおりということで省略をいたしましたけれども、先ほど320ページの部分につきまして、343ページ以降に附属明細書というのについてございまして、ここに医業収益、入院収益、外来収益、こういうふうに記載してございます。確かに、私も病院の事業、来て初めていわゆる複式の決算というのは携わったものですから、なかなかうまく説明ができないんですけれども、どうしても収益的な会計のところでは税込みになると。それから、内訳作成のところに行きますと税抜きの処理するというようなことが出てきますので、単純にいかないんですけれども、先ほどの320ページの内訳としては、343ページに記載してありますそれぞれの項目でございまして、ある程度御理解がいただけるのかなと思いますけれども、医業収益としては入院収益で11億895万2,136円ということで、これは先ほど申しあげました平成18年度の入院患者さん3万9,595人の方のお支払いいただいた入院収益でございますけれども、単価で見ますと約2万8,000円ぐらいになります。前年度と比べますと、ちょっと人数が1,390人ほど減っておりますので、減少になっております。それから、次の外来収益が5億7,311万9,524円ということで、これが先ほど申しあげました平成18年度9万153人分の外来収益で、1人当たりの単価にしますと6,357円という数字になってくるわけでございます。それから、他会計の負担金は救急医

療の負担金、それから国保特別調整交付金ということで、こちらに記載してありますが、救急医療の負担金が2,530万円、国保の特別調整交付金が463万5,000円ということで合計2,993万5,000円。それから、その他の医業収益としては、室料の差額収益、それから公衆衛生活動収益、これは予防接種であるとか、住民健診等に係る経費でございますが、そうしたものの収益です。それから、医療相談の収益、これは個人の検診等に係る部分でございます。それから、受託検査施設利用収益、その他医業収益ということで、その他医業収益は老人保健施設の方、そうさぬくもりの郷へ病院の方から提供している医薬品等の費用でございます。こうしたものの合計で1億3,037万4,189円、これが基本的には先ほどの320ページの明細ということで、ごらんいただければいいものでございます。

次に、医業外収益ですけれども、受取利息配当金ということで預金の利息、これは平成18年度、平成19年度途中までは普通預金ではなくて、いわゆる取引の関係での当座性のもので利息が発生しないという形のものでやっておりましたので、ゼロになっております。窓口だけでございます。

それから、他会計からの補助金ということで2億1,718万8,000円ということで記載してございますけれども、これが一般会計からいただいておりますもので、企業債の利息の補助で、これが5,653万7,000円ございますが、それから高度医療の補助1,039万5,000円、それから特殊診療部門補助ということで1,002万9,000円、研究研修補助478万6,000円、共済の追加費用補助1,028万2,000円、企業債の元金補助9,792万3,000円、リハビリ部門補助2,632万1,000円、それから児童手当補助91万5,000円と、こういった一般会計からいただいている補助金がここに載っております。それから、医業外のものとしては、その下にその他の医業外収益というものがございまして、これは病院の中に設置をしておりますテレビであるとか、それから医師の官舎の家賃であるとか、病院の持っている資産の使用料等でございます。それから、もう一つ、特別利益として前年度の欠損補助というような形でいただいた6,000万円というもの、こうしたものが収益の明細でございます。

それから、329ページの未収金というところでございますけれども、確かに大変大きな額の未収金が記載されておりますけれども、椎名議員さん御指摘のように、保険での支払い分と患者さんの自己負担分等がございますので、どうしても決算上はこういう大きな数字が出てまいります。保険での支払いについては、2カ月おくれで入ってまいりますので、その間の分が未収金という状況で記載せざるを得ないと。未収金の扱いは、どういうところから出るかということ、要するに決算の最終日の診療分まで、その日に入らなければ翌日は未収金とい

うこととなりますので、すべてその数字で記載せざるを得ないということでございます。老健の方も、そういう形で保険の分は未収金の計上となりますし、老健の分につきましては、月末締めで入所者の方の自己負担分についても、翌月15日に支払いをしていただくような取り決めになっておりますので、当月分が全部月末時点では未収金扱いということになります。ですから、大変大きな未収金の額になります。病院の分で2億3,368万1,630円の未収金の内容別区分を申し上げますと、このうち患者さんの一部負担金で未収のものは637万6,782円でございます。診療報酬分が2億2,194万3,463円、このほかに交通事故、あるいは労災関係というようなものがございまして、先ほどの2億3,368万1,630円になります。それから、老健の分としましては、一部負担金が1,090万9,892円で介護報酬分につきましては、これは診療報酬も一部含まれますけれども6,521万6,538円ということで、老健分については、先ほど申し上げました利用者の方のお支払い期限が翌月15日というふうに、月末締めの翌月15日支払いとなっていますので、一部負担金についてもこうした大変な高額になっております。平成18年度の実際の老健の未収金について申し上げますと、平成17年度以前の分で平成18年度未収金になっていたものは、件数としては3件で、お2人の方の分で金額的には7万3,986円でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 詳細にわたって、どうもありがとうございました。

前段でも申し上げましたように、税抜き、税込みの関係でちょっとわかりませんでしたけれども、具体的なある程度の内容につきましては損益計算書とか、そういうものを見ていけばわかるわけでありますが、ちょっとその辺は確認をしたかったし、また具体的に説明をされていない事項もありましたものですから、お伺いをしたということでございます。ありがとうございました。

それで、若干質問をまた再度させていただきたいと思いますが、未収金についての内容につきましてはわかりました。年度の締めの関係、それから保険の関係等々ありまして、そんなに大きいというか、帳簿に載っているような数字ではないというのがわかりました。

まず1点目は、病院事業厳しいということは、先ほど来から申し上げているところでございますが、これは年度末というんですか、欠損金といいますか、これが平成18年度で10億2,445万4,662円になっているわけですね。非常に経営が苦しいというのは、ここでもわかるわけでありまして。一般会計と同様に、やはり財源の確保というのは病院でも大事なことで

ありますし、これが基本であります。そうしたことで、この未収金、先ほども報告されましたけれども、未収金に対する徴収の対策というんですか、対策をしてもどういった対処をしているかということによっても変わってくるわけでありますから、その辺を徴収対策、あるいは対処をどのようにしているのか。また、平成18年度の実績についてお伺いをいたしたいと思えます。

以上が1点目です。

それから、2点目であります。病院の医療連携につきまして、先ほど市長から御答弁をいただきました。病院長も大変みずからが経営については、この経営の悪化というんですか、これについては病院長としてもどうしようもないというようなことを言われていると。同時に、市長はあり方検討委員会の提言も踏まえて、気持ちとしては今の病院をそのまま連携をして守っていききたいと、こういう気持ちには変わりはないけれども、今申し上げたようなことから想定すると、これから旭の中央病院からの要請もあつて、経営統合を視野に入れて協議をせざるを得ないというように変わったと御理解をしていいかどうか、再度確認をさせていただきたいと思えます。

私も、この点につきましては、当市の病院の運営、それから経営の厳しい状況、そして今日まで旭中央病院から医師の派遣もいただいておりますし、またそれ以外の患者のやりとりとか、いろいろ医療連携もしてきたし、そういう実績があるというふうに理解をしております。

また、東総広域医療連携推進協議会も開催をされまして、部会も開かれておりまして、その経過は7月19日に御報告いただきましたけれども、経営統合を視野に入れた協議は私はやはり進めるべきだと、このように思っているわけでございます。それはなぜかと申しますと、中央病院とのそういった統合及び医療連携を視野に入れたテーブルに乗らなければ、今の匠瑳市民病院の現状も私はもっと低下してくるのではないかなというように危惧をしております。そういうことからして、まずお互いに現状分析をしながら、そして話し合いをしながら協議を進めることが一番大事ではないかなと、こんなふうに個人的には考えているわけでございます。したがって、協議に入ったからすぐ統合するということでは私はないと思えます。当然、前段に解決をしなければならない問題がたくさんあるわけであります。人事の問題もそうでありまして、処遇の問題もありますし、それから今、旭市では320億円ぐらいで建設をしようとしている再整備の問題もありますし、いろいろあると思うんですよね。ですから、すぐ経営統合するということではないと思えますが、やはりそのテーブルに乗っ

ていろいろな自分たちの条件も出していくということが、私は匝瑳市民病院を守る、そして匝瑳市民に安心した医療を提供していけるということにつながるのではないかなと、そういうように思っておりますので、その点まず市長の御所見をお伺いをいたしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 先ほども椎名議員さんの御質問にお答えいたしましたように、私はこのような菊地病院長のお話があるまでは、どちらかという本市独自の経営を模索しておりました。しかし、菊地病院長の話の方向を聞くと匝瑳市民病院の努力だけでは、もはや経営改善を図ることはできないと。まことに残念な状況にあるということが、はっきりと菊地先生の口から言葉として言われたということを私は重く受けとめていただきました。それというのは、やはり病院の運営管理は病院長が先頭になって運営管理をいただいているわけでございます。その運営管理の責任者が、このままで行ったのでは匝瑳市の病院だけでは経営ができないというはっきりしたお話をお聞きしたので、私はそのときに、というふうな考えを持ちました。

やはり、現在の状況からいきますと、また旭の方からも、もう既にこれ以上連携強化ということであれば、もはや経営統合以外に考えられないのではないかなとの発言もあったということをお聞きしております。また、現在までは旭の中央病院から2名のお医者さんの派遣をいただいております。これが現在、匝瑳市の病院経営のローテーションが回っている最大の恩恵ではないかなというように考えております。その中で、やはり旭の方でもって、こうしましょうよと、ああしたらどうなんだというお話があるときに、そのような経営統合に向けての話し合いをしていくことが、ベターではないかなというふうに、改めて考えを直させていただきました。

これからの問題でございますが、どうしても統合できるどうかの協議に踏み出さざるを得ないと。これが匝瑳市の健全経営につながり、それが健全経営が多くの市民の方々の一番大事な、命のかかわりのある医療体系が市民に対しましてのぬくもりと思いやりを与えるのではないかなという思いは持っておりますので、そういう方向でもって、これから進んでいくことができばなという思いで、これからも相互の連携協議会の方々にも、じっくりと話し合いをさせていただく中で、また議員の先生方の御理解をいただく中で、その方向性を打ちだしていく必要がありやしないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 未収金の対策ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成18年度の病院の未収金は637万6,782円が患者さんの方からいただく分の未収金でございますけれども、実際に窓口でお支払いをいただけない患者さんの状況はいろいろございますけれども、病院としては行った診療に対してのものですから、何とでもお支払いをいただかなくてはいけないということで、一般的にやっていることですが、封書で年1回、これは全員にお願いをしております。それから、それでもお支払いいただけないというケースが大変多いものですから、もう一回督促といいますか、そうしたことを行っております。さらに、場合によっては電話でお願いをするというのも随時で行っております。

その件数ですけれども、平成18年度に年1回のものとしては、11月に102名の方に催告書という形で送らせていただきました。それから、そのうち89名の方につきまして、これは外来費の分でございますが、もう一度平成19年3月に催告という形をとらせていただいております。このほかに救急の場合につきましては、預り金というような形なるべく未収が出ないような形をとっておりますけれども、中にはどうしても全くお金を持たずにかかるという方もおられますので、預り金も預れないというようなケースもございます。

それから、未収の対策というのとちょっと違うかもしれませんが、入院患者さん等で病状がある程度安定した後、退院というような話になって、なかなかお支払いが厳しいというような方に対しましては、退院後の生活、その他の療養等について御相談を受ける医療相談というのがありますけれども、そうした中でお支払いについても分割でとか、いろいろなそういうことの御相談も受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 最後になりますけれども、徴収対策につきましては、封書、あるいは電話等をお願いをしているということで、封書については102名ほど当初実施をしたというようなことでありますが、実績の方がちょっと漏れていたようでございますが、それは実績はいいんですが、いずれにしてもいろいろ大綱質疑で出ておりますけれども、払えるのに払わないという方に対しては、やはり強力な対応をひとつお願いをしたいというように思います。

それから、医療連携、統合につきましては、先ほど市長のお考えを伺いましたので、これはまた一般質問の中で再度お伺いしたいと思いますので、以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） 苅谷進一君。

○10番（苅谷進一君） 先ほど、私もちょっと一般質問等では質問を入れてなかったものですから、先般、会派でたまたま旭市の市議会を傍聴してまいりまして、今、椎名議員がおっしゃっていたような病院の経営とその他もろもろについてありましたが、それを聞いた上で私、今回の決算を見て、改めて見解をちょっと言わせていただきたいと思っております。

先ほど来、病院長のお話し聞きますと、子会社の病院がもう赤字でどうしようもない、親会社からお金を供給する。それから、孫会社の特老の方で何とかプラスになってちょっと息をついているという状況で、もう絶対、私は会社としてはやっていけない状態であると、私自身は個人的にそう判断します。

それで、この間、会派で傍聴したときに一般質問の中で、こういう文言がありました。317億円くらいの事業計画を立てていると。その中で、ある議員が旭市の人がどのくらい利用しているのかと言った場合に約3割だそうです、利用者が。あとそれ以外は近隣市町だと、そういう答えがありました。そのときに、病院の方の立場の方がお答えになったのは、この病院は周りの地域の方があって、それで存続しているのですと、旭市だけでは存続してないと。その中の原因が、応分の負担を各近隣市町にしたらどうだという話もありました。その中で、いろいろ予算内容を聞いていますと、317億円の事業規模の中で内部留保が108億円あるそうです。その108億円のうち68億円が今キャッシュであって、その他は今後の積み立てで支払いしていくというような答弁がありました。

そうしますと、単純に病院経営を見ていくと、非常に向うの病院は規模がありますけれども、非常に運営がうまくいっているという解釈が端的に私はできるという解釈をしました。今、椎名議員がいろいろ細かい点はお聞きしたので、私は細かい点はお聞きするつもりはないんですが、いろいろ医療連携という話で今進められていると思うんですが、私自身が中小企業の経営者として考えるならば、医療連携と言っても業務提携しても数字は決してよくなる可能性は少ないと思います。ですから、そういう意味を考えたら、やはり言葉は悪いですが、今、会社経営でいいか悪いかは別としても、M&Aといったような会社の統合や事業統合をした上での事業運営をしていくというのが、今、民間においてはこれはベストの企業形態であるのは言うまでもありません。

ですから、私の個人的な考えとしては、もう既に先ほど市長さんも答弁でありましたけれども、経営統合をした形でのただ我が匝瑳市立病院はそのまま箱は残していただいて、何からの形で地域医療はきちっと時間帯の問題もありますから、そういうこともできた上での計画もいろいろ加味して、我々議員も勉強しなければなりませんし、それから執行部からもいろいろ今後提案していただいて、それを論議していったらいいのではないかなというのが、まず一つです。その点をちょっと、そちらのお考えを改めて確認したいなど。

それと、あとその病院の事業会計が大分事業計画が拙速に行ったのではないかという質問もありました。そうしたら、実はこれは前の病院長のときから蓄積して計画している計画だって、そんな無謀な計画ではないと、拙速に事業計画を立てたものでもないという答弁もありました。病院管理者もおりましたし、事務局長もいましたし、その下の整備局長もいましたし、みんないまして、その内容を聞いていますと、非常に精査した段階での事業計画であるというのは私自身は受けとめられたわけでございますので、椎名先生は優しいお言葉で検討ということでありましたけれども、私は端的に言わせていただければ、もう医療統合を考えて勉強して、どんどんそれに向けて動くべきだと、それに向けて執行部さんからいろいろ提案してもらいたいと私は思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの苅谷議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、私もまさしくそういう方向をしなければならないのではないかなと思っております。これは、住民に安心・安全な医療体制をすることが行政の一番大きな課題ではないかなと私は考えております。そういう思いの中で、やはりどうしたら住民が本当に安心して安全な医療体制を受けることができるかなと。それは、これからも議員の先生方にもいろいろ御相談する中で、またより多くの市民の方々の御意見を聞く中で、あるいは別の方向性を打ち出していきたいと。また、幾らこちらがどうのこうの言っても、相手があることでございます。その点につきましても、旭の中央病院の方の意見もございましょうから、その辺もろもろを踏まえて、これからそのような体制をつくっていくべきだなということを、改めて今ここでもって静かに考えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 苅谷進一君。

○10番（苅谷進一君） 本当に明確な答えでありがとうございました。

私ども考えますに、ここにいる議員皆さんやはり病院のことは非常に心配されているとい

うのが現状であると思います。ただ私も一般質問に行っただけで、細かい詳細については旭市さんの内容についてはわからないわけですが、これお許しいただけるのであれば、局長さんなり、市の執行部の方で詳しい旭市さんの病院の資料をある程度早い段階で議長のお許しを得て配っていただけるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） ただいまの質問に関連することですけれども、苅谷議員は会派、会派ということを今二度申しましたけれども、実は私も一緒に傍聴していたんですよ。どういう形で行くことになったかと言いますと、たまたま議員の控室で先日お茶を飲んでおりました、何名かの議員さんと話をしておりました、それで中央病院さんの約317億円、再整備計画の話が出た中で傍聴に行ってみようかということをお申しましたら、21世紀の佐藤悟議員とか、小川議員なんかもおりました、一緒しましょうということで、実は私も参りました。ちなみに、大したことではないんですが、私は匝友クラブという会派ですけれども、それで今、苅谷議員のおっしゃったことは大体そのとおりです。それで、病院関係者も5名出ておりました、いろいろ答弁しておりました。

ただ質問の中で、伊藤市長さんは私の解釈では3割は旭市在住の患者さん、7割は遠くは茨城等含めて地区外と、それで旭市の中央病院がこれだけ立派にやってこれたのは、言ってみれば7割の他地区の患者さん方のおかげであると。したがって、健全経営をしてきて将来的にも黒字の自信もあると、こういう趣旨のように私には解釈できまして、7割の地区外の患者さんがいるんですから、応分の負担を地区外の市町村といいますか、自治体にもお願いしたらどうですかと、こういう質問が出ました。これに対して、旭市長は私の聞いた限りの解釈では、その話の中では、そこまでは考えていないといったように、その場での質問は答弁はとれたんですよ、これ1点。これは別に市長さんの答え、江波戸市長さんの答えに私が反対とか云々ではないんですよ、これ1点。

これ聞いておりました、病院の管理責任者、責任管理者ということで病院長さんが答弁席に来られまして、非常に明快にこれは素人の私なんかにはわかるような説明をしていただきました。先ほど来、質疑を聞いておりますと、市長さん、経営統合にかなり向いてくるのではないかなという今感じを受けたんですけれども、今までの連携協議会等を通じて地域医療協議会等を通じて、連携で旭さんにお医者さんを派遣してもらって世話になってきながら、自助努力でできるだけやってみようということでやってこられたわけですから、これは政策

ですから、これは変わることもいたし方ない点もあると思いますけれども、これは提案ですけれども、匠瑛市民病院の菊地病院長さん、議会へおいでになって、これは一番経営実態わかっているはずですから、ぜひ出ていただいて、それで私どもも質問をしたいし、教えていただきたいこともありますし、これは学習してみたいと思うんですよ。

あるところで菊地病院長さんに、先生どうですかということをおっしゃったら、議会へ呼んでもらったら出ていきたいというようなことを過日言っていたことがあるんですよ。ですから、局長さんは毎回出ておられまして大変ですけども、あくまでもこれは事務方の長ですから、実態の内容について、やはりこれは病院長さん、先生が一番御承知ですから、ぜひこの場に来ていただいて、それで市長さんがおっしゃったような内容を裏づけ、実態はぜひ披瀝していただきたいと、こう思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの石田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

じかに実質に事務的に病院の経営、運営に携わっている病院長を議会の方においでいただきまして、お話を聞いたらどうだというようなことですが、実は先般、菊地先生の方から事務局長を通されまして、病院長にお話しいたしました。そのとき病院長は、実は18日になれば手術がないからあいているんだよということを私はお聞きしたわけですが、そのものにつきまして、詳しい内容につきましては、事務長の方から御答弁させていただきます。

それと、旭の吉田病院長、またあるいは旭の管理者であります伊藤市長がそういう話がございましたが、実はたまたまその話が出てきたから、私から申し上げますかと。私は、その話の出ない前に私がこうだよということはいかななものかなと思ったので、私は自粛をしておりました。たまたまそういう話が出たならば、実は私は毎月、吉田先生のところに御礼を兼ねて何とか、このような中で医療強化を何とかしてもらえないかなということで、毎月行っていました、1回絡んできました。そういう中で、実はこの建設問題が出ました。先ほど石田議員さんからも、質問の中でもございましたように、3割が地元だよと、7割は地元外だよと、その地元に対しての負担はという話も出ました。絶対そんなことはさせないと、私はここに内部留保としまして100何億円ありますよと、その中からすべて近隣の市町村に御負担をかけるつもりはございませんということを、かえって私の方に話をさせていただきました。私も、そう聞いておりました。それは、まだ言うべきではないのかなと思って今日まで実は口を閉ざしていたわけですが。

それと同時に、伊藤市長とも個人的と同時にあわせまして東総医療圏の首長会議の中でもはっきりと絶対に近隣市に負担はかけませんよということをおっしゃっていました。そういうことも私は今、石田議員さんの御質問の中と私は整合しているのではないかなというふうに考えております。そういう思いがございましたので、私もそのときは経営統合ではなくて、医療連携ということでありましたので、それでそのときはひとつよろしくお願ひしますということでもございました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 病院長さんの証言については、後ほど病院局長からお話しいただけるということです、それは今いただきます。

いずれにしても、やはりこれは政治は生き物ですし、これは必要に応じては大きくかじを切らなければならないことも起こります。今、病院問題については、我が匝瑳市にとっては市民に一番関心の強い大変な重要な問題です。したがって、今までの流れといいますか、継続を大きくかじを切るということになりますと、これは非常に重要な問題ですから、我々議会としても大変な責任を負わされるわけです。したがって、できるだけ我々にも材料を提供していただいて、現状を、実情を、それは披瀝していただいて、その中で我々は決めていきたいと、このように思っておりますので、ぜひ1回、2回にかかわらず、病院長さんにぜひこれはお越しいただいて、そういう中で自由に討議をして、そしてもしそういった方向転換が必要でやむを得ないということであれば、これは私はやぶさかでない、このように思っておりますので、重ねてその点をお願いしておきたいと思っております。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 菊地病院長の議会への出席につきましては、何度か病院長にお話をしたこともございますけれども、病院長としても別に議会に出席をしてお答えをすることについての問題はない、都合がつけばいつでも行きたいというような回答はいただいておりますが、どちらが大事かということでは、ちょっとあれなんです、実は旭の院長先生は基本的に病院長職に徹しておりますから、管理者として議会にも当然、委員会を除いてすべて出席をされているというふうに伺っておりますけれども、当院の病院長の場合には、基本的には月曜日から金曜日まで平日は午前中、外来診療、もしくはカメラ等に携わっておりまして、あきの日はありません。

それから、午後につきましては、現在は週の半分以上、オペが入っております。それから、

緊急オペがあった場合に対応できるのは、現在、病院長だけ、ほかのドクターは大体事前予定の手術という形になっていますので、直近で病院長にお話しした限りでは、予約の患者、大体二、三カ月前には自分の患者さん予約を入れてあるので、その調整まで考えると二、三カ月前に日程がわからないとなかなか出席は難しいというような話は聞いております。具体的に日にちが設定された場合には、そこで調整ということは可能にはなろうかと思えます。今、石田議員さんからお話があったことにつきましては、帰って病院長に伝えたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 今、確かにお医者さんが非常に少ないという匝瑳市民病院の内情、現状については、多少は私どもも存じておりますので、病院長先生がそういった予約等のオペなり、重要な患者を診なければならぬということはよくわかります。ただ、この議会できょう話は椎名議員からの質問から始まったことですが、やはり市民病院が経営統合に入る可能性が非常に出てきていると。しかも、市民病院の病院長さんの話ですよということで、市長も非常に気が強くなっているということであれば、これは確かにそれは患者も大事でしょうけれども、この決定に関する我々に対して、その内情はやはり話していただかないと、はい、わかりました、そうですかということは、ちょっとこれはいかがなものかなと、こう思うんですね。

ですから、議長、これは議長にお願いですけれども、そういうことであれば、これはお忙しいのはわかりますし、それは市民の命にかかわるということにも関係していますから、これは議会の方は我々は日程とれますから、全員協議会でも何なりともこれは恐らく他の議員さんも異存はないと思うんですよ。したがって、これは議会側として病院長先生の方に、市長を通じて申し込んでもらうのも、これもまた方法ですし、議会からもひとつそういう話をさせていただいて、それで私どもは病院長さんの日程に合わせて、いろいろ現状、内情を聞かせていただくという場を、ぜひやはりつくっていただきたいと思えます。これは、議長にお願いをしておきたいと思えます。市長、特にございましたら。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） この意見書でも、現在、八日市場市民病院のあり方検討委員会の提言をもとに、病院経営の改善に取り組まれていると。今後とも、提言内容の実現に向けて一層の努力をなされると、そういう提言がございます。しかしながら、きょう休憩中に議員さんに23名大体おりますよね。23名の議員さんにあり方検討委員会のメンバー、どういうメンバーですかとお聞きしました。そうしたら、あれ、私は知らないな、その名前はあり方検討

委員会という名前は聞いているけれども、しかしながらメンバーはだれも知ってない。それで、議員さんでだれかやっている人おられますかと、このメンバーに入っている人いますかと聞いたら、メンバーの名前、そういう名前は名称は聞いているけれども、メンバーは知らない。そういうことで、ひとつメンバーを教えてくださいたいと思います。

まずは、それと決算見ても利益は計上されています。なぜ、これ実際大赤字なんですよ。この赤字、他会計から出して、それでなぜ毎年、毎年、黒字計上している、その理由。

それと、先ほど旭中央病院の方で旭の中央病院の患者は市内が3割だと、あと外部が7割だということなんですけれども、この匝瑳市民病院の患者の市町村、どこから来ているか、その3点をお願いします。

○議長（山崎 剛君） 執行部の答弁を保留して暫時休憩いたします。

午後 2時40分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

行木勲君の質問に対する当局の答弁を求めます。

飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 行木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、あり方検討委員会の委員のメンバーということでございましたけれども、当時の議会の代表とされまして、文教民生委員会の委員長でございました山崎議員さん、それから八日市場市の区長会の会長さん、高見世会長さん、それから医師会会長、当時の檜垣会長さん、婦人会会長として川野会長さん、それから保健推進委員会の会長、石井会長さん、それから海匠健康福祉センター長の当時の土戸センター長、学識経験者として2名おられまして、日本医療文化研究会の井原先生、それからもう1人が税理士の伊知地さん、それから病院の関係者としまして菊地病院長、それから当時の柴田副病院長、内科の宇田診療部長と外科の宇田川診療部長、それに当時の大和田看護部長、それから林診療技術部長、それから市役所の関係者としまして、当時の那須総務課長、それからもう1人、宇野財政課長があり方検討委員会のメンバーでございます。あり方検討委員会自体は平成17年3月に提言書を出していただきまして、そこで終わっております。その後、こうした組織はございません。

それから、補助金を出して黒字決算という形をしているけれどもという、実際には大赤字ではないかというお話でございますけれども、病院は日々継続した運営をしていく必要がございます、常に職員が働いているわけですから、赤字にして、その補てんがいただけなければ、これはもう民間からの資金を借り入れるなり何なりして運営をしていかなければならぬわけでございます、そうしたことになりますと不良債務が発生をします。当然、いずれかの時点で運営が立ち行かなくなるということでございますので、当院ばかりではございませんで、公立病院のほとんどはそうした関係から設置主体の方から応援をいただいて、何とか決算を乗り切っているというのが現状でございます。きょう決算説明でも申し上げましたが、他会計からの補助金がなければという数字で、もうここ平成9年からずっと赤字決算、実際には赤字決算でございますので、10億円を超える決算ということになっているわけでございます。

それから、患者さんの地区別の状況というお話がございましたけれども、平成18年度外来の患者トータルでは9万683人でございますが、そのうち6万4,520人は匝瑳市内の患者さんでございます。率にいたしますと71.2%でございます。旭が3割ぐらいが自分のところで、残りが他市町村というお話でございますけれども、当院の場合は外来で言いますと7割を超える患者さんが自分のところ、あとそのほかにつきましては、横芝光町が率で申し上げますと13.6%、それから旭市からも3%の患者さんが見えになっています。それ以外は、多古町が6.5%、松尾町が0.7%、それ以外はその他の市町村でございます。

入院の方でございますけれども、入院は平成18年度4万1,994人のうち、2万7,926人ということで67.2%が匝瑳市内の患者さんでございます。次いで、やはり横芝光町が多くて、率で言いますと15.2%が横芝光町、それから多古町が5.6%、旭市が3.7%、松尾町が2.5%、旧の町名でございますが、成東町が0.2%ということで、その他が5.6%になっております。地域別の患者さんの状況は……。

○22番（行木 勲君） 旧野栄町の人は何人。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 匝瑳市の内訳としましては、外来が先ほど6万4,520人と申し上げましたが、そのうち旧野栄町は8,838名でございます。率でいいますと13.6%になります。それから、入院は2万7,926人のうち、旧野栄町が5,928人、外来の方は率は9.3%、入院が13.6%という状況でございます。

この際、先ほど石田議員さんからのお話がございました病院長の出席につきまして、先ほど帰りまして病院長と相談しますというお話し申し上げましたが、その結果としまして、議

長さんと御相談をさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点でございますけれども、先ほどこれは御質問としては椎名議員さんであったかと思いますが、その市長答弁の中に市長が病院長が病院で話をしたことの内容が何かお耳に入ってお答えがあったように記憶ございますが、それにつきまして、私が承知している限りで病院長の考えといいますか、そうしたことを病院長が話をしたことが恐らく市長さんに伝わったものと思いますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

実は、9月3日に病院の9月の全体朝礼というものがございまして、そのときに朝礼は毎回病院長訓示がございまして、その中で病院の経営等に関しての病院長の話がございました。その要旨を申し上げますと、まず当院の経営状況がここ数年、毎年1億5,000万円程度の赤字を出しているということで、今後、国の方が病院事業も市町村の財政と連結決算というようなことで何か考えられているようなので、病院が赤字を出すということになれば、市も財政困難となって厳しい財政健全化計画を策定するようなことになってしまう、そういういわゆる再建団体に近いような、そうした計画を策定することになるおそれがあるというようなお話をされております。そうなりますと、一般的には病院を民間に委託するのか、あるいは独立行政法人へ移行させるというようなことが考えられるというお話をされております。

それから、この地域では現在、旭中央病院を拠点とした医療連携の協議がされているけれども、この協議会に参加している首長さん、あるいは病院長、それから医師会の関係者等は、そうした委員はそれぞれの地域にとって、それぞれの地域の病院、当地域で言えば匝瑳市民病院でございますけれども、そうした存在の必要性という点では、みんな一致していると。そうした前提で協議が進められていますよという話がございました。

それから、職員に向かっての話ですから、我々は市立病院ということで公務員として、これまで働いてきているわけですが、そうした状況から病院がこのまま自分たちが公務員の身分のままやっていけるかどうかということとはわかりませんよということと、そういうことを乗り切るためにも、給与等についても踏み込んでいく必要があると、そういうことになってくるというものと考えていますというお話をされております。

それから、もう一つ、病院では毎週月曜日に病院の管理職を集めた管理者会議というものをやっておりますけれども、その中では旭中央病院から現在2名の医師が支援に来てもらっているけれども、これによって当院の経営が現在成り立っていると。これがなくなった場合には、特に内科の勤務体制が組めなくなる。そうした場合、病棟を閉鎖するなり、あるいは外来を休止するなり、救急の受け入れを休止するなりというような必要が出てくるというこ

とで、また医師の確保の点に関しては、医師不足については全国的な問題であって、一時期当院で医師が不足していたような状況とは現在はもう違うということで、国や県がいろいろ現在、医師確保策を出しているけれども、診療科目によって医者の状況に差はあるけれども、医者は要請するのに一口に言えば10年かかると、要するに医学部の定員をふやしても、その人が現場に出られるようになるまでに最低10年かかるということで、現在の臨床研修医の状況の中で、最近になって大学の医局に大分その修了者は入りつつあるけれども、関連する病院に派遣できるまで回復するには、科によってかなり差はあるが、一番早いところでも3年はかかるだろうというようなことをおっしゃっております。その中で、当院が困っている内科については、そうした中でもちょっとこれは見通しが現在は立っていないというようなことも話をされております。こうした病院長の話が、恐らく市長さんのお耳に入ったのではないかと推測したものですから、ちょっとここでお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） 病院事務局長さんが今医療提携をしたということで旭中央病院と、それで2名の内科の医者をお願いしていると。しかしながら、医療提携する前に、それからもう旭市が中央病院から来ていたではないですか。それも、あなたが来ない前に来ていたではないですか、局長にならないうちから、旭中央病院からお世話になって、あの江波戸助役さんのうちからもう来ていたではないですか。医療連携してからではないではないですか。これで、これは正直な話、もう段取りができていますよ、経営統合として。市民の方がわかるではないですか。市民の方が、議員さん、みんなわかりますよ、これ。しかしながら、ここで聞いても市内の人が外来患者が71%、野栄町はその中で外来患者が1万人の人口の中で8,000人から外来患者があるんですよ。これは、ひとつもう少し市長さんにも頑張ってもらって、市長さん2年ありますから、もう少し頑張ってください、このところでもう少し存続してくださいよ。

それで、菊地病院長さんの経営責任、これはもうなくしてくださいよ、これだけは。しかし、これは病院をなくする、医療統合するのは最終的には議会です。最終的には議会ですけれども、しかしながらこれは管理者なんです、市長さんなんです。病院長さんは人事権も何もありませんよ、局長、ありますか。何もありませんよ、これは。病院の医療の管理者だけなんです。この方には経営能力がない、経営ができない、私は統合します、こんなことは絶対やりません。市長、やはり市長さんですから、自分で責任とって私が経営ができない

から、これだってそれならいいけれども、正直な話、病院長さんにボール投げるとするのは、これ気の毒ではないですか。一生懸命やっているとしますよ。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの行木議員さんの御質問にお答えさせていただきますが、責任はすべて私にございます。それは私もはっきり申し上げております。先般も、今回も病院経営につきましては、やはり健全経営をすることが責務だと、それによって地域住民が安心・安全の中で医療にかかることができるんだと。それが幸せであり、喜びにつながるんだということを申し上げさせていただきましたが、そのとおり私はそのつもりでいます。やはり、私も実際問題、病院の経営には携わっておりませんので、そういう中で一応基本はそうだと、これはこうだよということよりも、病院の実態の経営者から話を聞いて、その上に立って、また議会の方々の話を聞いて、市民の世論を聞いて、その上に立って私が決断をするのが私の責務ではないかなと考えております。その点につきましては、私はどこまでも責任は私にございます。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） 今の市長さんの答弁で、私は病院の方の管理は全然やってません。しかしやってなくても、これは私は今ここでうちの事故やっても管理責任は私なんです。これは、逃げることでできません。幾ら管理してないと言っても、これ市長さんが責任があるんです。ですから、この責任は市長にあるんですよ。人のせいにならないです、これは。

そういうことで、私は正直もうそれこそ相撲で言ったら土俵際いっぱいだと思うんですよ、これは相手のあることですから、匝瑳市だけではありません。相手があることですから、それこそいっぱいだと思います。しかし、市長、もう少し頑張ってもらいたいですよ、本当のことを言って。それは要望で終わります。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 改めて行木議員さんに申し上げますけれども、責任は私にございます。ただし、私も責任を果たす上におかれましては、いろいろな人の実際に携わっている方々からの御意見を聞きたいと、それを聞いた中で私は責任をとるべきだというふうに考えておりますので、改めまして責任につきましても協議をさせていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 先ほども質問させていただきましたけれども、その後、控室に帰り

まして、それで先ほどの私の質問に関連をして、実は旭の市議会に傍聴に参りました4名の先生方の意見も聞いて、ちょっと意見調整をしたんですけれども、これちょっと私も誤解があったから実は傍聴に行ったんですけれども、新聞報道で旭市が約317億円の病院をつくり直すと。このときにピンと思ったのは、これは合併というか、経営統合、これの問題が必ず出てくるなど、こういうことでありましたものでから、何人かの先生方とお話ししましたら、先ほどの説明のように行ってみようかということで実は行ったんですけれども、それで私も行って明らかになったんですけれども、建物は新しく建てるんです。ですけれども、新設ではないんですね、再整備なんですね、旭市中央病院の。

今、山武市ではいろいろ意見があるようで、これは新設で何医療センターになるかわかりませんけれども、これをつくろうか、つくるまいか大変に今問題になっているようですけれども、したがって再整備ですから、これは旭市、旭中央病院が責任持ってやるということの中で、資金手当は約3分の1は自己資金、約3分の2、200億円ちょっとは起債を起こすということで、ですのでこれに対しては地区外の7割方の患者さんの来ている自治体には、お願いはしませんと、こういうふうに市長答弁したんですね、旭市の市長は。

今まで、私どもこの議会で市民病院について聞いていたことは、やはり旭市民病院を中核として、地域医療ネットワークづくりといたしますか、地域医療連携協議会ですか、名称は定かで、正確でないかもしれませんが、これは副市長が匝瑳市から行っているはずですよ。それで、る検討してきたと。ですから、まずこの協議会との整合性ですね。もし、匝瑳市民病院が経営統合ということになれば、ここはまずきちっとこれは整理をしておかないと、県との関係もありますし、ですからこの点について1点。

それと、将来もし経営統合するようであれば、これは経営統合した段階で条件の中で必ず負担の問題、これは当然かもしれませんが、私は出てくると思うんですよ。それは何割負担出てくるかわかりませんが、ですのでこれは簡単に、先ほどちょっとぱっぱと経営統合の話が出てしまったものですから、思わず市長さんもそれにつれて逃避してしまったのかもしれませんが、ここもう少しちょっと冷静になって、きちっと区分けをして整理をして考えてみる必要があると思うんですよ。

あくまでも、今、旭市の旭中央病院は再整備ということですから、これは他の自治体にどうこうの問題ではないんですよ。新設ではないでしょう、新しいものは新しくつくって、それを機械設備等も新しく入れるでしょうけれども、ですからこの違いをちょっと私の誤解かもしれませんが、そこを明確にひとつしておきたいので、その点と地域医療連携協議会で

すか、ずっとやってこられた、これとの整合性。それと、匝瑳市民病院だけぼっと経営統合ということになりますと、他の銚子市立病院、あるいは東庄町ですか、国保病院、こういった病院との関係なども、これは当然出てくるわけですから、これはそうなってくると地域医療ネットワークづくりといえますか、その構想がややもすると変更するのか、崩れるのか、こういった問題も出てくると思いますので、これを先ほどちょっと私まで控室帰って同僚議員の先生方の話し聞いてみるまで、ちょっと不明確な点があったものですから、関連でもう一度今質問させてもらったんですけれども、この点についてお答え願えればと思います。

○議長（山崎 剛君） 伊藤副市長。

○副市長（伊藤正勝君） それでは、ただいまの石田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、医療連携協議会は各市、東庄町を入れて町の助役、当時、助役ですね、それとあと契約担当とか、財政担当、いろいろありますけれども、その中でことしの1月5日だと思っただんですが、各首長に連携協議会の提言書、これを提出したわけでございます。そこで、医療連携に向けての協議をしてきたんですが、最終的には経営統合を視野に入れた医療連携の形態をとっていかうということでありまして、今後は先ほど市長も申し上げましたけれども、経営統合について話し合いをしようというのが今の段階でございます。経営統合がもう決まったということではなくて、先ほど石田議員申し上げましたけれども、例えば匝瑳市民病院も建物は古いんですよ。これは、なくすわけにはいかないですから、その場合の事業費の建築費といえますか、その手当てをどうするかと、当然これは近い将来出てきます。旭の現中央病院の317億円の資金、建築資金ですか、当然、新しく買いかえるのも出てくるでしょう。ですから、それに対する負担とか、こうしよう、ああしようというのは、まだ全然出てないんですよ。

経営統合の話し合いをしよう、ですからその話し合いの過程の中で果たして経営統合ができるのか、できないのか、それは当然出てきます。ですから、時間はこれは私はかかると思います。ただ私も心配しているのは、市民の皆さんの議会での説明のときに、まず経営統合ありきではなくて、経営できるか、経営統合できるかどうかの話し合いをこれからしていきたいと、それが結論でございます。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） その答弁を聞いたかったんですよ。先ほどの質問で、実は匝瑳市民病院の病院長さんが、こういったようなこういう実情ですから云々ということをして市長さんはお答えになったから、ぐっとかじが切られたのかなと思ったものですから、そういう懸念も

ちょっと心配も出たから質問したんです。

今、副市長が答えたことが、それがこれからたどっていく道筋ではないかなと、こう思うわけですね。その中では、何とか匝瑳市だけで頑張っていていいお医者さん呼ぶように努力して、最大の努力してやっついていこうではないかという意見も出てくるかもしれないし、いやもうとてもやれる方策を考えたけれども無理だと。だったら、それは統合という方向へ向かわざるを得ないということであって、今この時点で大きくかじが切られるというようなことではないと思うんですね。今、実際その協議会に出ている副市長から話を聞いて、なるほどなど、これは納得いきました。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 先ほどの椎名議員の質問に対する市長の答弁を、あるいはそのほかの関係者の答弁を聞いて、きょうは随分びっくりするようなことがたくさんあるなど。安倍首相の辞意表明、そして市長の今の所信の表明、びっくりしましたよ。過去の私も何度もこの質問をしました。経営統合はする気持ちはないと、あくまでも医療連携だと、連携だと、これをずっと言い続けてきて、きょう初めて市長の方向転換を表明されたわけですね。

そこで具体的にちょっと確認をとっておきたいんですが、市長は病院長の話で病院長がいろいろ努力したけれども、努力だけでは前にやっついていけないと。病院長の言葉というのか、話、その詳しい話は局長からも出ましたけれども、これはこれほどの重大な問題ですから、直接会ってその話を聞いたんでしょうね。先ほどの話だと、何か直接ではないので、これほどの重大な決断をしたと。これは、とんでもない話だと思うんですよ。これほど重大な問題を、匝瑳市民病院のトップと直接会って話し合わないで、又聞きでそういう判断を下すということは、これは極めて市長としては安倍総理のあれとほとんど似たような全く無責任な態度の変更だと、こう思うんですよ。

それから、もう一度確認しておきたいんですが、ここに7月7日付の千葉日報に東総医療連携協、まず匝瑳と医療連携と、こうなっているわけですね。この中に、論議が行われ旭中央病院側が匝瑳市民病院と長期にわたり医療交流があり、一部事務組合化を視野に入れた経営統合案を示した匝瑳市民病院との連携を進めたいとの結論が出たと。銚子市の市民病院とか、あるいは東庄町はそれぞれの事情がありますから、いわゆる温度差があると。匝瑳市とは一体というような報道ですよ。これは、すなわち経営統合をするという形が、こういう形で報道されているわけですね。

それで、私は今までの市長の答弁というのは、私は不安は持っていたんですよ。だって、

今、副市長が答弁したように、1月5日のあの提言書、明確に経営統合を目指したという文章ですから、首振ることないでしょう、これだけの重大なことを決めるのに、あの提言書には経営統合の方針でしょう。だから、提言書にそういうふう書いてあるのに、なぜ市長は否定するんですか。第1段階、第2段階、第3段階、第5段階まであるわけでしょう、あれ。今、石田議員も指摘しましたがけれども、第3段階では負担割合の協議もあると、財務対応をすると。これは、財政的な基盤をさらに強化をしたいと、こういうことをあの提言書の中にはっきり書いてあるわけですよ。私は、この問題は3月議会で市長に詳しく聞いたわけですよ。ですから、提言書に書いてある。そして、この7月7日の新聞でも経営統合という形で協議されている。議会にうそをついてきたということですよ、第2点の問題は。

第1点は、病院長と直接会って話でなくて、真剣な協議でなくて特定の幹事会というのか、先ほどの答弁だと9月3日の朝礼、そして管理者会議、そこでの話を聞いて、そういう方針を出す。私は、先ほどのこれは事務局長の話の中には、経営統合を進めるということは一言もないわけですよ。これは、余りにも軽率、4万1,500人のトップとして、今までの経過から見て余りにも軽率な判断だと。市長が責任とると言たって、市長に責任とってもらったって、後の犠牲は市民にあるわけですよ、市民に出てくるわけですよ。

今、私、全国でこれは国の方針に基づいて、こういうような経営統合やっているところ幾らでもあるんですよ。みんな、やがて今の匝瑳総合支所と同じように、やがて匝瑳市民病院は結果的に規模縮小、やがて閉鎖、先ほどの行木議員の質問の中で、市民の71%の方々が大事な市民病院だということで、利用し活用し市民の命と健康を守り手でしよう。そのとりでを結果的には経営統合によって、結果的にサテライト病院にして、やがて診療所になり、徐々に、徐々に縮小されて、何でもかんでも旭中央病院という形に、これはなっていくことは全国的な経験なんですよ、実際なんですよ。双方が浮かび上がるようなことは、全国のそういう例というのはほとんどないです。

ですから、病院長の言葉を私はこれが正確なんですかと。もっと、これだけの重大なことを言うなら、病院長とも市長はあっち行ったり、こっち行ったり、よくするわけですから、3回となく、5回となく協議を重ねて、病院長の言葉はこうなんだ、それを又聞きで病院長の判断に、どちらかというと病院長に責任を転嫁するような答弁ですよ。

それで、私、大体議員の皆さんも匝瑳市民病院の行く末、現状と行く末を考えれば、いろいろ苦慮するわけです。私も苦慮しますよ、どういかなる形で現状より発展させるかと。市長もよく知っているように、匝瑳市民病院は完全にあそこ病院閉鎖したこともあるんですよ。

医者がほとんどいなくなってしまうと、第1の危機、第2の危機、今、第3の危機ですから。当時、間宮明さんが事務局長をやっていたころ、あの前も大変な時代に直面したわけですよ。そのときに、鹿島から大木さんは酒飲んでカラオケやれと言った病院長だった彦坂病院長が来て、ある程度の方向が切り開かれて最終的には、中村仁先生が循環器の名医として好転し、はっきり言って7億5,000万円の不良債務があったのを、前の市長の増田健前市長が5年かかる予定なのを3年間で解決したわけでしょう。

ですから、今の事態は私は確かに危機ですよ。危機だけれども、やはり市民病院を大事に守っていくという立場で、この危機を乗り越える、乗り越えられる、そして今度の選挙の結果によって、地方の格差是正ということで、恐らくこの医師の確保、これは相当の手厚い政策がこれからどんどん打ち出されますよ。ですから、数年の後にはこの危機を突破できると、その確信のもとでやっていく必要があると。特に、私は旭との連携は連携としてやって結構だと思んですが、経営統合まで踏み切るとは過去の経営統合を協議していくということでしょう。これを、もう結局提言書に沿った方向をやっていく以外にないんですよ。そういう形で、あくまで医療連携だということを書いていけばいいんですよ。重大な変更ですから、これは。

ましてや私は、私も旭の中央病院の設計図全部見ましたよ。12階建てで、細かいところまで私は見ました。私は当初、今度、東総高校と旭農高が統合するので、結局、干潟というのか、東総高校に合流するわけ。ですから、私は旭農の跡地に建てるのかなと思ったら、そうではないわけですよ。結局、医療というものは継続性をもってやらなければならないから、結果的に今の駐車場のところに建てるわけですよ。それで、今残っているところは、そのままの計画なんですよ。

ところが、あのアスベストのある解体には、それこそ建てるぐらいのお金がかかるとも言われているわけですよ。必ず財政負担が後かかってくるわけです。だから、そういうようなことを十二分に考え、そして市民病院が今のままずっといるわけではない。明るい展望が必ず切り開かれてくる、今まで第1回の危機、第2回の危機を乗り越えてきたんですから。あくまで基本は、市民の命と健康を守るとりとして、センターとして、やはり存続して、より発展させていくという、経営統合やったら絶対そういう方向に行きません。財政がもたないです、これは。ですから、全く驚きの表明にびっくりしたので、その点の今までの議会の答弁との関係、それから病院長の話をもとにしての方向転換、それから負担の問題、それらについて答弁をお願いをいたしたいというふうに思います。まず、お答えいただきたい。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 実は、この匝瑳市民病院の経営云々につきましては、私は7年前から何とかしなければならぬという思いの中で、当時の諸橋先生のところに行って、江波戸前助役さんと2人で勉強しに行きました。そういう方向で行きなさいよと、そういう方向で行かないとだめだよということで、7年前に言われました。それで、恐らくあとは江波戸助役さんは病院の方に資料を持っていかれたのではないかなと思いますけれども、そうして以来、今日まで何一ついろいろな方向性の協議が行われておらなかったわけでございます。そんなことを言っては申しわけございませんが、私がそのときからも何とかしなければならぬという思いがいっぱいございました。

そういう思いがあるだけに、私は経営統合ということは視野に入れておりませんでした。医療連携ということでもって、私自身は考えておりました。そのような方向で行こうかなと、しかしその間にいろいろな意見を聞いております。意見を聞かされました。それで、私も実はどちらかというところと締めくくりは、この病院の健全経営の方向性を出すことに私の締めくくりがあるということ、はっきりといろいろな会議の中で私はあいさつの中で申し上げてきました。その前に、私はこの市民病院に対しましては、愛着と執念を持ってきたわけでございます。

それで、私は経営統合をするんだということは、まだ申し上げておりません。あくまでも、そういう中でそういう方向に検討しなければならないのかなという考えは持っておりましたが、しかしながら病院経営をしている直接経営にかかわっている方々の意向を聞く必要がありやしないかなという思いの中で、事務局長にいろいろと病院長のお考えはどうなんだろうかということと言った覚えがございます、言っておりました、今までも。そのときに、私が病院へ行くとなかなか病院長と会えません。きょうは手術だからとか、きょうは何だとか、双方の話ができませんでした。病院の中だったものですから、事務局長にどうだろうかと、病院長さんのお考えはなということ聞いたところが、実は病院長さんが職員の前でこのような話をしたよなということをお聞きしたわけでございます。

そうすると、実際に経営している人が運営ができないということをおっしゃっているなど、私としても寂しい思いもいたしました、正直なところ。そうしますれば、市民に安心・安全の医療体制をすることができないのかなという思いをするのも、私は当然ではないかなと。決断は私がします。しかしながら、やはり経営者の意向を聞く、また議会の意向を聞く、それと市民の大勢の方々の意見を聞く、こういうことが私に課せられた課題ではないかなと思っ

ております。これからは、そういう思いの中でスタートをしようという矢先に、きょうこのような質問が出たので、私の方から答弁させていただいたわけでございます。決して、私は病院長に責任を持たせるつもりはございません。当然、私が責任をとるのが当たり前でございます。すべて職員の声につきましては、市長が責任を背負わざるを得ない、とるべきだと、そのようになるということでもって、そういう思いの中で、この問題につきましては、これからも真摯に取り組んでいきたいと、かように考えておるものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 市長は議会の意見を聞いて、あるいは経営者の意見を聞いて、市民の意見を聞いて、それでそういう方向転換をしたということを行いましたよね。聞いてないうちに方向転換したわけでしょう。今まで、あくまで医療連携だと、医療連携だと。私が経営統合ではないんですかと、くどく私は聞いたんですよ。提言書にも書いてあるわけですから。それは、うそを言っているのかなと思うほど、私はくどく市長に聞いたら、経営統合は考えていないと。それを、きょう方向転換したわけですよ。経営統合を協議していくと、提言書の方向に向かっていくと。その結論を出す前に、議会で経営統合をやれという多数の意見がありましたか。

それから、病院長が直接会って、これだけ重大な問題を直接に会わないで、うわさ話というのか、事務長から聞いた話で判断するというのは。極めてこれは重大な、市長責任とると言ったけれども、市長は責任とってやめてしまえばそれまでなんです。将来の匝瑳市民に、莫大ないわゆる経済的な負担、医療に対する不安、そういうものを残して私は責任とりますからやめますと云ったって、市長は一向に痛くもかゆくもないわけ。残された市民が一番大変きついですよ。安倍総理だってそうでしょう。だから、これは市長、大変なことになる。

ですから、私、議長、病院長が確かに医療行為やっていますから、議会の出席というのは確かに大変なんです。だから、これは極めて重大な問題ですから、その間隙を縫って、場合によっては夜間の議会でもいいと思うんです。日曜議会でもいいと思うんです。病院長が会うのが平日で10時からでなくたって、夜だっていいと思うんです。全国的にやっているところは幾らでもあるんです。病院長を呼んで、病院長の真意もよく聞いて、市長の話は事務長から話を間接的に聞いて、市長が私のところ、我々議会にまた又聞きで話をするとのことですからね。これでは、病院長の真意が伝わらないと思う。どうも市長の答弁と、事務長の話の内容が、どうも市長のいわゆる独自の解釈というのか、経営統合について

は触れてないわけですよ、病院長は。

でも、経営統合を協議していくということですから、完全な方向転換。恐らく、これは市役所全体に重大な影響を与えるわけですよ。財政課長は大変な、これもし財政的にも、これは重大な合併後の10年間、15年間の状況から見ても、これは財政的にも大変な課題がのしかかってくると、こういうふうに思うので、私は直接、病院長に緊急に夜間議会でも、日曜議会でも、日曜日の開会でも、これはともかく急遽議会に来ていただいて、いろいろな角度から議員の皆さんからも意見を出してもらって、病院長からも話を、真意を出してもらおうというふうにやっていくことを提案したいと、こういうふうに思うんですが、その点いかがですか。

○議長（山崎 剛君） 伊藤副市長。

○副市長（伊藤正勝君） 今の太木議員さんの提言ですけれども、実は9月7日、たしか議運があった日だと思ったんですが、全員協議会を議長にお願いしたんですけれども、これは病院長も診療日程を調整しまして、病院長も出席して、それで全員協議会をお願いしたと、そういう経過がございます。

○議長（山崎 剛君） 病院長とよく検討いたします。病院長の都合を聞いて、早速、病院長に来てもらいます。

太木傳一郎君。

○24番（太木傳一郎君） 3回目ですので、はっきり確認とっておきたいんですが、一つは病院長から直接聞いたわけではないということを確認します。

それから、あくまで医療連携であるというのは撤回すると。いわゆる経営統合を目指す、これ協議していくということですね。今まで医療連携、あくまで医療連携であり、経営統合は考えていないというのが市長の基本的な立場だったんですよ。それからの方向転換だというふうに確認していいわけですね。はっきりした方がいいよ、困りますよ。そんないいかげんなこと、提言書は認めないんですね。あれは認めていないというふうに理解していいわけですか、提言書は。提言書には経営統合を目指すということで、第1段階から第5段階までのことを記述してあるわけですよ。だから、提言書に基づく協議をやらないということですか。それをはっきりしてくださいよ。

○議長（山崎 剛君） 暫時休憩いたします。

午後 4時05分 休 憩

午後 4時15分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。



会議時間の延長

○議長（山崎 剛君） この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 4時16分 休 憩

午後 5時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続します。

ここで申し上げます。

大木議員の質問の途中でございますが、菊地病院長が午後5時半から午後6時までなら出席できるとの回答がありましたので、議案第5号は院病院長席の後、改めて審議をいたしたいと思いますので、その間、議案第6号以降の審議を進めたいと思いますので御了承願います。

議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 議案第6号について、幾つか質問をさせていただきます。

平成18年決算の実質収支に関する調書から見ますと、平成19年度に繰り越される繰越金は3億1,237万1,000円ほどあると私は思うわけでございます。今回、補正後の計で繰越金の額が2億6,574万4,000円ということでございます。そうすると、そこに差額が生じるわけでございますけれども、差額の4,662万7,000円というのは留保資金として今後の補正があれば使用するのか、これが、まず第1点。

それから、地方債の補正でございますけれども、地域再生基盤強化事業債として1,570万円の補正がなされております。当初予算と比べますと、一般財源の負担分が組み替えになっ

ているようにも見えますけれども、その確認と、この事業の内容について説明をいただきたいと思います。これ道路新設改良事業費でございますので、市道の何号線、あるいは場所がどこだと、事業費の幾らに該当するんだというような内容でお答えをいただきたいと思います。

次に、総務費でございますが、電算システム改修等業務委託料、今回4,500万円の補正がなれされております。当初予算での当該予算は4,000万円でございます。ですから、今回の補正額は倍以上の補正がされているわけでございますけれども、この大幅な増額の理由を何なのか、内容を含めてお知らせをいただきたいと思います。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私から2点お答えさせていただきます。

まず、繰越金のうち4,662万7,000円は留保しているかという御質問でございますが、これにつきましては、浪川議員さんお見込みのとおりでございます。

次に、地域再生基盤強化事業に関する地方債補正の事業内容ということでございますが、場所といたしましては、今泉地先でございます。市道01015号線に係る国庫補助事業が6月補正で組み替えたわけですが、地方道路整備臨時交付金から道整備交付金に変わりました。道整備交付金になりましたことに伴いまして、補助残部分について45%の起債が可能になりましたことから、今回新たな財源として起債をするものでございます。具体的には、事業費が7,000万円ございまして、2分の1の国庫補助がありますので、補助残3,500万円の45%、1,570万円を起債するものでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 電子計算処理事業の電算システム改修等業務委託料についての補正の御質問にお答えをさせていただきます。

内容といたしましては、平成20年4月から新たに創成される高齢者医療制度にかかります電算システムの追加と、それに伴う既存システムの改修費ということでございます。当初予算の段階では、国・県などから提供されます仕様が不明確でございました。必要最低額ということで予算化したものでございますけれども、その後、国からの仕様が100%ということではございませんが、整理されてまいりましたので、現状におきまして不足が想定されます必要額を補正させていただきたいというものでございます。新規に高齢者医療制度のシステ

ムを追加するということと、介護保険ですとか、住民基本台帳関係のシステム、それから老人保健関係のシステムなどの改修が必要となってまいります。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） もう1点、やはり総務費でございますけれども、総務費の第2項に徴税費というのがございます。ここで還付金及び還付加算金ということで441万8,000円とございます。言葉で還付、還付加算金ということでございますので、一度入ったお金を返すんだ、取り過ぎであるのか、そういう疑問もあるので、この内容について御説明をいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 今の御質問でございますけれども、まず補正原因でございますけれども、8月末現在におきまして、法人市民税の予定納税によるもの35件ございまして761万7,000円、それから市県民税の更正等によるものが79件で198万円、それから軽自動車税の課税誤り等によるものが31件で20万円となっております。今回の補正の主なものとしたしまして、法人市民税の更正によるものが1件、341万8,000円と、今後の還付見込額100万円を計上したものでございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 2つお伺いしたいんですが、一つは合併によってさまざまな事業を展開してきたんですが、野栄町の旧役場、総合支所、合併前のそこで働いていた職員数、それから現状の職員数、これを明らかにしていただきたい。

それから、次に教育関係で教科別研究事業20万6,000円というのが計上されているわけですが、教育長に伺いたいんですが、今、教育の現場でいわゆる教科書選定をめぐって、いろいろな議論があります。とりわけ教科書の内容が改訂されて、一つは今、韓国やアメリカから大きな批判を受けている従軍慰安婦の記述が削除されると。あるいは、沖縄の住民の集団自決は軍の関与はなかったということで、軍の関与があったというような記述が削除をされると。これに関しては、沖縄の県議会、それから沖縄の全自治体がとんでもない歴史の歪曲だということで、政府に対して、そういうようなことはやめるようにという要請をして、近々約5万人の県議会議長や知事を先頭に抗議集会が開かれるというようなこともあります。そのほか、戦争を美化するいわゆる扶桑社の教科書選定の問題があるんですね。大きな話題

になって、これは教育に携わる教育長としても十分承知だと思うんですが、そのほか靖国主観に立ったビデオの上映が一度、私、質問しましたけれども、こういうような文科省というのか、政府の教科書をめぐる動きについて、教育長はどういう見解を持っているか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、私の方から総合支所の職員数の推移について御説明申し上げます。

平成18年1月22日合併前日では92名でございます。1月23日、合併時に58名、本年4月1日現在で35名という状況でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 特に、社会科関係の歴史にかかわる記事ということの質問だと思いますが、御承知のように、小・中学校で使う教科書については、文部科学省の検定済みの教科書を使用すると、こういうことになっております。戦後の状況を見ますと、いわゆる戦時中とか、戦争直前直後、そのあたりのどちらかというところ近代史という部分になるんでしょうかね、その辺のところについて、国の方の考え方はまだ定説がないという、そういうような観点に立っているんだろうと思います。そういうことから、ごく最近の歴史的な事実等々についての記載が教科書にされていないというケースが多岐にわたると思います。これは、学者の間でもいろいろと意見があるところだろうと思いますが、その辺のところ、第二次大戦の関係での同じような立場に立ったドイツの場合と日本の場合の歴史に対する見方の違いが、やはり若干あるんじゃないかなと、そういうように感じ取っております。

ドイツの場合ですと、ナチスドイツのあの辺のところきちっと指導されているというふうにも聞いておりますし、日本の場合にはその辺の事実の定説が定まっていないと、こういうような観点でもって削除されるケースが多岐にわたるだろうと、このように見ております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私、そういうような感想を聞いているのではなくて、教育長として政府が従軍慰安婦問題を定説が定まっていないということで削除したり、あるいは沖縄での住民の集団自決は軍の関与がなかったということで、それを削除するということが、諸外国から、それから沖縄の県民から、いわゆる政府のそういうやり方に対して、相当の批判が

今激しく出ているわけですよ。教育長としては、どちらがどうなんだという判断を私は聞いているわけで、その点、そういう形で答弁していただきたい。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 定説の定まっていない状況で、一つの市の教育長の立場で、どちらがいいとか悪いとかということは申し上げるべきではないと、このように考えております。
以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） そうすると、いわゆる文科省がとった従軍慰安婦の問題と集団自決の問題の削除というのは妥当であったと、こういうふうに理解していいわけですか。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 先ほどもお話ししましたように、定説がない段階ということであればやむを得ないと、このように考えています。
以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第6号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第6号の質疑を打ち切ります。

議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 介護関係で先ほどの前の決算の方でも議論がされてきたんですが、介護保険料の引き上げ、それから利用料、こういうものに対して全国の自治体では、保険料については全国で555自治体、それから利用料については全国で395、約400自治体が独自の減額、免除、そういう制度を活用していると。そういう中で、匝瑳市として市民の負担の軽減という状況の中で、独自の対応が私は求められると。ましてや不用額を多額に残すというようなことでなく、もっと大いに住民の負担軽減に活用すべきではないかというふうに思い

ますが、その点、まず第一に伺いたいと。

それから、介護関係の介護施設への待機者ですね。現在、どの程度の待機者がいるのか。そして、待機している方々が早くてというか、平均してどの程度待っていたらそういう施設に入所できるような状況に今なっているのか。市民は、着実に介護保険料を納入する。しかし、いざ介護を受けようと思えば施設がない、待機をするという状況が、これでは本当に国家的な詐欺行為になるわけですから、その辺の現状と解決策はどう考えておられるか、伺いたいと。

それから、介護関係で今回、介護予防事業、いわゆる高齢者の10カ年戦略という形で国がそういう施策をとっているわけですが、その中で特定高齢者、全国的には3%、5%とされていますが、実際に当市ではこの特定高齢者というのは何人、それから対象者から見て何%ぐらいか、明らかにしていただきたいと。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 柏熊高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（柏熊明典君） 3点の御質問があったように確認いたしております。

まず1番目の保険料の減免の関係ですけれども、匝瑳市においては独自にこの制度を設けております。匝瑳市といたしましては、平成19年度、ことし既に7名の方が保険料減免の制度を受けております。県内の状況ですけれども、県内56市町村のうち26市町村でこの制度を独自に実施しております。それから、利用料ですけれども、これにつきましては利用料の減免、障害者のヘルパーとか、軽減措置、これを実施しております。この利用料の減免につきましてはの県内の状況は、12市町村で実施しております。

それから、2番目の施設の待機者の人数ですけれども、平成18年5月1日現在で193名の方が待機しております。ちょっと資料が古くて恐縮なんですけれども、どのくらいで施設に入れるかという予想ですが、いろいろ施設に聞きますと、大体2年ぐらいで入れるだろうという回答が来ております。

それから、特定高齢者の人数ですけれども、匝瑳市で平成19年度に基本健診が健康管理課の方で実施されました。その中で65歳以上の方で基本健診を受けた方が4,087名おります。それで、65歳以上の方がこれもちょっと手持ちの資料が古いんですけれども、平成18年4月1日現在で1万471名おりますので、高齢者の約4割が基本健診を受けております。そのうち特定高齢者と決定された人数は、1,088名おります。高齢者人口の10.26%になります。その中で特定介護予防事業に参加される方、まだ確定ではないんですけれども、今現在で参加

者は延べ66名おります。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第7号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これもって議案第7号の質疑を打ち切ります。

議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） これは、せっかく病院長来ていただきますので、そのときに私ちよっとこれも絡めて質問したいということで、質問保留しておきたいと思うんですが。

○議長（山崎 剛君） それでは、議案第9号に進めさせていただきます。

議案第9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） これ、施行が10月1日ということなんですが、当面、この長期契約というのか、継続契約というものの対象になる物件というのか、対象になる契約、10月以降、直ちに実施する、年内に実施する契約の対象となる契約について、お答えをいただきたい。

それから、この長期継続契約のメリット、デメリット、それについてお答えをいただきたい。当面、物価の変動は余りないので、燃料関係はかなり大変な状況になっていますが、物価の変動とか、5年の長期継続契約で問題が後々起こらないかという、そういう心配もちよっとあるんですが、その点どのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず、10月1日施行で直に対象になるケースということでございますが、10月1日に直に対象になるということでは想定をしておりません。現在、契約をしている庁舎の警備とか、あるいは清掃、そういった関係。あるいは、パソコンとか、コ

ピー機のリースの契約、こういった契約が切れる際に、次の契約をする際に、こういった長期継続契約に移行していくものというふうを考えております。そういったものの件数としては、四、五十件程度はあるものというふうに見込んでおります。

メリットとデメリットということですが、メリットといたしましては、一つは事務手続上3年とか、5年の契約を結ぶということですので、毎年契約をする手間がないということ、これは大した手間ではないんですけれども、それから例としてコピー機のリースを挙げますと、長期継続契約がない場合には、いわゆる単年度の契約になります。コピー機のリース契約についても、原則としては4月1日から3月31日までの1年間契約ということで現在取り扱っております。実態は別としまして、リース契約の場合、1年の契約と3年のリースと5年のリースでは、当然リース料が変わってまいりますから、長期の契約を前提として入札等を行った場合には、低額で落札していただける可能性が強いということがメリットかなというふうを考えております。

デメリットといたしましては、例えばパソコン等のリースを5年でリース契約した場合に、こういった機械については非常に技術革新が早いということで、5年間使えるかどうかというような問題があるかと思えます。こういったこともありますので、リースの期間については、それぞれの案件ごとに適切な期間を設定することが重要だろうというふうを考えております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 一つお伺いいたします。

長期契約を結ぶことによる印紙税法上のプラス、マイナスがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それはケース・バイ・ケースかなというふうに思うんですけれども、今、申し上げたようにコピー機のリース契約をとりますと、今、毎年1年更新ですから、5年リースでやっても1年更新ということですから、毎年契約を結んで、毎年1年間の年度の契約で張ると。5年間であれば5年間の契約で対して張るということですので、1年ずつ5年間のトータルと、5年分まとめた場合の契約の額との比較ということになるかと思えますけれども、それは個別の契約ごとに違うのではないかなというふうに思えますけれども。

○9番（江波戸友美君） わかりました。

○議長（山崎 剛君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） これは、新しくつくる条例ということで、地方自治法施行令の167条の17というのも新しいものではないかと思っっているんですが、それに基づきということなんですが、できる契約ということで第2条が出ているんですけども、契約関係に至るには、当然、一般競争入札ということで選択されると思うんですが、それが単年度契約なのか、最高5年間続くことができる契約になるのかということの選び方、選ばれ方というんですか、それはどうされるんでしょうか。規則で決めるのかもわかりませんが、なかなか1回長期契約になったら、もっと短期間、あるいは単年度契約に移すことは難しいのではないかと。何でも長期契約になってしまいがちではないかと思うんですが、そうすると競争原理が働かなくなるとか、特定の業者との関係が強まるとか、そういうデメリットが大きいのではないかと。懸念を感じます。

第2条の第3号で、これなどは市の公用、または公共用の施設の管理業務の委託契約というんですが、これは指定管理者制度も今条例をつくって始まっていますし、例を挙げれば山桑メモリアルホールの事業委託とか、幾つかありますね。そういったことも特定の業者に長年にわたって決まってしまうということにならないでしょうか。懸念を感じるんですが、どう判断されるのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず、時期の問題で新しい条例で自治法が新しくなったんでしょうかということですが、地方自治法の改正につきましては、これは平成16年に改正をされております。匝瑳市として条例改正時にすぐ対応しないで、周辺市町村の状況も見ていたわけですが、県内市町村の動向を見ても導入した市町村が大半ということがございますし、また契約を見直していく中で、いわゆる先ほど申しあげましたコピー機やパソコンのリースなどを例にとりますと、4月1日から3月31日の1年契約ということで、初めは入札するんですけども、2年目以降は随意契約で更新をするという形になっていますので、随意契約を減らしていくという意味合いからも、そろそろ導入した方がいいだろうということで、今回、御提案をさせていただいたわけです。

この条例の対象になるケースというのは、もうそもそもが地方自治法の施行令で限定的に書かれておまして、自治法の施行令を見ますと、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約という、つまり翌年度以降にわたり物品を借り入れるか、あるいは役務の提供を受ける契約ということで、自治法施行令上、縛りがかかっていますので、

その範囲内のできるものについて、条例、あるいは規則で定めていくということでございます。

○議長（山崎 剛君） 菊地先生が参りましたので、ここで菊地市民病院長を紹介します。

○市民病院長（菊地紀夫君） 菊地です、よろしくお願いします。

○議長（山崎 剛君） 質疑を再開いたします。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） その前に、私、質問したのにまだ答弁が残っているわけですよね。それは後で結構ですから、後で答弁していただきたいと思います。

菊地病院長、本当に忙しいところ御足労いただきまして、ありがとうございます。日ごろ、市民の命と健康を守るために御尽力されていることに深く感謝を申し上げたいと思います。

今回、菊地先生に来ていただいたのは、千葉日報にも報道されたとし、病院長自身も十分御承知のとおり、旭中央病院と銚子市民病院と東庄病院と匝瑳市民病院の連携の問題で、今まで1月に提言書というのが出て、あの提言書というのは第1段階から第5段階まであって、経営統合を目指すというものであったんですよね。3月の議会でも、かなり議論して、市長は経営統合は考えていないと。あくまで医療の連携だということをずっと言い続けてきたわけですよ。今議会で初めて質疑、椎名議員の質問に対して、市長の答弁ですが、病院長の話聞いて経営統合を協議していく、そういう決断をここで表明したわけです。このままでは経営ができないというふうに市長も述べたわけです。

完全な方針転換になるわけですね。そこで重要なのは、市長の発言の中で病院長の発言を重く受けとめたこと。病院長が、どんなことを言ったかということ、努力だけではもはや経営はできないと。あるいは、どうすることもできないと。そして、それらの病院長の発言、これ私聞いたら、市長は直接聞いたんですかと言ったら、又聞き、事務局長からの話として聞いたと。ですから、やはり病院長に本当の真意を聞いて、我々議会としての責任が大きいわけですから、病院長にぜひ話を聞きたいということで、きょうのこのようなことになったわけで、大変恐縮しているわけですが、市長の方針転換の主の要因は病院長の発言にあるというふうに感じたわけです。私は、それが事実かどうかというのが一つちょっと聞きたいんですが。

それから、第2の問題としては、病院長も十分御承知のとおり、匝瑳市の市民病院の歴史というのは常に危機に直面してきたんですよ。第1の危機も、あそこを閉業というのか、いわゆる業務を停止した時期もあったんですよね。市民病院の開設者の海保先生のころですね。その後、やはり相当の不良債務が累積をして、7億5,000万円ぐらいの累積をして、前市長

の増田健市長がそれを5年かけて解消しようと。ところが3年で解消したわけです。それも大きな危機だったわけですね。第1の危機を乗り越え、第2の危機を乗り越え、今第3の危機だと、こういうふうに私は常々強調してきて、私は今の国全体の医療費削減のための政策のもとで、自治体病院の約60数%が危機に直面しているわけですよ。ですから、国は私はこれを放置できないと。ましてや参議院での選挙のこういうような結果から、恐らく医療政策が大転換されると。ですから、現状の国保市民病院は第3のこの危機を乗り越えることができる。ましてや、70数%が匝瑳市民が、70数%が市民病院を利用しているというのか、頼りにしていると。そういう中で、絶対にこれを後退させることなく、これは多少の時間かかるかもしれないけれども、現状のままでこれを充実強化をする、医師の確保、国との連携もやらなければならないと思いますが、そういうのを私は一番妥当な方向ではないかと。

そして、もし病院長にも聞きたいんですが、この国の方針に基づいて県が主導的に東総の医療の連携協議会、このまま突き進んで経営統合やった場合、匝瑳市民病院はどうなってしまうのかと。結局、サテライト病院、やがて診療所、やがて場合によっては今の合併によって閉鎖状態にも直面するような、いわゆる総合支所、野栄の総合支所、これはもう職員がどんどん減って、やがては結局あそこを店じまいすると、こういう形になるのと同じように、閉院の危険性があると、これ全国的にそういうケースがたくさん出ているわけですよ。ですから、私は病院長の発言、市長がそれを受けて、市長が方針転換をしたというのが、どうも納得ができないわけですので、その辺の状況を病院長の方から正確にお答えをいただきたいと。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 菊地病院長。

○市民病院長（菊地紀夫君） お答えします。

自治体病院の経営問題というのは、これは今60何%は赤字と言いましたけれども、実はもう今年度多分80%を超すだろうと思うんですね。我が匝瑳市民病院が経営に苦しんできた理由は3つあるんですね。

第1は施設の問題ですね、老朽化した施設でもう市民の皆さんも自宅が快適に過ごしている方がふえてきて、病を負った人たちが入院するのに自宅にいるよりもアメニティーが低いというような状況が続いているわけですね。これがベースにあって、一番大きな原因はやはり医師不足です。私が病院長を引き継いだときには、常勤医が24名いまして、現在は9名に旭中央病院から2名をお借りしてやっと11名でやっているわけですね。大ざっぱに見て、医師が1人で年間医業収入約1億円前後を上げると、そういうことからお考えになっても、

医師がいないということは収入がふえないということです。いろいろなところの経費を切り詰めて、それから職員の方もいろいろ動かして減らして、何とかここまでやってきましたけれども、やはりこれで黒字化をするというのは、これは到底不可能です。そういうことから赤字がかさんでいると。

3つ目は、収入、支出のバランスをとる上で、果たして給与が適正かということですね。公務員給与は民間の病院の平均給与に比べて、やはり15%から20%高いという数値が出ております。そういったところの3つが自治体病院、我々もそうですけれども、経営に苦しんでいるという状況ですよね。ですから、そここのところにメスが入らなければ、経営改善しろと言っても、これはもう不可能に近いと。ですから、経営が非常に苦しくてというか、改善するのは不可能に近いという真意はそこにあります。

そんな中で合併の話ですけれども、私が合併を是とも非とも発言はしておりません。ただ、旭中央病院の方から現実今2名の若いドクターを出していただいている、向うからすれば、これ以上の連携はないだろうという御意見があります。それから、我々にとっては医師2名がフルに働いてくれておりますので、収入面でも、それから診療能力でも非常な力にはなっているわけですけれども、一方、旭中央病院にとっては応援を出しているだけで、自分たちのメリットはないと。余り我々の方に恩恵がないという御意見をお持ちの幹部の先生もいらっしゃるようですので、そういったところから、これ以上、緊密にということになれば、連携よりは合併を視野に検討することも必要だろうという御意見が出たんだろうと思います。

ですから、そういう意味で風のうわさに聞くと、いろいろな協議ができなければ、今出している医者を引き上げることもあり得るといような、うそか本当かわかりませんが、そういううわさも聞こえてくるという状況で、現実問題として今2人の若いドクターを引き上げられると、内科はもう中堅以上というか、ある程度高齢化したドクター2人、それで入院医療ができるかという、もう到底できないわけですよね。引き上げられた途端に、我々の病院も内科は全く機能しなくなる。そのとき、経営に関してはどうなのかという、内科が機能しなくなって病棟閉鎖を起したら、成東病院と同じ状況が来るわけですよね。成東病院が一番ひどいときに1カ月で9,000万円の赤字が出ました。あそこは、その前は黒字運営をしておりました。規模が違いますから、我々のところはそれだけいくとは言いませんけれども、現実問題として病棟閉鎖をすると、多分、今の赤字の3倍、4倍ということに急になってしまう。ですから、病院の今運営を預る私としては、出している医者の引き上げというような事態、これを引き起こしてはならないということで、いろいろな可能性

を考えて協議をしなくてはいけない、そういうふうに思っているわけで、ですからそういう意味で合併をするかしないかではなくて、東総の医療連携協議会はステップワンからステップファイブまでということで、最終的にはIHNという、そういったシステムを念頭に置いての話ですよ。最後は、そういうことになると、これはもう経営統合ですので、統合というか合併でもいいと思うんですけれども、そういった話をせざるを得ないわけですよ。

そういうことで、この東総地域の医療をより円滑に、また地域住民に迷惑をかけないような医療連携をしていく上では、今のままの連携の話だけでいいのかということになると、やはりその先のことも頭に入れて協議をすることは必要だろうと。だから、私の真意はそういうことですね。

それと、病院の危機のお話です。私が来たのは昭和61年です。ちょうど、そのころ第2次の危機で経営健全化計画がされていたんだろうと思うんですよ。ですから、そのときと今では全く違うんですよ。そのとき、私が来たのは私が来て外科が私が1名増員になって、そのときに整形外科も常勤医が来て増員になっている。そういう意味で、医業収益がどんどんふえ、それとともに今までおざなりになっていた診療報酬請求の問題とか、それから院内の書類の整備とか、いろいろなむだを省く、ミスを起こさないようなシステムに改変するというので、今までも一生懸命仕事をしていたわけなんですけれども、その業務量に応じた収入の確保できるようになって、あの当時はきちんと仕事をすれば、これは赤字にならない診療報酬だったんですよ。そういうこともあって、あのとき医者はみんな頑張りました、そういう意味で。それで、黒字になりました。

でも、今、現実はどうなのかというと、医者は減っている、なおかつ医療以外の医師の業務量がもう膨大になっているわけですよ。一つのことをやるにしても、今は3つ、4つの書類が必要になって、手術の説明をするというと、もう1時間では話し切れないぐらいになると。そういう意味では、国の方は国、厚生労働省と言ってもいいでしょうけれども、医療の安全を守るために、こういう委員会をつくれ、ああいう委員会をつくれと、これが大病院でも中小病院も全く同じものをつくらなくてはならない。我々のところで11人しかいない、それでも20ぐらいの委員会をつくって動かすわけです。そうすると、それだけみんな医者はかけ持ちで、それをやらなくてはならない。それをやらないと、診療報酬がますます削減をされる。そういうような状況で、非常に職員苦しいんですよ。だから、現状で、ですからこの危機をということになると、そういう意味で私に責任を持ってやれと言われても、なかなか今のスタッフの数では、この危機を乗り切るといえるのは、なかなか厳しいんですね。

医師不足の問題、根本の医師不足の問題は私はこれは国の政策の間違いだと思います。これは、日本では医者は足りません。諸外国との比較の中で、ヨーロッパ、そのほかは大体人口10万人に対して300人、ところが日本は平均200人です。千葉県は150人です。東総地域は旭中央病院がありますから、今は160人ちょっとぐらいだと思います。でも、足りないんですよ。しかも、なおかつ何が足りないかという病院にいる勤務医が足りない。先ほど申し上げたように、勤務医の仕事量が膨大になっているにもかかわらず、勤務医の数がどんどん減っている。残っている医者一人一人にしわ寄せが行っているわけですよ。だから、この医師不足を解消するには、根本的な解消はやはり医学部の定員増しか私はないと思います。

それと、地域に根差した医者をどうやって残して育てていくかですよ。大学出てみんなな都会に出ていってしまうようでは、地域医療はやはり成り立っていきません。だから、そういった根本的なシステムを、もうちょっときちっと考えていただければと思います。

それで、最後の御質問、医療連携が進んだときに、この匝瑳市民病院の将来どうなるか、悪い見本はたくさんあります。岩手の方で公立病院が幾つか統合して、そうしたら中核病院にしか患者さんは集まらなくて、なぜか、ほかの病院に行ってもやはり医療の質が保てないというか、専門医がいない。結局、みんな中核病院に行ってしまう、そういうことがあるわけですよ。ですから、そういうことだけは避けなくてはならないですよ。ですから、医療連携をやる上でアメリカのIHNシステムというのは、中核の病院にすべての患者さんを集めるというシステムではないわけです。連携を組む幾つかの病院というのは、それぞれの特色を持って、小児の医療センターであるとか、心臓疾患センターであるとか、そういった形のIHN連携を組んでいるわけですよ。

それが、旭中央病院を中核とした医療連携の中で、そういうことができるかどうか、それは今後の協議にかかってくるかとは思いますが、私は決してサテライトにしようと思っっている話をしてるわけではありません。今まで私も外科医で、この4月から実はすべてを任せていた診療部長が異動になってしまったので、外科医にもう一回復帰しましたけれども、たくさんの患者さんの手術をさせていただいて、外科医って結構思い入れが強いものですから、一度メスを入れた患者さん、やはり最後まで診ていきたいという思いがあります。そうやって頼ってきてくれる患者さんの医療を中断するわけにはいかない。そういう意味で、我々ができる医療をきちんとやっていきたい。それには、何よりも医者を確保しなくてはならない。

医師確保が、実は新医師臨床研修制度の第1期生がようやく初期研修を終わって、今、後

期研修に入り出して、少しずつ大学の医局にも医師が戻っている状況があります。ただ戻っていると言っても、科によって大幅に違うんですね。幸い私の出身の外科には毎年10名ぐらい戻ってきていますけれども、全く医師が入らない医局もあります。なかなか関連病院の壁というのがあって、千葉大にも内科系の教室が4つ、5つあります。それから、私の病院は循環器内科とずっと関連病院としてやってきていて、中村先生がいらっしゃったからなんですけれども、そのほかの旧1内、旧2内というところと、なかなかドクターを出してもらえないというような状況が続いていて、現在でも何とか出させていただこうと数年前からお願いをされていて、パートのドクターは出していただけますけれども、なかなか常勤医は出せない。それは、言っていないかわからないんですけども、隣の病院がそのある内科の関連病院で、ずっとそこに出している。そこも患者さんは少なくなっているという話はあるんですけども、そこに医者を出しているのに、隣の今まで関連のないところに新たに出せるかという、なかなか厳しいところがあって、大学から今も常勤医の獲得というのが非常に難しいんですよ。

うまくいくと大学にその医局員と昔の医局員という医師が、ある程度充足するのは三、四年後だろうと思うんです。その辺まで持ちこたえられれば、独自にやっていく道というのはあると思うんですけども、ただその間、医者は来ない。その中で、では今いる若いドクターを引き上げられたら、旭中央病院からの応援がなくなったら、そこでギブアップになってしまうだろうと思うんですよ。ですから、非常に難しいかじ取りかもしれませんが、一方だけのチャンネルではなくて、大学へ、旭へ、ほかの今は順天堂からも応援をいただいたりしていますけれども、持てるチャンネルをたくさん出して、綱渡りかもしれませんが、もうしばらく辛抱しながら現状を何とか維持をしていくという、そういったことが必要だろうなというふうに思っていますけれども、お答えになったかどうか。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今、大事な点、ちょっと確認しておきたいんですが、私自身もちょっとびっくりしたんですが、医師を引き上げられる、旭中央病院から2名が。向うから、これ以上はもう無理だというような、これは正確な情報ではないのかもしれないけれども、市長にちょっと聞きたいんですが、そういうような旭中央病院からの動きというのは、市長としてはどういうふうに把握しているか。

それから、私、例えば銚子の市民病院の場合も、重大な危機に直面したわけですよ。相当、市長を先頭に旭中央病院からも派遣されているし、いろいろ努力されて医師を4人でし

たか、確保して幾らかの好転というのか、状況があったと。成東病院もNHKか何かで、テレビで報道されていましたが、ほとんど総引き上げというか、いない状態から、その後相当頑張って再開というような形で、これ東庄病院にも旭中央病院からも行っていると、こういう現実の中で匝瑳市民病院だけ引き上げるということはまずない。ですから、私は経営統合というよりは、今までのやり方で、いわゆる医療連携で旭とも連携を大いに進めて、それで綱渡りと病院長言いましたけれども、ギブアップにならないような綱渡りという厳しい状況下ではあるけれども、政局の新たなる新しい方向というのを見詰めながら、匝瑳市民の命と健康を守るとりでとして頑張っていくのが、あくまで経営統合ではなくて医療連携、今までどおりのやり方が私は妥当ではないかというふうに思うんですが、その辺ちょっと旭の動向について、市長がどういうふうに感じているか、医者引き上げるといのは本当の話なのか、その辺ちょっと確認の意味でお聞きしたい。

○議長（山崎 剛君） 菊地病院長。

○市民病院長（菊地紀夫君） 真意はわかりませんが、ですから私も風聞として耳に入っただけであって、現実問題として、今、旭が引き上げたら、どういう社会現象が起こるか。多分、そういうことはないだろうなと思っているんですけども、ただ旭側も非常にドクター多忙で、なおかつ成東病院にも出して、それから銚子病院に出す、いろいろなところを応援しなくては行けないと、そういった立場から本当に今まで患者さんのやりとりや、それからドクターの貸し借りもそうですけれども、一緒にやってきた病院ではないかと、旭側からそう思われるんだろうと思うんですよね。非常に、ですから親密にやってきているのも事実なので、だからこれ以上連携するというのはどういうことかという、そういうお考えが出るのも、ある意味ではありかなとも思うんですよね。

ですから、現実問題として、私は急に引き上げられるということにはされないだろうとは思っていますけれども、ただ楽観はしてないんですね。もし、もう少し連携をどういうふうにお考えがあれば、もう1人出していただけないかなというのが本音なんですけれども。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） どうも菊地病院長、大変お忙しいところ、ありがとうございます。時間のようで大変申しわけございませんが、先生は先ほど昭和61年に市民病院にいらしたということでございます。私も、このいろいろ市民病院の経過についてはお聞きしておるわけでございます。この昭和61年は、たしか中村病院長、そして今、旧野栄町で開業しております橋場先生ですか、たしか副院長が。それと、菊地外科医長、その3名が、中心になってこ

の市民病院を再生いたしたんです。私はいろいろお話を聞いております。先生が先ほど本当に最後にありがたいお言葉をいただきました。そういうことで、先生、今は東総の市民病院、たしか40年の歴史がありますね。

その中で、最初の病院長さんは海保病院長、それでも本当の危機だったんです。それと、次の彦坂病院長さん、当時は私がこの議会に出てきました昭和58年です。それで昭和60年ごろかな、市長さんがちょうど議長さんでした、そうでしたね。そのときも本当に八日市場市の正直な話、財政も本当に危機でございました。それで、再建団体に落そうと、こんな苦しいなら再建団体に落として国の厄介になろうと、それと病院はやはり身売りしようと、そういうお話が、これは市長さんの私当時は議長さんですから、そういう話、議長も私も聞きました。

そういう中で、3名の医師で再建したわけでございます。しかし、本当に内科の先生が今は引き上げになったにしても、外科だけでも残して、あと3年、4年我慢すれば、市民病院は何とか回復するんです。菊地先生、本当にお願ひします。市民のために、本当にお願ひします。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) 15分まで時間をいただきました。

ほかに質問ありますか。

暫時休憩します。

午後 6時04分 休 憩

午後 6時30分 再 開

○議長(山崎 剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

お諮りします。議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) 御異議なしと認めます。これをもって議案第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第9号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

田村明美君。

○11番(田村明美君) 2回目の質疑をしたいと思いますが、議案第9号 匝瑳市長期継続

契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてですが、この新しい条例案を活用していく中で、特定業者などとの癒着を防止するために、どのようなことを検討されているでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 入札制度の活用ということに尽きるだろうと思います。業者さんにとってみますと、3年とか5年の契約でございますので、一遍契約をとれば3年から5年間は保証されると。逆に、とれなければ3年間、5年間入札に加わる機会がないということで、業者さんは3年から5年目指して必死になるだろうというふうに想定をしております、競争は促進されるのではないかとこのように考えております。

入札制度を活用する上で、現状、入札参加の登録がない業者さんが多い業態もございますので、今後、入札制度を活用するためには、業者さんに入札参加の資格を、登録をするということ呼びかけていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第9号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第9号の質疑を打ち切ります。

議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 議案第17号も出されています件で、介護老人保健施設事業収益、1、施設事業収益、その他施設事業収益で保険金の歳入ということだと思いましたが、1,500万円計上があります。この保険金について、どのような契約内容で歳入に計上されるのかということを確認したいと思います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） ちょっと手元に詳細な保険契約の書類が見当たらなくなっていましたので、ちょっと探しておりますけれども、老健施設につきましては、こうした事故があった場合、万一のことを想定してそうさぬくもりの郷の場合には、三井住友

と損害賠償の保険に入っております。イメージとしては自動車事故等の任意保険と同じような形になりまして、この契約をすることによって、万一事故があつて当方の責任を問われた場合に損害賠償すると。それについて、保険会社の方で補てんをしていただくことになるものでございます。

今回の場合につきましては、和解提示金額が1,500万円ということで全額保険会社から補てんをしていただくというものでございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 議案第17号の質疑応答の際に答弁いただきたいと思うんですが、今の事務局長の方から自動車保険と同じようなというお話あつたんですけれども、加害責任がはっきりした場合に、保険金がおけるといふふうに理解しますが、そうしますと例えば事故、警察がどのように判断したかというようなこととか、それと自動車事故と同じようなやりとりが行われたんでしょうか。詳細については、議案第17号のときでも結構ですが、わからなければ、お願いします。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 当然、死亡事故でございますので、警察の方への報告と、それについての事情聴取はございました。ただ、今回の詳細は議案第17号でということでございますけれども、加害責任ということではありません。管理責任ということでの和解金でございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 市長、先ほどの病院問題で答弁一番最後にやるということでお約束して答弁がなかったんですが、1点だけ、いわゆる市長がこの経営統合問題、従来、医療統合というものをきちんとはつきり経営統合はやらないというのが、今度、経営統合を協議するというふうの方針転換したわけですが、その辺、市長の方からもいま一度、従来の発言は撤回して、医療統合ではないと、経営統合を協議すると、こういうふうにはつきり市長の方から言明していただきたいと。

それから、この議案第8号の問題で一つ外壁の工事をやるわけですが、外壁の工事、かなりの金額になるんですが、この財源はどういう手だてで対応するのか。

それから、その外壁についての工事の予定はどういう方向でいつごろ完成の予定でやるのか。私も外壁と内壁というのか、中もかなり大変な状況になっているんですが、その辺の改

善というのは、今後の見通し、展望、これはどうなっているか伺いたいというふうに思います。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

実は先般7月19日の全員協議会の中で浪川議員さんから、市長これはどうするんだと、医療連携でということをお答えさせていただきました。しかしながら、そのように変化のあった場合におかれましては、全員協議会を開き、あるいは議員の先生方に御相談をかけさせていただきますということも最終的に申し上げた経過がございます。そういう中で、実は経営統合ありきの協議ではなくして、統合ができるどうかの医療に踏み出さざるを得ないと考えたものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 外壁の工事でございますけれども、実は工事名が外壁工事が先に入っておりますが、及び給排水設備改修工事というふうになっていると思いますけれども、メインは実は給水管の工事でございます。これは、病院内の給水管が破裂をいたしまして、病棟で水浸しという事態が発生をしました。ということで、本年度は当初、病室のエアコン等改修ということで、それに伴うキュービクル等の改修からやる予定でおったわけでございますが、給水管の破裂という事態の方が緊急だということで、この工事を予定をいたしました。業者に話を聞きましたところ、もう内部の給水管の工事は無理だということで、外づけで外部配管でやらざるを得ないということになりまして、そのためには外側に全部足場を組むということになりましたので、せっかく足場を組んだのであれば、この際、外側の外壁の特に傷みのひどい部分と、それから皆様も御存じのように、病院裏側駐車場の方から見ましたら、もう大変な汚れでございますので、こうした点について多少塗装等の改修をさせていただくということになりました。ということで、当初予定をしておりました空調関係の予算をそちらに回すと同時に、給水管工事費でもかなり足りませんので、補正をお願いすると。あわせて、足場が共通で使えるということから、外壁工事もあわせてやらせていただきたいということで、お願いをしたところでございます。

工期はいつごろかということでございますが、本議会で御承認をいただきましたら、発注することになりますが、設計につきましては、たまたま空調でとってあった400万円という設計料がございましたので、この中で今大至急設計をやっておりますので、議会終了後に発

注できるような形で設計を上げてもらった上で発注をしたいと。工期については、もう今年度ということで年度内に完了できるような形のものを予定しております。

もう1点、財源でございますけれども、これにつきましては、病院の改修工事ということで全額起債の対象になります。ということで、病院事業債でもって行いたいというふうに考えております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第8号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第8号の質疑を打ち切ります。

議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 第3条自由通路の区域は通路、階段及びそれらに付帯する施設のうち、東日本旅客鉄道株式会社が管理する施設以外の施設とするということなのですが、それが匝瑳市が維持管理する施設という内容なんですけれども、エレベーターの維持管理、修理については、どういうことになるのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鎌形都市整備課長。

○都市整備課長（鎌形信雄君） それでは、お答えいたします。

エレベーターにつきましては、JR東日本千葉支社と維持管理協定を結びまして、それで具体的に申し上げますと、駅の駅舎の中にモニターカメラがついておりまして、そちらで始発から終車まで全部一切管理してくれるということになっております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） その管理にかかる経費というのは、どこが持つことになりますか。それから、年間どれくらい、また修理というんですか、管理、あるいは必要に応じた修理ということが、どのくらいかかることを見込んでいるのでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鎌形都市整備課長。

○都市整備課長（鎌形信雄君） それでは、お答えいたします。

今のところ管理の方法につきましては、双方に折半ということでございます。実際の管理はJRでやっていただくことなんです、年間どのくらいかかるかというのは、まだ具体的に出ておりません。それで、内容としましては、電気代と、それからエレベーターの保守管理ということで折半ということになっております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第10号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第10号の質疑を打ち切ります。

議案第11号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） これは、例の郵便局の民営化に伴うということでの条文の整備ということですが、市長にちょっと伺っておきたいんですが、いわゆる金融関係の関連法案が国会で通って、銀行の合併統合、野栄なんかでは信用金庫がなくなるとか、いろいろな形で閉鎖される状態があると。農協も合併して、結局もう各地の農協がどんどんなくなると、身近な農協の支所がなくなると。もう一つ今度、市町村合併でたまたま野栄町と八日市場市の場合、これは小規模な合併ですから、さほど問題ではないんですが、それにしたって野栄総合支所が92人もいた職員が30何人になるという縮小傾向にあるわけですね。これもっと大きな合併のところなんかは、本当に大変な状況になっているわけですよ。

今度、この郵便局がこういうふうな形になって、結局、民営化になると同時に、やはり小さな近くの郵便局がなくなるのではないかとという危惧がある。ですから、私の聞いておきたいのは、小泉構造改革による統合を中心としたそういうような動きが、結局は住民の不便を醸し出すことになってきているのではないかと。その辺の市長自身としての認識だけを聞いて

おきたいと思うんですが。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんのおっしゃるとおり、そのような考え方もあるかと思えます。ある人もあろうかと思えます。

○24番（大木傳一郎君） 市長の意見を聞きたい。

○市長（江波戸辰夫君） 私もそのように考えて、小泉改革のどちらかというと国民をいじめるということではなくて、小泉改革にしてみれば、むしろこういう民営化によりまして、便宜を図っていききたいというようなことでもって民営化ができたのではないかと思えますけれども、なってみれば、やはり不便さを感じるのではないかなと私は思っております。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第11号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第11号の質疑を打ち切ります。

議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第12号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第12号の質疑を打ち切ります。

議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第13号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) 御異議なしと認めます。これをもって議案第13号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので一括議題とします。

鈴木教育長から本議案についての概略説明を求めます。

鈴木教育長。

○教育長(鈴木勘治君) それでは、今般、上程いたしました議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

これは、匝瑳市立八日市場小学校の米倉分校を平成20年4月より本校と統合いたしたく、そのための条例の一部の改正をお願いするものでございます。

御承知のように、少子化の影響によりまして、児童数が減少して八日市場小学校の米倉分校及び市内の規模の小さな小学校では、平成16年度から複式学級が出現をいたしました。そこで、教育委員会といたしましては、将来の市立幼稚園、小・中学校の望ましい環境整備や統廃合に関する協議及び調査研究を行い、広く市民の声を伺いながら、今後の教育行政の方向づけの一助とするために、平成17年度に学校教育問題懇談会を設置いたしました。以来、8回にわたるさまざまな協議を重ね、平成18年11月24日に同懇談会より中間報告が出されまして、米倉分校は平成20年4月から本校との統合に向けて保護者及び地域住民の方々と十分な協議を進め、また現在、休園中の米倉分園についても同様とする旨の方向づけをいただきました。

これを受けまして、平成19年2月18日の第1回保護者説明会以来、保護者を対象といたしました説明会を4回、それから地域の皆さんを対象とした説明会を2回開催してまいりました。説明会では、今後の児童数の推移、複式学級について、あるいは少人数学級のメリットやデメリット、それから児童1人当たりの学校別の経費、通学距離などについて、説明、協議を重ねてまいりましたけれども、統合に伴う児童の交通手段の確保として、保護者、地域の皆さんから要望が強かった笹曾根地区と市立公民館までのスクールバスを運行することで、統合について改正はやむを得ないということが大勢となりました。よって、統合に向けて事

務手続に入らせていただくことを了承いただいた次第であります。

以上が米倉分校と本校統合に向けた経過説明であります。今般の米倉分校の統合により、平成11年度より休園中でありました米倉分園も同様に条例の一部改正により八日市場幼稚園と統合し、また同条例第4条の委任の規定につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた規則等で運用できることから削除願う次第でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 教育長の概要説明が終わりました。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 議案第14号並びに15号の一括提案でございますけれども、第15号の幼稚園につきましては、付随施設ということで休園している部分でございますので、改めて質問いたしませんけれども、市立八日市場小学校の分校の廃止ということで、ただいま教育長より説明がございましたけれども、まずこれは平成17年度に設置された学校教育問題懇談会の答申、これが平成18年11月24日に出たそうでございますけれども、ただいまの説明にもございましたように、平成19年2月18日を皮切りに保護者の方へ4回、また地区といえますか、地域といえますか、説明の2回、合わせて6回の説明をやられておおむね了解が得られたというようなことでございます。

そして、その中で児童の交通手段の確保の要望が一番強かったということで、笹曾根地区からのスクールバスを運行するというので、ほぼ同意が得られたというようなことでありましたけれども、改めてそのほかにもいろいろな意見、教育長が述べましたように、経費の点、少人数学校の教育の問題、そういうものが出ていると思いますので、その中で主なもの、地区、あるいは保護者から出た御意見、そして市がこういうことで答弁をしたということで、そういうものを幾つか、主なもので結構でございますので、お教えをいただきたいと思えます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勸治君） それでは、お答えをいたします。

説明会の中で出た主な質問、あるいは意見、要望ということで申し上げますと、大きくは3つに分かれます。

その一つは、先ほど御説明したように、米倉分校以外でも小規模の小学校がございます。

平成16年度に複式学級になった学校もございます。そういうような中で、米倉分校がなぜ先なんだと、これが質問の一つでございます。これにつきましては、一つは校舎建築の際の起債がございますね。その起債の償還の状況、これが一つ理由として上げられると。米倉分校の場合は、現在の校舎の建築が昭和52年と、こういうことでもう既に起債の償還は済んでおると、こういうことです。

それから、小規模校の飯高小学校につきましては、校舎建築の竣工が昭和59年ということで、これにかかわる起債の償還は平成21年までであると、こういう状況がございます。それと同じように、小規模校の匝瑳小学校につきましては、校舎の竣工が平成9年と、こういうことで起債償還は平成33年まであるんだと、こういう状況がございます。それが1点ですね。

これは、保護者には直接関係のない状況ですけれども、行政サイドから見た一つの理由と、こういうことで御説明申し上げました。

そのほか、やはり米倉分校の場合は、八日市場小学校の一部であると、このことですね。ということは、校長はもちろん1人であるし、それからPTAの組織も1本でございます。あるいは、共同学習という形、分校から本校に来て年間に何回も共同学習を進めていると。それから、学校の主な行事、これは当然、本校の方と一緒にやっているわけですね、そういったこと。

それと、もう一つ一番大きな理由というのは、平成20年度の小学校1年生に入学する予定の児童が本校の方で40名に足りないんです。36名でしたか、ということで、もちろん平成21年度についても、もっと減ってくると、こういう状況もございます。そうすると、同じ学校の中で分校の方に七、八人とかおって、それから本校の方は2学級確保できないで、1学級でもって大人数でもって学級編制をしなければならないという見込みが現時点でございます。そういうことから、飯高とか、匝瑳の合併よりも先にお願いたしたいんだと、こういうような説明をしてまいりました。

それから、2つ目は先ほども説明いたしましたけれども、遠距離でもって通学することになるんで、ぜひスクールバスを運行してほしいと、この要望が強く出ました。これは、保護者説明会でも、それから地区全体への説明会でも共通に出てきた要望でございました。

それから、3点目は統合した場合の後の利用、後施設の利用問題、この件についての質問やら、要望がございました。それで、回答は後利用につきましては、現時点では全くの白紙状態ですと。これから、地元の意見も十分聞きながら検討する課題だと、こういうようなことでもって回答をしてまいりました。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） ただいま聞きますと、市側の起債の関係では市側の状況、あるいは交通手段とかの要望ということが大きな内容だったと思いますが、最初の説明の中に教育長の説明の中にありました小規模学級のメリットもあるでしょうけれども、デメリットもあると。その辺につきましては、地元の方にどのようなお話をなされたかを再質問の1点目とさせていただきます。

そして、起債の件やら、共同学習を行っているというようなことで、米倉分校を先にしたと。それから、スクールバスも確保したというようなことで、そういう市側の説明で関係者、保護者を含め地域の方も納得を、完全に100%いいですよということではないでしょうけれども、大方納得したと考えてよろしいのか、これを2点伺っておきます。

そして、廃校後の跡地利用につきまして、ただいまの説明で全く今は白紙だと、これから地元の意見を聞きながら市の考え方と整合性を図って決めていくというような御答弁で、それはそれで結構なんでございますけれども、この分校の建設する際、当初の建設だと思えますけれども、当時、地区の住民が相当の基金といいますか、建設費をほとんど持ったというようなことで私、地元から聞いているんですけれども、この事実関係はいかがなんでしょうか。そういうことであれば、やはり途中、改修やら、体育施設やら、いろいろなものを今度市が建設しているわけですから、今の施設そのものはほぼ市の資金で成り立っていると思うんですけれども、そういう事情があるということで、廃校後の施設利用にまた意見が出るかもしれませんので、その事実関係、この3点を再質問としてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 小規模校のメリットやデメリット、これにつきましては、見方によってメリットがデメリットになったり、あるいはデメリットがメリットになったりということもあろうかと思いますが、一般的に考えられている事柄としては、やはり小規模校の場合であると、少人数であると教師の一人一人の児童に対する目が行き届くということで、そういうメリットがあると思います。それから、縦割りのグループを取り入れて異なった学年との交流も図りやすいと、こういうこともメリットとして考えられると思います。それから、人数が少ないので比較的自分のペースで学習が進めることもできるということもメリットだろうと思います。それと、教師が児童一人一人の様子を見ながら、健康状態等にも配慮しな

がらの学習活動が進められると、そういうようなことがメリットであろうと思います。

それに対して、デメリットとして考えられることは、やはり長い間、固定した学級編制がえも何もありませんから、固定した集団の中である意味でもって子供自身の中でもって友達関係の序列化とか、そういったことが進みやすいということもデメリットの一つだろうと思います。そして、そういうことがもとになって、いわゆる競争意識とか、そういうものがどんどん低下してしまうと、こういうことがデメリット。

それから、最近の子供たちの状況を考えると、やはり友達同士のコミュニケーション能力、こういうようなものが劣ってきていると、こういう状況がございます。そうすると、少人数の中で固定した集団の中ですと、その辺のところはさらに悪循環を繰り返すと、こういうようなこともデメリットの一つと。

それから、学校の授業というのは、やはり教師の指導だけではなくて、教師の発問に対する仲間の子供たちの発表、こういうようなものが非常に大きな影響をもたらすわけです。友達は、こんな考え方をしているんだと、自分の考え方と大分違うけれども、なるほどなとか、こういうようなことが学校の授業でも一つの大きな利点なんですね、メリットなんです。それが少人数でもって、3人、4人という中では、だれかが発表したら賛成でもって終わってしまうというようなことになりかねないと。ですから、授業の効果といいますか、いわゆる一人一人が細かい指導を受けることはメリットしてあるんだけど、仲間の間の物の考え方を広めるとか、そういうような点でもって大きなデメリットが生じてくると、こういうようなこととございます。

さらに、PTA関係の活動なんかでいいますと、八日市場小学校の米倉分校の場合は、PTAが1本ですから、特にどうこうということはございせんけれども、小規模校のPTAになると人数が40人と50人になってしまって、PTA活動のそれぞれの負担も非常に大きくなると、こういうこともあろうかと思えます。そういったことでもって、説明をしてきたところでございます。

それから、あらかたの了解は得られたということでもってよろしいかということとございますけれども、浪川議員おっしゃるように、100%了解しているというようには考えられないと思います。一部には一応意見は言ったけれども、しょうがないかなというような、そういうような意識の方もいらっしゃるのではないかと思います。でも、先ほど説明いたしましたように、大勢としてはやむを得ないと、人数が少なくなって、あるいは今後の推移を考えてもやむを得ないだろうというのが大勢だということにとらえているところでございます。

それから、米倉分校の昭和52年に建設した今の校舎、これに伴う負担の問題でございますけれども、これにつきましては、校舎建築に伴う負担はないと思います。当時、あるいは体育館の要望があったのかもしれませんが、それができなかったために、あれはプレハブの建物だったと思いますけれども、米倉地区の集会所という名目で、校舎の西側の方に雨天の場合に簡単な運動ができるような施設を、区の方でもって建てたという事情があるようでございます。これにつきましては、老朽化してしまいまして、平成13年に新しいものに現在のものに建てかえをしております。そういった状況があるわけでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 匝瑳市、旧八日市場市で初めてのケースとなるわけでございます。

そして、小規模学校が先ほどの説明の中にありましたように、飯高や匝瑳でもあるということでございます、これが一つのケースにもなりかねないわけでございますので、今度新しく移る生徒も初めてのことでございますので、そういうケアとか、あるいは通学手段の確保をしたけれども、それぞれがうまくいくように、決めたからいいのではなくて、うまくいくように指導といいますか、協力といいますか、やっていただきたいと思っております。これは要望でございますので、もし所見があれば結構でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私も米倉に親戚がありまして、いろいろ聞いてはいます。かなりいろいろ意見を述べている方が結構多数いるという情報は聞いているんですが、そこでスクールバスのことで若干聞きたいんですが、例えばバスの確保はどういうバスを確保するのか。それから、登下校、便数は朝、夕方というのか、どんなような形態で登下校がスクールバスを利用して行われることなのか。それから、そのスクールバスを利用する人数は大体どの程度の人数を想定しているのか。例えば、今まで統合してない場合でも、本校の方へ行っている人もいるわけですね。今度、新たに加わると。今まで、結局、本校にバスがない状態でも行っていた方も乗れる状態のできるのか。それから、乗りおりする場所ですね。その場所は何カ所ぐらい設定して、どんなコースなのか。

それから、先ほど浪川議員もおっしゃいましたスクールバスを出したはいいけれども、当面みんなに納得してもらうために出すということで、いわゆる悪く考えれば数年やったら終

わりと、いわゆる公平さを欠くとか、何かいろいろな理由で米倉だけスクールバス出すのは公平さに欠く何かという理由を持ち出して、スクールバスの廃止の方向が出てきやしないかと。ですから、長期というのか、いわゆる継続してやっていくという、そういう確固たる方針で臨むのかどうか。

以上いかがでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） バスの確保でございますけれども、当初は分校から公民館までというところで考えておったんですけれども、そうすると笹曾根地区の方は分校まで来るのに、小学校1年生はというと四、五十分かかると。そして、そこから乗って本校まで行くということになると、家を出る時間がまたさらに早くなってしまいうような事情もございまして、当初、10数人乗りくらいのバスでもってピストン輸送も考えたんですが、それではちょっと不可能だろうということでもって、28人乗りのバスを確保して、それで朝は1回、それから帰りについては学年によって下校時間が異なりますので、下校につきましては複数回、こういうようなことでもって考えております。

それから、現時点で本校の方に最初から通学している子供、これは当然乗車の対象として考えております、希望があれば。ただし、統合に伴う措置でございますので、あくまでも1年生から3年生までと、こういうことでもって考えております。

それから、乗車の場所はどうするか、あるいはおりの場所も当然ですけれども、これにつきましては、これから保護者の方、あるいは学校の方とも協議しながら決めていくと、こういうことでもって話をしております。恐らく、三、四カ所になるのではないかなと。これは、あくまでも保護者の方の要望を聞きながら、乗降に安全な場所を確保しながら対応していくと。場所については、今後の話し合いの結果になるということでございます。

それから、状況によって将来的にバスをなくしてしまうのではないかとということもございますけれども、現時点でそういうことは考えておりません。

以上でございます。

○24番（大木傳一郎君） 利用者は何人くらいですか。

○教育長（鈴木勘治君） 利用者は全部対象にしますと大体30人くらいになるかと思えます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑はありませんか。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 一つ伺いたいんですが、学校教育問題懇談会というのがつくられて、その中で小規模校の統廃合も含めて、いろいろ話し合われているということは、何度か教育長からも説明を受けました。それで、米倉分校を本校に統合するということは、ほかの市内の小規模校の場合よりも本校と分校の関係ということで、その辺のことが比較的ほかよりは容易だったのかなというふうに思うんですが、そこで学校教育問題懇談会で議論されていることの小・中学校の統廃合を、これから検討し進めていかねばならないという一番の要因というんですか、原因というんですか、理由というんですか、それは何でしょうか。飯高小などで教育長もおいでになって話された中では、複式学級をつくらざるを得ないと。従来、これまでは複式学級に講師を雇用して、複式学級としない工夫をしてきたけれども、それも限界が見えると。そんなようなことが大きな理由の説明だったと思うんですが、本当のところ、小学校の統廃合を今検討しなければならないというのは、何を最も理由とするということなんでしょうか。一つ伺っておきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勤治君） 学級教育問題の懇談会、先ほど御説明申し上げましたように、平成17年度に設置いたしました。一番最初は初年度は、いわゆる財政的な問題は度外視しておいて、純粋に教育的な立場ということを中心に議論をしていただきました。そこで、少人数学級のメリットやデメリット、こういったものをまとめたりということでもって協議を進めてまいりました。なぜ、統廃合かということでございますけれども、これはやはり両面ございまして、一つは財政負担の問題も一つはございます。それと、先ほどお話ししましたように、小規模校のデメリット、こういうようなものが子供たちの将来に非常に悪影響を及ぼしかねないと、こういうような状況からでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） どうぞ。

○13番（佐瀬公夫君） 教育長、今回の米倉分校の学校の位置がありますね。通学にも本校へ行くのは通うようになるよね、バスで。本校まで行く方がやはり近いんですか。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。豊栄小と須賀小がありますよね。だけど、米倉分校にいた生徒が結局今度は本校まで行くということになると、隣の小学校、どっちかと小学校に通うにしても、本校の方へ行く方が近いということなんですか。それだけ聞かせてください。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 米倉と、それから現在笹曽根地区、ここの子供たちが分校へ通っているという状況ですね。それで、例えば笹曽根地区ですと、場所にもよるでしょうけれども、八日市場小学校へ来るよりは須賀小の方が若干近いのではないかと思います。ただ、笹曽根地区の方々はまだ分校から本校、八日市場小学校、こちらへ長い間通ってきているわけです。そういう経過から、特別、本来的には学区から言えば、小学校の学区割り振りから言えば、笹曽根というところは須賀地区ということで、須賀小学校が学区になっておるんですけども、入学時点でもって申請が出て、それで米倉分校へということでもってずっと許可をしてきていると、こういう経過があるわけでございます。ですから、笹曽根地区から豊栄小へというのは、希望は全くないですね。須賀小への希望も笹曽根地区についてはほとんどないんです。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第14号及び議案第15号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第14号及び議案第15号の質疑を打ち切ります。

議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第16号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第16号の質疑を打ち切ります。

議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

質疑を許します。

石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 最後になりまして、また時間がたって申しわけないんですけども、これは先ほど議案8号で関連で病院事務局長の方から話題があったようなんですけれども、この

1,500万円、この和解金の支払いをするかどうかというのは、まず第1点、この議会の議決があつて初めて払えるようになると、これが前提ですね、これ1点。

それから、これは不法行為による損害賠償だと、このように思いますので、この根拠は何なのか。民法上の不法行為なのか、あるいはいわゆる国家賠償法による損害賠償責任なのか。これは、事故後3年たっているわけですよ。和解の内容として、第5番目に訴訟費用は各自の負担とすると、こうなっていますから、これは俗に言う示談、民法上の和解ではなくして、いわゆる訴訟上の和解ということで、この金額が出てきたと思うんですけども、そうなりますとこれは訴訟ということになっていたとすると、原告の方は総額として幾らくらい要求してきたのか。これに対して和解ですから、これは双方が譲り合うということで、それに対して市側としては当然、弁論したはずですよ。いわゆる主張をしてきて、これは何回か多分口頭弁論が開かれたと思います、訴訟が。ですから、原告の主張に対して、市側としてはどういう抗弁をして、初めてこの額の決定に至ったのか。できれば、この事実の推移を教えてください。

ということは、今、医療過誤等が大変問題になっておりました、きょうは大変病院が問題になっていますけれども、やはりお医者さんが科によっては来なかったり、やはり少なくなるということの背景には、最近、医療過誤が何かあるとすぐ訴訟を起こされると、こういう傾向がかなり強くなっておりますよね。旭の中央病院は、ちなみに顧問弁護士がいます、そして医療過誤についての過失行為については、その弁護士が時々レクチャーをしていると、こういうことがあるようです。ですので、できれば今後もこういう事態が起きる可能性もありますので、ひとつ勉強させてもらえればと思いますので、この1,500万円、これについて、どういう経緯でこの決定の額が出てきたのか。

しかも、これは2人に払うということですから、これは相続人ですか、この2人はね。あるいは、独自の損害賠償事件の権利も、もし民法であれば持っているんですよ。ですから、その辺も含めて、教えてください、この2点。

3点目は、公の営造物、学校の建物だとか、市役所だとか、あるいは市道とか、こういったところで事故が起きた場合、管理責任が出てくるでしょうけれども、過去、これはそんなに深く遠くさかのぼらなくても結構ですけども、もしそういった賠償した事例があれば教えてください。交通事故の公務員さんの交通事故の賠償については、旧野栄町でもありましたし、旧八日市場市でもこの前あって、先日の議会で承認議決をしたと、こういう経緯があるようですけれども、台風等も最近よく来ていますし、またこれから温暖化の中でそ

ういったいろいろな自然災害が起きる可能性もありますので、これらまた大変な問題になるかもしれません。過去に、そういった例があれば、ちなみにどういう事例なのか、なければなくてそれは結構ですから、この3点について答弁いただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 先ほどの議案第8号での田村議員の御質問も、これに関係をしますので、ちょっと先ほどの答弁で不足をしていた点を追加させていただきたいと思いますが、損保会社、三井住友というふうに申し上げましたけれども、この保険は介護老人保健施設総合補償制度というものを、全国老人保健施設協会が制度上設けたもので、その引受先の保険会社が三井住友という保険でございまして、全国の老人保健施設を対象にした賠償事故の補償制度というものでございます。

これにつきましては、施設の賠償責任保険であるとか、その他、多少幾つかの内容のものが含まれているものでございます。石田議員の御質問にお答えをいたしますけれども、議決が必要かということでございますが、これは訴訟になったケースではございますけれども、数回の口頭弁論の結果として、和解というものが提示をされたということで、これが判決に基づくというようなものであれば、議会の議決は必要なしと、判決で決定されたものであれば必要ありませんが、そうではなくて和解ということですので、議決をいただかないと和解に応じられないということになっております。ですから、本議会の前にそうした当方の代理人からの提示がありまして、本議会終了後に最終的にまたもう一度話し合いがあると、議会の決定を受けて話し合いを持つというような形になっております。

この経緯というお話でございまして、訴訟になりました事件は平成16年、ですからぬくもりの郷が平成16年4月にオープンしておりますけれども、その年の暮れの12月1日に発生した事件でございまして、3時に出した、おやつとして出した白玉の食べ残し、これは亡くなられた方が自分の食べ残しではなくて、ほかの人の食べ残しを施設の食堂の隅の方に片しておいたものを、夕方、夕食の前にその方が出てこられて介護の職員がお茶を入れているすきにつまんでしまったということです。通常ですと、3時のおやつはある程度の時間でみんな片づけるわけですが、高齢者の方で大変そういったものに時間のかかる方もおられます。ですから、通常片づける時間にまだ食べている方がおられると、その分については食べ終わるまで、ある程度時間を待つということになりまして、最後に幾つは残ってしまうと。それについては、夕方、配膳のときにそれを片づけるということで、通常のテーブルの上から食堂の隅の方に片づける作業まではやるんですが、それを最終的に厨房まで片づけ

るということは、幾つか残ったものは夕方残されているというようなことが当時ありました。

その結果として、御本人がほかの人の残された白玉をつまんでしまったようだという事です。これは、その方は嚥下の障害とか、そういうものはございませんでした。ですから、普通に出されて、普通に食べることは可能であったんですが、残されたものということで、お汁粉の中に白玉が入っていたんですが、お汁粉が飲み干されて白玉だけが残っていたと。状態を想像していただければわかるんですが、雑煮のもちをつゆを取った状態で数時間放置すれば、もうべたべたで溶けたあめがのどにくっつくよりももっとひどい状態かもしれません。ただ、そうしたものを提供することについて、当時まだ施設の経験が浅くて、余り適正なものでなかったのかなというようなこと。

それから、目を離れたすき、それがどうも話としては一瞬のようで、御本人も人のものを食べるということに対しての後ろめたさみたいなものはわかっていたようで、施設の職員のすきを見て口に入れたということで、本当に事故という感じはしますけれども、そういったことがございまして、のどにつかえさせてすぐに施設の医師が処置をされたんですが、かなりのどの深い方で口の中を見た段階では異物が発見できなくて、吸引まで至らなかったということで、すぐに救急車を呼んで病院、匝瑳市民病院ですが、病院に搬送、病院の医師が気管挿管しようとして喉頭鏡を使用したところ、その先に白玉があって、これを除去したということですが、残念ながら心肺機能停止状態のままお亡くなりになられたということで、この間、夕方の5時半ごろということで、正確に何分ということにはちょっとわかりませんが、5時半ごろにのどに詰まらせたというようですが、お亡くなりになられたのは午後6時ごろということで、30分ぐらいの間だったんですが、緊迫した状況ではあったということでございます。

それで、訴訟でございしますが、原告の損害賠償の請求金額は2,684万5,752円でございます。これに対しまして、和解金提示額は1,500万円ということで、原告をお2人に対して750万円ずつということでございますけれども、この方2人が相続人であるのかどうか、相続人がこれ以外にいないのかどうかということの確認はしてございまして、たまたまこのお2人が原告となっているということでございます。これに対して、施設側の責任ということでございますけれども、救命措置であるとか、それからその他、介護職員の責任というような点で、特に問われたものではございまして、施設としては入所者の方に安全に居住であるとか、食事の介護であるとか、入浴の介護であるとか、そうしたものを提供する必要があるということで、施設のいわゆる結果的に管理責任を問われたということで、この金額での和解が提

示されております。ということで、先ほど石田議員もお話がありましたように、訴訟費用については、それぞれの負担ということで、通常であれば敗訴であれば当方の一切の負担になるんですが、そういうことではございません。

それから、過去のこうした事件についてのお尋ねでございますけれども、病院でも何年か前にあったというふうに聞いておりますが、ちょっと手元に詳細なものがございませんので、ただ本年度一つ、これがやはり数年前に起きた事件のものでございますが、訴訟がありまして、病院の方でこれは少額でございましたので、議会にはお諮りをしてございませんが、49万円で和解になったものがございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） ありがとうございます。詳細に答弁いただいたので、よくわかりました。

保険で払われるということですから、これは市の一般財源ではないということでもありますから、それはそれとして、参考程度ですけれども、その保険の契約内容が全く市側というか、施設に過失がなければ、恐らくこれは難し過ぎるのではないと思うんですよね。ですから、そこをよく管理責任ということで過失を認めて、それで保険会社の方も払うと、恐らくかなり緩い条件で支払いをするということで、保険契約が結ばれたと思うんですよ。そういう意味では、大変結構だと思います。

職員の皆さん、一生懸命やっている中でたまたまそういったことで起きた不幸な事件であっても、やはり公は責任を負わなければならないということは、大変なことだと思います。これに命じ、また鋭意努力して頑張っていたきたいと、このように思います。この議案については、よくわかりました。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

江波戸友美君。

○9番（江波戸友美君） 2つほど、ちょっとお伺いしたいんですけれども、同様の施設、つまりぬくもりの郷のようなものですね。それは、全国に相当な数がありまして、それぞれ入所者に対しては、相当な気配りをしながら対応しているというふうに理解できます。しかしながら、相手も人間、対応するこちら側も人間、事故というものは御存じのとおり時々というか、しょっちゅうというか、報道されているように起きるわけでございます。

今回、ぬくもりの郷で何はともあれ、こういう事件が起こったということは、病院も含め

て大きな教訓を一つ私どもは得なければならないと、こんなふうに思うわけです。さらに、将来に向かって、いろいろな課題というか、教訓というかを示唆していると、これも肝に銘じていただきたい。

そこでお伺いをしたいことは、これを契機にさらにマニュアルというか、何かこういうものをやり方として付加しよう、ないしは追加しよう、改定しようというような方針、そういったものは考えておられるかどうか、まずそれを一つお伺いをいたしたいと思います。

それから、あとこれは事務的なのというか、手続的なものなのですが、訴訟費用、匝瑳市負担の分、これも保険でおおりるわけですか。これもあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） これは、平成16年12月の事故が起きてから、施設の方として再発防止策として行って、既にその後もずっとやってきているわけでございますけれども、一番の原因となったものは食堂に食べ物を残置したと、御本人のテーブルではなくて食堂の隅、片づけやすい一番出入り口に近いところではあったわけですが、結果的にそこに食べ残しが残されていたということが、ある意味結果責任という形を問われたわけでございますので、そういうことはしないということを前提に幾つかの事故防止策の見直しを行いました。食べ物管理としては、この配膳、下膳に当たって、利用者の方が席に着いているときに配膳、下膳をするというのを前提に、そういったことをやると。

それから、当然、人がいなくなった状態でテーブルに食べ物を放置しない。それから、介護職員については食べている最中の見守りをきちっとやる。これは、特に今回のケースでの教訓だろうと思いますけれども、やはり食べ物を人の物であっても食べてしまう方、これはある程度、本来、老健施設ではそういう方専門の入所施設ではございませんが、ある程度は認知の症状であるとか、老人性のうつ等の精神障害の状態にある方も入っておりますので、そういったことを原因として、そういう行動が起きてしまう方もありますので、特にそういう方については食べ物がある間、食べ物の近くにその方がいる間は見守りを徹底するというようなことをやっております。

それから、当然、下膳に当たってもきちんと配膳室内への管理であるとか、その後の調理員の厨房への引き取りというところまでチェックをするというようなことを、食べ物の管理として徹底するようにしております。

それから、もう一つは先ほども申し上げましたが、白玉というものの素材のことについて、

調理員も余りよくわかっていなかったと。放置した場合に、どうなるかということをよくわかっていなかったということで、白玉に限らずですが、提供する食べ物についての吟味といえますか、そうしたことについても徹底をすると、少しでも危ない、そういう事故の可能性のあるものについては、他のもので代替して安全に食事をしていただけるように検討するというようなことをしております。

また、そうしたことについて、職員の学習会であるとか、定期的な話し合いというようなことをやって事故防止に努めているところでございます。

○9番（江波戸友美君） 訴訟費用は保険でおりのの。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 今回の訴訟費用でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたが、全額保険でございますので、補正予算にもありましたように、費用の方と両方に計上させていただいております。

○議長（山崎 剛君） 江波戸友美君。

（何か言う者あり）

○9番（江波戸友美君） 最後に、援護まことにありがとうございます。こういう施設、ぬくもりの郷に限らず、入所者というのは一言で申し上げれば、当然、年配の方であると。しかも、体が健常でないことがあるわけですね、病歴がある、現在、御不自由である。肉体だけではなくて、それに伴って精神も非常に偏ったというか、いろいろな思いを抱いて、いろいろな性質を持った方が来ると。こうなりますと、いつ何どき、今回は食べ物による不幸な事故ではあったんですけども、食べ物に限らず起きてから寝るまでの日常茶飯の中で事故というものと常に紙一重であるというような、非常に緊張した気持ちで入所者に対応する必要があるかと。それが、こういう施設の日常の心得だと、こんなふうに思います。

それから、一朝事あれば、ぬくもりの郷で人が死んだんだってよというようなうわさが立ったら、それはそれで大きなマイナスになります。大変でしょうけれども、今後、今、事務局長、いろいろ策を講じていますと、これからも努力しますという御答弁いただきましたので、私が申し上げましたようなことも十分に参考にさせていただいて、事故のないように、これからもよい実績を積み上げていただくことを私はお願いして、答弁要りませんけれども、お願いして私の発言とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。いろいろありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 飯島事務局長もこの事故が起こったときは、おいでになりませんで

したし、それから施設長も当時の施設長は今ぬくもりの郷に勤務はされていないと。それで、現場の職員さん、臨時職員さん含めて、現場で働いている方々の中には、この事故のときに働いていた方もまだおられるのかなとも思うんですけども、それで和解の相手方、それからそこから推測するところで亡くなられた入所利用者の方は、私の住んでいる近所ですので、地域の方、御存じなんだろうなと思ったら、本当に皆さん御存じでありませんでした。ただ、ある方はぬくもりの郷に対して、当時、抗議をしていると、家族が抗議をしているということは聞いているということでした。ともかく、うわさになってよいことでは決してないんですけども、なぜこんなに3年近くにわたって何も知らないでいたのかなということがちょっと不思議でした。

それから、3年近くになってやっと和解できると。それから、損害賠償額も年齢はたしか新聞によると68歳ぐらいの女性の方だったというので、そんなにお年の方ではないから、損害賠償額もある程度の多額なんだろうなと思うわけですけども、和解するまでの期間の長さ、損害賠償額の大きさでいうと、こじれたんではないかなと考えざるを得ません。とても残念です。当然、二度とあってはならない、絶対あってはならないことだと考えます。そのために、何を教訓とするかということで、今、答弁はあったわけなんですけれども、その中で触れられていなかったのが、食事をつくって給食するという、食事をつくるのは民間業者に委託していますね。民間業者で働いている方は食事をつくることに専念するだけであって、ぬくもりの郷にどういった状態の方が常におられるのか、利用されているのかというのは、余りきつとわかってないんだろうと思います。

それから、こういう介護老人保健施設での食事というのが、例えば白玉とか、お団子のようなものだったら出してよいのか。それから、大きさはどうなのかとか、本当に気配りが必要だったことが気配りできないで行われたという、そこに原因があるし、それから和解に至るまでの期間の長さも、それに原因があったんではないのかなと思うわけです。働いている方々の中で、このことは話されていなかったんじゃないでしょうか。よいことではないので、外には話さないようにという忠告があったかどうかわかりませんが本当に聞きません。職場の中で話がきちんとされていない。また、議会の人間に対しての報告というのも一切今までなかったということについて、教訓が本当に教訓として今現在生かされているのかなというのが大変心配です。

今まで、私、議会の中で一般質問などでぬくもりの郷のスタッフの体制が十分であるかと。利用者の家族から言わせると、市内のほかの施設はもっと充実していると。市の施設だから、

ぬくもりの郷もっと充実してほしいんだけど、なかなかそうではないということと言われるのを質問の中で述べました。そうしますと、答弁は大体基準を上回って配置していると、体制は、ということで、充実しているという答弁になるわけですね。基準以上の人の配置があっても、必要な気配りができなければうまくはいかないわけですから、その気配りは自然の経験を踏まえるだけではなくて、やはり専門家としての研修とか、話し合いとか、訓練とか、そういうことを定期的きちんとしていく必要があると思います。その辺のことは、これを本当に教訓として今現在本当に充実しているのか、課題になっていることはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 確かに、この事故につきましては、この施設が平成16年4月に開設をされて、まだ半年かそこらで起きてしまったということで、施設自体にも未熟な点があったのではないかとということも当時からいる職員も、そういうような話をしている点はございます。しかしながら、働いている職員についても、そうした資格をきちっと持ってやっている職員ですし、その後、研修等にも必ずいろいろ行っていただいてやっております。施設には管理栄養士もおりますので、こうしたことの教訓をもとに絶えず施設内での研修もやっておりますし、外部の業者、委託業者に対しても指導もしております。

委託業者について、そういった老健施設の入所者の方の状態が把握できていなかったのではないかというお話がございましたけれども、現在の委託業者につきましては、この業界では最大手で実績としては一番あるだろうというふうに考えております。それがすべていいということではないと思いますが、入所者の方によっては刻み食であるとか、ペースト状の食事であるとか、いろいろなものが必要な方もおられますし、医師の指示によって食べさせられない物、アレルギーの関係からいろいろなものがございます。そうしたものについても、すべてそういう業者は当方からの情報によって、一人一人みんな献立は違ってくるわけですね、作り方が違ってきますけれども、そういうことに全部毎日対応していただいておりますから、それができていなかったかどうかということ言えば、そういうことはないと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、白玉の特性という点で食べ残した物を、数時間放置した物を食べるということの想定はされてなかった。これは、当然、業者の問題ではなくて、施設としてそうしたことの想定がされてなかったんだろうというふうに考えますので、そうした反省に基づいて、何が起きるかわからない、常に緊迫した状況で対応していかなければ

ればいけないということでのいるわけでございます。

田村議員さん、このことに関して知らなかったと、近所の人もわからなかったというお話がありましたけれども、この件は最初から訴訟に持って行っていったわけではございません。当時、今回の原告の方のお1人でございますけれども、いわゆる話し合いによる和解を求めて病院に、あるいは施設にそういう申し入れがされておりました。ただ、今回のケース、先ほどから御説明をしておりますように、明らかな過失事故とは言いがたいということで、なかなかこの話については施設側としても過失があつて、こういう事故になつたということの、そういう判断はできなかつたということで、なかなか話し合いというのがつかなかつたということで、最終的に訴訟という形で提訴されたという状況でございます。

当然、そうしたどの部分の話し合いであってもそうでございますけれども、これは別に職員に口どめとか、そういうことはしているわけではございませんが、当然これはプライバシーの問題ですから、やたらに外であちこちでお話をされても困る内容でございますので、そうしたことは話題にはならなかつたんだろうと思います。

○議長（山崎 剛君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 一つ確認したいんですが、先ほどの事務局長答弁の中でのどに詰まらせたというか、のどに白玉を詰まらせたことが事故があつたときにすぐわからなくて、呼吸がとまっているとか、苦しんでいるというような状態として、職員さんが見つけたんだろうと思いますが、そうしたらそのときすぐに救急車を呼んで、市民病院に送り市民病院のドクターがすぐ診察して対応することができたんでしょうか。これは本当に最善を尽くしてできたということでしょうか。それができたけれども、和解に至るまでは時間がかかつたと考えた方がよろしいんでしょうか。機敏な対応が十分できたかどうか伺いたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） その辺も一つの裁判といいますか、そうした中でのやりとりの中で問題にはなってくる部分でございますけれども、のどに詰まらせてから施設の医師が確認をして、その段階ではのどの奥深くにあつて、口の中から見える範囲では白玉の確認ができなかつたと。しかし、何かが詰まって呼吸困難になっているというのは間違いないんで、その間に救急車も手配して、すぐに病院に搬送したと。病院で気管挿管ということで、口腔鏡をのどに入れたわけですが、そこで初めてその先に白玉がくっついたということでありまして、こうした流れについての警察の聴取、あるいは裁判の過程では特に責任を問われるということはございませんでした。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ございませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 大変不幸な出来事であるわけですが、こういう老人保健施設というのは特殊な施設なわけで、先ほど江波戸議員も触れられていましたように、介護の必要な方、健常者ではない、そういういわゆるハンディのある方が入所されているわけですね。そういう意味で、初めから専門知識と専門性、事態に対する機敏性、そういうものが全職員に求められていると、そういう施設だと思うんですよ。そこで白玉、私ちょっと聞いて初歩的な、こういう施設の中では初歩的なミスではないのかなと。先ほど、ちょっと最大手の業者って、そんなことないというような答弁でしたけれども、ちょっと確認したいんですが、匠瑳市民病院と、それからぬくもりの郷は同じ業者なんですか、別々ですか、同じ。同じといえば、決して信用ないと思うというふうな判断はいかがかなと私思うんですよ。

実は、私、私的なことでこんなことは言いたくないんですが、私のおふくろは市民病院にお世話になったんですよ。いわゆる病気の状況の中で果物はだめだと、カロチンというのかな、それを摂取してはならないと。食器のところに書いてあるのよ、書いてあるけれども出てくるのよ、何度言っても出てくるのよ。済みませんと、看護婦さんは何度も言っていましたよ。これが最大手の業者がやっている、これは市民病院ですから。それで、はっきり言ってうまくない、私もちょっと食べてみましたけれども、口にできないですよ。私は、ここに今度のこの事件の教訓が一つあると思うんですよ。いわゆる民間委託ですから、民間はどうしたってもうけのためにやるわけですよ、民間業者は。その患者さんがどうであれ、最大大手というのは、もうとにかく安かろう、悪かろうという形になりがちなんですよ。私は今、官から民へと、官から民とよく言いますけれども、この政策がこういう事態を引き起こす主要因になっていると。白玉なんかという、例えば白玉も大きさの問題があるよね。

それともう一つの問題は、今のぬくもりの郷の職員の体制、先ほどもちらっと、全体で52人ですか、現在、全職員。これは、先ほど聞いたから聞いたままに私が言うわけですが、全体で52人、正規の職員が21人、臨時は何とそれを超える31人、これでああいう施設の専門的な、それは業務が果たしてできるか。短期間にやめてしまう、十分な知識もないままに、また新しい方が入ってくる。私は今回のこの事故から防止策として、教訓として引き出さなければならないのは、民間委託に対する是非の問題、職員の何でもリストラ、何でも効率化、今全部どこでもやられていますよ。それが、さまざまな事故を引き起こしているわけですよ。

私は、これからも市民病院だつて場合によって、この本庁だつて、どこでも事故の起きる

ような条件が今ぐっと出てきていると思っているんですよ、危険性が高まっている。職員の皆さんの健康状態も今危うい状態にもなっている、精神的にも、肉体的にも、これが今の現状で私は本当の事故の防止策を考えるならば、そこにこそ目をきちんと据えて、これからのぬくもりの郷のあり方を探求すべきだと。業者は大丈夫、そんな問題はないと思う。今の職員の今の体制もよかろうという立場に立って、それであと管理の問題をチェックがちょっとまずかったとか、何かという、枝葉の問題ですよ、これは。そういうふうに私は痛感するわけですが、私の指摘に対して、どのようにお考えでしょうか。市長も、これはトップとして、管理者として大変重要な責任があるわけですから、いかがお考えでしょうか。私の指摘に対して、どういう感想をお持ちでしょうか、お伺いしたいと思うんですが。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） この事故につきましては、亡くなられた方に対しまして、改めまして御冥福をお祈り申し上げる次第でございますが、実はこの問題につきましては、長くなったというのは私の聞いている範囲では、相手側から苦情が出てくるのが大分おくれて出てきたというようなことも聞いております。

それと、また食べた方の人権問題も私がとやかく言うことはどうかなということもあった方でございますと私は聞いておりました。そういうことでございますので、この問題を相手方もそのような考え方から、なるべく内緒にしてくださいよという意向があったということもお聞きしております。後の問題につきましては、担当者が答えます。

それと、またこのような施設に対しまして、再度、職員に対しましては厳重に注意をするよう、働いている方々を通されまして食をつくる業者にも、そのような厳しい注意を私は促していくべきだなと思う次第でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 市長、私の質問に答えてもらいたいんですが、今回のこの事件の最大の要因というのは、いわゆる市民病院でもそうなんですが、食事をつくっている最大手と言われる業者が本当にこのハンディのある介護を必要とする、場合によってはすきを見て物を食べようとするのを最初からわかっている方が入所しているわけですよ。それを防止できなかったというのは、あるいはそういう食事を出した、危険性のある物を出したというのは、やはり私は専門性を欠く、十分知識を持ってないというのか、手抜きというのか、そういう民間委託をした業者の責任というのは、私はひとつ大きいと思うんですよ。それを

私の経験から言って、出すな、出すな、お医者さんが出すべきでないという食事を出しているわけですよ、その業者は。私の経験で言っているわけですから、自分のおふくろのことで、そこに大きな原因があるのではないですかと、また起こり得ると思うんですよ、私、このまま放置していたら。

ですから、民間委託は今やっているけれども、例えば業者の選定の問題もきちんと何でもこんなものを出したのかと、もう一回総点検する必要があると、現場としては、現場で。ないと思うという立場では点検しませんから、総点検が必要だと。やはり、それにふさわしい、そういう施設にふさわしいようなものをきちんと出すのが専門性がある業者のあり方だと思うんですよ。

それと、もう一つは職員が専門性、専門知識を十分身につけないままに入所し、やめてしまう。臨時ですから、相当更新があるわけで、そういう形で約60%臨時でいるという異常なぬくもりの郷の職員体制、これが私はこういうものを引き起こす要因になっていると。効率性を探求する余り、人の命をも奪うというようなことが、これ全国で今起きていますから。そこらを市長に2つの防止策、これからの防止策を考える上で、この辺をちょっと探求したらいかがですかと。そこに大きな要因はなかったんですかという指摘に対して、市長はどう考えるかということを質問したら、何か職員に注意をすとか、違う意味の答弁をしているわけで、そうでなくてかみ合った答弁をもう一度お願いしたいと同時に、現場からは私の指摘に対して、どう思うか、どう対応するか、対策とるか、この点、お答えいただきたいと思っています。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） このような事件が二度と起こらないように、私の方からあそこに働いている施設長ですか、業者の存在に対しての厳重に注意するよということ、私の方からも担当の方に伝えていきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 確かに、病院の給食を請け負っている業者とぬくもりの郷の業者は同じでございますが、業者の選定を選定委員会をつくって選定をした結果としてのものでございますので、その結果がこうした事故があったということで、業者については委託している間は当然二度とこういうことのないように、業者との施設の管理栄養士を中心として、介護職員やその他の看護師等も入って給食の会議をやっておりますので、そうしたことを通じて指導をしております。

委託業者ですから、当然、ずっと同じ業者にやらせるわけではありませんが、3年たちましたので、今年度、今、見直しをしております。大木議員さんの御指摘のように、確かに病院の方でもちょこちょことした大事には至っておりませんが、ミスがありますので、それについては私のところにも逐一、栄養科から報告が入ってきていますから、そうしたことについてはすぐに改善するような指示はしておりますけれども、一つには原因としてありますのは、なかなか先ほどの大手の業者ということで申し上げましたが、大手の業者で本社サイドからの指導やら、そういうものに来ているときはいいんですが、そういうのがちょっと離れると、やはり現場の調理員さんとか、栄養士さんでその辺の管理が行き届かないという、いわゆるミスが起きるといふケースがあるようですので、そこは会社に徹底をさせているんですけども、ちょっといま一つそういう事態があるということで、病院の方も実はことが3年目、ぬくもりの郷よりおくれて病院の方がこの業者が入っていますので、3年目になりましたので、これも今後そういう点も踏まえて見直しをしていきたいという予定でおります。

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。議案第17号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第17号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終結いたします。



議案（第1号—第17号）・陳情（第1号—3号）の委員会付託

○議長（山崎 剛君） 日程第2、これより日程に従いまして議案第1号から議案第17号までと陳情第1号から陳情第3号を会議規則第37条及び138条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

なお、付託表の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

常任委員会に付託されました諸案件につきましては、平成19年9月21日の継続市議会の開

議時刻までに審査されますことを会議規則第44条第1項の規定によりお願い申し上げます。

各常任委員会の日程調整のため暫時休憩いたします。

午後 8時26分 休 憩

午後 8時27分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の日程を事務局長をして報告させます。

實川事務局長。

○議会事務局長（實川豊治君） それでは休憩中に打ち合わせをいたしました各常任委員会の日程につきまして御報告いたします。

総務常任委員会、9月13日午前10時から第3委員会室、文教福祉常任委員会、9月13日午前10時から第2委員会室、産業建設常任委員会、9月14日午前10時から野栄総合支所第1会議室。

以上でございます。

◇

次会日程の報告

○議長（山崎 剛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月13日、9月14日は、各常任委員会の日程であります。9月18日、火曜日は定刻より会議を開き一般質問を行います。

◇

散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会いたします。

午後 8時28分 散 会

第 7 日	9 月 1 3 日	(木曜日)	本会議休会
第 8 日	9 月 1 4 日	(金曜日)	本会議休会
第 9 日	9 月 1 5 日	(土曜日)	本会議休会
第 1 0 日	9 月 1 6 日	(日曜日)	本会議休会
第 1 1 日	9 月 1 7 日	(月曜日)	本会議休会

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第12日）

9月18日（火曜日）午前10時開議

1 開 議

2 一般質問

7番 川 口 明 和 君

8番 椎 名 嘉 寛 君

10番 苅 谷 進 一 君

13番 佐 瀬 公 夫 君

3 散 会

出席議員（23名）

議 長 山 崎 剛 君

副議長 浅 野 勝 義 君

1番 武 田 光 由 君

2番 越 川 竹 晴 君

3番 小 川 博 之 君

4番 石 田 加 代 君

6番 栗 田 剛 一 君

7番 川 口 明 和 君

8番 椎 名 嘉 寛 君

9番 江波戸 友 美 君

10番 苅 谷 進 一 君

11番 田 村 明 美 君

12番 佐 藤 悟 君

13番 佐 瀬 公 夫 君

15番 浪 川 茂 夫 君

16番 林 芙 士 夫 君

17番 佐 藤 浩 巳 君

18番 佐 藤 正 雄 君

19番 岩 井 孝 寛 君

20番 石 田 勝 一 君

22番 行 木 勲 君

23番 林 日 出 男 君（早退）

24番 大 木 傳 一 郎 君

欠席議員（1名）

14番 小 川 昌 勝 君

事務局職員出席者

事務局長 實川 豊 治
主 査 補 勝 田 和 子

次 長 大 木 昭 男

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰 夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	林 明 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 長	増 田 重 信 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君
市 民 課 長	石 橋 春 雄 君	環 境 生 活 課 長	古 作 和 英 君
健 康 管 理 課 長	大 木 公 男 君	産 業 振 興 課 長	鈴 木 日 出 男 君
都 市 整 備 課 長	鎌 形 信 雄 君	建 設 課 長	野 口 晴 夫 君
福 祉 課 長	鎌 形 廣 行 君	高 齢 者 支 援 課 長	柏 熊 明 典 君
市 民 病 院 院 長	飯 島 平 一 郎 君	教 育 委 員 会 長	江 波 戸 寛 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 勘 治 君	教 育 委 員 会 長	二 村 好 美 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 憲 一 君	農 業 委 員 会 長	加 藤 三 好 君
教 育 委 員 会 長		農 業 委 員 会 長	

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより、去る9月12日の本会議散会前に引き続きまして、本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



一般質問

○議長（山崎 剛君） 日程第1、日程に従いまして、これより一般質問を行います。

ここで申し上げます。本定例会の一般質問については、議会運営委員会に諮問、協議の結果、通告のあった8名の方々を2日間の範囲とし、本日4名、9月19日、4名と決定いたしました。よって、本日の日程は、さよう取り計らうことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

この際申し上げます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事の終了することができますよう御協力をお願いいたします。また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

なお、一般質問の発言時間については、あらかじめ議会運営委員会において、答弁時間を含めておおむね60分と時間的制限を申し合わせましたので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告により順次質問を許します。

最初に、川口明和君の登壇を求めます。

川口明和君。

〔7番川口明和君登壇〕

○7番（川口明和君） それでは、皆さん、おはようございます。私は、友和会の川口明和でございます。

冒頭、市長には「住民と行政が連携する・協働するまちをつくる」を目標にして進められていることに、心から敬意を申し上げます。

それでは、通告いたしました子どもの居場所づくりについてお尋ねいたします。

遊びが人生にとって大変必要な、重要な時間であることは、だれしものが御存じではないでしょうか。今、その遊び相手である友達が、放課後、家に帰って少なかったり、また、近所

にはいないところもあります。私は、子供さんが放課後の時間、学校で遊べればよいのに、そうすれば保護者の皆さんも安心でありますし、また、子供たちが自由に遊ぶのを見てくれる人がいれば、子供さんが犠牲となる犯罪、凶悪事件が相次いで発生して社会問題化していることから守られ、そして、子供を取り巻く家庭環境が低下されておりますので、学校が一番安心して遊べる場所ではないでしょうか。実際に私は、八日市場の児童クラブにお邪魔をして状況を拝見させていただきました。クラブでは、子供さんが明るく、そして元気に、1年生から5年生まで仲良くおやつを食べ、そして楽しく遊んでおりました。大変にぎやかでありました。本当に児童クラブはよい場所であります。そのような観点から3つほど質問させていただきます。

1番目に、放課後子どもプランが事業化された背景と趣旨、内容、方法を具体的にお知らせください。

そして2番目に、放課後子どもプランについて、当市の取り組み状況と課題についてお尋ねいたします。

3番目に、児童クラブ、放課後児童健全育成事業について、現在の状況、そして未設置箇所についての今後の取り組みについて、そして児童クラブの今後の課題についてお尋ねいたします。

次に、匝瑳市民病院の現状と今後の運営についてお尋ねいたします。

9月12日の大綱質疑において、市民病院の現状や旭中央病院との連携の形態について明らかにされたところであります。御説明いただいた内容のうち、再確認したいところやお尋ねしたいところがございますので、質問させていただきたいと思っております。

まず、市民病院の現状であります。平成18年度病院会計事業決算報告にありましてとおり、病院の経営状況は非常に厳しい状況にあります。その大きな原因は医師不足であり、本市の市民病院を初め日本全国の自治体病院が抱える構造的なものであります。このことは12日の菊地病院長の発言からも明らかになったところであります。最近、千葉日報の9月4日付の新聞では「市原市国保市民病院廃止、医師不足で11月1日からベッドなしの診療所になる」と掲載されておりました。市原市は人口約28万人、平成17年度の決算では一般会計約825億円、特別・企業会計は約584億円、その合計は約1,409億円というような財政であります。国の財政であります。普通交付税は不交付団体となっており、そのような財政豊かである市であっても医師不足はどうにもならないのが実情であります。

振り返りますと、市長は、旧八日市場市時代から医師不足の問題の解決や経営を改善すべく精力的に取り組んでこられました。平成16年には「国保八日市場市民総合病院あり方検討委員会」を設立して検討され、平成17年3月に出された提言書に基づき、諸問題の解決に取り組んでこられておられます。また、医師不足が日本の構造的な問題として叫ばれるようになるや、みずから先頭に立ち、東総地域の首長さん方の意見を統一して東総地域医療連携協議会を立ち上げられました。この医療連携協議会は、医師不足問題を初め、医療機関が抱える諸問題を各自治体病院がみずからの機能を生かしながら共同して処理に当たる医療連携組織であり、5段階のステップを踏んで、最終的にはIHN（統合ヘルスケアネットワーク）の構築を視野に入れたものであるように聞いております。この構想に基づき、市長は、「旭中央病院を核とした医療連携を目指す」と表明され、努力されてきたことは私も承知しております。この間の江波戸市長の御苦勞たるや並み並みならぬものがあると思います。その御努力に対して深く敬意を表するものであります。

さて、このような状況の中で、去る9月12日の大綱質疑で市長は旭中央病院との医療連携について、「今後、統合ありきではないが、統合できるかどうかの協議に踏み込んでいこう」と見解を示されました。

そこで、まず、私は、市長にお考えを今一度確認する意味で、市長から医療連携に関する所見をお伺いしたいと思います。

次に、市長が今日まで自立した病院経営を全力で模索されてきたことは、この間の市長発言、それを物語っております。そこで、「統合できるかどうかの協議に踏み込んでいこう」という考えに至った経過につきましてお聞かせ願いたいと思います。

また、去る7月19日、全員協議会で医療連携協議会の協議経過について説明いただきましたが、その後、旭市との協議は継続しているのでしょうか。交渉を行っているということであれば、どのような協議をされたかお知らせ願いたいと思います。

さらに、市長は、7月19日の全員協議会で「今後、議会とも相談します」と言われておりましたが、どのような手続で議会と協議する予定であったのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、先日、菊地病院長は「旭中央病院からの内科医師2名の派遣がなければ現状の運営は立ち行かなくなる」と発言されております。旭中央病院の応援がなくてはやっていけないという実情を今一度お聞かせ願いたいと思います。今年度、外科の診療部長がいなくなった現状から、病院長みずから執刀していると聞きました。医師の実態、旭中央病院との連携の実態をお知らせいただきたいと思います。

次に、菊地病院長の発言の中に「三、四年先ぐらいに医師が現場に戻ってきそうな状況がある」という言葉がありました。その状況を把握されていることと思いますので、その真意をもう一度お聞かせ願いたいと思います。すべての診療科の医師がそのような状況にあるのか、ごく限られた部門がそのような傾向にあるのか、また、その医師の現場復帰状況が匝瑳市民病院の実情を救う方策となり得るのか、分析されているならばお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の登壇質問を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君の登壇質問が終わりました。

川口明和君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの川口議員さんの匝瑳市民病院の現状と今後の運営につきましての御質問でございますので、それにお答えをさせていただきます。

実は、私も医師の確保に向けましては先頭に立って今日までまいったつもりでございます。県内はもとより東京都内の大学病院に直接出向いて医師の派遣をお願いしてきた経緯もございますが、その壁は非常に厚く、願いをかなえることはできませんでした。医師確保の面で力不足だった点をしみじみ反省をしておるところでございますが、そんな中に平成14年度以降毎年、旭中央病院の吉田病院長のもとに毎月のようにお伺いをし、医師の派遣などの医療連携につきまして今まで以上に強化をしていただきたいをお願いをし、平成18年度からさらに1名の医師の派遣をいただくことをかなうことができました。今日に至っておるところでございます。そのような事情から、私は、匝瑳市民病院の事務局長を通しまして旭中央病院の病院長先生にお礼のごあいさつを兼ねまして、引き続き現在の2名の医師の確保・派遣をお願いしますと毎月欠かさず今日までお願いに上がっているところでございます。私といたしましては、今日まで基本的には本市の独自経営維持を模索をしながら、でき得る限りの手立てを講じてきたつもりでございます。

現在の考え方につきましては、さきの大綱質疑の中でお答えをしたとおり、また、川口議員さんも御理解をいただいているとおり、匝瑳市民病院の実情や旭中央病院の考え方、さらには最近の国の動向からいたしますと、旭中央病院との連携を進めるに当たっては、経営統合ありきではなく、経営統合の協議ではなく、統合できるかどうかの協議に踏み切らざるを得ないと考えるものでございます。どうか議員の皆様方の御理解と御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上でございますが、教育関係につきましては教育長から、その他の詳細につきましては副市長並びに関係課長から御答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎 剛君） 伊藤副市長。

○副市長（伊藤正勝君） それでは、私の方から市長答弁に補足させていただきます。

7月19日の全員協議会の後、7月25日に東総地域医療連携協議会の病院部会のワーキンググループによります打ち合わせ会が開催されたところでございます。このワーキンググループは、それぞれの病院の事務局長及び庶務、経理、用度担当、市側の企画及び人事担当による打ち合わせ会でございます。その会議の中で匝瑳市から、経営統合を前提としてではなく、連携の強化により匝瑳市民病院の医師の確保や経営改善が図れないかどうか申し入れをいたしたところでありますが、旭中央病院からは「旭中央病院としても非常に厳しい中から既に医師2名の派遣を行っており、また、安定期に入った患者について匝瑳市民病院の空きベッドを活用した連携を図っている。これ以上の連携の強化ということであれば、もはや経営統合を視野に入れた協議以外考えられないのではないか」という発言があったところでございます。また、最近の国の動向といたしましては、経済財政改革の基本方針2007では「公立病院の改革に向けたガイドラインを今年度中に策定し、自治体病院に対して改革プランを策定するよう促す」とされたところでありまして、そのための公立病院改革懇談会をこの4月に組織し、公立病院の経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しについての検討を始めたところでございます。

次に、議会との協議についてのお尋ねでございますが、大綱質疑において市長から「経営統合ありきではなく、経営統合できるかどうかの協議に今後は踏み出さざるを得ない」と答弁を申し上げましたが、この方針の変更については議員の皆様にご意見を伺う必要があるとの判断から、市民病院長が出席できるように日程を調整いたしまして、議会に対して全員協議会の開催のお願いを申し入れしたところでございますが、議会の日程の都合によりまして全員協議会の開催がかなわなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勸治君） それでは、私の方から教育関係の御質問にお答えをさせていただきます。

放課後子どもプランにつきましては、平成19年度より各市町村において教育委員会が指導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で子供の安全で健やかな活動場

所を確保して、総合的な放課後対策としての文部科学省と厚生労働省が連携して創設した新規事業でございます。具体的には文部科学省が所管する放課後子ども教室推進事業、それと厚生労働省が所管する放課後児童健全育成事業との連携を図りながら進めるものでございます。

まず、放課後子ども教室推進事業については、すべての子供を対象として安全・安心な居場所、具体的にはあるいは基本的には小学校の空き教室の利用ということでございますが、これを確保いたしまして、地域の方々のボランティアによる参画によってさまざまな体験や交流活動に加えて、学ぶ意欲のある子供たちに学習の機会を与えようとするものでございます。

一方、放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブとして共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対しまして、小学校の空き教室等を利用して学びや生活の場を与えて健全な育成を図ろうとするものでございます。現在、本市におきましては、この放課後児童クラブを八日市場小学校、平和小学校、椿海小学校、豊栄小学校、それから栄小学校、野田小学校の6小学校区に設置をして運営をしておるところでございます。しかしながら、保護者からの入所希望に対しまして、現状のクラブ数では対応し切れず、一部待機の状況があることから、本年度より野田小学校区へ1クラブ開設いたしましたけれども、今後とも待機解消に向けて放課後児童クラブの充実に努めてまいり所存でございます。

なお、前段で申し上げました放課後子ども教室推進事業につきましては、本市においては児童数こそ減少傾向にあるものの学級減はさほどないということから空き教室の確保が非常に困難な状況でございます。それから、大学生や地域ボランティアなどによる指導員を平日に年間を通して確保するという事は非常に難しい。このような課題がございまして、都市部と違って本市の地域性からは現状の制度ではなじみにくいと、このように考えておるところでございます。

また、当事業の目的の1つでございます子供たちへの学習支援につきましては、本市ではサタデースクールの実施によって対応しておるところでございます。

なお、国においても放課後子どもプランについては、現状では放課後子ども教室推進事業または放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ、このいずれか一方の実施でも可であるとなっております。本市の現状としては共働き家庭の子育て支援としての放課後児童クラブの充実こそ優先策ではないかと、こう考えていることから、当面、当事業の充実に努めてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 市長答弁に補足をさせていただきます。

大綱質疑でもお答えをさせていただきましたけれども、匝瑳市民病院の経営状況につきましては、平成9年度以降赤字が続きまして、特に平成13年度以降の4年間の純損失では4億5,762万6,000円となっております。このため平成17年度には8,000万円、平成18年度には6,000万円の特別繰り入れをしていただいたところでございます。

また、患者さんの利用状況につきましては、入院病床利用率が平成13年度の77.9%から平成18年度には69.1%と低迷を続けておりまして、外来では1日平均が平成13年度の708.6人から平成18年度には368.0人と大きく減少している状況でございます。

この間の医師の体制は、病院長も答弁いたしましたように、平成11年度末には最高24人の常勤医師を擁しておりましたけれども、平成13年度が常勤医師23人、平成18年度には11人と半分以下に減少をしております。また、平成19年度には外科の診療部長が異動になりまして、本年度は病院長みずから手術をしているという状況でございます。特にこの中で内科の医師につきましては、平成13年度の7名から平成18年度には2名となっております。このため平成14年度より旭中央病院から常勤体制で1名の内科の医師の支援をお願いいたしまして、平成18年度からは2名に増員していただいているところでございます。また、平成18年9月の当院の医療連携室の立ち上げ以降は、旭中央病院からの転院患者数が11.9%となっております。大綱質疑での病院長答弁のとおり、現状では旭中央病院からのこうした支援がなければ、当院常勤内科医師も疲弊し、現在の入院・外来・救急といった診療体制の維持が困難になるものと考えられております。このため実効性のある医師確保策としては、なかなかほかに見つからないということから旭中央病院からの医師派遣により当院の診療体制の維持を図っているところでございます。今後、引き続き医師の派遣等の連携を一層強固なものとするため、旭中央病院との協議を速やかに進めていく必要があると考えております。

次に、大綱質疑での病院長発言の医師不足の解消される時期についての状況でございますけれども、この発言は、過日、菊地病院長が千葉大学の方へ医師の派遣要請に赴いた折に、外科系の教室の教授からお話を聞いたことございまして、平成16年度から始まりました新医師臨床研修制度によります3年の研修を修了した医師が大学へ入局する者が幾らか見られるようだというお話でございました。このときの話の内容では、1つとして、診療科目により状況はかなり差があること、2つとして、関連病院へ派遣できるようになるまで回復する

のに早ければ3年程度である等の状況が判明したところでございます。これらの状況は、あくまでも外科などに限定された一部の診療科の現象ということでありまして、当院において特に医師が減少した内科を初め大多数の診療科においては、まだ当分の間、医師確保の見通しは立たないということでもございました。また、こうした状況から、医局に医師がある程度充足してきたとしても、当院へ常勤医師が勤務をしていただけるかどうかということになりますと、さらに見通しは不明でございます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○7番（川口明和君） それでは、詳細なる御答弁まことにありがとうございました。

続いて再質問させていただきますけれども、ただいまの御答弁で統合できるのかの協議に踏み込んでいこうというお考えになった経過が十二分にわかりました。されど引き続き匝瑳市民の生命を守る立場から地域の医療を確立するために頑張っていただきたいと思います。

さて、いろんな議論をお聞きする中に、今後の中でサテライト化、そして診療所等への移行を懸念する声も耳にしますが、私なりに思うに、いかなる連携形態をとろうとも、現在、市民病院が持っている役割は将来にわたって保持していただきたいと思います。

そこで、当市の地域医療の中核を担っている市民病院であります、市の考え方としてどのような位置に位置づけられているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 市民病院の地域医療における本市の位置づけについてのお尋ねでございますけれども、匝瑳市基本構想では地域の中核病院として市民病院を位置づけてございます。また、平成17年3月のあり方検討委員会の提言にもありますように「二次救急から亜急性期の医療を担うべき」という御意見をいただいて医療体制の充実に取り組んでいるところでございます。そんな中、地域の住民の方々にとって、いつでもすべての科にかかれる病院が近くに欲しいという要望をいただいているところでございますけれども、医師不足による診療科の休診など苦しい経営にあるのが実態でございます。しかしながら、これまで匝瑳市民病院が担ってきた役割を果たせるよう地域医療圏における機能分担を図り、少なくとも現在常勤医師のいる診療科での入院・外来・救急の機能はどうしても存続させていかなければならないものと考えております。住民の方々に安心感・信頼感を提供し、まずは診てもらえる、そして次に相談ができる、そしてまた必要なときに専門機関へ紹介をして

もらえる医療機関であることを念頭に置いて旭中央病院と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○7番（川口明和君） ただいまの詳細なる御答弁ありがとうございました。

それでは、私の方は質問ではなく、お願いでありますけれども、現在の市民病院の担っている役割、十二分に今の説明でわかりましたけれども、高齢化社会を迎える現在の市民にとって安心してかかれる病院が身近にあればどれだけ心強いかと私も思います。その市民の意向を酌んで、御答弁ありましたように医療を担うという重要な役割をどのような経営形態であっても将来にわたって引き継いでいただけますように切に私の方からお願いします。

また、市長には、表明された経営統合を視野に入れた協議、これについてはぜひ頑張ってくださいと思います。そして、旭中央病院と協議がスムーズに進みますよう、最大限の御努力をお願いしたいと思って、私の質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君の一般質問を打ち切ります。

続いて、椎名嘉寛君の登壇を求めます。

椎名嘉寛君。

〔8番椎名嘉寛君登壇〕

○8番（椎名嘉寛君） 椎名嘉寛でございます。9月定例議会に当たり、既に通告してありますが、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭、このたびの新潟県中越沖地震の被災地の方々、また、尊い命を犠牲にされた方々に対しまして、心から御冥福とお見舞いを申し上げます。同時に、能登半島地震においても、被災に遭われた方々に対しましても、一日も早い完全復旧を願うものであります。

私の質問は、1つは財政・税務関係として自主財源の確保について、2つ目は病院関係で、市民病院の現状についてお尋ねいたします。

まず、地方行政を取り巻く情勢は、地方分権を進める三位一体改革の一環として国から地方への税源移譲が進められております。都市と地方の格差は依然として地方自治体の財政状況を悪化させ、さらに人口減少や少子・高齢化時代の到来などによって厳しい状況下にあります。ちなみに匝瑳市においても同様の情勢にあると認識しております。このことは平成18年度匝瑳市一般会計決算を見ても顕著にあらわれていると思います。市長は、初代市長とし

での所信表明の中でも、また、議会答弁の中でも本市の歳入見通しについて「市民税の伸びは見込めるが、国や県の財政状況から、今後、大幅な歳入増は見込めない状況にあり、歳入に見合った歳出構造への転換を図ることが最優先課題である」と述べられ、このことが基本であると力説されました。私も、国や県からの依存財源の増が見込めない現状では、自主財源の確保は行政運営上極めて重要なことであると理解いたします。このような視点に立ってお尋ねいたします。

まず1点は、徴収率の向上対策についてであります。

私は、この問題に対しては何度かお伺いしてきたところであります。財源確保は極めて重要なことであると認識をしているわけであります。また、職員も、税の公平性の観点から、毎年、納税義務者に対して納税の啓蒙あるいは収納率向上に向けた対策を鋭意努力され、その成果を上げていることは私も十分承知をしているところでございます。しかし、全国的に納税あるいは給食費あるいは保育料など、納める側の規範意識が、一部の者でありますけれども、低下をし、問題視されていることも事実であります。そこで、現在行っている徴収率向上に向けた取り組みについて、どのように行っているのか、まずお伺いをいたします。

また、特別滞納整理によって平成17年度においては2,357万円の徴収実績があったというように聞いております。したがって、特別滞納整理の取り組みについても重ねてお伺いをいたしたいと思っております。

次に2点目ですが、県滞納整理推進機構の業務と構成についてお尋ねをいたします。

千葉県は、所得税から住民税への税源移譲によって住民税のウエイトが増すため、徴収率アップが急務があるということで、ことしの4月18日に県滞納整理推進機構が発足されました。県と市町村が共同で徴収業務を行い、徴収率を上げ、自主財源を確保するのが目的のようでございます。私も、この機構が機能して徴収率を向上させていくことは大変意義があり、期待をいたしております。しかし、規範意識やモラルが低下する中で、果たしてその使命を果たせるのか危惧をいたしております。したがって、県滞納整理推進機構の業務と構成、そしてまた、この機構が当市とのかかわりをどのように持つのかお聞かせいただきたいと思います。

次に3点目ですが、市有地の現状と売却についてお尋ねいたします。

市有地については、さまざまな条件があると思っております。財源確保の観点から市有地を処分するもの1つの方策ではないかと思っております。平成18年3月の定例議会で私の質問に対しまして、市有地の処分は平成18年度から実施しているとの回答であったと記憶しております。そ

ここで、現在、売却できそうだという市有地はどのぐらいあるのかお示しいただきたいと思
います。さらに、平成18年度以降の売却実績についてもお伺いをいたしたいと思いま
す。

また、市有地の現状についてもお伺いいたします。聞くところによりますと、市有地を許
可なく無断で使用している者もいるというように伺っておりますが、その点いかがでし
ょうか。あるとすれば、具体的に件数、面積、あるいは宅地とか、あるいは農地とか駐車場とか、
現況をお伺いいたしたいと思います。

次に病院関係に移りますけれども、病院の経営状況についてお尋ねいたしたいと思いま
すが、先ほどの川口議員の質問もありますので、なるべく重複しないように質問をさせてい
ただきたいと思います。

匝瑳市民病院は、御承知のように昭和33年に自治体病院として開業して48年が経過いたし
ます。この間、あるときは身売りを模索しながら、そして平成8年度には1億1,000万円強
の純利益を出し、その後は赤字続き。まさに幾多の難関を乗り越え、紆余曲折の変遷を踏ま
えながら今日に至っているものと認識をしております。また、苦しい時代でも、地域住民の
医療あるいは健康の保持・増進に寄与もし、そして地域医療の使命を果たしてきたことも事
実であると認識をしております。しかし、現実問題として最近の自治体病院を取り巻く情勢
は、先ほども御答弁の中でありましたけれども、医師不足などによる診療科目が減少など、
主な要因として患者も激減をし、病院の経営は悪化し、深刻な局面に立たされているのが自
治体病院の姿であり、匝瑳市民病院も同様ではないでしょうか。そのような中で経営の改善
を図ろうと平成15年から平成17年にわたって病院経営健全化計画を策定し、また、あり方検
討委員会の提言を受けて、管理者、医師、看護師、職員が一体となって経営改善に努力され
てきました。

ここで質問ですけれども、病院の経営状況について御質問したいわけではありますが、重複
しますので、平成18年度の決算後の病院の経営状況、特に収支について、まだ決定ではあり
ませんけれども、想定されるところをお伺いいたしたいと思います。

次に2点目として、旭中央病院との医療連携についてお伺いいたします。

東総地域には、皆さん御承知のように、自治体病院として銚子市立総合病院、東庄町国民
健康保険東庄病院、総合病院国保旭中央病院、国保匝瑳市民病院の4つがございます。その
うち平成17年度決算では、旭中央病院を除いた3つの病院は5,000万円から3億円程度の赤
字を計上し、大変厳しい経営状況にあると聞いております。ちなみに匝瑳市民病院の平成18
年度決算でも、大綱質疑でもありましたが、実質収支1億6,400万円の赤字となっております

す。このような状況を踏まえて平成19年2月1日に3市1町による東総地域医療連携推進協議会が設立されました。医療連携について協議が行われてきたわけでございます。その経過については、先ほどもございましたけれども、ことしの3月5日、そして7月19日に全員協議会において当局から医療連携の経過説明がされました。その中で同僚議員の質問に対して市長は「医療連携は進めるが、統合は考えていない。しかし、協議会の中で統合問題が出れば議会にも報告をしたい」というような答弁をされております。そして、先日の大綱質疑の中で私の質問に対しましても市長は「その後の変化を含めて、医療連携で進めたいが、旭中央病院から経営統合を出された。また、菊地病院長も経営についてはみずからどうすることもできない。あるいはあり方検討委員会の提言を踏まえて経営統合を含めた医療連携の協議に入りたい」との御答弁であったというように思います。ここが一番大事なことでございますから、川口議員も先ほど御質問しておりますけれども、大変恐縮に思いますけれども、病院の管理者としての市長の御見解を再度、申しわけございませんが、お伺いをして、登壇での質問を終わりにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君の登壇質問が終わりました。

椎名嘉寛君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの椎名議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、まず最初に、自主財源の確保について、徴収率の向上対策という御質問でございますが、私は、自主財源として市税収入は根幹を成すものでございまして、行政運営には必要な予算確保のため、市税の収納率向上が重要なものとなっていることは今さら申し上げるまでもございません。特に今年度は、税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正によりまして市民税の割合が大きくなったことに伴いまして徴収率低下を懸念をする声が既に聞かれておるところでございます。今後とも、さまざまな手法といたしまして税務課はもちろんのこと、必要に応じては他の課の職員の協力をいただきながら滞納枠の縮減に一丸となって取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、これからは市税の伸びということは考えられません。椎名議員さんのおっしゃるとおりでございます。そういう思いの中で予算編成につきましては、昔の言葉の中で「蟹は甲羅に似せて穴を掘る」ということが言われております。その言葉を私はしっかりと心に抱きながら予算編成に立ち向かっていきたいということを御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、旭中央病院の医療連携につきまして、先般の椎名議員さんの大綱質疑の中でもお答

えさせていただいたとおりでございまして、また、ただいまは改めて市長の見解ということでございましたが、私の責任でございます。それだけに私は議会でも大綱質疑の中でも御答弁させていただきました。もう既に7年前から、また、あり方検討委員会、いろんなものの諸施策を立ち上げていただきました。何といたしましても、市民が一番要求をし、要望をし、また、それにこたえることが私の責務だということで考える中でそのような経過を、また、検討委員会をつくらせていただいたわけでございます。しかしながら、現況におかれましては、いかに私になりふり構わず医師の確保に向けて歩いたところでどうすることもできないのが現状じゃないかなと。私は、あきらめてはおりません。これからもそのような医師の確保に向けまして努力はしていくつもりでございます。その医師の確保によりまして匠瑳市の市民が安心して医療にかかれる。この医療にかかれることが人間の一番の大きな幸せにつながるわけでございます。それだけはいつも何が何でも頭の中に置きまして、このような医療体系に取り組んでいくと。それには先ほど申し上げましたとおり、私は、医療連携を主眼としておったわけでございますが、先ほど課長から、あるいは市民病院事務局長から川口議員さんに対しましての御答弁がございましたが、変化をしてきつつあるということから、私は、統合経営ありきじゃなくして、統合経営に向けて協議をしなければならないのではないかなという思いは今でも持っておりますので、先般も大綱質疑の中で椎名議員さんにもお答えをさせていただいたわけでございます。

あと、詳細につきましては、関係課長から御答弁をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税務課の方から市長の答弁に補足させていただきます。

まず、徴収率の向上対策でございますけれども、徴収率向上に向けた取り組みといたしましては、口座振替の推進、日曜納税相談、日曜納付窓口の開設、日曜臨戸、管理職による特別滞納整理の実施、旭県税事務所との共同催告書の発布、合同滞納整理の実施、滞納処分の実施、交付要求、滞納処分の執行停止の促進、居所不明者の調査依頼、徴収補助員制度の導入、夜間臨戸、夜間電話催告、催告書の発送などが上げられます。

○8番（椎名嘉寛君） 減免は。

○税務課長（伊知地良洋君） 減免もでございます。

次に、特別滞納整理の取り組みといたしましては、管理職の職員による特別滞納整理を他課職員の応援をいただきながら2月から5月までの4カ月間、46人体制で実施をいたしまし

て、470件訪問し、4,863万3,816円を徴収したところでございます。

次に、県滞納整理推進機構の業務と構成及び当市とのかかわりについてのお尋ねでございますけれども、千葉県滞納整理推進機構では、個人住民税を初めとする地方税の滞納額の縮減、税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的としております。市町村職員として併任辞令を受けた県税務職員と市町村職員が協働で滞納処分を前提とした納税交渉や財産調査、搜索、差し押さえ、公売などを行います。また、希望する市町村につきましては、2名の県職員を3カ月間派遣していただくことができます。実施期間といたしましては、今年度から平成21年度までの3カ年実施されます。原則といたしまして、個人住民税の税額が市では100万円以上、町村では30万円以上の大口滞納者もしくは市町村単独では処理困難な事案を対象としております。千葉県滞納整理推進機構は、県下全市町村の承認を得て発足したところでございますが、事情により県職員の派遣を希望しない市町村も3分の1ほどございます。当市におきましては、今年度の9月から11月までの期間で県職員の派遣をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） それでは、私の方から市有地の現状と売却について市長答弁に補足させていただきます。

初めに、売却可能な市有地と面積と筆数についてということでございますが、市有財産のうち普通財産は売却が可能な土地ということでございます。普通財産は地方自治法では「行政財産以外の一切の公有財産」と定義をされておりまして、特定の行政目的に直ちに用いられることのないもので、管理処分の結果、財産収入とすることができるものでございます。平成18年度末現在で普通財産の土地は838筆、48万1,072平方メートルありますが、隣接地との境界が未確定などの理由によりまして直ちに売却できる状況にないのが大半となっております。平成18年度におきましては、こういった普通財産の中から比較的条件のよさそうな土地を10筆、1万1,407平方メートルをピックアップいたしまして、市役所庁舎内に掲示をしたり、あるいは「広報そうさ」や市ホームページに掲載をして売却に努めましたけれども、残念ながら売却には至りませんでした。現在も継続して申し込みを受け付けている状況でございます。

なお、匝瑳市民病院が8月広報に掲載いたしました若潮町の2件、593平方メートルにつきましては、この10月24日に競争入札により売却を予定しております。

次に、平成18年度の市有地の売却実績ですが、12件、2,202平方メートル、1,823万7,332円ございました。

次に、市有地の無断使用についてということでございますが、財政課として把握しておりますのは、平成18年度末時点で13件、6,079平方メートルでございます。そのうちの2件、650平方メートルにつきましては、平成19年度に入ってから賃貸借契約を交わしましたが、残りの11件、5,429平方メートルにつきましては、現在まで未解決の状況でございます。この未解決の11件の土地の状況でございますが、宅地が10件、3,929平方メートル、農地が1件、1,500平方メートルとなっております。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 平成19年度現時点の病院の経営状況という点につきまして補足させていただきます。

平成19年度の経営の状況でございますけれども、今年度も年度当初から旭中央病院から引き続いて2名の内科の常勤医師派遣をお願いをしております。

7月までの現年度の業務状況でございますが、外来が1日平均で360.6人、入院が1日平均で110人となっております。これは前年同期に比べますと、外来が1日当たりで14人の減、入院の方が4.1人の減というふうになっております。

収支の状況でございますけれども、病院事業ではマイナスの579万4,000円、介護老人保健施設事業でマイナスの1,102万5,000円でございます。7月までの状況から今年度末までの推計を行った結果では基準外の補助金をお願いしなければ運営が困難になる見通しとなっております。このため今議会に議案第8号としまして補正予算をお願いしたところでございますけれども、これをいただきますれば何とか今年度は特別繰り入れをしていただかなくても乗り切っていけるのではないかとということで、一層の経費の節減、収益の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、自主財源の確保関係で何点か質問させていただきます。

徴収率向上対策については、毎年大変な御苦勞をされているということがよく理解できました。平成17年度の実績から見れば、かなり多くなっているというようなことではないかと

いうように思います。納税意識を高揚することも確かに大切な方策の一つであるというように思っておりますが、自主財源を確保するという観点に立てば、やはり実際に幾ら徴収できたかということが財源の確保になるわけでありますから、そういう意味においては平成18年度の収納対策、先ほど御答弁いただきましたけれども、実際にどの程度対策ごとに徴収できたのかお示しをいただきたいと思っております。

それから2点目として、特別徴収があると思うんですが、これは給与等で差し引く部分だと思います。ある年につきましては、この特別徴収が当市の場合、50.48%ということで51%もあったと。しかし、これが年々下がってきているというように聞いているわけでございます。これには今の経済の状況とかそのほかいろいろ状況があると思っておりますけれども、この特別徴収について平成17年度、平成18年度の割合についてお示しをいただきたいと思っております。

それから3点目として、県の滞納整理推進機構につきまして御答弁いただきました。内容についてはよくわかりました。県を含めて県内56市町村が共通の認識に立って自主財源の確保に取り組むということは極めて意義があるというように私も考えておりますし、前向きな対応をお願いしたい。当市においては、先ほどもお話がありましたが、9月から11月において県の職員をお願いをして徴収に当たるというようなこともありますので、ぜひともよろしくお示しをいたしたいと思っております。この点については御答弁は結構でございます。

次に4点目でございますが、市有地の現状と売却についての御答弁の中で、平成18年度は金額的には約1,823万7,000円程度の実績があったということでございます。これは財産を処分するということは、やはり今の当市の財政状況からしたらやむを得ないではないかなと、こんなふうに思いますので、この点の御見解があればお伺いをいたしたい。

それから5点目でございますが、市有地を無断で使用しているというのは実際にはあるということでございます。無断で使用している方々には毅然とした態度で賃貸契約を結ぶとか、何件かは平成19年度に入ってあったというお話ですけれども、これは無断で使用しているということはやはり問題があるというように思いますので、まして市有地でございますので、どのような対応をこれからしていくのか、考えているのか、再度お伺いをいたしたいと思っております。

それから次に、病院関係についてお尋ねをいたします。

まず1点は、先般の9月12日の大綱質疑の中で菊地病院長の出席をいただきまして、大木議員、行木議員の質問に対しまして病院長から御答弁がございました。病院長のお話により

ますと、経営が非常に厳しい要因としては大きく3つ上げられるということを言われたと思います。1つは、病院の施設が非常に悪い。今、家庭よりも病院の方が悪いというようなのをちょっとお話ししておりましたけれども、これが1つの要因だと。もう一つには、常勤9名の医師がいると。1人1億円稼ぐという言葉はちょっと問題があるかと思いますが、病院長は稼ぐという言葉を使いました。それで、そういうような状況の中で医師がふえなければ経営は上がらないというような見解を示されたというように思っております。3つ目には、給与の適正化ということで、民間より15%ぐらい高いというようなお話でありました。これは恐らく医師のことではなくて、職員の関係ではないかなというように私は思っておりますけれども、以上の3つが大きな要因であるというように述べられたと思います。

また、そのほかにも具体的に述べられました。その中で医師確保について先ほど川口議員の方からも御質問がありましたけれども、常勤医は非常に厳しい状況だと。大学からは特に厳しいというような中で、今現在の内科医師を引き上げられたら内科の治療・入院はできなくなりまして内科は機能しなくなる。連鎖反応で他の診療科の患者も激減をする。こういうお話をされたと思います。しかし、病院長はこの現状の維持をしたいというようなことであったと思います。

さらに、病院長みずからが今外科の仕事をしている、手術をしている。先ほども御答弁の中にありました。したがって、旭中央病院の病院長とは大きな差があります、管理面まで時間的余裕がないというような発言があったと思います。私は、このような病院長の発言を聞いていて、本当に正直言って病院長の仕事というのは本当に激務だな、このように感じた次第でございます。病院長が総合的な幾つかの具体的な例を述べられましたけれども、反面、本当に現状打開ってこれでできるのかな、そういうような思いになりまして、病院の厳しい状況というのを私は再確認をいたしました。先ほどの平成19年度に入ってから経営状況、若干お伺いしましたけれども、入院も外来もマイナスだというようなことでありますから、本当に上向きになるのかなというのが私は個人的には疑問に思います。

またさらに、菊地病院長は、先のことを頭に入れて協議することは必要だというようなことも言及をしたというように思います。先ほどの市長の答弁でも、経営統合ができるかどうかを含めて医療連携の協議に入りたいというようにことで再確認をさせていただきました。私は、やはり匝瑳市民病院の存続を踏まえて協議に臨んでいただきたいというように思います。その点についてお考えをお伺いしたいところではありますが、もう既に市長も御答弁されておりますので、これは結構でございます。

次に2点目であります。これから旭中央病院と協議を進めるに当たりまして、どのような事項が協議の対象となるのか。また、現時点で想定される課題、問題点はどうかということをお伺いして再質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 伊知地税務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 平成18年度の収納対策ごとの実績でございますけれども、主な収納対策の実績といたしましては、日曜納付窓口では20日間開設し、821万3,500円の収納があり、日曜臨戸では14日間実施し、1,026件を訪問し、1,728万4,100円を徴収いたしました。共同催告は959件発送し、198万4,300円の納付がありました。合同滞納整理は64件訪問し、9万8,500円を徴収しました。また、徴収補助員の集金業務によりまして1,135万9,612円を徴収いたしました。差し押さえは、預貯金12件、給料1件、退職金2件、生命保険1件、合計で16件、2,240万2,187円に対し実施いたしました。

続きまして、特別徴収割合の件でございますけれども、特別徴収の取り組みについては、地方税法第321条の4及び匝瑳市税条例第45条の規定により特別徴収義務者の指定を行っております。毎年、課税時期になりますと会社から課税資料として送付されてくる給与支払報告書により、新たなものについては電話等により特別徴収についての指定を依頼しているところでございます。しかし、特別徴収義務者や会社の経営上の都合により断られることも数多くあるのが現状です。特別徴収義務者数について、平成17年度と比較いたしますと平成18年度は189社減りましたが、これは合併により同定を行った結果の減少です。特別徴収の割合についてですが、平成17年度におきましては市全体の納税義務者に対する特別徴収義務者の割合は1万7,482人に対し、7,750人で44.3%の割合となっております。平成18年度につきましては、1万8,672人に対し、7,790人で41.7%となっており、平成17年と比較いたしますとマイナス2.6%となっております。要因といたしましては、特別徴収納税義務者の減少に対し、市全体の納税義務者数がふえたことによることが考えられます。平成19年度におきましては34社と、多少ではありますが、増加傾向にあります。今後も市内の会社については戸別訪問等を行い、推進していきたいと考えております。また、市外の会社についても、電話等で特別徴収義務者の推進を図っていき、県・市平均54.9%にできるだけ近づけたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 市有地の売却の関係ですけれども、今後の方針ということですが、

これからも普通財産につきましては積極的に売却処分を進めます。売却できない場合につきましては、貸し付けができないかどうかといったようなことを検討するなど歳入の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、市有地の無断使用に対してどう対応していくかということでございますけれども、土地を占有している方に対しましては、まず、土地の賃貸借契約に応じるよう依頼書を送付いたしまして貸し付けに応じるよう求めております。反応がない方につきましては督促をいたしまして、督促に応じない方につきましては職員が直接出向きまして説得をしているという状況でございます。これからも粘り強く説得に当たってまいりたいと考えております。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 旭中央病院との協議を進めるに当たって、どのような事項が今後対象になるのかというお尋ねでございますけれども、経営統合も視野に入れての協議ということになりますので、今後は連携体制における個別機能の検討、これには診療科目ですとか病床数、それから救急機能などの問題が考えられます。

それから2番目といたしまして経営形態の問題でございますけれども、組織の問題、公営企業法の適用についてどうするか、こういったような問題が出てこようかと思っております。

それから3番目に職員の問題でございますけれども、職員の採用、人事、給与、勤務体制などの問題が考えられるかと思っております。

それから4番目といたしまして財政問題でございますが、匠瑳市民病院の赤字の処理、毎年発生しております赤字の問題、財産の取り扱い、そういった問題があるかと思っております。

5番目といたしまして施設整備の問題でございますけれども、病院の施設の建てかえの問題、設備・医療機器の問題、情報システムの問題などが考えられるかと思っております。

これらの課題、問題点ということでございますけれども、まだ具体的な協議に入っておりませんので明らかではございませんけれども、旭中央病院との差が非常に大きいということで、その辺、ハードルが非常に高いという感じはしております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 最後の質問になるわけですが、まず、自主財源について、匠瑳市の一般会計歳入に占める自主財源の比率であります。これは書類をめくっていけばわかる話ですが、旧八日市場市では平成13年度41.3%、平成14年度で40.4%、平成15年度で40.3%、平成16年度からは旧野栄町を含めてのものですが、平成16年度で41.7%、平成17

年度で43.5%、平成18年度で39.3%というような自主財源の実績になっているわけでございます。平成13年度はちょっと下がっているわけでありますが、これは財産収入あるいは諸収入、繰入金、繰越金が大きく減少したものであるというように思いますけれども、いずれにしましても自主財源の確保は財源の基本であると。先ほども市長の御答弁の中にもございました。したがって、平成19年度以降も、先ほども財政課長のお答えがありましたが、引き続きあらゆる手段を講じて財源確保に御努力をいただきたい、このように考えているところでございます。これについては御所見があればお伺いいたしたいと思っております。

それから次に病院関係であります、匝瑳市民病院にとっては今本当にまさに重大な局面を迎えているということになるわけでありまして。私は、基本的には市民が安心して生活できる医療体制を構築するということに尽きると思っております。本当に現在の匝瑳市民病院の医療体制で高度医療あるいは専門的な医療が可能なのか、あるいは救急医療が可能なのか、あるいは現実問題として医師の確保、市長はこれからも努力すると言っておられますけれども、本当に努力して、その甲斐があるのか、望めるのか、あるいは病院の機器などを含めた設備の問題、そして環境整備が本当にできるのか、また、財政的にどうなのか、こういったいろいろな問題をしっかりと検証を当然しているとは思いますが、もっともっと慎重に検証をしていただいて、その上に立って協議に臨んでいただき、協議に乗れないものは、この点についてはできませんという強靱な信念を持って旭中央病院との協議に臨んでいただくことが、ひいては市民の皆さんに理解をしていただける条件ができるものというように私は思います。最後にこのことについての御所見をお伺いして、私の一般質問を終わりにいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの椎名議員さんの御質問の中で、市長はこれからも医師の確保に努力はするということが言われましたということでございますが、私はそういう思いを持っている。そうでないと放棄したんじゃないかというように言われます。できるできないは別でございます。やってみなければという思いがありますので、あえてこれからも医師の確保に一生懸命努力していきたいと、かように申し上げた次第でございます。そういう思いがあるからこそ私も先ほどの川口議員さんの御質問に御答弁させていただきました。毎月、ときには2回旭中央病院へ行きまして、何とかして現状維持をしてくれと。そして今後はそのような中でもってお互いに地域の市民が安心して生活ができるような対応をしてい

ただきたいということを口癖のように私は申し上げております。「頼みますよ、先生」ということでもって病院事務局長を通しまして、毎月、今行っているところでございます。そういう思いがあるということは、私の責任は市民に幸せな喜びを与えると。これは医療が私は、基本じゃないかなと。先ほど申し上げました。人間の喜びの最大の幸せは何だとなれば、やはり健康であるということです。健康なくして幸せはないと私は申し上げておりますが、そのような健康をつくる。どちらかというと介護してもらい、フォローしてもらいというのはお医者さん以外にないと私は考えております。そういう思いの中でこれからもこの病院問題につきまして、市民が喜ばれるという方向性がはっきりと打ち出すことができるのが私の責任だと思っておりますので、これからもそのような方向性を出して一生懸命努力してまいりたいと考えておるところでございます。御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（山崎 剛君） 椎名嘉寛君の一般質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

荻谷進一君の登壇を求めます。

荻谷進一君。

〔10番荻谷進一君登壇〕

○10番（荻谷進一君） 初めに、執行部の皆様方には、厳しい財政状況の中、平成18年度の決算も結果も出て、新市になってからの匝瑳市の財政状況や財政バランスが確実に形となったわけでありまして。執行部または職員の方々も、今後、本市のあり方と厳しい財政状況に直面して大変であるかとは思いますが、住みよいまちづくりと市民のためにさらなる努力をお願いしたいと思います。そのためには我々議員も協力を惜しまないはずで、いろいろとディスカッションをして市民のために協力して努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、全国的に問題になっている年金問題などについても、本市においては問題はないのでしょうか。再点検をお願いしたいと思います。

それでは、既に通告してあります4点につきまして、パワフル市政をテーマに掲げた私の

質問をさせていただきます。

まず第1に、総務・企画関係から、選挙における投票と、議員報酬・定数について。次に、合併後の問題点と課題について。第2に、環境生活関係から、本市、広域における今後のごみ処理について。第3に、教育関係から、給食内容と、今後計画される予定の給食センターについて。第4に、税務・財務関係から、現状の収納と今後の財源の考え方について、また、財源に対する事業計画について質問させていただきます。

まず第1に、総務・企画関係から、選挙における投票と、報酬・定数についてであります。

先般の参議院選挙において、市民から基本的な問題について指摘がありました。その点について質問させていただきます。それは投票についてであります。まず、投票所は合併前に旧八日市場市または旧野栄町について何カ所あったのでしょうか。また、投票所が今回の選挙からは減ったように考えられるんですが、この点について確認をさせてください。この点について変わった点があったと思いますが、どういう経緯で変わったのでしょうか。まず、投票所の決定はどのポジションで検討して、どのようなメンバーで決定しているのでしょうか。何でこの点を指摘するかといいますと、市民の皆様からは、投票所が少なくなって非常に不便であるという声がありました。これは本市においても予算の関係があり投票所が減ったのかもしれませんが、市民と本市の考え方についてはかなりのギャップがあるように思います。指摘を受けたのはこのようなことでした。「投票所が遠くなり、老人は大変だ。議員の方々はこのことを知っていたのか。こんな小さな市でこんな投票所の設置では議員に対する関心もなくなり、投票も行かなくなるよ。議員に対する関心がなくなれば議員の数は必要ない。報酬も余り取るなら必要ない」というような意見もあります。「これでは選挙に行くのは大変だ。費用はかかるかもしれませんが、投票所は多い方がよい。議員は何をしているんだ」というような一方的な意見もありました。本来の意味を考えても、いかに市民が投票所に行くようにするかが本市の役割であるかと考えますが、現状どのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

また、議員定数についても、報酬についても、市民に変に理解されては困ります。この件につきまして、本来の議論はこれから議員定数等調査研究委員会等で検討していくわけでありまして、我々議員も動くわけですから、本市としての環境整備も必要であることは言うまでもございません。その点についてのお考えを御答弁いただければと思います。

次に、合併後の問題と課題であります。

合併が終わって既に1年半がたち、市民も落ち着き、執行部職員も次第に調和がとれて次

第に合併になじんでいることかと思えます。そこで質問したいのですが、合併後、市民からいろいろな問題提起はないのでしょうか。国・県の考え方はさらなる合併を促進するようではありますが、財政などのことを考え、今後の合併問題を企画としてどのように考えているのでしょうか、お聞かせください。

次に、合併によって市民がますます交流できるような企画は考えているのでしょうか。この関しましては、祭りなどイベントは前の議会でも継続していくことということでございましたが、今後も長期的に行っていただきたいと思いますが、どう考えているのでしょうか。現在までの旧市町のイベントを合流させて大きなイベントに変化していくことも考えているのかどうか、その点をお聞かせいただければと思います。

第2に、環境生活関係から本市の広域における今後のごみ処理についてお伺いいたします。

現在、本市におけるごみ処理問題は非常に深刻な問題であることは言うまでもありません。そこでお伺いしたいのですが、広域ごみ処理場問題は今後の課題として論議していくことは必要でございますが、今後どのように計画内容を整理し、計画をどのように進めていくのでしょうか。お聞かせください。

前の議会でも質問しましたが、現在、新ごみ処理場建設の計画は焼却型が中心であります。そこで私が考えたことですが、現在のごみ処理施設も老朽化が著しいことは言うまでもなく、広域ごみ処理施設は県が並行して進めていくこととし、現在の施設を少しでも長く使用しながら次期計画を作成していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。現在考えている点をお聞かせください。

焼却量は年々ふえていることは言うまでもございません。そこで提案なのですが、前回の議会でも申し上げましたが、分別収集とリサイクル化を考え、焼却炉を減量していくことを計画していったいはいかがでしょうか。これはなぜかという、まだ現実ではない広域ごみ処理施設を考えても仕方がないので、とりあえず現在の施設を少しでも長く使用することを考えたらいと考えるからであります。また、ごみの分別収集とリサイクル化によって新たな地域社会づくりの構築と地球環境、温暖化に役割を果たすことは明白ですし、また、この分別収集とリサイクル化をいち早く実現し、実証し、今後の広域ごみ処理場計画にデータとして提出し、基本的な処理計画を再構築していったいはいかがでしょうか。私の考えは6月議会でも申し上げましたが、新規広域ごみ処理場施設はサーマル化、いわゆるリサイクル、細部による分別収集により、地域社会と地球環境の温暖化を抑制していく施設が必要であると考えます。そういう点を理解していただき、計画していただけませんでしょうか。この計画を

実施していくことは市民の理解をいただけるものであると私は思います。しかしながら、本市執行部、職員並びに議員、近隣市町村の協力をいただかないとこのことは実現できないと思うわけでございます。今後の本市のことを考えていると、いち早く実施していくことが私は必要であると思います。まずは大変ではございますが、この件を本市の関係部署で協議していただけないでしょうか。伝えておきますが、大変ですし、勉強も必要です。できないことはありません。十分検討していただき、実施に向けての勉強をしていただきたいと思います。ですが、いかがお考えでしょうか。

次に第3に、教育関係から給食の内容と今後計画されている予定の給食センターについてお伺いいたします。

まず、給食の内容についてであります。前の議会でも申し上げましたが、現野栄給食センターで行われている玄米食について担当課では現状どのように把握されていますでしょうか。ランニングコストや食育の問題を考えると重要な問題であると考えます。まず、現状を御報告してください。

次に、現状を把握した上で、この玄米食について教育者の立場からどのように考えているのかお聞かせください。この件につきましてはNHKでも報道されたほどの事業でございます。次に質問します給食センターにも大きく関係してくる問題でありますので、よろしくお伺いいたします。

次に、今後計画されています合併後特例債を使用する予定の大型事業であります給食センターの計画についてお伺いいたします。

まず、私が考えるポイントは、今日まで私が申し上げてきた給食に関する玄米食のことで。まず、今後計画されます給食センターはどのようなスケジュールで考えているのか。また、この給食センターに対して検討会議をどのように行っていくのか。また、市内2カ所の給食センターの栄養士、職員の意見を聞いたのか。現在まで行われている会議がありますれば、その内容を開示していただけないでしょうか。

次に、現在2カ所の給食センターの位置に再建築することは難しいと思いますが、場所をどのように考えているのか。また、玄米食も考えているのか。県内または近隣の新給食センターのデータを集めたり、視察を行う予定があるのでしょうか。お聞かせください。

いずれにしても、合併後本市で行う事業では大規模な事業ですので、十分いろいろな観点から検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。見解をお示してください。

次に第4に、税務・財政関係から質問させていただきますが、現在の本市における税の収

納状況はいかがでしょうか。今回の議会で資料として平成18年度の税の資料はいただきました。匝瑳市初めての税の成果であります。この点、担当課としてどのように見ているのか、見解をお聞かせください。

次に、この税収を考え、今後の財源に対する事業計画についてお伺いいたします。

まず、本市は交付税なしには運営はできず、財政調整基金も余りなく、財源不足は承知のところであります。この平成20年度、平成21年度の予算財源をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、地方財政計画における財源不足は、国と地方が折半で負担するというのが基本であるかと思いますが、この点で現行法ではどうなっているのかお聞かせください。また、新型の交付税が導入されるかと思いますが、一般市民においては税金が高くなったというような話しか伝わらないし、理解できないところであるかと思いますが、税の法改正により交付税も変わったかと思いますが、財政上どのように変わったのか御説明願いたいと思います。

次に、財政健全化計画はその後どうなっているのでしょうか。お聞かせください。この2年間は財政が非常に厳しいことは言うまでもありませんが、合併して1年半が過ぎ、現状財政と事業を考え、本市は、現在、今後どのように考えているのかをお聞かせください。

最後に、今後の財源で合併特例債以外の財源をどのように考えていったらよいのかお聞かせください。事業によっては今までは公営企業金融公庫があったかと思いますが、今後はいかに考えたらよろしいのでしょうか。御説明お願いいたします。

以上で私の登壇質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 苅谷進一君の登壇質問が終わりました。

苅谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの苅谷進一議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、まず最初に、議員報酬並びに定数についてのお尋ねでございますが、3月及び6月議会と同様の回答になりますけれども、お答えを申し上げさせていただきます。今後につきましては、議会の中で議員の皆さんが御審議をされ、決定されることが最善と考えておるところでございます。なお、情報などの提供につきましては、協力をさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、合併後の問題というお尋ねでございますが、この1月から実施をしておりますまちづくり御意見箱に市民の皆様方から半年で95件の御意見が寄せられ、その中で少子化・

高齢化の問題、商店街のにぎわいの創出、旧市・町の一体性の確立などさまざまな御意見でございました。匝瑳市基本構想におきましても、このような問題を匝瑳市の最重要課題として取り上げておりますので、市民の皆様からいただいた御意見を参考にいたしながら、問題解決のための施策を積極的に実施をしてまいり所存でございます。

次に、新たな合併というお尋ねでございますが、これまでの議会の中でも御答弁をさせていただきましたように、匝瑳市のいろいろな課題を解決することが最優先でございますので、現在の段階では新たな合併は考えておりませんが、財政面で考えた場合には新たな広域での合併は有効な手段の一つであると認識をしているところでございます。

次に、祭りやイベントの開催についてのお尋ねでございますが、例えば農業まつりにつきましては、それぞれの市・町で行って行りましたが、合併後は一体化を図るため「そうさ農業まつり」といたしまして一つにまとめて実施をいたしておるところでございます。また、「よかつぺ祭り」においては、野栄地域からの多くの参加をいただき、より盛大な祭りとなっておりますわけでございます。新たなイベントにつきましては、市民の皆様方の御意見を伺いながら、今後も十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今後の広域におけるところのごみ処理についてのお尋ねでございますが、施設の建設候補地の旭市遊正地区が白紙となりましたので、計画では施設の稼働目標年次を平成24年としていたしましたが、施設建設がおくれ、ずれ込むことになるのではないかと考えております。東総地区広域市町村圏事務組合で引き続き計画内容に基づきまして3市の実務担当課長会議などが開催をされまして、具体化が早急に図れるものと考えております。また、施設の整備、それ以外のごみ処理の一元化、減量化、目標量などの対応につきましても、目標年次への計画と対策が考えられておるところでございます。いずれにいたしましても、今後の東総地区広域市町村圏事務組合で3市が協議をしながら進めることになるのではないかと思います。

次に、現状の収納と今後の財源の考え方についてでございますが、私からは、財政健全化計画と現状の財政と事業に対する考え方の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、財政健全化計画につきましては、その後どうなっているのかとお尋ねでございますが、財政健全化計画につきましては、さきに策定をいたしました匝瑳市行政改革大綱の内容と平成18年度の決算の数値を反映させた上で、平成19年度中に作成をいたす予定でございます。

次に、現状の財政と事業についてはどのように考えているのかとお尋ねでございますが、荻谷議員さんがおっしゃるとおり、合併後も大変厳しい財政状況が続いておるわけでござ

ございます。平成18年度は八日市場駅南口広場整備事業以外に大きな事業がなかったことや、財政調整基金など取り崩し可能な基金残高の減少に伴って積立金取り崩し額が大幅に減っており、歳入に見合った歳出への財政構造の転換の緒についた年ではなかったかと考えられます。今後の事業につきましては、一般財源の増が見込めない中では起債に頼らざるを得ない状況でございますので、起債の残高の大きさや投資余力から見て、合併特例債を活用できる事業や国・県の合併関連補助金、交付金を見込める事業以外の大きな事業は当面見送らざるを得ないのではないかと考えております。

また、歳入に見合った歳出への財政構造の転換を図るため、今年度の予算編成から枠配分方式を導入いたしまして、歳入を見積もってから、その範囲内に歳出を抑えるやり方に変わったところでございますが、当面はこの方法を継続したいと考えております。

以上でございますが、教育関係につきましては教育長から、そのほか詳細につきましては関係課長から御答弁させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勲治君） それでは、私の方から教育関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに、野栄学校給食センターにおいて実施されております玄米食についての現状について申し上げます。

野栄学校給食センターでは、平成13年10月から発芽玄米入りの米飯給食を開始しております。以来週3回の米飯給食のうち2回を発芽玄米入り給食を実施しております。具体的には白米80%に対して発芽玄米を20%ブレンドして炊きあげております。なお、この発芽玄米にはギャバという物質が精米に比べて12倍も多く含まれておるといことで、この成分は精神を安定させる作用があるというように言われておるところでございます。

一方、八日市場学校給食センターは、施設及び提供食数等の関係から、炊飯業務は千葉県学校給食会の指定業者に委託しております。米飯給食は週3回のうち2回を委託炊飯、残る1回を当センターの方での炊き込み御飯を提供しているという状況でございます。このように委託炊飯の現状では、炊き上がりから喫食までかなりの時間を要することから、風味の維持が懸念されるというところでございます。したがって、現状としては八日市場学校給食センターでの発芽玄米給食の提供は困難でございまして、今後の施設・設備の充実と関連させて今後検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、今後計画される予定の給食センターについてのお尋ねでございますけれども、野栄

学校給食センターは昭和51年度に、それから八日市場学校給食センターは昭和53年度に建設されたものでございまして、いずれも老朽化が進んでおります。また、同一市内の施設でありながら給食内容や作業、経費面での統合が図れないといった課題もございまして。このようなことから給食センター統合事業は新市主要事業にも位置づけられておりました。したがって、今後2カ年を目途に調査・研究を進めて、関係各課と連携をとりながら具体化を図っていきたく、このように考えております。したがって、荻谷議員さんのお尋ねを検討する組織については未設置でございまして、現状では白紙の状態と。したがって、お尋ねのこの検討の中で学校栄養職員の意見を聞くのかとか、あるいは建設場所はどうかとか、あるいは玄米食の取り入れについてどうか、あるいはまた他施設の視察等々はどうするのかと、こういった御質問については、今お話ししましたように今後の検討課題ということで考えております。いずれにいたしましても、重要な問題でございまして、いろいろな観点から十分な検討を必要とするものと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、私の方から選挙管理委員会関係につきまして御答弁申し上げます。

まず、投票区の関係でございますけれども、合併前の投票区の数、旧八日市場市に12投票区、旧野栄町に7投票区でございました。このうち今回、野栄地区の7投票区を3投票区に統合したということでございます。

この統合に関する経緯を御説明申し上げますと、選挙管理委員会では合併時のすり合わせ段階から匝瑳市全体での均衡のとれた投票区の設定ということが協議・検討されていたところでございます。しかしながら、合併後すぐに身近な選挙、つまり市長選挙や市議会議員選挙などが控えていましたことから、有権者の皆さんや候補者の皆さんの混乱を避けるため、合併時には旧市・町のまま引き継ぎ、その取り扱いを合併後の調整課題として時期を見計らってきたという経過がございました。その後、新市としての身近な選挙も無事に終了したことから、再度統合の検討を始めたということでございます。

検討に当たっては、選挙管理委員会では「投票区は地域のつながりのある小学校区を原則として」という国の指針を参考にしております。また、野栄地区投票区の統合に当たり、昨年より野栄地区の各区長さん方の御意見をお聞きしながら検討を重ねております。また、匝瑳市民フォーラム21からも小学校区単位での統合という御提言をいただいた経過もござい

した。これらのことを踏まえて本年3月29日の選挙管理委員会におきまして統合が決定されたものでございます。

その内容でございますが、野栄第1・野栄第2投票区が野手投票区に、野栄第3・野栄第7投票区が今泉新堀投票区に、野栄第4・第5・第6の投票区が栄投票区に統合されたということでございます。

なお、現在の選挙管理委員会の委員さんの構成でございますが、川口久衛委員、この方が現在の委員長でございます。押尾秀四郎委員、斉藤和委員、須之内靖子委員の4名でございます。この方々は平成18年3月定例会市議会において選挙によって選出された皆様でございます。

さらに、統合に当たりましては有権者の皆様への周知を徹底させる必要があることから、3月29日決定後、実施の時期を7月の参議院議員選挙としたところであります。この間、チラシの全戸配布、「広報そうさ」「白ばらだより」等を通じてPRをいたしまして投票区の統合の周知徹底を図って投票率の向上に努めたところであります。

去る7月29日執行の参議院議員選挙が投票区統合後の初めての選挙ということは今御説明したとおりであります。匝瑳市全体の投票率は49.7%でございました。また、平成16年に執行された参議院議員選挙の投票率が46.91%でありましたので、全体的には2.79%の増であります。このうち野栄地区の投票率は50.71%で、市の平均投票率を上回ってはいるものの、平成16年執行の参議院議員選挙の投票率が51.41%でしたので、当時より0.70%減となっております。今後とも、市民の皆さんの御理解をいただきながら投票率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 給食センター統合整備事業につきまして、教育長の答弁に補足をさせていただきます。

現在、両給食センターにつきましては、施設の老朽化により毎年多額の修繕費用がかかり、近いうちには大規模な改修事業を実施しなければならない状況にございます。給食センター統合整備事業につきましては、平成22年度から平成24年度の合併特例債事業として計画しておりますが、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、私より本市における今後のごみ処理について、市長の答弁に補足させていただきます。

本市としては、施設の老朽化というごみ処理施設の非常事態、また、ごみ減量化とリサイクルは待ったなしの現状であることを、市民、事業者の皆さんに周知徹底をし、そのために市民、事業者、行政が連携し、一体となっておみ減量・リサイクルを推進しなければならないと考えております。焼却するごみを減らすことは、再利用・再使用・再資源化を促し、物を大事に使う、生活スタイルの見直し、ひいては温暖化防止、地球環境の保全につながることは苅谷議員御指摘のとおりであると思ひます。

今後もおみ処理を推進する上で、施設の現状を踏まえて3つの課題があると考えています。

第1は、家庭ごみの減量化であります。そのための排出量規制に向けて生ごみの堆肥化、分別品目の拡大と資源ごみの分別徹底、レジ袋縮減対策、不用品のリサイクル、それらにかかわる啓発活動の強化であります。

第2は、ごみの資源化率向上であります。地区やPTA、子ども会などによる資源ごみの集団回収を拡大していくこと、そのための啓発であります。また、可燃ごみの中にまだ資源になるものがたくさんあります。ごみステーションへの搬出及び適正な利用管理の指導・啓発など、地域を丸ごと視野に入れたごみ処理対策を強めることであります。

第3は、事業系ごみの減量化・資源化であります。事業系ごみが増加傾向にあるもつで、市内の事業者にごみ分別、リサイクルの徹底、事業系生ごみの堆肥化に向けた補助制度の検討、資源ごみの回収など、現状のごみ処理実態を把握しながら、事業者の理解と協力を求めていくことが必要と考えております。

ごみ減量化にかかる排出削減、再生利用についてですが、広域のごみ処理基本計画では3市それぞれの総ごみ排出量を平成24年度には平成16年度と比較しまして約5%減らす再生利用（資源化）量を24%に引き上げる目標を掲げております。当市が参加します環境衛生組合の平成17年度資源化率は21.4%、旭市は13.6%、銚子市は17.9%であります。ごみをどう処理するか、循環型社会の構築に向けて焼却するごみ量を減らす思い切った目標値を掲げて推進したいと考えています。資源化率45%を達成している組合もありますので、今後、環境衛生組合全体で現状の処理体制の中で減量目標を掲げるなど、さらに減量化に努力したいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 伊知地稅務課長。

○税務課長（伊知地良洋君） 税の収納状況について、市長の答弁に補足させていただきます。

御案内のとおり、平成18年度における市税の収納額は、現年度、滞納繰り越し分合わせて36億8,818万9,000円で、収納率は現年度分96.3%、滞納分9.3%、合計で80.8%であります。この数値は、合併の1年間を通して純然たる匠瑳市として出した初めての収納率となり、これをどう評価するかとの御質問であります。旧八日市場市、旧野栄町、匠瑳市の合算した平成18年度のものと比較いたしますと、金額では8,290万2,000円増加し、収納率では現年度分0.3%、滞納分0.7%、合計で0.4%の増となっております。また、平成18年度の徴収率を銚子市や旭市と比較いたしますと、現年度分では、銚子市を0.7%、旭市を0.3%上回っておりますが、滞納分に関しましては、銚子市を6.1%、旭市を2.8%下回り、現年分と滞納繰り越し分の合計ではこの2市よりも低いという状況です。こうした結果からも、収納率が前年度よりも上昇したことについては一応の評価をしているところでありますが、より一層の努力が必要であると感じているところであります。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 財政関係につきまして、市長答弁に私の方から4点補足させていただきます。

まず、平成20年度、平成21年度予算の財源のお尋ねでございましたけれども、総務省の平成20年度予算概算要求時におけます地方財政収支の8月仮試算、これによりますと出口ベースの地方交付税は平成19年度から4.2%減、臨時財政対策債は15.5%減でございまして、自主財源が乏しい本市におきましては地方交付税等の削減ペースが人件費などの内部管理経費の削減ペースを上回るような状況が続けば、さらに厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。平成21年度につきましては、公債費が現在より3億円程度減少することから財政状況は若干改善する見込みですが、地方交付税の削減の状況によっては予断を許さないものと考えております。

次に、地方財政計画における財源不足額の負担についてのお尋ねでございしますが、荻谷議員さんがおっしゃるとおり、通常収支に係る地方財源不足額については、国と地方で折半するという、いわゆる折半ルールがございまして、平成21年度までは継続されることになっております。

次に、税制改正による財政上の影響というお尋ねでございすけれども、地方交付税総額につきましては、税源移譲に伴う所得税の減が3兆円で、その32%に相当する、およそ1兆

円が地方交付税の入り口ベースで減少することになります。しかしながら、平成19年度におきましては、出口ベースの交付税は確保されており、影響はなかったというふうに考えられます。本市の場合、税源移譲による平成19年度の市税の増収額が基準財政収入額上2億8,546万5,000円に対し、平成18年度の所得譲与税額が2億8,853万6,000円であり、基準財政収入額の方が少ないということで、影響はなかったということになります。

次に、今後の財源で合併特例債以外の市債についてどのように考えているかということでございますが、現在の市債残高の状況と公債費関係の財政指標への影響を考えると、交付税措置の見込める地方債以外の新規発行は極力抑制せざるを得ないと考えております。

なお、公営企業金融公庫につきましては、平成20年10月1日に解散することが決定しておりますが、同日付けをもって地方公共団体が共同出資して新たに地方公営企業等金融機構が設立され、旧公庫の業務が引き継がれることになっております。本市では、これまで公営企業金融公庫から主に臨時地方道整備事業債を借り入れておりましたが、地方公営企業等金融公庫の貸し付け対象事業に引き続き臨時地方道整備事業債がなっておりますので、大きな影響はないものと考えております。

○議長（山崎 剛君） 苅谷進一君。

○10番（苅谷進一君） 詳細なる答弁、いろいろありがとうございました。

まず最初に、選挙管理委員会のこととはわかっておりましたが、もともと総務の方で担当されて選挙管理委員会とのやりとりをやっているという点から御質問させていただいたわけですが、投票率はそんなに下がっていないというような数字上での御見解と、区長会またはその他第三者委員会ということで関係機関では論議していただいたことは理解できるのでありますが、今回、車で動くことのできない老人関係の方からそういう意見が非常に多いのと、それを乗せていく家族とかいろいろそういう方からのお話も実際はありました。ただ、小さい市議会議員とか県議会議員の選挙ですと、なるべく行こうというのが今までの通例の見解でありますので、皆さん誘っていくわけですが、実質的にはそういう話が出ているということを今後開催されます選挙管理委員会には提言をしていただきたいというのが市民の意見でございますので、その点、担当課でどう処理していただけるか御回答を1点お願いいたします。

次に、合併問題後の話でございますが、市長さんからもお話があったとおり、財政面で考えるとやはりそういうことも考えられると。ということで、実はこの間、銚子市さんで商工会が中心となって合併に関する会議があったそうです。これは先週のことです。参加者が少

なくて、まだ興味が無いということでしたが、本市以外でそういう動きがあるということは企画課を踏まえまして現状把握をしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、イベント関係で先ほど農業祭りとか合併したということがございましたが、まだまだ今小さいイベントで、旧野栄町の議員さんたちが一生懸命関係している「のさかチューリップまつり」とかいろんな事業があると思います。そういった事業もなかなか運営も厳しくなっているというのが現状であると思いますし、また、現状あります「よかっぺ祭り」の内容も今後野栄とどういふふう融和をとっていかかまだまだ課題に残っているかと思ひますので、その点も踏まえて企画課の方で今後調整をしていただきたいと思ひますが、その辺の御見解をお願ひ申し上げます。

次に、ごみの問題であります、先ほど環境生活課長の方から詳細な御答弁がありました。本当に大変な事業であります、1つだけ御見解をお願ひしたいと思ひんですが、市長さんを初め執行部さんの方で、議員の方々も含めてでも結構ですが、今後、ごみの処理方法、分別化、先ほど詳細についていただきましたが、多方面から検討していただひて協議をしていただひような機関をつくることを検討していただひけないでしょうかということ、その点御見解がありましたら、執行部の方で1点お願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど出ましたごみの収集に関しても、今後、減量化と再資源化ということで計画されて目標値をつくっているということでしたが、それについては私も非常に理解できるところでございます。減量化、分別化を全国でもいろいろやっているところもありますので、今後、その点を課としても情報収集をしていただひき、また、それを市民または我々議員に情報提供をお願ひしたいと思ひますので、その点よろしくお願ひいたします。

次に、教育関係、教育長さんの方から詳細にわたります玄米食の把握と今後予定されます給食センターについての御見解をいただきました。私もちょっと調べましたら、県内で一番新しいのが浦安市で、昨年、小学校の給食で毎日1万3,000食、ディズニーランドのすぐそばに新しい施設ができました。今、中学校分は旧施設でつくっているわけですが、その3,000食もそのセンター内で今後つくるといふことで計画されているそうです。特例債を使った大規模な事業になると私は承知しておりますので、いろんな問題がまた出てきますし、いろんなことがあることないこと言われたりすると思ひますので、いろんな意味で勉強をしていただひて、先ほど検討委員会はまだ設置していないということでしたが、設置していただひけるような感覚で私は聞いておりましたが、その辺の御見解をお願ひしたいと思

います。我々議員も建設委員会ないし文教福祉の方でこういう施設を見学したりしていくことは必要だと思いますので、その辺の現状の情報把握を担当課の方でしていただければと思っております。その点の御回答をお願いいたします。

それから、財政面につきましては、先ほどいろいろいただきまして、ありがとうございました。

それで、1つは確認なんですけれども、交付税をいただくときに徴収率の問題が関係して交付税額が決まるというような事情が若干あると思いますが、その辺の確認をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） ただいまいただきました選挙の件についての御意見でございますが、私どもも高齢化社会を迎えた中での選挙のあり方という点では非常に貴重な御意見と受けとめております。今後、選挙管理委員会へお伝えすると同時に、どのような対応ができるか協議していただくようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 合併問題に絡みまして、今後の情報を的確につかんでおくようにという御指摘でございますけれども、東総地域、銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町を含めましたのが合併の枠組みということで県から示されまして、その中で新たな合併の協議と申しますか、研究をしてほしいということで県の方から投げかけられまして、合併ということではなく、基礎自治体がどうあるべきかということで研究する場を今設けてございます。そういったところで逐次県内の状況または全国的な状況について情報を得るようになっております。

それから「のさかチューリップまつり」といったイベントの統合ということでございますけれども、のさかチューリップまつりということに関して申しますと、旧野栄地区だけではなくて、こちらからも参加をするような方向でございますので、関係課と十分に協議、調整させていただきたいと思っております。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勤治君） それでは、これからの事業としての給食センターの設置の問題ですけれども、現在の組織としては学校給食センター運営委員会、この組織だけでございますので、当然この運営委員会の方々の意見も必要になると思いますし、事業が大きい事業でござ

いますので、いろいろな立場の方々の御意見を聞いていくことが大事だろうと思っております。すぐ立ち上げということではございませんで、先ほど企画課長の方からも説明がありましたように、平成22年度からの事業計画ということでございますので、それに間に合うような形でもって検討委員会等を設置していく必要があると、このように思っております。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、検討委員会の設置についてという質問でございましたけれども、議論と検討につきましては、貴重な御意見だというふうに受けとめさせていただきたいと思っております。環境衛生組合等の今後の計画等もありますので、それらと連携を図りまして今後努力していきたいと考えております。

それともう1点、ごみの減量化につきましては、これらの問題を解決するためには地域住民の意見・要望を十分取り入れ、事業を推進しなければならない状況にあると思っております。また、ごみの分別やごみの減量方針を作成するに当たっても住民の提案・意見を取り入れ、協力を得るよう努力していきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 地方交付税と税の徴収率との関係ということでございますが、まず1点、地方交付税算定をする際に基準財政収入額というものを出すわけですが、基準財政収入額をはじく際に、税につきましては現年分の97.5%が基準財政収入額に算入をされます。したがって、徴収率が97.5%を上回れば上回った分だけは基準財政収入額に反映されていないわけですから得をすると。逆に97.5%を下回れば下回った分だけ基準財政収入額に反映をされていないということですから、財政上はマイナスになるということになります。

それからもう1点、行政改革のインセンティブで普通交付税に加算はされるんだという話は私は何回かしたと思っております。行政改革の努力だけではなくて、税の徴収の努力についてもインセンティブの対象になっておりまして、税の徴収率が全国平均を上回っている市町村につきましては、税の徴収に係る費用としての基準財政需要額が余計に見てもらえる、いわゆるインセンティブがつくという形となっております。

交付税と徴収比率という関係につきましては以上の2点お話しできるかと思っております。

○議長（山崎 剛君） 荻谷進一君。

○10番（荻谷進一君） ありがとうございます。

税の件に関しては、実はなぜこれを申し上げたかという、皆さん御存じかどうかかわからないですが、今、千葉市の税の徴収が、国に報告してある税の徴収率と実情が違ってまして、非常に問題になって、千葉市はもう散々な状態であります。これは岡山県でもありまして、下水道問題が普及率の問題で数字が県とばらばらでして、補助金の対象になってまして、そういう問題がありまして、本市ではないとは思いますが、間違いという点であつたら結構なんですけれども、再点検をしていただければと思っております。千葉市は今後とんでもないことになりそうな状況であるというのは今日に見えておりますので、その点を御把握できればと思います。

最後になりましたが、1点だけ確認をさせていただきたいんですが、国はCO₂の削減を目標値を出してやっているとします。そのCO₂の削減目標に対して、この間、たまたま資源エネルギー庁長官の望月さんと会食する機会がありまして、国はエネルギー問題を考える上ではCO₂の問題を考えて現状としていろいろ行動していると。その中で、各市町村について環境のCO₂削減に対して国から何か指示が来ているのでしょうか。来ているか来ていないかだけで結構です。最後に1点、それだけお聞かせください。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） この環境問題につきましては、県を通じて地区に非常勤という方でボランティアで委嘱を受けている方がおりまして、この地区にも地球温暖化防止対策に取り組む方で宇野さんという方が1名公募でおりまして、その方が市の方へ、その対策に対するお願いやら逐次参っているような状況でございます。

以上です。

○10番（苅谷進一君） 了解。

○議長（山崎 剛君） 苅谷進一君の一般質問を打ち切ります。

続いて、佐瀬公夫君の登壇を求めます。

佐瀬公夫君。

[13番佐瀬公夫君登壇]

○13番（佐瀬公夫君） 佐瀬公夫です。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回、私が質問しますのは、商工関係で、地域商品券の発行及びその使用による商店の活性化対策についてであります。

私どもの住む匝瑳市内各地区商店及び商店街は、近隣に出店しました大規模店の影響で瀬

死の状況になっていると言っても過言ではない状況にあります。これまでも市当局及び商工会並びに各商店においても改善に取り組んでこられたと思いますが、いまだ改善の兆しは見られないばかりか、より一層衰退しているのが現状ではないでしょうか。その原因として、大型店舗なら1店舗内で要望が満たされることと、広告商品によってその店が安価な店と思わせるようなことから、客は安い商品に寄せられ、近隣市町にある店まで足を伸ばしているからであります。そのため大型店に客を取られ、個々の品を売る商店が敬遠され、客足が減っていると思います。それにより売上げが落ち込み、ひいては税の減収となって、市の財政収入までに影響を及ぼしているのが現状であります。私は、このように市財政に影響を及ぼしている市内商店の活性化こそ今真っ先に考えなければならない施策であると考え、3つの質問及び提案をいたします。その第1に地域商品券の発行について、第2に契約条件等の設定について、第3に匝瑳市の中心である中央商店街の活性化対策の3点であります。この3つはいずれも関連性がありますので、多少順序が前後するかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず、第1の地域商品券の発行についてであります。本来、商品券の発行は市町村の商工会または本市のような商業協同組合等が行い、使用するのは1回のみであります。これは法律上そうなっているからであります。しかし、これを行政機関が発行することにより複数回流通できる方式を、先年、北海道の旧留辺蘂町（現北見市に合併）が、総務省、財務省、金融庁の指導及び認可を得て成功させております。この旧留辺蘂町は人口9,100人で、野栄地区より人口の少ない町です。過疎地特有の商店街は、隣接する北見市の大型店舗に商圈の45%を奪われ、衰退するばかりでありました。商品券の発行と町民の協力によって35%は返ってきたことが証明されております。この効果は例えば匝瑳市で発行・使用されたと想定しますと、次のようになるのではないかと考えられます。地域商品券は匝瑳市内に本店・支店を置く事業所、商店に登録してもらうことです。他市町の店及び匝瑳市に本店のない店では使用できないことから、地域商品券は市内に滞留することで現金が外へは流出しません。市内1万世帯が月3,000円の商品券を利用してもらうことにすると、年間利用額は市内全域で3億6,000万円となり、これが1回限りの使用で換金されると、商店の利益は20%と仮定すると7,200万円となります。消費税など25%として1,800万円となります。これが1世帯月1万円の使用となれば6,000万円の税収となるのです。このようなことからすぐにでも推進すべき事案であると考えます。しかし、これには本件実施に欠かせぬものとして行政担当者のもとより商店の皆さん、業者の皆さん、市民の皆さんが真剣に匝瑳市活性化のためにどうすれ

ば一番よいかを認識し、行動できるかが最も重要なことではないかと考えます。特に商店の皆さんは、大型店の売り方を勉強したり問屋と相談したり等個々に研究し、市民の要望にこたえられるよう努力していかねばなりません。また、お客である市民は、昔からつき合ってきたなじみの商店を心の結束で支えながら活性化の支援に協力していき、商店の努力、市民の協力の輪が大きな輪になって市全体に広がることを切望しております。

ここでお尋ねしますが、現在、市では、衰退していく一般商店に対してどういった認識をされ、どのような施策を展開しているのでしょうか。また、今、私が提案した地域商品券の発行について、実現性、実行の可能性はあるのでしょうか。市長及び担当課長の御意見を伺いたいと思います。

続いて、第2の契約条件等の設定についてであります。先ほど提案しました地域商品券の流通をより一層の効果上げるためにぜひともお願いしなければならないことは、市が発注する公共事業を受注する業者の協力であります。受注業者が受け取る事業の大半は、資材購入費、給料、その他事務費に費やされてしまうことは理解しております。その資材購入は地元業者からの購入が行われていると考え、地元からの資材納入率を最低何割以上にする等の条件を契約に設定できないものでしょうか。また、事業費の受け払いを受けるときに、受注端数額の一部を地域商品券の需要にかえていただくことをお願いしたい。本来、市から事業費の支払いは現金または小切手の支払いと地方自治法で定められていることは承知しています。行政の発行となる地域商品券は、行政が発行する小切手と同じ意味を持つのではないかと解釈すると可能性が見出せるのではないかと考えます。もし関係省庁、県、総務省、財務省、金融庁と協議して問題があるという場合には、発注時の契約内容に公認を義務づける文言を入れて、支払い後に購入していただく等、何らかの方法で協力していただき、地域商品券の普及に寄与するよう使用拡大を目指したいと考えますが、いかがでしょうか。私が強調したいのは、地元から支払われるお金は地元で消費してもらう、いわばお金の地産地消であります。そのような契約の条件設定ができないか、担当課長の答弁をお願いします。

私が今回このような提案をいたしましたのは、地域並びに商店街の活性化を至急やらなければ市財政に大きな影響があらわれる懸念が想定されるからであります。

もう一つに、将来に向けて大きな課題の解決にもつながると考えたからでもあります。それは本市にも早晚訪れることが予想される高齢者の増加への対応策の1つとなるからであります。大型店舗の進出前は、どんな小さな集落でも1軒くらいは雑貨屋という商店があり、市民の利便を担っていました。しかし、大型店の進出、商店の不勉強、自家用車等の普及に

よる諸事情が重なり、地元から遠く離れた大型店での買い物が日常化してしまったというのが現状であります。しかし、将来を展望しますと、高齢化率はどんどん高くなって、30%、40%は夢の話ではなくなってきました。そうなったときに高齢者が歩いているところは徒歩で買い物しなければなりません。65歳以上の方が歩いて買い物に行き、重い荷物を下げて帰れる距離は半径500メートル以内と言われていいますので、その対応を今から考えるとすると、昔のような各集落での雑貨屋の再生が早急に必要になってくると思います。そのためには商店も考え直して再出発しなければなりません、そのときこそ市民助け合いの商品券の活用が重要な役割を果たすのではないかと考えられます。

以上が地域商品券の発行及び使用に関する提案であります。

私は、その上でもう一つの提案をいたしたいと思います。これは地域商品券の発行、使用とも深く関連するものでもあります。地域商品券を発行しても、使用できる商店が少なかったり活気がなければ、せっかくの活性化対策が功を成すことはありません。それが第3の中央商店街の活性化対策でもあります。私は、中央商店街の活性化こそ最も早急になさなくてはならない課題だと考えています。今、中央商店街は、いわば機能停止のような状態にあり、現状を打開し、活気あふれる商店街に戻すためには、地元商店の努力だけではなかなか解決できない部分があるように思えてなりません。それには商工会、中央商店街、サービス券会に加え、個々の商店と行政が研究会を立ち上げ、思い切った集客構想を外部の専門家の意見も聞きながら、いいものをどんどん採用し、全く新しい中央商店街を創設することで市全体に活気を取り戻さなくてはならないと思います。

現在、中央商店街で若い人たちが買い物をしている姿はほとんど見ません。これは商店街の活性化には大きな課題でもあります。これを打破するには市内にある2つの高校の高校生約2,000人と、市内から他地区の高校へ通学する生徒を含めると約3,000人くらいになり、商店街にとっては大変な顧客数になると考えられます。中でも流行に敏感な女子高校生が希望する商品を外部の専門家等にアドバイスをもらいながら販売するようしたり、あるいは後継者がいなくなってしまっていて空いている商店に有名店を招聘するといった方法をとって活性化の基本とします。特に女子高校生の利用は、その母親も引きつけると同時に地域の若い女性も購買力の対象となって、町中に若い人が多く集まってくることが予想されます。そのときには商店街としても集客を目的とした特別な催し物等を行っていくことで、さらに集客率が上がるのではないかと考えられます。

もう一つ、J T跡地の利用に関してですが、駅から1分という好立地条件を生かし、その

利用に当たっても商店街が中心となった複合ビルの建設あるいは集客のできる店舗への貸し出し等いろいろなことが考えられるのではないかと思います。一例を挙げれば、商店が合同で大きな食品スーパーを建設し、その中に各商店が店子として入居するといった方法や、やる気のあるラーメン店など五、六店舗を出店させ、それぞれで競わせ、集客力を増すといった方法も考えられると思います。いずれにしても、中央商店街の発展なくして匝瑳市の活性化はできないものとするものであります。市では、中央商店街の活性化対策をどのように考え、実施されているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。また、J T跡地の利用については、利用計画ができ上がったのでしょうか。あわせてお願いします。

以上で壇上での一般質問を終了します。

○議長（山崎 剛君） 佐瀬公夫君の登壇質問が終わりました。

佐瀬公夫君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの佐瀬公夫議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、地域商品券の発行並びに中央商店街の活性化についてのお尋ねでございますが、商店街は単に商品だけを販売をするものではなく、いろいろな形で地域と密接にかかわり、コミュニティー維持の役割も果たしてきたのではないかなと思っているものでございます。以前の本町通り商店街を初めとする中心商店街は、衣料品や食料品などの店舗が軒を並べ、そして食堂も多くのお客様でにぎわいを見せていたところでございますが、そうした中で各商店ともお得意さんや常連さんが集まる交流の場となるなど、商店街は活気にあふれておりました。しかしながら、モータリゼーションの進展、大型店の進出や他の商圈への顧客流出などにより人の流れが変わりまして、空き店舗がふえ、集客力が下がっているのが現在の状況でございます。市といたしましては、商店街の活性化は市の発展に必要不可欠であると認識をしておりますので、いろいろな商業振興策を実施をまいりました。主なものを申し上げますと、販売促進を目的といたしますところの市内282店舗で利用できる八日市場共通商品券発行事業や八日市場ジャンボ宝くじ事業に対する助成、また、新たな人の流れを生み出すイベントといたしましての「市場まつり」や八重垣市場の開催に対する助成、さらに消費者の利便性の向上を図るための駐車場の維持管理事業への助成なども支援をまいりました。

次に、地域商品券の発行についてのお尋ねでございますが、北海道の旧留辺蘂町におけ

るところの地域の商品券につきましては、地域を問わず使用できる国家通貨に対しまして特定の地域のみで流通をする地域通貨的な商品券として発行されまして、商店街の活性化、ひいては地域経済の活性化を図るため導入されたものと認識をしております。地域の通貨的な商品券の発行に当たりましては、紙幣に似た証券の流通を禁止をする紙幣類似証券取締法という経済取引である場合、その取引に伴うところの消費税法が、発行者が利用者から資金を受け取った場合の出資法など留意をしなければならない法律上の問題点があると指摘もございました。旧留辺蘂町の場合、財務省が二度目以降の取引については登録業者に限るとの条件付きのもとで容認をされたと聞き及んでおります。北見市役所留辺蘂総合支所に照会をいたしましたところが、飲食店が食料品店から材料を仕入れるときに使用される以外には二度目以降の流通は少なかったとの報告をいただきました。私は、これは今後の研究課題であると同時に宿題とも受けとめてさせていただきたいと思っております。

また、地域商品券の発行期間におかれましては、当初、平成14年度から平成15年度の2年でしたが、二度の1年延長を行いまして、平成18年2月28日までの約4年間にわたり発行され、発行総額は5,239万円余りとのことでありました。これに対しまして本市の八日市場商業協同組合が発行しておりますところの共通商品券の平成17年度の発行額は6,562万円でありました。以上のことから、市が発行することの費用対効果についても慎重に検討すべきであると考えております。地域商品券が流通することによりまして市内の消費の拡大と経済の活性化を図るという目的を達成するためには、佐瀬議員さんも御指摘されておるとおり、プレミアムがない商品券であることから、商業者が独自のサービスを上乘せするなどの自助努力を行うとともに商店街の活性化を支援をする市民の協力の輪を広げることによりまして地域商品券の利用拡大を図ることが必要不可欠でございます。

以上のことを踏まえまして、地域の商品券の発行につきましては、今後、商工会議所などの商業関係団体とともに研究をさせていただきたいと考えております。

次に、中央商店街の活性化についてのお尋ねでございますが、商工会では、消費者ニーズの多様化、少子・高齢化などの経済環境が大きく変化をしている中で商業者の抜本的な意識改革が強く求められていることにかんがみまして、地域活性化に向けました中長期的な方向性となるビジョンを策定するために、ビジョン策定委員会をことしの8月10日に立ち上げられました。この委員会は、商業団体の役員、消費者代表、経営コンサルタント、1級建築士を委員として構成をされており、市も委員として参加をさせていただいておるところでございます。委員会では、少子・高齢化社会に適応しつつ、にぎわいのあるまちなどをつく

り上げていくのは、高校生、高齢者、障害者などのいろいろな購買層に対応いたしました販売戦略をどのように展開していくかにつきまして検討させていただいております。市といたしましては、委員会で策定されましたビジョンを踏まえまして商業の振興策を実施をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、J T跡地の利用計画についてのお尋ねでございますが、J T跡地は厳しい経営環境に置かれている商店街の活性化のために購入したものでありまして、その後の利用計画につきましては当事者でありますところの商工会での検討をお願いしてまいりましたが、なかなか有効な利用計画が策定をされませんでした。そのために商工会に対しまして、新たな組織での検討を提案するなど、再三にわたり早急な検討をお願いしてまいったところがございます。このたび、ビジョン策定委員会の中で検討されることになりましたので、その報告を強く期待をしているところでございます。

私からは以上でございますので、その他関係につきましては、関係課長から御答弁をさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私からは、契約関係について何点か市長答弁に補足をさせていただきます。

まず初めに、契約に際して地元からの資材納入率を最低何割以上にするといったような条件を設定できないかというお尋ねでございましたけれども、これにつきましては建設業法の使用資材等の購入強制の禁止に抵触することから、契約書に「市内の資材業者から購入しなければならない」という行為を請負業者に強制させる条項をつけることはできません。しかしながら、長引く景気低迷により苦しい経営を続けている市内業者の受注機会の拡大を図るため、市発注の建設工事の請負者に対して、下請契約及び建設資材納入契約においてペナルティーを科すことはできませんが、契約の相手方をなるべく市内業者から選定するよう要請する条項を請負契約書の付記条項として定めることは可能と思われまますので、今後、匝瑳市建設工事等入札契約制度検討委員会などで検討をしてみたいです。

次に、市から請負代金を支払う際に、その一部を地域商品券で払えないかというお尋ねでございますが、佐瀬議員さんも御承知のとおり、地方自治法の規定では指定金融機関を置いている普通地方公共団体の現金の支払いの方法は、現金の取り扱いに伴う煩雑さと危険を避けるため、現金の交付にかえて小切手を振り出すことを原則としております。そこで、地域商品券は小切手と同じ意味を持つのではないかという解釈でございますが、小切手とは小切

手法の要件を満たしたものであり、地域商品券はこの小切手法の要件を満たしていないことから、小切手として取り扱うことはできません。

また、発注時の契約内容に地域商品券の購入を義務づけて請負代金の支払い後に購入していただくことはできないかというお尋ねでございますが、建設請負契約は当事者が対等な立場で公正な契約を締結しなければならないという建設業法上の規定もあり、支払ったお金の使い道に条件をつけることは公正な契約とは言いがたいと考えられます。ただし、一市民、一市内企業として他の市民、企業と同じ扱いで地域商品券の活用を呼びかけることは可能と考えております。

○議長（山崎 剛君） 佐瀬公夫君。

○13番（佐瀬公夫君） 詳細な説明、答弁、ありがとうございました。

再度、財政課長にお尋ねします。

確かに今の財政課長の答弁にもありましたように、契約時にいろんな条件をつけるのはなかなか難しいのかもしれませんが。それでは発注前、つまり入札参加業者を選ぶ段階で、できるだけ地元業者が入札に参加できるような方法はないのでしょうか。私は、何も旧態依然の談合とかというものを口にしてはおりません。しかし、先ほど述べさせていただいたように、お金の地産地消というものを考えたときに、地元業者へ発注して地元にお金が回るような方法が何とかとれないものなのかと思います。その点、再度質問させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 市内業者への発注ということでございましたけれども、市が発注する建設工事につきましては、現在、制限つき一般競争入札制度を試行中でございます。この制限の中で、匠瑤市内に本店・支店を有するものという登録地要件を設けてございますので、現在、市外の業者に発注するということはございません。なお、市内業者が全くない業種あるいは市内業者が非常に少ない業種については、この限りではございません。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 佐瀬公夫君。

○13番（佐瀬公夫君） いずれにしても、匠瑤市の活性化を取り戻すためにはどうしたらいいかということをお尋ねに考えて質問及び提案させていただきましたが、この実現には市当局の御理解、御協力がなければならないわけでありまして、ぜひ皆さんの知恵を出し合って、活気ある商店街をつくるためにはどうしたらいいかということをお尋ねに検討していた

だきたいと思います。

最後に、今一度、匝瑳市活性化に対する市長の所見をお伺いして、一般質問を終わります。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 匝瑳市の商店街の活性化のことでございますが、私も先ほども御答弁させていただいた中で、さびしい思いをしている、シャッター通りになっている、これを何とか1軒でもシャッター通りが解除することができればなという思いの中で、いろんな施策をもってこの商店街に対しまして対応させていただいたわけでございます。その1つがJ T跡地の問題でございます。残念ながら、いまだもって素晴らしい考え方が届いておりません。私も先般も商工会長さんがお見えになったときに、何とか早い時点でもって検討してくださいよということを申し上げましたところ、今度、新しい政策検討委員会を立ち上げていますので今しばらくお待ちくださいということでございましたので、今後ともそのような商店街の活性化のために意欲を持っていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 佐瀬公夫君の一般質問を打ち切ります。

これにて本日の一般質問を終結します。



次会日程報告

○議長（山崎 剛君） あす9月19日水曜日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。



散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時30分 散 会

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第13日）

9月19日（水曜日）午前10時開議

1 開 議

2 一般質問

1 番 武 田 光 由 君

2 4 番 大 木 傳一郎 君

1 1 番 田 村 明 美 君

2 2 番 行 木 勲 君

3 散 会

出席議員（22名）

議 長 山 崎 剛 君

1 番 武 田 光 由 君

3 番 小 川 博 之 君

6 番 栗 田 剛 一 君

8 番 椎 名 嘉 寛 君

1 0 番 荻 谷 進 一 君

1 2 番 佐 藤 悟 君

1 5 番 浪 川 茂 夫 君

1 7 番 佐 藤 浩 巳 君

1 9 番 岩 井 孝 寛 君

2 2 番 行 木 勲 君

副議長 浅 野 勝 義 君

2 番 越 川 竹 晴 君

4 番 石 田 加 代 君

7 番 川 口 明 和 君

9 番 江 波 戸 友 美 君

1 1 番 田 村 明 美 君

1 3 番 佐 瀬 公 夫 君

1 6 番 林 芙 士 夫 君

1 8 番 佐 藤 正 雄 君

2 0 番 石 田 勝 一 君

2 4 番 大 木 傳一郎 君

欠席議員（2名）

1 4 番 小 川 昌 勝 君

2 3 番 林 日 出 男 君

事務局職員出席者

事務局 長 實川 豊 治
主 査 補 林 朝 美

次 長 大 木 昭 男

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰 夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	林 明 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 長	増 田 重 信 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君
市 民 課 長	石 橋 春 雄 君	環 境 生 活 課 長	古 作 和 英 君
健 康 管 理 課 長	大 木 公 男 君	産 業 振 興 課 長	鈴 木 日 出 男 君
都 市 整 備 課 長	鎌 形 信 雄 君	建 設 課 長	野 口 晴 夫 君
福 祉 課 長	鎌 形 廣 行 君	高 齢 者 支 援 課 長	柏 熊 明 典 君
市 民 病 院 院 長	飯 島 平 一 郎 君	教 育 委 員 会 長	江 波 戸 寛 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 勘 治 君	教 育 委 員 会 長	二 村 好 美 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 憲 一 君	農 業 委 員 会 長	加 藤 三 好 君
教 育 委 員 会 長		農 業 委 員 会 長	

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより、9月18日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



一般質問

○議長（山崎 剛君） 日程第1、9月18日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告により順次質問を許します。

初めに、武田光由君の登壇を求めます。

武田光由君。

〔1番武田光由君登壇〕

○1番（武田光由君） おはようございます。

公明党の武田光由でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、妊婦無料健診の拡大についてお伺いいたします。6月の議会にも一般質問させていただきましたが、今回も引き続き妊婦無料健診の拡大についてお伺いいたします。

6月の議会において市長の答弁に、厚生労働省より妊婦の健康診査の公費負担のあり方が示されました。その中で、5回程度の公費負担を実施することが望ましいとの考えが打ち出されました。また、現在、千葉県と県の医師会とで協議を行っているところでございますので、この結果及び、また県内の市町村の動向並びに市の財政状況などを踏まえまして、慎重に検討してまいりたいと考えている。

以上の市長答弁を踏まえ1点目に、千葉県と県医師会の協議内容はどのような進捗状況になっているか。

2点目に、市町村の動向を踏まえるとありましたが、旭市、横芝光町は実施に踏み切ると伺っておりますが、どのような状況でしょうか。

3点目に、匝瑳市における妊婦無料健診の実施についてお伺いいたします。

次に、自動体外式除細動器、AEDの拡充についてお伺いいたします。

少子・高齢化が進展する中で、我が国の社会の安心・安全の確保に努めていくに当たり、緊急医療の充実による救命率の向上を図っていくことは国民的課題になっております。心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAEDは、平成16年7月から医師や救急救

命士に限らず、だれでもが使えるようになりました。音声で使用順を説明してくれるので、操作は簡単。除細動器は愛知万博でも場内に約100台を設置され、心肺停止状態に陥った男性を、居合わせた来場者が使用し救命し、話題になりました。AEDが医師や救命救急士に限らずだれでもが使えるようになって、空港、公共施設、スポーツ施設などへの設置が進み、心臓突然死に救命の道が広がっています。

心臓突然死の多くは、血管が詰まるなどして心臓の心室が細く震え、体に血液が送り出せなくなる心室細動が原因とされる。AEDは、心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置のことです。心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分おくれるごとに救命率は7から10%ずつ下がる。10分過ぎると救命は難しくなるという。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功するとの報告もある。それだけに迅速な対応が何よりも大切です。心臓の動きを正常に戻すAEDの拡充が、救命率の向上の決め手となります。

現在、匝瑳市には4台のAEDがあると伺っておりますが、保有台数が施設の割には少ないと思います。学校、公共施設等の人の多く集まる場所へ設置が望ましく、まさかのときの備えとして必要不可欠です。啓発のために救命講習会など実施を進めていただくように希望するとともに、導入の計画をお伺いいたします。

3点目に、学校の耐震化の推進についてお伺いいたします。

公立学校の施設は、地震等の非常・災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠です。しかし、現在、耐震性が確保されている建物は全体の約半数に過ぎず、他の公共施設と比較しても耐震化への取り組みがおこなわれている状況です。文部科学省がことし3月29日に発表した公立学校施設の耐震改修状況調査の結果にその深刻さがあらわれています。

公明党は、子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化を精力的に推進するよう取り組んできました。特に平成18年度に補正予算では、公立学校施設等の耐震化のため、本予算の2倍以上の2,806億円を計上させましたが、これはまさに地域の声を国政に反映させた公明党の実績です。

地震はいつ起きてもおかしくない状況です。学校の耐震化は急がねばならない課題です。そこで文科省は、ことし3月に出された有識者会議の報告を踏まえ、緊急対策として、耐震性の確認されていない建物のうち優先度の高い3分の1については今後5年間で耐震化すべきとして、各市町村に学校の耐震化を計画的に進めるように改めて要請いたしました。また、

今後の整備については、従来の建てかえから工期も短くコストも安い改修補強に切りかえる方針を打ち出しました。個々の学校施設の耐震性能を的確に把握した上、地域に予測される震度の大きさも考慮し、倒壊または大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に改築や耐震補強といった耐震化事業を実施していくことが重要です。

以上の点を踏まえ、お伺いたします。

1点目に、文部科学省がことし3月29日に発表した公立学校施設の耐震改修状況の調査の結果についてお伺いたします。

2点目に、今後の改築や耐震補強工事の計画及び進捗状況についてお伺いたします。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 武田光由君の登壇質問が終わりました。

武田光由君の質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの武田光由議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、妊婦の無料健診の拡大についてのお尋ねでございますが、現在、県医師会と健診の内容及び費用負担などの具体的な協議を行っておるところでございますので、その結果を踏まえながら、公費負担の5回の実施に向けて推進をしてみたいと考えておるところでございます。

次に、AEDの拡充についてのお尋ねでございますが、我が国におけるところの突然死は年間約8万人と推定をされており、その半数が心臓病によるものであるとのことでございます。実に毎日100人以上の人が亡くなっている計算になるわけでございますが、この心臓突然死のほとんどは、心室細動という心臓のけいれんによるものだそうでございます。心室細動は、発症から1分経過をすごると10%ずつ救命率が低下をされると言われており、できるだけ早期にAEDによって心臓に電気ショックを与え、けいれんを除去することが、救命にとりまして最も重要で効果的だと言われておるところでございます。

武田議員さんも御承知のように、従来は日本ではAEDを使用できるのは医師や救急救命士などに限られておりましたけれども、平成16年7月からは一般市民も使用できるように法的な整備がなされたところでございます。このような状況を踏まえまして、全国的にAEDの整備普及が進められておりますが、本市におかれましても保健センターや市民病院、消防組合などの公共機関だけではなく、民間施設への整備も行っておる状況でございます。

今後も、社会構造の高齢化に伴いまして、人の多く集まる場所や24時間緊急持ち出しが可能な場所へのAED配備の必要性が高まっているものと考えられますところから、一般市民が病院にかかる前の救急体制の充実を推進する立場と施設管理者の立場の両面から、先進事例を参考にいたしながら総合的に検討し、積極的に取り組むとともに、匝瑳市の基本構想にかかわる前期の基本計画の策定の中で、関係機関などの意見を参考にしながら計画に盛り込んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございますが、教育関係につきましては教育長から、その他の詳細につきましては関係課長から御答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） それでは、教育関係の学校の耐震化の推進についてということで2点の御質問がございましたので、お答えをいたします。

1点目の文科省の調査の結果はどうであったかということでございますけれども、平成19年4月1日現在、耐震性が確保されている施設と、これは公立の小・中学校施設でもって58.6%、それから耐震診断については、耐震化優先度調査等も含めれば公立小・中学校で89.4%と、このような調査結果が示されております。

次に、本市の状況でございますけれども、本市には小・中学校合わせて分校を含めまして16校がございます。このうち基準の床面積が200平方メートル以上または2階以上の建物というのは50棟ございます。この50棟のうち、いわゆる昭和56年以前に建築されたものは、校舎が13棟、それから屋内運動場11棟で合わせて24棟になりまして、全体の約48%を占めます。なお、野栄中学校の校舎につきましては、昭和56年以前の建物ではございますけれども、平成10年度に耐震改修しておりますので、結果は23棟で、割合は46%と、こういうこととなります。

現在、国・県の指導で耐震化が急がれているところでございますが、先ほどの23棟のうち5棟につきましては耐震診断業務を完了しております。残りの校舎9棟、それから屋内運動場9棟、これにつきましては、平成18年度に耐震診断業務の事前診断として、耐震化優先度調査を実施いたしました。この優先度調査結果に基づきまして、平成19年度は18棟のうち5棟について耐震診断業務を発注しておりまして、現在作業中でございます。

今後、平成20年度に6棟、それから平成21年度に7棟を実施して耐震診断を完了する予定でございます。また、耐震診断結果に基づきまして、耐震改修工事か、あるいは全面改築を

行うべきかを検討いたしまして、早急に耐震化できるよう努めてまいりたいと、このように考えております。改修や改築に当たっては、他の公共施設の整備計画や学校の統廃合計画等との整合性を図りながら、年次計画を設定して耐震化の着実な推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、AEDの関係につきまして市長答弁に補足をさせていただきます。

まず、市内のAEDの配備状況であります。救急車への配備も含めて消防組合匝瑳消防署に3台、同野栄分署に2台、市民病院、九十九里ホーム、病院等の医療機関に計7台、保健センター、ぬくもりの郷、社会福祉協議会に各1台、匝瑳高校に2台、敬愛大学八日市場高校に1台、スイミングクラブ、パチンコ店等の民間施設に計3台、市内全体で21台の配備が確認されております。

一般市民に対するAEDの取り扱い、利用の普及でございますが、これにつきましては、消防機関が中心となって行われている状況でありまして、消防組合が実施した平成18年度におけるAED講習会の実施実績では、63回行いまして、延べ2,354人の方の参加がありました。これは匝瑳市だけではなく組合管内全体ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、近隣状況を今回調査してみたところでございますが、旭市、銚子市、香取市、山武市、東金市、横芝光町の5市1町を調べたところによりますと、旭市と横芝光町を除いては、各団体、市役所や保健センターなどに市として各1台の設置でございます。旭市は、消防本部を窓口には市内14台の設置がされており一番多い状況でございます。また、横芝光町では3施設で各1台配備してございまして、さらに先進的な取り組みの事例になろうかと思っておりますが、要綱を定めて、同市内、町内での開催される各種イベントやスポーツ行事等の際に無料で貸し出しを行うというような状況もございました。ただし、平成18年10月にこの要綱を設置した段階以降、まだ使用の実績はないということもございました。なお、貸し出しに当たっては、AEDの講習を修了した方がいるという条件が付されている状況でございます。

次に、配備の形態でございますが、買い取りによるものとリースによるもの、双方の形態が見られる状況でありまして、リースの形態をとる理由が多い状況、その理由としましては、平成16年7月から一般市民の使用が可能になったことに伴いまして、いわゆる一般向けAEDの取り扱い要領の簡便化や機械の小型化、軽量化等を進めておりまして、技術的な進歩も

著しいということでございます。日進月歩の勢いで性能が向上しているという状況から、買い取りではなくてリースの形態によるものが多いと考えられております。性能向上の一例ということで御紹介申し上げますが、1歳から8歳未満または体重25キログラム未満の小児に使用する専用の小児用のパッド等があるということもお聞きしております。このAEDの配備に当たっては、これらの実情を調査して、費用対効果の面からも効率のよい形態を採用していくよう研究をしたいというふうに考えております。

また、AEDの救命効果についてでございますが、この6月7日に総務省の消防庁から、救急救命処置の生存率での効果に関する調査について報道発表があり、救命効果の分析結果が報告をされております。これによりますと、一般市民によって除細動が行われた場合の1カ月後の生存率は、平成17年で26.9%、平成18年で32.1%であり、一般市民の皆さんによる除細動が行われなかった場合と比べまして、平成17年では3.8倍、平成18年では3.9倍との高い状況になっております。また、全国的にAEDの整備普及が進められる中、一般市民による除細動の件数は、平成17年78件であったところが、平成18年では254件と大幅に増加している状況が確認されております。

一方、この調査では、心肺停止状態で救急搬送された患者の1カ月後の生存率についても都道府県別に報じられておりまして、千葉県では6.17%と全国平均の7.19%を下回っている状況にいます。都道府県間の格差は最大で5.1倍もありまして、格差の背景には、家族による応急手当の有無やAEDの配備状況等があるものと見られますので、今後、救命率の向上に向けたAEDの配備拡大と講習会開催などによります取り扱い要領の一層の普及推進が求められるものと考えております。

このような状況を踏まえて、AEDの配備普及につきましては、先進的事例を参考にしながら総合的な調査研究を進め、また、講習会の実施に当たっては、消防組合と連携しながら、また内部的に庁内調査を図った上で、それぞれの公の施設に具体的に配備すべく積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木健康管理課長。

○健康管理課長（大木公男君） それでは私の方から、妊婦無料健診の拡大に関する県医師会との協議の内容と、それと近隣市町の現在の状況等につきまして市長の答弁に補足をさせていただきます。

まず、協議内容についてでございますが、本年2月22日に厚生労働省案をもとに県医師会

との第1回目の話し合いが行われました。これを受けまして、7月13日に具体的な内容等に関する話し合いが行われまして、医師会側から、厚生労働省が示した健診項目に加え、風疹、それからH I Vなど5つの健診項目が必要であって、それに係る費用は約7万円ほどであるとの話がございました。さらに、8月17日にも話し合いが持たれまして、県市長会より妊婦健診委託料の積算根拠を提示したところでございます。なお、現在、双方の意見に隔たりがありますので、その調整に向けた協議が今後も行われるものと思います。

次に、近隣市町の状況でございますが、旭市につきましては、県医師会との協議結果を踏まえまして5回の実施を考えているとのことでございます。それから、横芝光町につきましては、本年10月1日から5回の実施を開始するというふうな状況でございます。

それから、A E Dの関係でございますが、A E Dの使用に関しては、10月14日の日曜日の日に市民ふれあいセンターにおきまして、これは地元医師会の主催によります一般の方々を対象としたA E Dの使用方法についての講習会が開催されるということでございます。健康管理課におきましても、保健医療を所管する立場から関係機関とも協力をしながら、今後、病院前の救護体制確保の観点に立ちまして、A E Dに関する知識の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 武田光由君。

○1番（武田光由君） 詳細な説明ありがとうございました。

妊婦無料健診につきましては、医師会とのこともありますでしょうけれども、各市町村の実施の状況、県の推進もございますので、そういった早い時期の実施が必要かと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

あとA E Dの普及につきましては、今、担当課長から説明がありました。講習会等を医師会の主催でやるということでお伺いいたしましたが、こういった講習会の通知をホームページ、またA E Dのこういったものが非常にいいんだよということで市民にアピールする等のことを実施する必要があるかと思っておりますので、その辺も検討をお願いしたいと思います。

また、A E Dは、命という大切なものを守るものでございます。また、今、総務課長からリース、買い取り等の話がありましたけれども、価格的にもそれほどのものではないんじゃないか。本当にこれで命が助かるのであれば、匝瑳高校、敬愛大学高校等は設置してあることも伺っておりますが、中学校、また小学校、幼稚園等、子ども用のA E Dも出ているようでございますので、その辺の設置もお願いしたいなと思っております。

また、設置の際には、どこにどのように設置されているのか、マップの作成もやったらどうかなと思います。

あと学校の耐震化については、調査結果を踏まえてということでございます。現状はどうなっているのかわからないというのが現状でございますので、早い調査結果を踏まえて計画的に進んでいかれることを望むものでございます。

先ほど申し上げました、1点だけお伺いいたします。市のホームページ、AEDのホームページの普及を促すことで、可能かどうか答弁をお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 病院前救急体制の充実というのは、行政の抱えている大きな課題というふうに認識しております。御提案のありますホームページ等での周知、そういう面につきましても、今後、前向きに、さらに近々に取りかかるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 武田光由君。

○1番（武田光由君） ありがとうございます。

今回の3点ほどの質問は、命にかかわる大事なことでございますので、早急に実施の方をよろしくをお願いいたします。

答弁は結構でございます。ありがとうございます。

○議長（山崎 剛君） 武田光由君の一般質問を打ち切ります。

続いて、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） 日本共産党の大木傳一郎です。

2007年9月の定例会に当たりまして、市民の中に、暮らしを守ってほしい、市民の思いを実現してほしい、切々たる要望が寄せられております。そういう中で、5点にわたって質問いたします。

1つは、参議院選挙の結果についての所見と市政への対応について、第2に、生活困窮市民の増大の中での生活保護行政の充実について、第3点として、来年度の市独自の子育て支援事業について、第4点として、介護など社会福祉行政の強化について、最後に第5点として、そうさみのブランド化支援について5点質問をいたします。

まず第1の、市長の政治姿勢を明確にする上で、今回の参議院選挙の結果についての所見と市政への対応についてお尋ねをいたしたいと思います。答弁書に頼らず、質問に沿った答弁、いわゆる答弁漏れのないように冒頭お願いをいたしたいというふうに思います。

今回の参議院選挙の結果は、自民党の歴史的な大敗になりました。これは、自民・公明のいわゆる構造改革基本路線に対する国民の強い批判だと思いますが、市長はいかがお考えか。

基本路線、すなわち全国に広がった貧困と格差、弱肉強食の構造改革、その基本路線に対する審判ではなかったでしょうか。地方の衰退、農業の経営破綻、地方財政の圧迫、医療機関、医療関係全体に対する、あるいは福祉に対する負担増、増税、定率減税の廃止、高齢者負担増、非人間的な雇用、そしてさらに、来年度から後期高齢者の制度の導入、消費税の増税、こういうような形で基本路線に対する貧困と格差に対する批判があったのではないかと。

第2点として、安倍総理は、戦後レジュームからの脱却ということで、戦後のこの日本の民主的な傾向を戦前、戦中に逆戻りさせる、そういう傾向を強めてきました。例えば従軍慰安婦には強制はなかったと、沖縄の住民の集団自決には軍は強制しないと、あるいは憲法を変えるような計画、すなわち、教科書を改訂し、教育基本法を改定、あの戦争を正当化し、これはアメリカからも批判を受けました。美しい国どころか危ない日本をつくる、その計画に対する国民の不安と批判があらわれたのではないのでしょうか。

さらに、政治と金、企業献金の容認、政党助成金、結局、お金に対する麻痺、これが政治をゆがめ、まさに異常な政治の実態に対する国民の批判があらわれたのではないかと、そのことについて伺いたいと思います。

第2に、今、市民の暮らしを守る立場を、市長を先頭に匝瑳市の執行部はいよいよ決断を持って立ち上がる時ではないのでしょうか。その1つは、消費税の増税を絶対許さない。市長も消費税には反対だと繰り返し答弁されております。しかし、税はどうするかと、財源はどうするか。これは、巨大企業からそのもうけにふさわしい課税を進めることを主張することが大事だと思います。そして第2に、後期高齢者医療制度、来年4月から始まるわけですが、この凍結と全面見直しを国に要請する必要があります。さらに、年金問題では、現在、25年加入しないとその対象になりません。これを10年に縮小すると、国民の多くが年金の制度に預かるという形で国に強く要求すべきであると。さらに、匝瑳市の財政として、交付税が減額されるという中で、交付税の増額をもっともっと強く、政治が大きく変わろうというこの時期こそ市として、4万1,500の市民の守り手として、その立場に立った政治姿勢の確立を強く求めるものですが、いかがでしょうか。

第3点として、次の国会でテロ特措法の延長問題が大きな問題になっています。アメリカの報復戦争への加担であったこのテロ特措法を今回撤廃するという立場、これが日本の平和憲法を持つ、あるいは国連の憲章に基づく立場だと。あのアメリカの報復戦争によってテロは拡大し、今は60カ国にテロは拡大し、イラクでも当初36カ国が戦争に加担しましたがけれども、現在はどんどん撤退をして、今、22カ国に減少しています。日本は、このままいけばアメリカが撤退しても日本だけは残ると、こういう本当に平和憲法に反する形になります。テロは絶対許してはなりません。テロは、戦争ではなく国際的な法の裁きで正すべきであります。テロ特措法に対する反対をしてほしいという思いを持ちますけれども、市長はいかがお考えかお伺いします。

第4に、この自民党の歴史的な大敗を受けて、今こそ匝瑳市として、国に地方自治確立を、その行財政を、国の言いなりではない、地方財政破綻を進めるような行革をやめさせる、農業の構造改革、農業を破綻に導く、こういう構造改革を見直させていく、そういう立場で地方自治を守ってほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

この問題の最後に、今、匝瑳市として重大な転機に差しかかっております。きのうでしたか、副市長が答弁しましたけれども、病院の経営統合、ごみの処理の広域化、これは財界主導の、いわゆる財界が中心になった政策提言を行っている経済財政諮問会議の線に沿ってやらなければならないという、とんでもない答弁があったわけですが、まさにこれは小泉構造改革の最たるもの、典型的なものであります。このルールに乗ったら、まさに地域住民の、市民の暮らしへの攻撃、破綻は明瞭であります。病院の経営統合、ごみ処理の広域化、これを前面に押し立て、撤回するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。生活困窮市民の増大の中での生活保護行政の充実について。

まさに小泉改革の5年、そして引き継いだ安倍内閣。匝瑳市においても市税は、何と滞納が7億3,000万円、その中で収納可能はたったの2億円。国保税は、収納率がこの5年間で79%から64.1%に低下をする。滞納世帯も全体で1,280世帯から何と1,621世帯に急増する。給食費は117人に急増、総額1,213万円。保育料も8件から45件に急増。これは決して規範意識が薄れたのではなくて、大局的には生活苦、小泉改革によってもたらされたものであります。基金においても14億円から4億円と、地方財政も破綻状況に直面しております。これは、交付税の大幅な減額によるところが大きいわけでありまして。介護料の未納の増大、生活保護率の急増。

最近、小泉改革の痛みによって、7月11日のこれは朝日新聞ですけれども、「おにぎりを

食べたい」と日記に残し、生活保護の辞退の男性が死亡というような形が報道されました。これは、宇都宮、札幌、全国に似たようなケースが生まれております。このような痛み、このようなひどい国民を死に至らしめるようなこの報道。官の教訓、この行政の責任が問われている、こういう事件、これに対してどんな教訓を感じているか、まず第1点伺いたいと思います。

さらに、ここ10年の生活保護被保護者数の変化についてお尋ねします。世帯、人数、保護率。

第3点として、憲法第25条の生存権に立った生活保護の対応について、「広報そうさ」、あるいは匝瑳市のホームページ、周知徹底を図るべきであります。私もホームページや広報をよく見ているわけですが、憲法第25条に沿った生活保護の対応については、全くと言っていいほど周知徹底がされておられません。

第4点として、生活保護の保護申請書を窓口対応の改善と同時に窓口においておくべきであろうというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。これは、生活保護法の趣旨に沿った対応であります。

さらに5点として、ここ数年の生活保護の相談件数、そして相談件数による申請件数、申請件数の中での受理件数、この経過、生活相談業務の実態を報告していただきたいと思えます。

第6点として、申請に基づかないで、この方は大変だと、職権保護をすることができます。この職権保護の件数は毎年何件ぐらいあるか、その点について伺いたいと思います。

今、先ほど新聞で報道された、おにぎりを食べたくて日記に残して亡くなった五十数歳の男性の方の報道の中で、結果的には行政が、生活保護を受ける権利があるのにその権利を侵害する人権侵害、あるいは生活保護法、あるいは憲法、そういう法に逸脱するやり方があって、全国にそういう痛ましい事件が繰り返されているわけです。そういう匝瑳市で申請権を侵害するようなことがないかどうか伺いたいと思います。

この問題の最後に、今、国は唯一の憲法第25条のよりどころであるこの生活保護の事業を、母子加算の廃止、老齢加算の廃止、基準の引き下げ、こういうような形の生活保護制度の空洞化というのか、国からの助成を縮小しようという動きが強くなっています。まさにこれは申請を拒否する指導にあります。こういうような、本来国の責任をもってやるべき法定受任事務であるこの生活保護を国がもっと責任を持ってやるべきだという形で、母子加算、あるいは老齢加算基準の引き下げなんかをやめるように、国に大いに意見を申請してほしいと思

いますが、その点いかがお考えでしょうか。

次の質問に移ります。来年度の市独自の子育て支援事業についてであります。

旧八日市場市、旧野栄町は、次世代育成支援行動計画を平成17年3月1日に策定いたしました。当時の江波戸市長、当時の町長である伊藤市長、ともに少子化対策は急務だと、推進役として行政のリーダーシップが必要だと。ところが、計画が3年過ぎ、あと2年のこの行動計画、少子化は一層深刻に進んでおります。今、全国で、そして県内でも有効な対応策が始まっております。

最初の第1の質問は、匝瑳市における子育て支援行動計画の推進体制がばらばらであるということです。効果的に推進していくため検討したい、あるいは子育て支援課等の設立、機構改革を検討したいというふうに今まで答弁をしまりました。そこで、このばらばらな推進体制を一刻も早く一本化して、子育て支援事業がスムーズに、効果的に推進できる仕組みを早期につくり上げるべきだと、このように思いますが、いかがでしょうか。

第2に、来年度の子どもの医療費助成の拡充の問題です。匝瑳市は、とりわけ旧八日市場市時代は全国的に進んでいました。しかし、今やおくれ気味です。通園で3歳までの県基準、これが匝瑳市。しかし、さまざまなデータを上げてみますと、県内の60%近くが通院で就学前までに拡充しているわけです。33自治体、それにこの10月からは八街市も、今現在3歳までですけれども、この10月から就学前まで通院で拡充すると。このままだと匝瑳市は、県下最低の乳幼児医療への助成、あるいは子どもへの助成、いわゆる子育てしにくい町だという汚名を背負うことになる。小学校6年までを展望しつつ、当面は就学前までの入院、通院ともに無料助成を実現してほしい。これはぜひ来年度やらなければ大変な不名誉なことになると、このように思いますが、いかがお考えか御答弁をいただきたいと思っております。

さらに、子育て問題でお伺いしたいのは、放課後児童クラブについてであります。

昨日、若干質問がありましたので、できるだけ重複は避けたいと思っておりますが、共働きが多くなり、ひとり親家庭も広がっている中で、働きながら子育てできるため、子どもの健やかな成長、発達を保障する立場から、子どもの最善の利益を保障する、子どもの人権を保障するという立場から県は、ことしの1月にガイドラインを発表しました。これも私、県のホームページで取り寄せたものでありますが、この放課後児童クラブの関係者にこのガイドラインがどれだけ普及されているか。ガイドラインから見た匝瑳市の市の現状はかなりおくれであります。それに対してどう今後対応するか。

第2に、県は健康福祉部が所管です。ところが、匝瑳市は教育委員会が所管になる。それ

は始まったばかりの事業と言ってもいいぐらいの状況ですので、ただ問題は、そういうまさにばらばらというのか、子育てという最も今の中心的な少子化の時代の中でやらなければならないのが、行政上ばらばらであってはならないと。整合性を持った取り組みを進めていく上には、その辺の改革というのか、改善というのが求められるのではないかと。その点についていかがお考えか。

それから、全校、すべての学校で入所の希望調査はやったかどうか。待機者は今どれくらいいるのかお伺いしたいと思います。とりわけ共興小学校、そして須賀小学校、ここでの放課後児童クラブでの実施、実現が私は求められていると、このように思いますが、その辺の実施計画について伺いたいと思います。

さらに、この県のガイドラインで設置運営基準の策定、私は、匝瑳市においては独自の設置基準の策定が必要だと、このように思いますが、いかがお考えでしょうか。

さらにこの問題の最後に、保護者が現在どういうふうに設置、運営されているか、すべての児童クラブに保護者会、父母の会、そういうものが設置されているかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

第4点の質問に移ります。介護など社会福祉行政の強化についてであります。

まさに介護福祉関係は、小泉構造改革によってどんどん福祉が壊され、後退をしております。そういう中で、匝瑳市として地域福祉計画が来年度以降計画されております。この匝瑳市地域福祉計画の策定体制、その目的、推進の基本、そして策定委員には、できるだけ大勢の公募による委員の選出、そして広く福祉団体からその計画策定委員会に参加を求めると。そして、手づくりで。

私、その次世代育成計画を見て驚きました。旧野栄町と旧八日市場市の行動計画書がうり二つなんです。恐らく同じ業者に頼んで同じものがつくられたと思うんですが、内容はぴったりこなんです。こういう地域の実情に合わない、いわゆるコンサルタント頼みじゃなくて、自力で、皆さんの能力で、みんなの力で、手づくりで行動計画、その地域福祉計画をつくることによって、血となり肉となって、本気になって福祉の向上、福祉を充実させることになるのではないのでしょうか。

この問題の最後に、「ゆうあい号」のその後の問題についてお伺いしたいと思います。

市長は、議会の中で繰り返し繰り返し、あの事業の継続を約束いたしました。しかし、現状はどうでしょうか。継続どころか、運転手はいません。そして、旧野栄町に2台行っちゃっている。やはり当然、旧野栄町に1台、旧八日市場市に1台、公平な配置が必要ではない

でしょうか。これは早急に「ゆうあい号」の今後の福祉の向上というのか、障害者の立場に立った改善が緊急に求められる。すったもんだしたわけですよ、この問題は。今どき、今ごろになってもまだすったもんだしているというのは、本当にやる気があるかどうかという、そういうことが今試されているわけですから、そのことに対して明快な答弁をお願いいたします。

第5点のそうさ米のブランド化支援についてであります。

今、米づくりの現状は大変なものであります。この水より安い米。生産原価が今1万7,000円前後かかると言われているのに、実際、今、コシヒカリが1万2,800円、1万2,000円を切る、こういう状態になっています。そういうわけですから、日本の食糧自給率は39%になって、穀物自給率は何と23%。まさに世界的な食糧危機、バイオ燃料に穀物が利用される、そういう状況の中で日本の農政は逆行です。これが自民党大敗の大きな原因にもなっているわけです。でも、世界の在庫、日本の在庫もどんどん低くなっています。

そこで1つに、この当匝瑳市議会、あるいは当農業委員会では、政府に対して、2万円米価、いわゆる生産費を補償する制度を実現してほしいという、そういう制度要求を決議し、意見書を出しました。市としてそれにどう対応したか、市のそういうような形で農水省なり政府関係機関に意見書を出したかどうか確認したいと思います。もしやっていないければ、やってほしいということをお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、第2点に、匝瑳の米研究会が発足をいたしました。私も参加し、市長もそこであいさつをしたわけですがけれども、今まで、ここに当市の農業振興会に関係する議員もいるわけですがけれども、水稻関係は振興会に入っていないかったんです。今度、ようやく水稻関係の研究会が振興会に入ったわけです。そして、この米研究会は今、繰り返し会議を進めて、いかに匝瑳の米を活用できるかということできざまな研究をしています。当面、発芽玄米をブランド化して、ふさこがね、いわゆる千葉28号を活用したいと。

そこで伺いたいんですが、このブランド化するために、登録商標をするために、幾らでもないんですけれども経費がかかります。そういうのに対する市の助成は、これは県と市で当然やると思いますけれども、それに対する考え方、助成への対応をお答えください。

それから、野菜給食センターでは、発芽玄米を約2割まぜて活用しているわけですが、八日市場給食センターでは現状ではできないというような答弁でしたけれども、これはやっぱり本気になって、ギャバという、教育長も答えたように、子どもたちの精神、気持ちを落ちつかせるという効果がある、栄養価の高い、それをいろいろな事情を持ってできないという

ことでなくて、今の状況の中で何としてもやろうという、その決断こそ必要だと。時期は1か月後とか半年後、1年後、ある程度の期間はあるけれども、やるという立場での検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

そしてさらに、ふれあいパークでのこの発芽玄米、ふさこがねの販売、これを進めると。アイデア袋、いわゆる発芽玄米を入れた袋なんかに結構経費がかかるわけですよ。そういうものに対する支援、これを市が考えるべきだと。そして最終的には、私は、旧野栄町も旧八日市場市も、学校給食センター、完全米飯給食、これをやはり目指すべき方針を立てるべきだと、このように考えるものですが、市長はいかに考えているか、その所信を伺い、登壇質問を終わります。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君の登壇質問が終わりました。

大木傳一郎君の質問に対する執行部の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） まず最初に、大木議員さんに大変失礼なことになりますけれども、答弁漏れがあるかと思いますが、その点につきましては御理解をまず賜りたいと思う次第でございます。

実は最初の選挙の結果をどう思うかというようなことでございましたが、これはもう国民が審判を下したわけでございます。いわゆる金と政治、格差、これが大きな課題になりました。この結果がこのような自民党の大敗につながったということでございますので、私は、これからはやはり目線に立った国政、また市政、県政をすべきだなということをしみじみと感じ取らせていただきました。

そのような中で、もうこうなった以上は、例えば構造改革にいたしましても、よい面も悪い面もございましょう。しかしながら、国民の審判に基づきまして、国民の皆様方に有益とまらない政策につきましては、恐らく今後、当然改善されていくべきだと私は考えています。当然、されていくのは当たり前でございます。そのような中でこれからは行政をつかさどっていきたく、かように考えるものでございます。

また、テロの特措法でございますか、これにつきましては、私はどうこう言う立場ではないと私は思っております。これはあくまでも国会の場でもってやっていただくことが必要じゃないかなと。ただ、私は個人的に、果たしてこのテロの特措法が本当にテロの撲滅につながったかということは、ただ新聞紙上でマスコミの中でお聞きしているだけでございますの

で、私としてはそのような審議というものは私の方からはなかなか語り得ないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。しかしながら、マスコミがあれだけ報道しているわけでございますから、そういう面もあるのかなと、あったんだなというような思いをさせていただいているところでございます。

次に、小泉改革の問題でございますが、ごみ処理の撤退ですか、これにつきましてはどう考えているかというお尋ねでございますが、これはもう大木議員さんも御存じのように、当時3市6町の東総広域行政の中で決定をされて、このように今日まで来たわけでございます。それが今回の旭市の地域におかれまして住民の反対を受けまして、一応白紙になったということでございますけれども、これにつきましては、やはりなくてはならない施設だというふうに私は考えております。

大木議員さんおっしゃるとおり、国の指導によってこのような方向性を出すことはどうなのかと、それに対してのお考えはというようなことでございますけれども、私は、現在の段階で、匝瑳市、またこの近辺の市町の中で、これだけの大勢の市民が本当に安心してごみ処理を使うことができる施設をつくるには、どうしても財政的なものがあるんじゃないかなという考えを持っておるものでございます。しかしながら、国からこうなったからということではなくて、やはりそこに生活をする市民の一人一人のことを考えるならば、これは当然、このような問題につきましては対応していくべきだなというふうに考えております。

以上でございますが、また、病院問題につきましても、私も先般申し上げましたように、やはり総合経営ありきじゃなくて、できればその方向でもって検討する時が来たんじゃないかなというふうな思いでございます。これはあくまでも、私ははっきりと申し上げておきます。統合経営に向けて私はそのような協議に入ることではなくて、相手のあることでございます。相手があって初めてお互いに話し合いができ、話し合いによって成立するわけでございます。一方的にどうのこうのということはどうかなと。お互いに意見を出し合っ、お互いにその地域に立派なそれぞれの自治体の病院が存続されるように、私は、話し合いをすることが一番不可欠な問題ではないかなというふうに考えております。

少子化の子育ての支援がばらばらになっているんじゃないかなというふうなお尋ねでございましたけれども、これにつきましては関係課とも再度協議を重ねまして、ばらばらでないような方向性を打ち出していきたいと、かように考えているものでございます。

そういう思いの中で、実は野栄に1カ所、また、先ほど共興と須賀の方からも要望があるんじゃないかというふうなお尋ねでございましたが、確かに私も現場へ行きましてその声を

聞いております。その声の中で、中央地区にも、いや、八日市場の方にもそのような施設を計画させてもらいますということでもって、私はその方々と話をした経過がございますので、そういうような思いでもって、これからも新しい計画をつくっていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それと、子どもの医療費の問題でございますが、これにつきましても、大木議員さんも御案内のとおり、だれだってかわいくない子どもはございません。財政さえあればすべて100%要求を満たしてやりたいというのは親心でございます。しかし、残念ながら、現在の匝瑳市の状況では、すべてこれを100%目指してやることは、現在の財政状況から言っても、私は不可能じゃないかなと。そうしますと、ほかの面でまた幾らか格差の問題が出やしないかなという考えを持っておりますので、その点につきましては再度検討させていただきたいと思っております。

この先ほどの福祉の問題で、「ゆうあい号」のお話が出ました。これにつきましては、確かに私は、この「ゆうあい号」は何としても継続したいという思いを今でも持っております。しかし、その対応の中でいろいろな法的な問題が絡んできたということもございますので、それらの問題を今後研究し、勉強して、これらの問題を解消しながら、「ゆうあい号」を野栄だけじゃなくて八日市場にもそのような車も走らせていくことによりまして、障害者の方々にやはりぬくもりと思いやりを与えることができるんだという考えはいつまでも持っておりますので、これからもこの問題につきましては検討させていただきたいと思う次第でございます。

それと、生活保護の人員とか相談件数とか受給件数とか職権保護の件数とか、こういう問題につきましては担当課長から御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

米の関係につきましては、実は、匝瑳のブランド米の支援でございますが、これは大木議員さんのおっしゃるように、私も先頭に立ってこの問題につきましては、やはり基幹産業は農業だと、農業の中で一番ウエートを占めるのは匝瑳市の場合にはお米であり、また、あるべきであるというような思いを持っておりますので、これからもやはりこの支援につきましては、骨身を惜しまず支援をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

そういう中에서도、実は先般、農政局の局長のところに行きまして、そのようなお話をさせていただきました。そのときに各県から長野、山梨、茨城、5県から1人の代表の方がお集まりいただきまして、米の問題を討議されました。その中で、それぞれの地区では、うちの米がみんなおいしいのだと、うちの米が一番おいしいのだということは異口同音でござ

います。そういう中にありまして、これからこの食糧、この問題を解決するには非常な問題があるんじゃないかなと考えさせられました。やはりそれぞれの地域におかれましては、それぞれの生産者が、何とかしてこの米問題を解決してくれというような、やはり宣伝も一つの方法だというような思いの中で、各地区を代表された方々がすべて、うちの米はおいしいですよということを言われました。そういうことをこれから踏まえながら、消費の伸びに私は努力していかなきゃならないんじゃないかなと思っておるところでございます。

そういう中で、先ほど大木議員さんがおっしゃられましたように、野菜の問題、給食の問題、あるいは八日市場の給食の問題、いろいろ言われましたが、やはりどちらかという消費が伸びなければ、幾ら生産しても消費を追いかけることはできない。そういう中で、実は生産者自体にしても、やはりお米を食いましょと。みずからが、生産している方々にしても、お米を食いましょということが私は先決じゃないかなというふうに考えております。

実は私も生産者の一人でございます。しかしながら、残念ながら今の子どもたちには、お米を食べると、御飯を食べると言っても、食べたくないよと、御飯は1食でいいのだよというようなことが、子どもから言葉が聞かれております。そういうような言葉をなくすようなことが、私は消費者の増大に結ぶ大きな課題かなというふうにも考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、どちらかといまして、市を挙げて消費の運動には取り組む必要じゃなくて、取り組まなければならないという思いがございます。

後の問題につきましてはまた担当課長から答弁させていただきますが、また再度、大木議員さんから答弁漏れに御指摘がございましたら、その次にお答えをさせていただきたいと思う次第でございます。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勸治君） それでは、教育にかかわる問題でもって何点か御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

初めに、児童クラブの関係でございますけれども、県のガイドラインを示しているかどうかということでございますけれども、本市の場合は入所に際しまして、案内のパンフレットをつくりまして、これで対応しておるということでございます。

それから次に、県・国の方は教育委員会以外のところの所管であるけれども、本市の場合は教育委員会ということで、これはなぜなのかという、この御質問でございますけれども、本市で一番最初に児童クラブを設置したのは、平成13年、今の八日市場小学校、当時、中央

小学校といたしましたけれども、その東側の空き教室を使って開設したと、これが一番最初でございます。その際に、学校の空き教室を使うということもあって、国の方の所管から言えば福祉課の方の担当ということになるかと思えますけれども、実際は日々の運営上、施設設備の面での特にまた電気や水道、あるいは校庭や体育館等の利用、あるいは学校行事等があったときの下校時刻の変更だとか、一番大事なのは、預かっている児童の様子、こういったものは学校との連携、これが不可欠であるというような判断で、教育委員会の方が担当するのが適当であろうと、こういうようなことで現在に至っているということでございます。

現在、6つの場所でもって開設しておりますけれども、その中でもって、学校の空き教室を使っているのは、平和小学校、これは校舎の中の空き教室を利用と、それから、今年度開設した野田小学校、これも教室を使っておると、それから、椿海の児童クラブにつきましては、希望者が多くて、コミュニティセンターの方では間に合わなくなって、学校の方の教室の一部を使って実施していると、こういうような状況もございますので、当面、子どもたちの様子が学校の方の先生方の方によく伝わる必要があるということから、教育委員会で担当してきたと、こういうことでございます。

それから、全校で希望調査をしてあるかということもございますが、これは開設している学校につきましては当然全校でもって調査をしておりますが、開設していない学校については調査をしてございません。開設の時点でどのくらいの希望者があるのか、これがわからないと、開設すべきか否か、これを判断しかねますので、そういったことでもって、開設予定の段階、その前段でもって調査をしていると、こういう状況でございます。

それから、今後の開設予定はどうかということもございますが、これは担当の方ともいろいろ協議したりしておるところでございますが、昨年度までは5施設でございました。旧八日市場市の方で4施設、それから旧野栄町の方は野栄児童クラブということでもって、栄、野田、一緒でもって1施設を利用しておったと。野田の方からは、ぜひ児童数も多いことだし開設をというような希望も強くて、今年度から野田小の方へも開設したと、こういう状況でございます。いろいろ協議する中でもって、共興の方からも開設の希望がかなり高まってきているという状況もございます。そういったことから、次の開設は共興ではないかと、このように考えているところでございます。いずれ須賀の方も当然希望が出てくることでもございましょうし、そういったことでもって今後検討していきたいというふうに思います。

それから、設置基準についてのことでございますけれども、これは市の条例の方で設置を規定してございますので、それによって実施をしているということでございます。運営のた

めの基準はつくってございますけれども、設置基準云々ということになりますと条例での対応ということになります。

それから、児童館関係の保護者の集まり、保護者会はどうかということでございますが、これは設置してございます。

次に、そうさ米のブランド化に伴う問題で、学校給食での発芽玄米の活用ということでございますが、これは昨日、荻谷議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、八日市場の給食センターの場合は、週3回の米飯給食の中で2回は委託炊飯というような状況でございまして、あと1回が、以前からやっております、まぜ御飯の給食ということでございまして、きのうもお答えいたしましたように、給食センターの今後の統合問題等も含めて、その段階でもってこれについては検討すべき課題かなと、このように思っております。

完全米飯給食ということでございますけれども、この点についても、現状の施設では無理がございますので、今後のセンターの建設に絡む関係でもって検討すべき課題と、このように考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 答弁の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩



午前11時25分 再開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

残り時間は10分しかございませんので、答弁を簡便に願います。場合によっては途中で打ち切ることとなりますので、御協力をお願いいたします。

（何事か発言する者あり）

○議長（山崎 剛君） 簡便に答えますから、どうぞお願いします。

鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、生活保護の関係を御答弁申し上げます。

まず、8点ございます。第1点目は10年の変化率ということでございますが、まず平成9年度の平均でございますが、世帯数で57世帯、人員で70人、保護率が2.14パーミル、千分率でございます。平成10年度でございますが、57世帯、71人、2.14パーミルでございます。平成11年度は63世帯、80人、2.42パーミルでございます。平成12年度でございますが、71世帯、

90人、2.75パーミルでございます。平成13年度でございますが、76世帯、94人、2.87パーミルでございます。平成14年度でございますが、86世帯、106人、3.24パーミルでございます。平成15年度、89世帯、109人、3.35パーミル、平成16年度でございますが、85世帯、99人、3.08パーミルでございます。平成17年度、93世帯、108人、3.12パーミルでございます。平成18年度でございますが、3.24パーミルとなります。122世帯ということでございます。134名、3.24パーミルでございます。

それと、この対応についてでございますが、広報等でお知らせしろということでございますが、くらしの便利帳、また、ホームページ等に掲載をさせていただいております。

それと、保護の申請書を窓口置くというようなことでございますが、生活保護につきましては、窓口でのいろんな相談やら、いろんな内容の審査、またいろんな問題もございますので、その中でいろいろ質問をしながら、また答えを聞きながら申請を受けていくというようなことございますので、ちょっと一般の証明書等と比べて窓口置くのはなじまないんじゃないかなというふうに考えております。

それと、職権保護の関係ですが、これはございません。

それと、母子加算、老齢加算等の廃止でございますが、これは国の方の改定でございますので、生活面、またそういった面等の指導をこれから徹底していきたいというふうに思っております。

それと、冒頭に御質問がございましたけれども、現在、新聞報道等されておりますけれども、当市におきましては、民生委員さん、またボランティアの団体の方、それと色々なサークルの方にいろんな情報提供、また情報の共有というようなことで、そういうことのないように対応をしております。

それと、子育ての関係でございますが、ばらばらな推進体制というようなこと、先ほど大木議員さん申されましたように、各課でいろんな事業がございます。その中で横の連絡を密にとってこれから調整をしてみたいと、推進をしてみたいというふうに思っております。

それと、地域の福祉計画でございますが、地域における福祉サービスの適切な利用、また事業の健全な発達、発展と、それと住民への参加の促進と、いろんなことで、そういうことで地域福祉計画を策定するというようなことでございますけれども、県内においての策定の状況でございますが、県内では現在策定している市が15市というようなことで、これから策定に向けて検討をしてみたいというふうに思っております。

それと、「ゆうあい号」が野榮総合支所の方に2台あるというようなことですが、これからいろんな利用状況を見ながら配置について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 答弁漏れをちょっと若干伺いたいということで、一番聞きたいところが漏れたようです。

最初にお伺いしたいのは、病院の経営統合とごみの処理広域化が、財政的にも行政的にも、もしこれを実行すれば匝瑳市は大変な事態になると、私はこう思うんですよ。ですから、もうしばらく3年なり5年なりじっと我慢して、やっぱり匝瑳市独自の検討をすると。副市長も答弁していたように、これはまさに小泉構造改革の方針に沿ったものです、この2つの。その典型を匝瑳市でやるというのは極めて危険性があるわけですよ。財政破綻を招きますよ、これ。旭中央病院、317億円、建設費が。あれには解体費が入っていない。もっと今言われるのは、エックス線の部屋があるんですよ。この解体はすごい金がかかるそうですよ。放射能というのか、放射線があるということで。そのほか、あそこはその後の問題があるんです。ただ建てればいいという問題じゃなくて。結果的に匝瑳市が、経営統合すれば負担を背負うことになる。だから、私は、市長が今まで繰り返しやってきた医療連携、ここにとどめておくと、それから踏み倒すべきではないと。

ごみ問題も、今、燃やす時代から、この温暖化、今、秋田で大雨でしょう。ああいう中で温暖化を防止するには、もう燃やさない。そのために匝瑳市独自でそれに沿った、百何十億円だっただけかかるようなものじゃなくて、小さな炉で十分対応できるわけですから、それにふさわしい、これらにふさわしいごみの処理場をつくるべきだと。私は、この全面見直しと撤回をやっぱり検討してほしいということを再度これは聞きたいというふうに思います。

それから、生活保護の問題で、窓口に置かないというのは、結果的には水際作戦をやるということなんです。まずは相談でしょう。申請は、これは憲法で保障された、生活保護法、法律で保障された、まず申請を取って、申請書を受けて、それから審査するのが筋なんです。その申請前にいろんな相談、いろんな調査、質問、こういうことをやって、あんたはまだまだ十分働ける、で、あんな事件が起こされるわけですよ。そこへ転換しなければならないのが、あの北九州市のあの事件なんです。それを検討する余地もないんですか、申請書を置く。今、これは申請主義ですから、申請しなければならないと。本人の意思で申請させ

るということをぜひやっていただきたいと。だから、職権保護も一件もないということなんですよ。

今、私、全県のデータを持っていますけれども、匝瑳市のいわゆる保護件数、保護率、パーミル、これは決して高くないんですよ、低い方なんです。憲法の第25条、生存権を保障する、文化的で最低限度の生活を営む権利を侵害することになるんですよ、人権を。ぜひこれは再考していただきたい。ぜひ置いて、なじまないどころかなじむんですよ。それをぜひやっていただきたいと。再度御答弁いただきたい。

それから、子育て支援で、市長は、子育て支援課も含めて少子化対策を中心とした機構改革をすると、検討したいと、こういう答弁をしたんです。今回、改めて、この次世代行動計画、これは旧野栄町と旧八日市場市の内容はうり二つなんです。うり二つだけれども、うり二つの中に、効果的に推進していくための体制の検討というのは入っているんですよ。これはぜひ、次年度、今、少子化対策は大変大事なところに直面していますので、それをぜひ早急に検討し、立ち上げていただきたいと。再度、ここに対する答弁が、市長は再度協議すると、こう答弁ですが、その立ち上げの決断を改めて伺いたいというふうに思います。

それから、市長、子どもの医療費は、このままいくと県内最低のレベルになっちゃうわけですよ。ほかはどんどんやっているから、小学校就学前まで、通院が。ですから、来年度これをやらないと大変なことになるんです。これはぜひ来年度、就学前までの通院の医療費の助成制度を決断して、これは小学校6年生までで1億2,000万円でしょう。小学校就学前なら幾らもかからないですよ。私の言っているのは小学校6年生までじゃないから、小学校の就学前までだから、今3歳までですから、これは幾らもかからないですから、財政的に、財政さえあればですけども、それはもう十分できる。来年度これを実施しないと、県内最下位の子育てしにくいまちという汚名を持ちますので、その実施の決断をお願いしたいというふうに思います。

それから、教育長、設置基準ですか、これ。例えば遊び場は何平米以内とか、いろんなそういうところを決めたんですか、ないでしょう。運営と設置の基準、設置条例でしょう、あれは。設置基準なんです。そこを、私は策定する必要があると、検討する必要があると。県のこのガイドラインには、こういう方向が望ましい姿だというのが書いてありますから、少なくともその線に沿って早急に基準づくりを検討してほしいというふうに思いますが、最後に、今後、策定委員、それから市の福祉団体の参加による福祉計画の策定を質問したんですが、これには答弁ありませんが、その辺はいかがですか。

それから、「ゆうあい号」の運転手が現在ない。これは運転手を確保して検討すると、こういうふうに理解しているのかどうか、改めて御答弁ください。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 大木議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

最初に、ごみ処理の件でございますが、これにつきましては、私も先ほど申し上げましたとおり、3市6町での議会でもって決定をして、このような方向性を打ち出したわけでございますので、今ここでもって、大木議員さんの御質問が出たからこうしろとなれば、これにつきましては私がここで即答することはできません。やはりあくまでも議会軽視になるわけでございますので、東総広域の議会に諮りまして決定をしていきたいと、かように考えるものでございます。

あとは関係課長から御答弁させていただきます。

○議長（山崎 剛君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 子育て支援に関する推進体制の関係についてでございますが、現在、市長部局で福祉課、健康管理課、教育委員会では学校教育課、生涯学習課、さらには休業等の問題になりますと商工労政部門もかかると、非常に広域な状況でございます。縦割りの組織だけではこれは調整できませんし、また1課だけで果たして担う分野として広域過ぎないかという分析をしております。

したがいまして、今年度中に調整方針でありますけれども、組織を新たにつくるだけの視点ではなく、各セクションの連携ができる調整機能を持たせた常設のプロジェクトみたいなものも視野に入れて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） 児童クラブの設置基準の問題ですが、今後検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） 生活保護の関係の申請書の関係でございますが、福祉事務所の福祉課の窓口対応では、保護の相談の段階から制度の仕組みを十分御説明するとともに、他方施策の活用等について助言を適切に実施しております。

要保護者、生活保護になる前の方なんですけど、きめ細かな面接の相談、また、あるいは申

請の意思のある方への申請手続の援助、指導を行いながら、適正な運営に努めておるところでございます。

申請書のその提出については、拒むものではございません。

それと、福祉計画の委員さんの公募につきましては、検討をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君の一般質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前 11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

田村明美さんの登壇を求めます。

田村明美さん。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） こんにちは。日本共産党、田村明美です。一般質問通告書に記しました4つのことについて質問いたします。

まず第1、企画・環境生活関係では、匝瑳市の一般廃棄物処理・処分計画について、（1）東総地域ごみ処理広域化推進協議会策定のごみ処理施設整備基本構想、ごみ処理広域化基本構想、一般廃棄物ごみ処理基本計画の扱いについて、（2）東総地域ごみ処理広域化推進協議会、これは発展解消ということで東総地域広域事務組合に変わっているということですが、その今後の活動について、（3）匝瑳市の一般廃棄物の処理及び処分の方法の将来像について。

第2、産業振興関係、ふれあいパーク八日市場について、匝瑳市の観光振興について。

第3、福祉関係、匝瑳市の障害者福祉の充実・推進について。

第4、環境生活関係、多古町北中地区の化学工場建設計画について質問いたします。

まず、第1です。匝瑳市の一般廃棄物処理・処分計画についてお尋ねいたします。

昨日の一般質問、答弁の中で、旭市遊正地区の広域ごみ焼却施設建設計画が白紙に戻って以後の本市の一般廃棄物処理に関する方針が一定程度示されました。さらに確認したい点をお尋ねし、若干の提案もしたいと思います。

昨日の答弁では、銚子市、旭市、匝瑳市の3市による一部事務組合の広域ごみ焼却場建設は、平成24年度竣工の予定はおくれるが基本方針に変更はないこと、広域ごみ処理施設が建設、稼働できるまでの間、ごみの減量化と資源化率の向上に力を入れていくということが当局から答弁されました。

平成18年8月、東総地域ごみ処理広域化推進協議会が策定しましたごみ処理広域化基本構想、ごみの減量化と再資源化の検討において、ごみの減量化への取り組みは各市で取り組むものとする表記されているとおりであります。また、一般廃棄物ごみ処理基本計画の第5章第3節では、総ごみ排出量の5%削減が示されています。同基本計画の中では、ごみの発生を抑え、排出を抑えること、ごみの分別品目の拡大や分別収集を強化して、可燃ごみを減らし資源化を図ること、そのためには家庭用の生ごみ処理機の購入助成制度の活用促進や買物袋持参運動の推進、使い捨ての自粛、包装の簡素化、不用品交換会の活用というところにまで触れています。そして、ごみの排出抑制、資源化計画における住民の役割や事業者の役割、行政の役割も細かく示されています。ごみの減量化、資源化に力を入れて取り組み、その上で残ったごみを焼却処理し最終処分する。焼却処理するごみはできるだけ減らすということを前提にした広域ごみ処理計画であると理解しました。

同基本計画の趣旨は、平成12年制定の循環型社会形成推進基本法で、循環型社会を目指していくことが定められ、その実現にあることであると私は認識しましたが、一般廃棄物ごみ処理基本計画について当局はどういった認識にあるのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

さらに、この基本構想、計画の文書を読む中で抱いた矛盾点を指摘したいと思えます。それは、循環型社会形成推進基本法が平成12年に制定されましたが、その制定される以前の平成9年に厚生省は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを策定し、千葉県に対してごみ処理広域化計画をつくるよう通知しました。その通知を受けて県は、平成11年に県内を22ブロックに区割りした千葉県ごみ処理広域化計画を策定しました。その一つが香取東総Pブロックであり、銚子市、旭市、匝瑳市で1カ所のごみ処理中間施設をつくるという計画になっています。今から10年前の厚生省ガイドラインがもとになって、このたびの構想、計画がつくられているということ、大変大きな矛盾ではないでしょうか。

そこでは、ダイオキシン対策上、24時間連続炉でごみ焼却を行う必要とその余熱利用の観点から、焼却能力1日当たり300トン以上が望ましいとされ、小規模の市町村ではごみの発生量が少ないため、24時間連続炉での焼却は困難となることから、広域市町村でごみ処理の

集約化を推進することになったという経緯がこの構想計画の中にも示されています。東総広域ごみ処理施設の計画は10年前の厚生省ガイドラインをもとにしていますが、これでは時代におくれをとるといったことにはならないのでしょうか。

また、国の循環型社会形成推進交付金制度の対象となる施設整備メニューは、ごみ焼却施設の場合、発電効率10%以上、または熱回収率10%以上のものと条件がつけられ、結局のところ、どんなごみでも溶かして処理してしまうガス化溶融炉、またはストーカー炉などの焼却処理と、焼却して残った灰の溶融炉をセットにしたもののいずれかの施設に対してしか交付金の対象とならないのではないかと、私はこのように理解しました。この点については確認したいと思います。

また、溶融炉本体に対する建設費補助はありますが、関連施設、附属施設は必ず必要となりますが、その施設、箱物に対しての補助はつかないということも聞いています。

私は、実態を見て参考にしたいと思い、先日、習志野市が行っているごみ溶融施設、芝園清掃工場を視察し、説明を伺ってきました。芝園清掃工場は、平成14年11月稼動を開始した、24時間稼動、処理能力は1日当たり3炉で201トンという、ガス化高温溶融一体型直接溶融炉です。土地代を除く建設費は約123億5,000万円、プラント工事は新日本製鐵が行っています。稼動見込み年数は20年間という計画です。ごみは、高温のガス化直接溶融炉で熱電解処理、つまり、鉄をどろどろに溶かすように、どろどろにごみが溶けます。焼却灰は残らず、ごみが溶けてできた溶融スラグ・メタルは建設資材としてリサイクルされるということですが、販売網が少なく、そのため外に大量に堆積されてありました。ただし、ごみ量の3%ほど出る溶融飛灰は最終処分場に埋め立てされています。

ごみを高温で溶かして処理する過程で発生するエネルギーを熱や電力にして施設内で使っています。ごみの溶融にはコークスを燃料に使う必要があり、1日当たり約20万円のコークス購入費用がかかります。清掃工場の施設管理業務は市の職員が行いますが、運転管理業務は専門的なことでもあり、プラント工場関連会社に委託しています。ランニングコストは、平成18年度決算では年間約8億139万円、ごみ1トン当たり処理するのに1万3,140円かかる計算です。そして、平成19年度予算ではさらに上がっており、8億6,501万円、ごみ1トン当たり処理に1万4,298円のコストが計上されています。現在、3炉あるうち2炉運転で、1日当たり170トン进行处理しています。事業系ごみはその3割を占めます。地域性があるということです。24時間稼動でごみ量が不足するために、浄化槽センターから排出されるし尿汚泥までごみとして投入して焼却しています。その分、燃料コークスもかかります。もはや

産業廃棄物の処理まで行って、燃やすごみを求めているというのが実態でした。

この芝園清掃工場が建設された場所は、海に面した準工業地区で、住宅家屋の建築不可の用途地域となっているため、周辺住民から建設に対する苦情、問題はなかったということです。

そして、清掃工場溶融炉の現場業務を目の前で見学させていただくことができました。ここでは常にゴーという運転音が途切れることなく続く中で、必ず1時間に1回、10分間ほどの作業ですが、溶融炉を金棒でつついて穴をこじあけるような作業が、24時間終わることなく繰り返し行われていました。この作業は、鉄溶融炉と同様の高温のどろどろを金棒でこじあけて外に流れ出すようにする作業ですから、非常に危険を伴います。作業中に体がふらっとすれば、死に至る大やけどをするのではないかと、見学していても楽ではありませんでした。家庭や事業所から排出される一般廃棄物の処理のためにこれほど大がかりな施設を建設し、その中では委託会社の労働者が命がけで作業する。ここまで行う必要はないのではないかとというのが、現場を見学しての率直な感想です。

銚子市、旭市、匝瑳市の3市合わせて1カ所建設する広域ごみ処理計画については、この計画が絶対のものであるとせず、匝瑳市単独、あるいは現在の1市2町環境衛生組合規模での一般廃棄物処理施設建設も視野に入れた検討を求めるものです。何でも高温で溶かしてしまうガス化溶融炉の建設を絶対のものであると考えることから、面積の広い3市での広域化の構想から離れることができないのではないですか。3市の人口合計約19万2,000人、そのうち匝瑳市民は22%の4万2,000人、そして3市の年間総ごみ排出量7万7,172トンのうち、匝瑳市のごみはわずか13.7%の1万556トンです。

匝瑳市としてごみの減量化と再資源化を推進するための実施計画を早急につくり、実行していきながら、必要最小限の一般廃棄物焼却施設の建設計画を匝瑳市独自の方針のもとで策定し、実行していくことが適切だと考えます。建設費やランニングコスト、将来の修繕費用などを試算して比較してみると、広域化処理のガス化溶融炉の建設がよいとは言えないのではないのでしょうか、答弁をお願いいたします。

第2、産業振興です。

ふれあいパーク八日市場について。

今、ふれあいパーク八日市場と一言言えば、市民の皆さんは、ああ、あれねとすぐわかるようになっていますが、組織体制と、いろいろと複雑になりました。まず、施設の所有は匝瑳市です。維持管理、施設の基本的な清掃業務は市が事業委託して行われています。駐車場

や植木展示場を含めた施設の使用料は、市の条例に基づき月額11万1,500円、年額133万8,000円で、市の歳入の中に使用料及び手数料として計上されます。借り主である使用者は、現在、江波戸市長が代表取締役となっている第三セクターふれあいパーク八日市場有限会社となっています。そして、市の条例第4条では、市長の許可を受けて利用すること、公共的団体に対しては優先的に許可することができるというようにふれあいパーク八日市場は決められており、そこでふれあいパーク八日市場有限会社が優先的に使用しているということです。

平成17年12月1日から、従来の組織であるふるさと交流協会とは別に、第三セクターふれあいパーク八日市場有限会社が会社経営としての事業展開を始めました。代表取締役は匝瑳市長、そしてふるさと交流協会の大木会長が常務取締役を兼務しています。しかし、有限会社とふるさと交流協会は、人事面も別の体制であると理解しています。ふれあいパーク八日市場で農産物加工品、物品の販売をする場合は、ふるさと交流協会の会員にならなければなりません。入会金は現在1人5万円、年会費は6,000円です。そして、ふれあいパーク八日市場で販売した売り上げの15%は、ふれあいパーク八日市場有限会社の収入となります。事業収入面から見ると、ふるさと交流協会は、会員数を拡大することが収入の増大、安定化につながり、有限会社は、売り上げ額を伸ばすことが経営の安定、利益の増大につながるようになります。

現在、好調な需要量に農産物の供給量が追いつかず、生産者会員の募集を強化しているということでしたが、入会金5万円、年会費6,000円、これを事業投資と考える生産農家は、それに見合った利益を求め、そのためには売り上げの増大を図ります。農産物を供給する生産者間で競争原理が働くのは当たり前です。施設建設に税金7億円から8億円をかけてつくられたふれあいパーク八日市場は、現在もその維持管理のために市民の血税が向けられている公共施設です。幅広い市民各層に開かれた公共性をもっと発揮して行ってほしいと願います。市の認識、そして今後の方針について答弁ください。

そして、もう一つの産業振興、観光振興です。

本年2月から4月の3カ月にわたって、ちばデスティネーションキャンペーンが千葉県とJR東日本と匝瑳市との共同事業で取り組まれました。海岸線のまち旧野栄町と山里が広がる旧八日市場市が合併して匝瑳市となり、観光資源の質も量もふえたことから、匝瑳市の産業振興の一つとしての観光振興策に期待を寄せたものです。

しかし、ちばデスティネーションキャンペーンの余波は現在感じられません。市の基幹産

業である農業は、匝瑳市の場合、主に稲作と植木であり、厳しい状況にあります。農業所得が低いという影響は、市内商工業、サービス業の売り上げにも波及しています。匝瑳市の産業振興の一つに観光を位置づけ、多方面からの総合的な取り組みを市の行政がコーディネートするような計画を作成してはいかがかと検討を求めるものです。

また、文化財に詳しい市民の方からは、自然と歴史のまち匝瑳市をアピールして、文化の薫りを求めるお客様の期待にこたえるような接待のあり方を研究し、実践していったらよいとの提案もありました。匝瑳市は、文化財の宝庫だということです。生産者の顔が見える産直農産物も大変豊富です。ふれあいパーク八日市場という施設もあります。また、このたび八日市場駅にエレベーターが設置されたことから、障害を持つ方、体の不自由な方であっても、八日市場駅から電車を利用することが容易になりました。ノーマライゼーションを推進して、体の不自由な方のレジャー、観光を応援するような施策を観光振興に位置づけて行うということも考えられます。産業としての観光振興について市はどう考えるでしょうか、方針を御答弁ください。

さらに、市の観光協会はことし、匝瑳市観光協会に名称変更され、体制も新しくなったと聞いています。従来は八日市場の祇園祭りとよかっぺ祭りの企画事業に予算を向けた活動を行っていたように思います。平成19年度予算額573万円、うち、市からの補助額は470万円になっています。匝瑳市の観光振興の積極的な展開を期待したいと思いますが、今後の観光協会の方針、新しい企画、計画について説明いただきたいと思います。

第3の福祉関係です。匝瑳市の障害者福祉の充実・推進についてです。

本年3月に匝瑳市は、匝瑳市障害者計画及び匝瑳市障害福祉計画を策定しました。その中で市は、障害者が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指していくことを基本理念としました。しかし、この数年来、障害者支援のための法制度が目まぐるしく変更され、それに対応する市の取り組みがなかなか大変であるということを知っています。とりわけ平成18年度に障害者自立支援法が施行されてからは、サービスを受けようとする障害者は1割の利用料負担、サービス提供事業者は運営問題を含めたさまざまな変更が求められ、また、行政側も従来の国や県からの補助がある措置制度からの全面的な切りかえが迫られ、まだまだ混沌とした状況に置かれているようです。

匝瑳市障害者計画及び匝瑳市障害福祉計画は、障害者を支援するための法としては大きな問題を持っている障害者自立支援法に基づくところの、国が求める目標達成数値を示した計画ではありますが、市の障害者計画は平成28年度までの10年間を、市の第1次障害福祉計画は

平成20年度までの間の実施計画を打ち立てたものでありますから、この計画を度外視して匝瑳市の障害者施策を語ることはできません。

市内在住の障害を持っている方の人数、平成17年度統計では、身体障害者手帳所持者1,705名、うち98.5%が18歳以上、知的障害である療育手帳所持者163名、うち80.4%が18歳以上、精神障害者保健福祉手帳交付者は81名で、精神障害で入院は110名、精神障害の通院医療費公費負担対象者は249名というデータです。

65歳以上の高齢者や脳血管疾患などで障害を持った40歳以上の方のように、介護保険サービスの対象者は、障害者施策よりも介護保険制度が優先されます。市内にある障害者施設は、平成18年8月現在7カ所あり、施設定員合計は299名です。しかし、利用者は市内、市外にわたっています。7カ所のうち、市の施策である委託事業は、1つには、ふれあいセンターで行われているマザーズホーム、そしてもう一つは指定管理者匝瑳市手をつなぐ育成会が運営している心身障害者福祉作業所ほほえみ園、この2つになっています。そして、市内の障害者支援のボランティア団体及びNPO法人は26件あります。平成19年度現在、マザーズホームは自立支援法に基づく施設、ほほえみ園は市単独の障害者施策事業になっています。障害者施策としての市単独事業は、ほほえみ園のほか、紙おむつ支給事業など6件です。合計2,890万円が当初予算、また、障害者自立支援法に基づく歳出、3億円に対し、国・県支出金の歳入は2億2,200万円、差額7,800万円が、障害者サービスの利用者1割負担分と匝瑳市の負担分で補っています。

これらから見るように、市の財政負担から考えれば、自立支援法の国・県支出金を当てにせず、市の単独事業として施策を展開していくことは非常に困難です。しかし、障害者自立支援法は、障害者にとっても事業者にとっても負担の重い大変問題のある法制度にもなっています。今、全国で抜本の見直しを求める声が出ています。

私ども日本共産党は、9月6日に厚生労働大臣に対して、6項目にわたる障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する申し入れを行いました。障害者自立支援法の制度の抜本の見直しが必要であると考えますが、そのもとで策定している匝瑳市障害者計画及び匝瑳市障害福祉計画の目標値達成に向けた取り組みについて、このような大きな問題点、矛盾があるもとで、市当局はどういう取り扱いをしていくのでしょうか。また、自立支援法の矛盾からサービスが不十分であるという、それらのサービスについて、市単独事業で当分の間行っていく、補っていくという方針を市は決定しているのでしょうか、確認したいと思います。

最後に、環境生活関係、多古町北中地区の化学工場建設計画についてお尋ねいたします。

本議会に陳情第3号 「多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書」の提出を求める陳情書が提出されました。先日、産業建設常任委員会で審査が行われました。同様の件について、市当局が把握している情報及び市当局の認識についてお尋ねいたします。

さきの陳情書の陳情理由にも記されていますが、多古町と匝瑳市の境界に位置する水田地帯の場所に、先端科学技術の工場が建設されるという計画があります。地域の方々、農家の方々が大変不安を抱いています。この建設が計画されている工場ではどんな業務、製造工程が予定されているのか、匝瑳市当局には情報が無いでしょうか、報告がなされていないでしょうか、わかっていることがあれば御説明いただきたいと思います。

東洋合成工業株式会社は、本社と工場が市川市にあり、東庄町にも工場があります。過去に東庄町にある工場の排水処理に事故が生じ、地下水が汚染されて地域住民の健康被害が心配されたということを知っています。近隣の公害問題であることから、市当局は情報を得ているのではないかと思います。この事故の原因はどういったところにあったのでしょうか。また、事故に対する会社側の対応やその後の対策がどう行われたのでしょうか。工場の建設が計画されている地域の住民にとっては重要な関心事です。わかっていることを御説明いただきたいと思います。

この工場建設計画は、平成18年に多古町がその所有地を東洋合成工業株式会社に譲渡したことから始まりました。「多古町はこの工場の建設を推進している」という発言が多古町の担当課よりなされています。同工場の建設予定地は多古町内にありますが、市町の境界に位置し、道路を挟んだ向かい側の水田地帯一帯は匝瑳市です。多古町と匝瑳市という行政間で住民の不安を解消し、健康と生活環境が守られるよう、十分な情報交換と情報開示を行っていただくよう市当局に求めたいと思いますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さんの登壇質問が終わりました。

田村明美さんの質問に対する当局の答弁を求めます。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村明美議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、最初に、東総地域ごみ処理広域化推進協議会策定の一般廃棄物ごみ基本計画、ごみ処理施設整備基本構想、ごみ処理広域化基本構想の扱いにつきまして御答弁をさせていただきます。

ます。

本基本計画では、循環型の社会を理念、目標といたしまして、また住民、事業者、行政が互いに連携を強化しながらごみの減量化に取り組むとともに、資源ごみが有効に利用される社会を目指すものとして作成されております。そのごみ減量目標といたしましては、資源化計画、収集運搬計画、中間の施設整備規模と計画、最終処分計画など一元化の方向で定めているものでございます。

施設の整備基本構想では、一般廃棄物を適正、またかつ安定した処理をするために、循環型社会に即したごみ処理施設と整備計画を立案するものでございます。

また、ごみ処理広域化基本構想では、3市のごみ処理事業の現状の細部を近く検討いたしまして、広域処理するための家庭のごみ、事業系ごみの収集の方法、あるいは分別の品目、処理の手数料の一元化、ごみ減量と再資源化の目標、中間処理施設、最終処分場の集約化をする上での課題、既存施設の取り扱い、3市の経費の負担、広域の処理にふさわしい組織のあり方と統合、住民参加によるところのごみ行政の推進など、広域化した施設が稼動する前での間に諸課題を解決することを目的といたしまして、この計画は作成されたものでございます。

基本計画の目標年次は、平成18年度を計画初年度といたしまして、おおむね5年ごとに見直しを行いながら、計画目標の年次を15年後の平成32年度としております。今回は、施設の建設の候補地の旭市の遊正地区が白紙になりました。その結果、施設の建設と稼動開始年度は、本計画の目標年次からすれば、おくれることは当然確実でございますが、3市でのごみ処理広域化計画自体を白紙にしたものではございません。今後、3市の枠組みでもって同計画を基本にいたしまして、引き続き検討して進めることになっておるところでございます。

次に、東総広域の市町村圏事務組合の広域ごみ処理の今後の活動についてのお尋ねでございますが、今後、東総広域市町村圏事務組合で基本計画内容の具体化を、3市の実務者担当会議、担当課長会議などを開催しまして、早急に図らなければならないと考えております。また、施設の整備以外のごみ処理の一元化、減量化目標量等の対応につきましても、目標年次への計画と対策が掲げられております。いずれにいたしましても、今後は東総広域市町村圏の事務組合で3市が協議をしながら進めることとなります。

次に、ふれあいパーク八日市場につきましては、現在のふるさと交流協会の会員132名から供給をされます地元産の野菜や加工品を求め、連日大勢の来館者でにぎわっているのは、田村議員さんも御承知のとおりではないかと思っております。地元といたしましても、順調にまた

関係者も会員もやりがいと責任を持って業務に当たっておられるという、私はこの姿を感じ取っております。ふれあいパーク開設以来5年を経過いたしました。当匝瑳市にとって大きな財産でありますので、私は、この財産を大切にしながら匝瑳市の活性化のために機能を十二分に発揮させてまいりたいと考えておるものでございます。

なお、地産地消対策とあわせましての地元産の農産物の充実と多くの生産農家に参加をいただくため、市の広報や市のホームページにより、広くふるさと交流協会の会員の募集を行い、会員の輪が広がるよう御支援をしてまいりたいと考えております。

次に、匝瑳市の観光振興でございますが、本年の2月から4月にかけて行われましたちばデスティネーションキャンペーンの企画として実施をいたしました、飯高檀林の新緑祭、飯高寺のガイドツアーや植木の達人になる体験イベントなどは、県外も含めて多くの皆様方にお越しをいただき、大変なる好評をいただきました。数ある企画の中でその実績が高く評価をされまして、主催者である飯高寺と八日市場植木組合が、ちば観光プロモーション協議会の会長の特別功労賞を受賞されたところでございます。

それまで八重垣神社祇園祭以外には、観光という観点から匝瑳市を強くアピールすることはありませんでしたが、しかしながら、改めまして匝瑳市の歴史、そして文化、産業、そして自然などを点検してみますと、観光振興に結びつくシーンが数多く存在しておるわけでございます。そういう思いの中で、特に飯高檀林や植木はもとより、九十九里浜や里山の自然、さまざまな地場産品など複数の資源を融合させながら、四季折々に合わせてPRをしてまいりたいと考えておるところでございます。

特に吉崎浜は、平日でも200人から300人、休日にはこの2倍、3倍のサーファーが来場しております。関東近県ではよい波の立つスポットとしてインターネットでも紹介をされておるところでございます。現在のトイレ駐車場の環境整備につきましては、既に県の出先機関でございますところの北部林業事務所と打ち合わせをいたしまして、そのような方向性を近い時点で打ち出す予定でございます。

その他の海岸線におかれましては、堀川浜の海水浴場やスポーツ施設がある野手浜など、魅力的な観光ポイントが数多くありますので、積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

また、特に来年の1月から3月までJR東日本が、飯高寺とふれあいパーク八日市場を組み入れた日帰りバスツアーを毎日励行する企画の商品化を検討されております。このPR効果に期待をいたしているところでございますが、市といたしましても積極的にこの取り組み

に対しまして御支援をしていくつもりでございます。

また、匠瑳市の観光協会におかれましても、今年度から八重垣神社祇園祭の主催団体であります「八重垣神社八雲会」あるいは「祇園祭年番町」、木積のふじ祭を開催されておりますところの「藤の会」、「木積箕づくり保存会」が新たに会員として入会されるなど、匠瑳市の観光振興のすそ野を多く広げていただき、いろいろな意見を集約した観光事業の推進に取り組まれておるところでございます。

市といたしましても、そのような観光協会の取り組みを積極的に支援してまいり所存でございます。観光は、私が申すに及ばず、広範な業種にまたがる総合産業として、地域経済の活性化や雇用の創出などに大きな役割を期待されております。そのような考え方の中で、観光大使、地井武男さんの姿を大いに利用させていただきたいとも思っておるところでございます。

また、経済の発展だけではございません。健康の推進、豊かな生活環境の創出なども貢献するものでございます。

今後とも地域資源の有効活用や異業種間の交流促進と地域連携に基づく観光資源の発掘や食の魅力向上に努め、関係団体と緊密な連携を図りながら、新たなイベントを企画するなど観光振興に取り組んでまいり所存でございます。

次に、障害者福祉の充実、支援についてのお尋ねでございますが、近年、介護保険制度や支援費制度の導入、発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者を取り巻く環境は大きく変容しているところでございます。市といたしましても、障害を持つ方やその御家族が将来に対する不安を少しでも解消できるように取り組み、障害のある人もない人も、すべての人が地域社会の中でともに生きる一人の人間といたしまして、安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、関係機関などの連携を強化しながらさまざまな施策を推進してまいります。特に私は、この市におきましては、障害者の施設といたしまして、八日市場学園、あるいは福祉作業所、しおさいホーム、のさか学園、八日市場特別支援学校、ありのみ学園、このような施設がたくさんございます。私は、その施設の補充よりも、やはり財政的に厳しいわけでございますので、みずからが出向いて言葉を差し上げる。元気ですかと、元気でねと、この言葉の方が、私は、どちらかという補助金の支援よりも大きな支援じゃないかなという思いの中で、この施設の行事には、何事にもおいても、ほかを捨ておいても参加をさせていただく中で、激励の言葉を交わさせていただいております。

以上でございます。その他につきましては関係課長から御答弁をさせていただきます。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、私より最初に、匝瑳市の一般廃棄物処理・処分計画について市長の答弁に補足させていただきます。

匝瑳市の一般廃棄物の処理及び処分方法の将来像について答弁させていただきたいと思えます。

既存の環境衛生組合の施設の老朽化のもとで広域処理に移行するまでの間、ごみ処理施設が非常事態であります。ごみ減量化、リサイクルは待ったなしの現状でありますので、将来像の基本としましては、住民、事業者、行政が連携し一体となっごみ減量化、リサイクルを推進しなければならないと考えています。ごみの減量化、リサイクルのための当市の3つの推進課題につきましては、昨日の苅谷議員の御質問に御答弁しましたとおり、第1に、家庭ごみの減量化、排出抑制のための堆肥化、資源ごみの分別徹底、第2に、ごみ分別品目の拡大、資源化率向上対策、ステーション利用・管理の指導、集落ぐるみの分別教室など、第3に、事業系ごみの減量化・資源化対策を強めることとあります。なお、環境衛生組合では、平成15年度より許可業者による搬入を認めたことから、事業系ごみが増加傾向にあります。市内の事業者には、ごみ減量、リサイクルの徹底、事業系生ごみの堆肥化に向けた補助制度の検討、リサイクルごみの分別収集の徹底を図る考えであります。

なお、匝瑳市ほか二町環境衛生組合には、事業系ごみを収集運搬する許可業者へ指導をお願いすることにしています。また、匝瑳市ほか二町環境衛生組合では、広域のごみ処理がずれ込むことから、本年度に平成20年から平成30年までの10年間の目標年度で、一般廃棄物処理基本計画を策定することになっておりますので、その中に匝瑳市として思い切った減量目標を反映させた計画づくりに努力したいと考えております。

それと、ただいま進めております東総広域のごみ処理施設関係の附属処理施設の補助金という御質問がございましたけれども、これに伴います附属処理施設は現在、熱回収施設、リサイクルセンター、最終処分場等が計画の中に挙がっておりますけれども、これらの事業については、一切、補助交付金対象事業となっておるような状況でございます。

それと、広域化処理施設の焼却方式の中で、ガス化溶融炉というような御質問がありましたけれども、現在、この焼却方式については、一切、何をを用いるか決定しておりません。これにつきましては、今後、新たに処理施設の用地が決定しましたら、その関係の専門部会を設置しまして検討する方向になってございます。

続きまして、東洋合成関係の東庄町工業団地で起きた地下水汚染の内容は把握しているか

というような御質問でありましたけれども、東庄町では、東洋合成工業株式会社による過去2回の事故、これは平成14年、平成15年6月に発生し、周辺住民の飲み水を汚染したと聞いておるような状況でございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 私の方からは1点だけ答弁をさせていただきます。

多古町の北中地区の化学工場の建設計画についてでございますけれども、現在のところ、産業振興課の担当業務としては直接的に対応を求められる点は特にございませんが、予定されています排水経路の受益地は、本市の区域の中でも優良農地が広く広がっているところでございます。この受益地の中で、今年度から農地・水・環境保全向上対策事業に現在取り組んでおります。農業振興の観点、また農地保全の観点から、事業の振興に伴いまして慎重に今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鎌形福祉課長。

○福祉課長（鎌形廣行君） それでは、御質問にお答え申し上げます。

まず、計画に対する目標値の達成についての取り扱い、また、市単独事業についてということですが、平成18年度、自立支援法は大きく変わったわけでございます。3障害、身体、知的、また精神ということで体系化されまして、サービスも介護給付、また訓練給付、さらには地域生活支援事業、これは市町村事業でございます。その中に整理がされたわけでございます。

その中で、今年度、平成19年度、これから早急に、法規定にもございますけれども、匝瑳市の自立支援協議会というものを設置していきたいと。その中でいろいろなサービス体系も検討して、御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

具体的には、今考えておりますことは、新年度、来年度に向かいます、まず第1点に、グループホーム等家賃の助成、2つ目には、重度重複障害者ケアホームに対する助成、3点目には、特別支援学校に通学する生徒の放課後活動を支援するための事業を行うと。また、利用者負担の軽減を図るため、市独自のそういった軽減策があれば、そういったサービス利用のための事業の助成を行っていきたいということでございます。また、権利擁護に対するそういった必要性もこれからあるのではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 一番初めの一般廃棄物処理計画について伺います。

1つには、先ほど課長答弁で、事業系生ごみの堆肥化に対する補助事業を行う計画であると。事業系生ごみの堆肥化に対する補助事業というのは、一体どういったことに対しての補助を行うのか、具体的に説明いただきたいと思います。

もう1点は、先ほど焼却施設の関連附属施設ということで最終処分場とかりサイクルセンターとか、そういうようなお話がありました。私の方でちょっとはつきりさせなかったのは、最終処分場とかりサイクルセンターというのは、附属関連施設であっても焼却施設に必ず伴うものではないですよ。そうじゃなくて、お聞きしたいのは、直接溶融炉のようなごみの処理に直接的に関係するものについては、国の補助が確かにあると。ところが、それをおさめて、その作業を行ったり、それから事務を行ったりする、わかりやすく言うと、それに必要な事務を行う事務所を建てたりすることについては補助がないというふうに聞いたんですが、それはどこまでごみの処理施設、どこまでのことに補助がつくんでしょうか。補助ということについては、早目にはつきりと確認しておいていただきたいと思います。

どんどん、例えば5年前と今でも相当、国の財政事情もあって、変わってきているということを知りました。例えば習志野市の直接溶融炉の建設のときには5割以上の補助があったようなんですが、今現在、いろいろ法制度を駆使すると、事実上1割程度だということも聞きました。実際どうなのか、今わからなければ、ぜひ近日中にはつきりさせておいていただきたいと思います。

それから、先ほどの第1の質問ということで、いろいろ述べていただきましたが、結局のところ、広域化でやらなければならない。それは補助対象にするためにとか、それから小規模ではやり切れないからということが第1の理由のようになっていますけれども、それは新日本製鐵などのような本当に専門性の高い大企業が行う建設事業について補助がつくということと、それから小規模なものではそういった建設をするほどの必要はないと。だから、小規模自治体が幾つも合わさって、広域化して一つの大きな処理施設をつくるんだと、そういう発想から成り立っている計画だと思うんです。それが、循環型社会を目指していくんだ、地球環境を守っていくんだという大きな方向性の中で矛盾しないか。矛盾という認識は全く持っていないのかどうか、市長執行部に伺いたいと思います。矛盾しないと思っているということなら、そのようにはつきりおっしゃっていただきたいと思います。

それから、観光振興についてなんですが、今まで市の観光協会が八日市場市の時代からあ

りました。それから、観光ということをして市が施策の中にも幾つか加えてきました。事実上、例えば祇園祭りやよかっぺ祭りや幾つかの取り組みも、市の行政も加わってやってきました。ですから、観光ということを取り扱ってこなかったわけではないんですが、その産業の中の一つの大きなものだと、産業振興としての観光ということをとらえてやってはこなかったんではないかと思います。私もこれは自信があつてのことではないですが、ただ、自然と歴史のある匝瑳市ということで、とても味わい深い土地なんだということをおっしゃる方がたくさんいます。それを大事にして、じゃ、そのよいところにさくたんの人においでいただき、お金も使ってもらおうと、一石何鳥にもなるという、そういうような発想は間違っているのかどうか。もし間違っていないとするならば検討し、取り組んでいくこともよいのではないかと思うわけです。そのことについて、産業振興として観光をどうとらえるかということをお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村議員さんの再質問にお答えをさせていただきますが、まず最初に、一般処理の廃棄物のこの計画についてのお尋ねの中で、広域化でやらなければならないのかというようなお尋ねでございましたけれども、やはり先ほども大木議員さんの御質問の中で答弁させていただきましたように、既に3市6町の議会でもってその方向性がきちんと出されております。それを今、匝瑳市だけがそうだということはなかなか非常に無理な話でございます。それはどうしてもこの議会にかけて、議会の了解をいただく中で、そうする中でまた方向性を打ち出せるんじゃないかなと思いますけれども、今のところ、あくまでも3市6町のスタートでもって議会を決めたわけでございますので、その議会の意思を尊重することが私の責務だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、再質問に対してお答えしたいと思います。

まず最初に、事業系生ごみの堆肥化に向けた補助制度をとということでありましたけれども、この内容については、今後検討していくというような状況でございます。産業系につきましても、当市におきましては植木等の剪定したもの等の問題がかなりございまして、それらに対応する補助制度の関係課と今後、協議、研究していくような状況でございます。

それと、先ほどの広域ごみ処理施設の補助対象施設の内容ですけれども、申し上げたいと

思います。

循環リサイクルセンター、生ごみリサイクル施設、廃棄物原材料化施設、熱回収施設、これにつきましては条件がございまして、発電効率または熱回収率が10%以上なければ対象とされないようになっております。

次に、浄化槽、汚泥再生処理施設、最終処分場、高能率原燃料回収施設、これはモデル事業でございまして、これは対象事業費は2分の1となっております。

その他に施設整備に関する計画支援事業等になっておりまして、この交付金対象の率につきましては、交付対象事業費の3分の1を市町村に一括交付するようになっております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木日出男君） 観光が産業かということでございますけれども、先ほど市長答弁で申しましたように、匝瑳市の歴史、文化、産業、これをとらえて、観光を産業にするということで経済が伴うということで、例えば歴史のあるところ、京都みたいにそういうところは、拝観料を取って収益に変えて観光産業にする、またはふれあいパークにいっぱいお客さんを迎えて、そこで売り上げを伸ばす。または入館料等を取って文化を見せる。こういう面で行きますと、一つの産業は経済を伴うようになると思いますけれども、今時点では、それらを掘り起こしまして、多くの人たちにとりあえずPRをしていく、こういう段階でございまして、これから産業に向かうとか、その辺は観光協会ともよく相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

○11番（田村明美君） 市長にいま一度伺いたいと思います。

3市による広域事務組合ですか、そこでの協議を一方的に無視や撤回するわけにはいかないということはよくわかりました。その意思があるかどうかまで、私は今求めていません。個人的にでも結構ですし、市長の立場でも結構なんですが、循環型社会づくりということと、今進めていこうとしている広域化の大規模施設としてのごみ焼却処理施設建設、このことはいろんな財政問題から土地の問題、用地の問題からいろいろあります。ランニングコストの問題もあります。それらをすべて含めて矛盾しないと、循環型社会に向けてこの線でやっていくんだというふうにお考えなんでしょうか。それとも、矛盾はわかると、今後じっくり検討してみたいと。どういったことでしょうか。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 田村議員さんのお話の中で、施設にもいろいろな形がありますよと、そのようなお尋ねでございましたが、私もそう思っております。しかしながら、これからはその施設に対しまして検討していきたいということも私の視野の中にあります。それはなぜかと言うならば、遊正地区が一応白紙になりました。今度、新しいスタートでございます。そういうスタートでございますので、新たな面で、私は、そういうふうな発想が、いろんな議員さんの方からこういうようなことがあるよと、こういうことがあるよとなれば、それを議会に持ち出しまして皆様と協議していきたいと、かように考えておるものでございます。以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さんの一般質問を打ち切ります。

続いて、行木勲君の登壇を求めます。

行木勲君。

〔22番行木 勲君登壇〕

○22番（行木 勲君） 通告をいたしました市民病院の今後について、一般質問をいたします。

合併により旧野栄町の議員さん、課長さんもおられますので、病院の過去について触れてみたいと思います。

市民病院は、地域医療の担い手として、また地域の中核病院として昭和33年11月1日、診療科目8科目で病床40床の病院として開設されました。以来、昭和35年には96床の病院となり、3年後の昭和38年には合わせて106床を保有する、まさしく地域の中核病院となり、昭和46年には一般病床120床を保有する病院となり、真に市町の住民の方々からも大変親しまれる病院になりました。

しかしながら、医師不足などの原因から何度か経営危機を迎えた時期もありました。昭和53年には、一般病床のみ90床の病院となりました。今は亡き元八日市場市長、布施章氏は、当時の「広報ようかいちば」に「朝が来て戸をあけると30万円が飛んでいく」と、そういう言葉を報道でよく紹介いたしました。恐らく市民に市立病院の利用を呼びかけたと思います。これは、八日市場の議員さん、そして執行部の皆さんも、これは布施市長さんの有名な言葉と私は思っております。傍聴の方も記憶があると思います。

その後、病院事業経営の自主点検に取り組み、その一環として、昭和57年から増改築事業を実施し、事業完成後の昭和59年2月には現在と同様の一般病床157床の病院となりました。

だが、経営改善はなかなか進まず、昭和60年度末に約7億2,000万円の不良債権が生じました。

次の八日市場市長は、昭和61年、市長就任早々に、病院経営は八日市場市の行政の内容である。病院事業を廃止、縮小するわけにはいかない。八日市場市の財政の健全化は病院事業の経営健全化からということで、国の支援をいただきながら自主再建に取り組み、昭和60年度末で約7億2,700万円あった不良債権を病院関係職員が一丸となり4カ年で解消いたしました。また、外来患者も1年間に延べ17万人を超えるようになりました。

また、平成4年には診療科目16科目となり、総合病院の認定を受けました。当時は、中村病院長、現在、旧野栄町で開業いたしております橋場副院長、菊地外科課長、現在の病院長であります。この3名の先生が中心となって経営健全化に取り組み、大変な努力と苦勞をなされたと聞いております。だからこそ現在の市民病院が存続していると私は認識をいたしております。

もし市立病院が存在していなかったら、市民の生活、健康管理はどうなっていたでしょうか。近隣市の大病院に行くには、まず1日がかりでございます。また、高齢の方にはつき添いが必要となります。そういう状況から、市民の市民病院に対する期待は大きいものがございます。

それで、私はこれから質問に入るわけですが、きのうも一般質問で川口議員、そして椎名議員の市民病院の今後についての質問に対して、市長の答弁をお聞きしました。私も、市長にはもう、きのうの2名の議員の質問を聞いておりますので、市長さんの答弁が一番最後の再質問ぐらいで結構ですから、途中でしてくれなくても結構ですから。

それでは最初に、病院の事務局長にお伺いいたします。私の質問は、事務局長、本当に簡単な質問ですから。

まず、第1点目です。平成14年度に策定いたしました病院事業経営健全化計画の医療収益見込みと平成18年度決算の比較でございます。平成18年度決算の医療収益19億4,487万9,000円に対して収支見込みは幾らでしょうか。これはわかりますか。わからなくても一方的に質問しますから。局長、どうですか、わかりますか、1点。

それでは、2番目です。患者数の関係ですが、決算では外来延べ患者数が9万153人、1日平均368人となっております。入院延べ患者数が3万9,595人、1日平均108人、病床利用率が69.1%、収支見込みはいかがでしょうか。

3番目の質問です。次に、医療外収益の他会計繰入金と特別利益、この特別利益は一般会

計からの繰り入れですが、平成18年度決算では合わせて2億9,867万5,000円です。見込みはどのくらいですか。

4点目です。それと、収益的収入と資本的収入を合わせた一般会計などからの繰入金は、平成18年度決算では3億5,416万1,000円、うち、国で定めた基準内繰入金は1億5,916万8,000円であります。この差額は実に1億9,499万3,000円と大変な額となっております。収支見込みはどうなっていたでしょうか、お願いします。

それでは5番目は、財政課長にお尋ねいたします。

この10年間の病院関係の地方交付税はどのくらいでしょうか。そして、基準内繰入金より下回るでしょうか、総額と年平均でお願いいたします。

また、基準内繰入金の項目と負担割合、基準内の割合等につきまして、平成19年度の当初予算の382ページです。その項目についてお願いをいたします。財政課長、よろしく申し上げます。

6点目でございます。これは東総地域医療連携協議会で協議したものです。これなんです。この中にみんな書いてあります。要するに第2回総務病院部会、この協議内容です。これを私は質問しているわけです。これも簡単なことなんです。全然難しくありません。

次に、銚子市立総合病院、東庄町国民健康保険東庄病院、総合病院国保旭中央病院、国保匝瑳市民病院、この4病院の中で旭中央病院を地域拠点病院とした医療連携から、経営統合に向けた協議が東総地域医療連携協議会の場で実施されております。この地域医療連携協議会の設立前で東庄病院、匝瑳市民病院については、旭中央病院に医師の派遣があります。また、銚子市立総合病院についても医師の派遣を受けております。御承知のとおり、旭中央病院は、日本一の巨大な自治体病院であります。したがって、地域拠点病院となることは当然の成り行きでございます。

先日、議長さんより配付していただきましたこの資料の中で、若干お伺いいたしたいと思っております。

一般病床数は、銚子市立病院が223床、匝瑳市民病院が157床、東庄病院が32床、旭中央病院が730床、合わせて1,142床であります。これからがちょっと問題なんです。医療圏などの問題から、東総地域の病院では数年前から増床することは許可ができないというお話を聞いております。配付資料によりますと、地域拠点病院である旭中央病院へ増床し、さらに拠点病院化させて3病院の病床を減らすというものであります。すなわち、医師不足を名目に3病院の規模を縮小するというところでございます。

それで、お聞きいたします。質問いたします。

旭中央病院の増床数は幾つになるでしょうか。

また質問です。3病院の減床数は幾つでしょうか、病院ごとにお聞きいたします。匝瑳市民病院、東庄病院、これをお願いします。

これも質問です。続きまして、診療科目についてお伺いいたします。

銚子市立病院は16科目、匝瑳市民病院は14科目、東庄病院は4科目、旭中央病院は34科目となっております。医師不足ということで地域拠点病院の充実をさらに図り、残りの3病院の診療科目はどう減らされていくでしょうか、非常に心配になります。病院ごとに診療科目はどう減っていくか、お伺いいたします。

それでは、これも第2回の総務病院部会の協議事項です。この協議事項をここで質問させていただきます。

今年5月31日に開催されました第2回総務病院部会において旭中央病院事務部長より、3病院について、まず1点、老朽化した施設の建てかえと累積赤字の処理は各病院にて対応されたい。これが1点です。診療科の構成、病床活用方法などは、機能分担についてはこれから検討していく。できるところから始めるためには、まず匝瑳病院との連携を進めたいという方向性が示されました。また、課題として、旭中央病院の耐震化に伴う再整備事業を挙げました。再整備事業の一環として、新本館建設事業の着手について、先日、新聞報道でされたところでありました。事務部長の課題と方向性の説明を受けて、銚子市医師会の代表で東総地域の医療機能分担を考えてからという貴重な御意見が出ました。全く私もそのとおりの思います。

それでは、また質問に入ります。5月31日の機能分担、病床数についての協議はどう進んでいるか、お伺いいたします。

累積赤字の処理については、仮に経営統合した場合、統合前に一般会計が負担することになるのでしょうか。なぜ匝瑳市民病院と連携を先に進めるのでしょうか。旭中央病院から内科医師2名の派遣を受けていることに対する見返り措置ですか。3病院が同時にということでは、断った場合は、内科医師の派遣がストップになるということですか。

きのうの一般質問の中で企画課長の答弁で、東総地域医療連携協議会では、匝瑳市民病院と経営統合の協議に入ると、非常にハードルが重いという答弁がございました。

以上で私の登壇質問を終わります。明快な御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君の登壇質問が終わりました。

行木勲君の質問に対する当局の答弁を求めます。

飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 行木議員の御質問でございますが、大変申しわけないんですけれども、きょう、手元の方に平成14年のときの健全化計画の資料を持ち合わせていないものですから、ちょっとこの場での比較検討はできませんので、後ほど比較した数字をお届けしたいと思います。申しわけありません。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 財政の方で2件お尋ねがございまして、まず、平成9年度から平成18年度までの10年間の病院関係の交付税額ということですが、10年間のトータルで16億7,196万5,000円になります。平均にしますと、年間1億6,719万7,000円ということになります。次に、同じ期間の基準内繰出額ですが、10年間トータルで26億4,186万2,000円です。1年間の平均では、2億6,418万6,000円になります。したがって、当然ですけれども、基準内繰出額より交付税の方が少ないということでございます。

それから、平成19年度当初予算の382ページの第9条、他会計からの補助金等ということで、病院事業で11項目、それから介護老人保健施設事業で6項目ほど掲載されております。これについて、繰り出し基準から言って、基準内なのか基準外なのかということでございますが、病院事業関係の11項目、トータルで2億1,249万9,000円ですが、これはすべて基準内の繰り出しでございます。

それから、介護老人保健施設事業で（1）から（6）までありますが、（1）の企業債利息補助と、それから（5）の企業債償還の元金補助、これについて一部基準外の繰り出しが含まれております。それ以外の（2）の研究研修補助、（3）の共済追加費用補助、（4）の児童手当補助、（6）の建設改良出資金、これは全額基準内繰り出しです。（1）の企業債利息補助でございますが、当初予算で1,932万3,000円でございますが、そのうち基準内が1,039万1,000円、基準外が893万2,000円になります。それから、（5）の企業債償還元金補助、こちらが1,045万8,000円でございますが、そのうち基準内が537万4,000円、基準外が508万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 増田企画課長。

○企画課長（増田重信君） 医療連携の協議に関しまして御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

それではまず、医療圏の中で病床数がどう変わるんだということですが、全体での病床数、あるいは診療科目をどうするんだという協議はまだされておられません。それで、匝瑳市民病院と旭中央病院の経営統合も視野に入れてこれから協議をしようということで、これからの協議ということになります。

それで、なぜ匝瑳市民病院と旭中央病院を先にするのかということですが、旭中央病院よりは匝瑳市民病院の方が医師の融通とか、それから空き病床を使っただけの患者の受け入れといったようなことで、ある程度連携が旭中央病院と進んでいるということで、協議がしやすいだろうということで、ほかの団体、銚子市、あるいは東庄町の御了承をいただきまして、協議を進めましょうということになります。

ですから、旭中央病院の病床数ですとか、それから3病院の病床数、診療科目といったことにつきましては、まだ検討がされておられません。旭中央病院と匝瑳市民病院については、今後の協議の項目といたしまして、機能分担をどうするかと、それから旭中央病院の病床数、あるいは匝瑳市民病院の病床数、診療科目というものはどうしようかということで、協議の課題に上ってくるということになります。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） それでは、再質問をさせていただきます。

またこれは事務局長に伺います。

先日、大綱質疑で若干、私が質問いたしました。ちょっとお聞きください。

平成17年度特別利益として8,000万円を繰り入れて、収益的収支は7,545万4,000円のプラスです。そして、平成18年度は6,000万円を繰り入れて、1,444万3,000円のプラス。一般会計の状況は非常に厳しい状況の中で、2年間1億4,000万円の赤字を防ぐための特別繰り入れをして、病院会計の収益的収支をプラスにしておるわけです。その理由は医療連携協議会とのかかわりがあるか、その辺を教えてくださいたいと思います。それが1点。

銚子市立病院と東庄病院と先に医療連携を進めることについては、私は理解ができないわけですが、平成19年1月に東総地域医療連携協議会より、東総地域の医療連携体制の確立に向けてという提言書によりますと、東総地域の医療連携体制の構築の中で、旭中央病院にとっても3病院の機能分担と連携や研究体制の強化、3病院の余剰病床の活用による機能強化、新病棟の建設など、再整備に向けた経営基盤の強化のメリットがあるとしております。ということは、3病院のうち匝瑳市民病院のみが機能縮小、病床数の減を承知したとい

うことでしょうか。もう決定ということですか、匝瑳市民病院のみが医療連携を実施し、その次は経営統合とすることですか、その辺を明快にひとつお願いいたします。匝瑳市民病院の病床数を医療連携ということで旭中央病院に譲るんですか。

また、先日、旭中央病院の耐震化に伴う再整備事業の概要が発表されました。新聞によりますと、再整備事業の総額は316億9,000万円で、資金手当は企業債209億円、内部留保資金は107億9,000万円となっております。うち、新本館建設事業費は182億円と紹介されております。旭市においては、既に基本設計を執行し、9月定例会市議会に実施計画書を提案し、平成23年3月の完成を目指すという報道されました。新本館の中で病床数は幾つでしょうか、それをお願いいたします。

仮にふえた分は、匝瑳市民病院のベッドが減ることになると私は思います。将来においても、もし医療連携から経営統合ということに進んでまいりますと、本市にとっては財政面からも大変なことになります。現在の匝瑳市民病院の存続も危なくなっております。私の情報ですが、銚子市、東庄町は協議会から脱会する意向を持っているという情報を私は聞いております。

そういう状況の中で経営統合の話が進んでまいりますと、企業債209億円の償還は2病院で行うこととなります。209億円の償還を例えば単純に人口割合で計算しますと、元金のみで匝瑳市の負担額は77億9,000万円となります。現在でも財政は非常に厳しいわけでございます。先日の本会議、6月であったですか、財政課長が、匝瑳市は夕張市の予備軍団とマスコミが言うんですと、そういうお話も聞きました。非常に厳しいわけでございます。これが経営統合としたならば、この77億9,000万円ですから、まず、夕張市と同じような、非常に危険と私は思うわけでございますが、この辺、財政課長からひとつ所見をお願い申し上げます。財政課長、大変申しわけありません。よろしく申し上げます。

私は、市民の健康と医療の充実を図る面から、時間をかけて市民を巻き込んだ形で議論が必要であると思います。また、病院の経営統合の議論も結構ですが、市町の広域合併の協議の中で、匝瑳市、旭市、銚子市、東庄町の4病院のあり方を議論すべきだと思いますが、合併協議の場でなければ、4病院それぞれの対等の立場で議論ができると思います。匝瑳市民病院だけが先に医療連携を進めることは、機能分担、すなわち診療科目の減と病床数が減ることとは明らかでございます。

その辺、市長はどうお考えですか、ひとつお伺いいたします。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの行木議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、私は、今までも経営統合ありきではありませんよと、医療連携ですよということを言わせていただきました。そういう思いがあるから、今でも旭中央病院へ行ったときには、何とかして2名の医師の確保をお願いしますよということを言わせていただいております。それが何よりの証拠じゃないかなと、私はそのような思いをしておるところでございますので、決して最初から経営統合じゃございませんということを改めてこの席をおかりいたしまして言わせていただきます。

（「昨日の答弁と違うでしょうよ、市長」と呼ぶ者あり）

○市長（江波戸辰夫君） 経営統合ありきじゃないということです。

（何事か発言する者あり）

○市長（江波戸辰夫君） ちゃんと書いてあったじゃない、答弁用紙に。

（「昨日の答弁をもう一回読み直してみろよ」と呼ぶ者あり）

○市長（江波戸辰夫君） 読んでくださいよ。経営統合じゃないですよ。

以上でございます。

○議長（山崎 剛君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 平成17年度の8,000万円と平成18年度の6,000万円の特別繰り入れにつきましては、これは連携協議を念頭に置いたというものではございませんで、病院の会計の方は、年間を通じての収支の問題と、もう一つは現金が一定程度必要になります。これがなければ給料が払えないし、月末に、要するに金がないという事態が出てくるわけで、病院の現在の事業規模からすれば、年度の初め、特に4、5、6の3カ月を乗り切るためには、4月の初めに約3億円ぐらいの現金がないとこれは乗り切れないというようなことがございまして、そのための資金手当ということで特別繰り入れをお願いしたということでございます。

○議長（山崎 剛君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 旭中央病院の新館建設に伴う企業債の償還の負担ですけれども、今のところ、私の方で医療連携協議会の方は出席をしていないんですけれども、そこに出た方のお話としては、これについては旭市ですべてを負担するんだというような話が出ているというふうに聞いております。負担割合はまだこれからの話ですけれども、現時点で旭市からそういうお話があるというふうに聞いています。

仮にそうでないという形になった場合の話なんですけれども、企業債の償還につきましては現在、半分、50%が企業、つまり病院の負担です。つまり、病院の稼ぎの中から返すということになります。残りの50%のうちの45%、つまり全体の22.5%になりますが、これについては交付税措置がございます。残りの全体の27.5%、これについては構成団体の一般財源で負担をなささいという地方公営企業法上の仕組みになっております。

じゃ、今、旭中央病院はどうやっているかといいますと、旭市から交付税分の22.5%を受け取るだけで、旭市の一般財源負担分の27.5%分を旭中央病院がかぶっております。つまり、返済しなければならない額の77.5%を旭中央病院が負担して、交付税で22.5%、つまり旭市は一銭も負担していないということになります。それでなおかつ、病院経営が現在は黒字という状況でございますので、財政課長の所見はと言われましたけれども、現在の経営状況であれば、それほど心配するに当たらないのではないかなというふうに思っております。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君。

○22番（行木 勲君） どうも、市長、私がありがたい答弁を本当にいただきまして、ありがとうございます。

今、市長はまだ経営統合は考えていないですよ。

（何事か発言する者あり）

○22番（行木 勲君） それでいいです。おれも3回目ですから。

（何事か発言する者あり）

○市長（江波戸辰夫君） 実は私としてみれば、ずっとその思いでもって医療連携を考えながら来たから、吉田病院長のところへ行っても、こういうわけで頼むよと、何とかして2名の医師の派遣は継続してくださいよということでお願いしてきた。先月も今月もそのような思いであります。行きました。

ただし、いろんな情勢の中で、私はそういうつもりでいたんですけれども、例えば連携を図るに当たっては、経営統合ありきの協議でなくして、経営統合はできるかできないかの協議に踏み出さざるを得ないのかなというようなことでもって御答弁をさせていただきましたので、その点、御理解を賜りたいと申し上げました。

○22番（行木 勲君） 13日の大綱質疑の中で……

（「指名してから」と呼ぶ者あり）

○22番（行木 勲君） だって、おれは指名された、3回目。

（何事か発言する者あり）

○22番（行木 勲君） だって、おれは知らなかった。

（何事か発言する者あり）

○22番（行木 勲君） これで4回目になっちゃうだろう。

○議長（山崎 剛君） どうぞ言ってください。

○22番（行木 勲君） 大綱質疑の中で菊地病院長から、この病院の運営状況の説明がございました。昨日の椎名議員の一般質問と思います。この中にも3点ほどございましたが、私も椎名議員と全く同じで、まず菊地病院長は、病院は老朽化していると。それも昭和48年ですか、ですから、もうこれは当然老朽化しています。これが1点。

それと、また2点目は、旭中央病院に医師が帰ると、やはり内科医が非常に厳しくなると、そういうお話でございました。

しかしながら、3点目でございます。あと三、四年辛抱すれば内科医師も帰ってくると、そういう明るいお話もお聞きしました。

そして、私、その夜、ちょうどいいあんばいに、この市民病院に貢献した先生でございます。その方とお会いしまして、「困ったものですね」とお話ししたら「行木さん、あと2年もしたら医者は帰ってくるよ、そんな心配することはないよ、ここもう2年の辛抱だよ」と、そういう明るいお言葉もいただいたわけでございます。

しかし、本当にこの経営統合ということになりますと、今は、先ほど私も言いましたけれども、市民も、要するに市民病院なら、循環バスを利用して匝瑳市の71.2%の外来患者が、市民が外来患者として通っておるわけでございます。そういうことで、やはりこの病院が診療所とかそういうことになりますと、1に健康、2に健康、3に健康と、よく市長からもお話を聞きます。私も全くそのとおりに思うわけでございます。

そういうことで、旭市の中央病院は、きのうきょうから全国の自治体病院のナンバーワンではありません、諸橋病院長さんがあのような病院に築いたわけでございます。ですけれども、この医療関係が匝瑳市民病院はまだ低下していると。しかしながら、ちょっと風邪をひいた、腹が痛い、そしてまた耳がちょっと痛い、そういうのには、これからもこの匝瑳市は高齢化がどんどん進んでいくわけなんですよ。そういうことで、循環バスで市民病院へ行ったら、私も時々お邪魔します、そうしたら、「おまえ、またぐあい悪くなったのか。おれはこの間、ちょっと背中が痛くなってまた病院へ来たよ」と、そういうことで、市民病院が、そういうことはありませんけれども、そういうふうに患者が寄ってくるわけでございます。先日には、この決算書には、外来患者が9万何ぼおるんですよね。そういうことで、私は、

存続をさせていただきたいと思います。

仮にまた例でお話しします。まず、この企業なんです。これも企業ですけども、この病院経営も。しかしながら、一番この東総地域でわかりよくお話をします。

まず、銚子信用金庫と旭信用金庫が対等合併で合併をいたしました。しかしながら、幾ら対等であっても、旭信用金庫のお店はどんどん閉店をしております。八日市場も閉店をしました。野栄も旭信用金庫の店が閉店しました。そういうことで、旭中央病院と匝瑳市民病院はもう力の関係なんですよ。もう、そういうことで非常に厳しいです。

またこういうことを言って大変恐縮なんですけれども、八日市場市と野栄町が合併いたしました。これも対等合併ですよ。しかしながら、私も野栄の今の総合支所に2回ほどお邪魔しました。そうしたら、もう寂しくて、閑古鳥が鳴いているようなんです。2階でも2人ぐらい。それで、今、お話を聞いていますと、現在、野栄の庁舎は、合併前は庁舎の方に92人ですか、そして現在は福祉センターを入れて36人ということで、これも私はまだわかりませんが、まだ想像なんですけれども、ここもあと何年かしたら閉庁になると思います。どうやっても、これは力関係ですからやむを得ないです。

私は、また市長さんにひとつお願いいたします。これは市長さんも長い政治歴で、何というか、言葉はちょっと出ません。まず、この旭中央病院の吉田病院長さんは副院長の時に、前八日市場市長の助役さんでございます江波戸義治助役、この方と非常にじっこんだったんです。それと、今、社協の江波戸三好さん、間違ったら、市長さん、ごめんなさいね、この江波戸三好先生が教え子と聞いております。そういうことで、やっぱりあくまでも市長は大政治家ですから、月に1回、必ず敬意を表して病院の吉田病院長のところへ通っていると、そういう話を聞いておりますので、市長、こういうブレーンにも恵まれているわけですから、何とかして旭中央病院から医師の派遣をして、経営統合はしないように、ひとつ市長、お願いいたします。

私はこれで終わります。

○議長（山崎 剛君） 行木勲君の一般質問を打ち切ります。

以上で通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。



次会日程報告

○議長（山崎 剛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。9月20日は総合調整のため

め休会とし、9月21日は定刻より会議を開き、各常任委員会の審査の経過と結果について報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。



散会の宣告

○議長（山崎 剛君） 本日はこれにて散会いたします。

午後 2時50分 散 会

第14日 9月20日 (木曜日) 本会議休会

匝瑳市議会平成19年9月定例会議事日程（第15日）

9月21日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）に対する討論
- 5 議案（第1号－第17号）・陳情（第1号－第3号）の採決
- 6 発議案（第1号・第2号）の上程－採決
発議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について
発議案第2号 多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事
の許可について慎重な判断を求める意見書について
- 7 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 8 閉 会

出席議員（23名）

議 長	山 崎 剛 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
15 番	浪 川 茂 夫 君	16 番	林 芙 士 夫 君
17 番	佐 藤 浩 巳 君	18 番	佐 藤 正 雄 君
19 番	岩 井 孝 寛 君	20 番	石 田 勝 一 君
22 番	行 木 勲 君	23 番	林 日 出 男 君
24 番	大 木 傳 一 郎 君		

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（山崎 剛君） おはようございます。

これより、去る9月19日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



諸般の報告

○議長（山崎 剛君） ここで申し上げます。さきの本会議及び常任委員会において資料請求があり、執行部と協議の結果、1、臨時・嘱託職員の配置状況、2、平成18年度税制改正による主な影響額、3、東総地域医療連携に関する調整会議会議録の3件について配付することにいたしました。よって、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。



発言の申し出について

○議長（山崎 剛君） ここで、飯島市民病院事務局長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 先日の行木議員の一般質問での御質問の中で、平成14年度に策定をいたしました病院の健全化計画と、平成18年度の決算の状況の比較というお話の御質問がございまして、手元に資料がございませんので御答弁できませんでした。それにつきまして御答弁させていただきます。

平成14年度に策定をいたしました病院の健全化計画でございますが、これは、平成13年度の数値をベースにしまして、平成15年度から平成17年度の収支見込みを立てたものでございます。ということでございまして、平成18年度の決算数値と比較できる目標といたしますか、そういう数値は特にございませんですが、あえて比較ということになりますと、入院患者さん、あるいは外来の患者さんの数値につきましては、平成13年度の数値がベースになっておりますので、平成18年度の患者さんの利用状況と比較をしますと、入院患者さんにつきましては、平成13年度が4万4,614人、平成18年度が3万9,595人でございますので、5,019人の

減ということで、平成13年度に対して88.8%になっております。

それから、外来患者さんの状況でございますが、平成13年度は13万7,606人で、平成18年度が9万153人でございますので4万7,453人の減でございます、平成13年度に対しましては65.5%でございます。

それから、収支の状況についての比較ということですが、これにつきましても、平成15年度から平成17年度の収支につきまして、健全化計画では、平成15年度を2,100万円の赤字に抑える。平成16年度を3,000万円の赤字に抑える、平成17年度を5,200万円の赤字に抑えるという健全化計画でございます。

これにつきまして、実態としましては、平成15年度に小児科の常勤のドクターがいなくなりました。また耳鼻咽喉科につきましても常勤のドクターがいなくなったということから、入院の対応ができなくなった。それから、内科の常勤の医師が5人から3人に減って状況がかなり悪くなったというようなことで、これが実際には決算で7,700万円の赤字になりました。それから、平成16年度については、介護老人保健施設のオープンがございまして、これが開設当初入所者は80%程度しかいなかったというような状況がございまして、かなり収支が悪化したと。それから、年度途中の9月30日で眼科の常勤医師がいなくなって、これも入院の対応ができなくなったというような状況がございまして、かなり悪化をして、平成16年度決算では7,058万7,000円の赤字となったというような状況がございまして、健全化計画が実態にそぐわないというようなことがありまして、平成16年10月15日より病院のあり方検討委員会が設置されまして検討が開始されたという状況でございます。

そうしたことがございました関係上、先ほど申し上げました3カ年での収支につきましては、トータルで1億300万円の赤字に抑えるという計画でございましたけれども、実際には2億318万9,000円の赤字となりまして、平成17年度には運営資金が不足するという事態から、8,000万円の特別繰り入れをしていただいたと、そういう状況でございます。

以上、簡単でございますがお答えさせていただきます。



付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（山崎 剛君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第17号までと陳情第1号から陳情第3号までの審査の経過と結果についてを一括議題といたします。

なお、去る9月12日に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果はお手

元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎 剛君) 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

石田勝一君。

[総務常任委員長石田勝一君登壇]

○総務常任委員長(石田勝一君) 総務常任委員長報告。

平成19年9月定例会。

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月12日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費(第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く)、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書(一般会計)、匝瑳市の財産に関する調書(匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備基金を除く)。議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算(第2号)について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費、第2表地方債補正。議案第9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について。議案第11号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上議案5件で、この審査のため、去る9月13日、午前10時から第3委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の部、全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費(第1項総務管理費のうち第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く)、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、実質収支に関する調書(一般会計)、匝瑳市の財産に関する調書(匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金、匝瑳市介護給付費準備

備基金を除く)について質疑に入りました。

質疑では、税の滞納、不納欠損処理に係わる事項、税源移譲による地方交付税への影響にかかわる事項、病院経営にかかわる事項、自主防災組織整備事業にかかわる事項、合併特例債にかかわる事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算(第2号)について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部、全部、歳出の部第1款議会費、第2款総務費、第2表地方債補正について質疑に入りました。

質疑では、地方債補正の地域再生基盤強化事業にかかわる事項、議会費の議会運営事業にかかわる事項、企画費のNHK公開番組「ふるさと自慢うた自慢」招致事業にかかわる事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、条例の運用方法にかかわる事項、県内の条例制定状況についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第11号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、小泉構造改革にかかわる事項についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、県内市長の資産等の公開状況にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(山崎 剛君) 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

川口明和君。

〔文教福祉常任委員長川口明和君登壇〕

○文教福祉常任委員長（川口明和君） 皆さんおはようございます。

文教福祉常任委員長の報告をさせていただきます。

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

去る9月12日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第5款農林水産業費（第1項農業費、第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）。議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金）。議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（老人保健特別会計）。議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市介護給付費準備基金）。議案第5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について。議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費。議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について。議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解についての議案11件と、陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書の陳情1件でした。

この審査のため、去る9月13日午前10時から第2委員会室において、委員8名と執行部側から教育長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきましてご報告いたします。

初めに、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、

第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）について質疑に入りました。

質疑では、戸籍住民基本台帳費関係、ボランティア育成事業、施設訓練等支援事業、居宅生活支援事業、自立支援給付事業、地域生活支援事業、心身障害者小規模福祉作業所運営費補助事業、マザーズホーム運営事業、基本健診事業、がん検診事業、救急医療機関整備事業、母子保健事業、学校施設整備事業、放課後児童クラブ、八日市場小学校米倉分校統合後の施設利用等について質疑があり、執行部から詳細なる説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（国民健康保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市国民健康保険財政調整基金、高額療養費資金貸付基金、出産費資金貸付基金）について質疑に入りました。

質疑では、国保資格証明書と短期被保険者証について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（老人保健特別会計）について質疑に入りました。

質疑では、後期高齢者医療制度への移行後の老人保健特別会計等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書（介護保険特別会計）、匝瑳市の財産に関する調書（匝瑳市介護給付費準備基金）について質疑に入りました。

質疑では、介護保険制度の改正内容等について質疑があり、執行部から詳細なる説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について質疑に入りました。

質疑では、訪問看護ステーション、介護支援事業所、ヘルパーステーション事業、他会計負担金補助金、ぬくもりの郷の給食業務、医療問題、病院の医療連携や経営統合等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入

歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑では、ボランティア育成事業、マザーズホーム運営事業、特別支援教育、給食センターの職員数等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑では、エアコン等施設整備等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第14号 匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題として質疑に入りました。

質疑では、統合による放課後児童クラブの利用等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。議案第14号、匝瑳市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書について審査しました。

陳情書の内容で採択すべき意見と、陳情書の内容で採択すべきでない意見が出されました。採決の結果、賛成少数で本会議において不採択すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わりにいたします。

○議長（山崎 剛君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

佐瀬公夫君。

〔産業建設常任委員長佐瀬公夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐瀬公夫君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る9月12日の本会議において、当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）。議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費。議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について。議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について。陳情第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書。陳情第3号 「多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書」の提出を求める陳情書。以上、議案5件、陳情2件でありました。

この審査のため、去る9月14日午前10時から野栄総合支所第1会議室において、委員8名と執行部側から関係課長の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について質疑に入りました。

質疑では、市民生活費、環境衛生費、公害対策費、災害復旧費等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において認定するものと決しました。

次に、議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について。第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について質疑に入りました。

質疑では、農林水産業費の中で小規模治山緊急整備事業工事について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり、本会議において可決するものと決しました。

続いて、議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について質疑に入りました。

駅南口周辺の植栽についての質疑があり、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、資金の文言の解釈についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、陳情第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書について審査に入りました。

審査では、他市の状況等についての意見があり、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 「多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書」の提出を求める陳情書について審査に入りました。

審査では、飯高自然環境を守る会及び周辺地区の過去の産廃に対する取り組み等について意見があり、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（山崎 剛君） 産業建設常任委員長長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。



委員長報告に対する質疑

○議長（山崎 剛君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 川口文教福祉常任委員長に質問いたします。

今議会で本会議から文教福祉常任委員会に、陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書が出たわけです。先ほどの委員長報告を注目して聞かせていただきました。委員長報告では、採択すべきでないという意見があつて、賛成少数で不採択と、こういう報告でしたが、この委員会での審査の中で不採択を主張した委員名、それから不採択すべきだと、いわゆる採択すべきでないと発言した委員、この詳細な内容をまず御報告いただきたい。

第2点として不採択、いわゆる否決の理由、どういう委員が、だれが、どういう理由で不採択すべきかと主張したか、その理由が先ほどの委員長報告では全く説明できていません。

それから第3点として、今回の参議院選挙で、自民、公明が大敗を帰した最大の大きな理由は、貧困と格差の問題が1つあります。今回の、この後期高齢者医療制度の来年4月からの創設というのは、いわゆる75歳以上の、本当に戦争・戦後のあの苦しい時代を苦勞に苦勞を重ねてきた方々が、本当に高齢者になって、いざ病気になって、お医者さんにかかろうとすると、今回、保険料を納められない人は資格証明書、100%、今回資格証明書が発行されることとなります。ですから窓口で、100%医療費を払わなければ医療を受けることができない。こういうむごい制度であるわけです。さらに年金からの天引きという強制徴収が始まるわけです。それらに対して、国民、選挙民が怒りを持ってこんな政治はもうだめだというのが高齢者に対するさまざまな負担増が主な要因になっているのではないですか。そういう中で、この委員会での議論の中で、あの選挙後、情勢は一変して、大きく変化してる。例えば、特徴的な例として、現在自民党の総裁選挙が行われているわけですが、強いと言われていた福田候補は、この後期高齢者、いわゆる高齢者医療の全面的な見直しを表明しています。さらに、公明党もこの問題に関しては従来のような路線からの転換をきょうの新聞でも報道をされています。舛添、現在の厚生労働大臣もそういうことに言及しています。さらに、千

葉県、神奈川県、埼玉県、東京都等のいわゆる広域連合の会長が、舛添大臣が千葉県に来たときに、この後期高齢者、いわゆる高齢者医療の負担増は見直してほしいと、こういうことを要求しています。今、9月議会が全国各地で開かれているんですが、多くのところで見直しを要請する意見書を議会の意思決定として政府に意見を具申していると。さらに、当匠瑳市でも、市長名で、平成18年度後期高齢者の医療制度の拡充というのか、見直しというのか、それに対して国に意見を言っていると。そういう、この議論の中で、議事録を見させていただきますと、浪川委員が、「いまだに不都合が生じていない」と。ところが不都合がどんどん広がっている。これは私は後期高齢者制度に対する認識不足、勉強不足、議員としてまず根本的に欠陥を持っている。重大な判断ミスだと。今、全国的には年間7万4,400円ですか。月6,200円ですか、全国の平均データが。ところが東京では、その倍の15万円だという試算が出ています。さらに、浪川委員は、「施行もしないで見直すという意見書を国に提出することには賛同しかねる」と。施行したらなかなか問題は難しいんですよ。施行しない段階だからこそ、地方の生の意見を、高齢者の意見を出すというのが議会の初歩的な任務ではないですか。これを政府の言いなりの議員ということになるんですよ。

（「なんで私に言うの、委員長に言ってよ」と呼ぶ者あり）

○24番（大木傳一郎君） 高齢者の痛みを感じない、高齢者に負担増をぶつけてもいいんだと。それから、保険自体が支えられないと、この制度を導入しないと、こういうふうに浪川委員が言っています。今、全国で、見直しを要求しているのは、

（「委員長に言ってよ」と呼ぶ者あり）

○24番（大木傳一郎君） あんた張本人なんだよ。——全国で見直しを要求しているのは、いわゆる高齢者の負担を軽減して、国の負担をふやしてほしい、こういう見直しを要求しているんですよ。これに反対しているわけですよ、浪川委員は。保険自体が成り立たない。国がそれ相当の助成を進めれば保険自体は成り立つんですよ。そういう議論がほかの委員を含めてどう委員会の中で、展開されたか。来年の4月以降これが実際にスタートした段階でござうたる全国からの高齢者の怒りがもっともっと激しくなります。私は委員会の中での、こういうお粗末な審査に大きな怒りを考え、その実態についてですね、まず御報告をいただきたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○文教福祉常任委員長（川口明和君） ただいまの大木議員の質問にお答えいたします。

3点ほどあったかと思いますが、その件につきましては、この報告書に書かれてい

るとおりでございます。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 報告書というのは議事録のことを指しているんでしょうけれども、本会議で、委員長報告の中には書いてないんですよ。ですから委員長から不採択の理由をここで明確にしないと、例えば、次の市議会議員の選挙のときに、だれがどんなことを言ったかというのが残らないわけですよ。ですから、だれが、どういう理由で言ったかと、だれ委員が発言し、ほかの委員はどうだったのかという事実関係を明確にしてくださいよ。記録に残しておかないとだめです。

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○文教福祉常任委員長（川口明和君） ただいまの大木議員の質問にお答えいたします。

ここに、私は、今回のこの陳情に対しましては、慎重審議、委員の皆さん方にお願ひし、質疑ありましたことはすべて、るる、ここに詳細に記載されているとおりであります。

以上であります。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 全く質問に答えてないですよ。質問に答えてください。

例えば、現在自民党総裁選で福田さんが見直しを要求したでしょう。公明党も見直しを要求しているでしょう。匝瑳市議会は見直しを要求しないと。これについて、どういう議論がされていたか先ほど聞いたんですが、これにも答えない。委員長である者が、委員会での本当の姿を報告できないというのは、これは委員長として極めて重大な責任を背負うことになりますよ。だれ委員が、どんな発言をし、だれが不採択を主張したか。将来にきちんとその事実が明確になるように、この報告書は議事録には残りませんから、この報告書は。私は、今回のこの結果を、この議会が終わったら、どなた議員が賛成し、反対したかということは市民の皆様、高齢者の皆様に、きちんと報告するつもりです。今、高齢者に対する罪を犯そうとしているわけですよ。罪人がつくられようとしているわけですよ。もっと真剣に考えてもらわないと、委員会としての存在価値が、議会議員に対する信頼が、不信が増大するわけですよ。

そこで、今回の陳情書の中で、結局特別徴収、いわゆる年金からの天引きです。これが実行されるわけです。この75歳以上の高齢者と同時にそれに便乗して、65歳から74歳の方々もこの特別徴収が始まるわけでしょう。いわゆるこれは生存権、年金受給権、それを脅かすも

のになるのではないですか。今でも少ない年金から、介護保険料、そして今度医療保険料、これを天引きする。この天引きは100%事前に徴収するわけですから100%徴収ですよ。しかし、逆に、それが高齢者の生活を侵害する。本当に大変な状況を生み出す。匝瑳市だって、年間5万円、10万円の市民税を払えない方々がどんどんふえ続けているわけでしょう。それを、そういう負担増を押し押しと、これが委員会の結論ですよ。さらに、資格証明書の発行を、今はしていませんよ。それが今度することができるんですよ。こんなむごい、冷たい、痛みを高齢者に実施していいんですか。産業建設常任委員会は大したもんですよ。クレジット問題、あのクレジットの会社に対して、きちんと、その被害者の立場に立って採択したわけですよ。弱い者の立場に立っているわけですよ。文教福祉は何ですか。今度の選挙の結果の国民の意思が見えない。感覚がずれている。自民党そっくりですよ。自民党か。そういうその資格証明書の発行等について、どんな議論がされたんですか。それでいいという結論なんですか。

それから、今、この9月いっぱい、保険料の算出基準が公布されて今試算が進められています。もう試算の結果が出ているところもあります。議会への説明、本来ならば今の状況について、執行部から県の状況を本来なら報告すべきであったんです。ところが十分な議会への説明がない、各市町村議会に。11月には今度条例が制定されます。今検討中のものが最終的な結論になるわけです。保険料の保険料率が決定される。12月の上旬には保険料の額が算出されます。そして、来年の3月には、各市の保険料条例がそれぞれの議会で議決される。それで4月1日から施行されると。こういうふうはまだ決まってない段階だからこそ、今こそ見直しの意見書を出すのが本来のあり方ではないんですか。

委員長、一番の罪人は後ろから言っている人ですから。そういう意見を聞いていたってだめですよ。あなたの信念に基づいて委員会での出来事を正確に報告していただければそれでいいんですから。

変な知恵を、知恵者に振り回されていたんではだめですよ。きちんと発言してください。何度言ってもきちんと発言しないわけですから。

(「何言ってんだよ」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) あなたに聞いているわけじゃないんだよ。

(「名前を発表するのはどうなのかと聞いてたんだ」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) あなたに聞いているわけじゃないのよ、あなたが張本人だから。すべてのときの張本人なんだから。前議会だって特別委員会を崩したのはあなたでしょう。

(「全員反対じゃなかったかよ」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) 今最悪の、議会の中で最悪の状況を生み出しているのは自分、自覚しなさいよ。私はこの事実は市民に徹底的に知らせますから。顔ではいい顔をして……。

○議長(山崎 剛君) 大木傳一郎君に申します。質疑に基づいて質問してください。

○24番(大木傳一郎君) だってそれはね、やじがああいう形が出るから、言いたくない事も出るわけですよ。

○議長(山崎 剛君) よろしくお願ひします。

○24番(大木傳一郎君) 私を注意するんじゃないで注意してください。不規則発言はやめなさいと、議長。

○議長(山崎 剛君) いろいろ意見はありましようが、不規則発言はおやめください。

○24番(大木傳一郎君) では委員長、答えをください。

○議長(山崎 剛君) 川口明和君。

○文教福祉常任委員長(川口明和君) 委員長へのいろいろな発言、よく聞きました。それにしても、やはり所見を述べたいと、そのようには思いますが、余りにも唐突なる発言でありますので、私は発言しませんので、よろしくお願ひします。それと、質問の中で、どのような賛成者、反対者あったんだと、こういう話ですね。いろいろな審議についても、どのような審議があったんだ、そういうような質問でありますけれども、それについては報告書に記載したとおりであります。それと、その内容についても、田村委員さんからここにも書かれているように、よく説明を聞かれて、それをそのまま記載しております。報告しております。そして、最終的には、この賛成少数、賛成少数と言いますのは、田村さん1人賛成、あとは全員否決の判断をくだしてくださいました。

以上であります。

○議長(山崎 剛君) 4回目です。大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) では、報告書のとおりというのは、これ議事録に載らないから私何度もくどいようですけれども。一つだけ答えてください。賛同しかねると、不採択を最初に主張した人はだれ委員ですか。理由はどういうことなのか、この2点だけすまないけれども、匝瑳市議会の権威を守るためにその程度のことは委員長知っているでしょう。忘れたというわけにはいかないでしょう。唐突と言っても、新たな質問しているわけではないです。委員会での審査内容を私はお願ひしているわけですから、全く答弁できる内容ばかり報告しているわけですから。資格証明書のことについて、では発行が妥当だというふうな結論出

たんでしょう、当然不採択にするわけですから。その事実関係だけを報告して、決して唐突ではないですから。事実関係だけを報告してくればいいわけですから。不採択をまず最初に主張したのはだれ委員ですか。

（「簡単でしょうよ。委員長の資格が問われることになる、根拠の説明を。何も委員長悪いことをできないんだから」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 川口明和君。

○文教福祉常任委員長（川口明和君） 25ページに書いてあるとおりでございます。

○議長（山崎 剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



議案（第1号—第17号）・陳情（第1号—第3号）に対する討論

○議長（山崎 剛君） 日程第3、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。なお、討論は初めに議案第1号から議案第17号までを一括して行います。次に、陳情第1号から陳情第3号までを一括して行います。

初めに、議案第1号に対する原案反対者、田村明美さんの登壇を求めます。

田村明美さん。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 日本共産党田村明美です。

市長より提出されました議案第1号から第17号のうち、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論いたします。

平成18年1月23日に、旧野栄町と旧八日市場市が合併して匝瑳市になりました。そして、1年間を通しての匝瑳市としての行財政執行の経過と結果を審査する場がこの決算認定審査でありました。市の財政状況がよい方向に向かい、市民サービスが向上し、充実していくことを市民は合併後の匝瑳市に期待した1年でありました。その市民の期待にこたえられたでしょうか。

平成18年度一般会計歳入134億8,332万7,378円、歳出128億5,759万9,022円、実質収支は6

億2,477万1,000円の黒字です。そして、次年度、平成19年度の歳入予算へ、その半額の3億1,237万1,000円を繰り越し、財政調整基金へは半額の3億1,240万円を繰り入れるという結果です。財政調整基金は、平成17年度決算、実質収支に伴う基金への繰り入れ後の残高として7億8,462万8,000円ありましたが、平成18年度の一般会計への基金からの繰出額3億9,000万円を差し引くと、決算年度末現在高は3億9,462万8,000円になっています。平成18年度実質収支の黒字に伴う基金繰り入れ3億1,240万円を加算しても、現在財政執行中の平成19年度中の予算において既に3億4,895万1,000円が基金から一般会計へ繰り出されているため、財政調整基金残高は3億円台を維持するのが精いっぱい状況となっています。執行部は、財政調整基金が底をつくので、新規事業の計画執行は困難である、起債事業は、合併特例債活用事業以外は行わないという答弁をしています。

そして、さらにもっと行財政改革を進めて、合理化していくことが匝瑳市の行財政を救う道だということで、平成18年12月、匝瑳市行政改革大綱を策定しました。行政改革大綱のポイントとしては、市民からの税徴収を強化し収納率を上げること。受益者負担の方針を市が行う事業施策に全面展開すること。国や県が行う事業を越えた市単独の事業は手がけないこと。正規職員を減らして臨時職員、派遣労働者で補い、民間委託の可能性をあらゆる部門に広げて検討を実施することなどが顕著なポイントであります。

行政改革の断行は、自民党、公明党政府の方針です。行革インセンティブとして地方交付税の交付額に反映させる手法をとってまで、地方自治体に積極的に行わせようとしているものですが、地方行政の現場においては、市民にとっても、行政職員にとっても、また行政組織全体にとっても、マイナス効果しかもたらさない。そのようなものであると私は考えます。

シュミレーションしてみますと、市民には、税金、保険料、利用料、手数料などの負担をふやし、予算と人員の不足から市民サービスは後退し、職員数を減らして、電子自治体の推進、電子化を推進するが十分な利用には至らず、電子化の更新のための費用と民間委託費用が増大していく。責任を持って業務を行う正職員が少なくなるため、市民からの相談を受け、市民の意見を聞いて、行政に反映させ、業務を執行するということが減少していく。結果、市民の期待にこたえられなくなり、市民の納税意欲も薄くなり、地方自治体の存在基盤が危うくなっていくというようなことに陥っていくのではないのでしょうか。行政改革大綱を忠実に実行していくことが、行財政の安定につながるとは考えられません。匝瑳市の将来像に影響がかかってきます。

今、匝瑳市行政改革大綱の抜本的見直しが必要と考えます。市長初め執行部も財政硬直化

の第1の原因が三位一体改革の名のもとでの政府の地方交付税額の削減にあるという認識を明確に示されています。地方自治体の自助努力も限界に達しているというのが真実ではないでしょうか。

私ども、日本共産党議員団は、議会のたびに、匠瑤市長に政府へ意見書・要望書を提出してほしい、国や県の財政負担を強化して、市町村財政を支援するよう強く求めてほしいということを訴えてきました、求めてまいりました。しかし、平成18年度決算に係る主要な施策の成果22ページに記されている市の事業実績では、国への要望、千葉県市長会を通じて国に対し、市行政運営に関する要望事項1件を提出したと記されています。1年間に、市長会を通じて要望事項1件の提出、唯一これが匠瑤市の行財政執行責任者の働きというのでは余りに情けないのではないのでしょうか。匠瑤市議会の議会の中で、政府の政策方針、国会での議論の行方等について市長の所見を求められると、多くの場合、市長は、国会での議論を見守るというような答弁をされています。しかし、市民生活に密着した行政運営を行う市町村は、国の法制度がどう変わろうと影響はないと澄ましていられる状況ではありません。なぜもっと国や県に対して物を申さないのか。現在の匠瑤市行政の執行部の最も不足しているところであります。歳入総額の39.3%が自主財源、27.4%を占める市税の調定額は約45億7,000万円ですが、うち収入済額は調定額の80.8%、約36億9,000万円です。約1億5,000万円が不納欠損、平成18年度の収入未済は7億3,221万円に達しています。とりわけ、固定資産税の滞納繰り越し分が大きく収入未済になっています。市民への税徴収の働きかけは、日曜臨戸訪問など工夫を重ね実践しているという報告がありました。嘱託徴収員まで活用しています。税徴収の活動については、やるべきことをやっていると私は理解しました。

匠瑤市の課題は、産業振興によって市民の所得を底上げし、地域経済の安定を図っていくことだと考えます。しかし、平成18年度の執行においては、税の収納率向上対策は行われても、市民の所得を上昇させるために何をすべきかの対策、検討について耳にすることはありませんでした。

農業関係では、ふれあいパーク八日市場での事業に第三セクターを設立したこと。商業関係では、従来からの商工会及び商店街協同組合、観光協会への補助を行ったことと、JT跡地利用の検討が行われたが進展がなかったこと。そして、ちばグスティネーションキャンペーンという鳴り物入りで始まった観光振興でしたが、本格的に取り組む姿勢には至りませんでした。匠瑤市の地域経済が低迷している状況を認識して、対策を講じるのが行政の役割ではないかと思えます。非常に残念です。

そして、さらに、将来に向かって人口をふやしていく計画で施策に取り組むことが今大切だと考えます。少子化対策に本腰を入れ、子育て応援施策で、子育てしやすいまちづくり、高齢化率が高まることを施策に反映させて老後も安心してゆっくり暮らせるまちづくりのために何を行うべきか、これが大切です。

乳幼児医療費助成制度の拡充、市立保育所の保育サービスの充実、介護サービス利用料の軽減施策、障害者控除の適用枠の拡大による負担軽減、これらなど議会の場でも提案し実施を求めているところですが、国・県の制度以上のことを市は行わないというスタンスが示されました。

社会福祉振興基金の用途についての研究検討を再三求めてきましたが、執行部の一方的な判断、決断で、千葉県債の購入に充てられました。社会福祉の振興を軽視する姿勢のあらわれではないかと考えざるを得ません。

その一方、都市計画道路第二期整備工事予定地の購入については、議会への事前説明もないうまま、第一期工事の進捗が停滞している中において、市の土地開発基金で購入しました。計画的な行財政執行に反し、土地開発公社を通じ、用地管理を行っていくべき内容のものではなかったかと疑問が残ります。

平成18年度には、匝瑳市として初めての匝瑳市基本構想策定事業が委託事業として執行されました。しかし、匝瑳市民の実情に対する認識が全く不足したまま、執行部が認識を不足したままごく一般的な基本構想が委託事業で作成されたものです。このままでは、匝瑳市の発展、市民生活の充実は獲得することができません。独立した地方自治体として能動的な行財政執行を今後を求めるものです。

以上述べましたとおり、今、市民の生活状況、経済状況を十分認識すれば、手を打たなければならないことは何であるか、十分理解できるところに来ていると考えます。そのことに対して、全く手を打とうとしないというのが平成18年度決算審査でわかったことでした。このことにより、平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、認定することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さんによる議案第1号の反対討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案賛成者、越川竹晴君の登壇を求めます。

越川竹晴君。

〔2番越川竹晴君登壇〕

○2番（越川竹晴君） 越川です。

私は、議案第1号 平成18年度匝瑛市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

御案内のように、このたびの決算については、匝瑛市としては2回目となるわけですが、前年度は合併日の平成18年1月23日から3月31日までのわずか68日間にかかわる決算調整を行ったものでありますので、通年ベースによる決算としては、今回が初めてとなるものであります。

前年度の決算額と比較をいたしますと、歳入では11.7%、また歳出では10.9%と、いずれも減となりました。決算規模が1割ほど縮小となったのは、前年度においては電算の統合経費など約7億7,000万円にも及ぶ合併移行経費があったこと、また平成18年度は、いわゆる箱物整備を控えたことなどが主な原因とされますが、依然として厳しい財政状況下にあつて、財政調整基金からの取り崩しは市債の発行を極力抑え、限られた財源を効果的・効率的に執行したものと考えます。この結果、実質収支額は6億2,477万1,000円の黒字を計上し、うち3億1,237万1,000円を平成19年度に繰り越すとともに、残りの3億1,240万円については、地方自治法の規定により財政調整基金に積み立てることができました。しかしながら、各財政指標から見てみますと、経常収支比率では5.0ポイント、前年度から大幅に改善したものの、実質公債費比率では0.5ポイントと若干アップし、財政調整基金の年度末残高では約3億9,500万円と、4億円を割り込むなど、今後の財政運営が憂慮されるようになっております。執行部におかれましては、本年度中に、匝瑛市行政改革大綱に基づき、財政健全化計画を策定されるとのことでもありますので、新市の総合計画とも十分すり合わせをされまして、なお一層財政の健全化に当たられるよう要望したいと思います。

さて、平成18年度の成果であります。匝瑛市新市建設計画に基づき、各種事業、施策が着実に実行されております。主な継続事業では、循環バス運行事業や、マザーズホーム運営事業、基本健康診査事業、ふるさと農道整備事業、商工業活性化支援事業、観光対策事業、市道01015号線などの市道の新設改良工事、八日市場駅南口広場整備事業などが実施されました。中でも、八日市場駅南口広場の整備につきましては、施設の中核的機能をなすエレベーターを併設した自由通路の工事が順調に進められた結果、さきの9月1日において供用が開始されたところであります。また、新規事業では、本市まちづくりの総合的なマスタープランとなる匝瑛市総合計画の策定に着手するとともに、障害者計画、障害福祉計画などの個別計画が策定されました。

このほか、財産管理台帳の整備や健康生活コーディネート事業、地域密着型サービス拠点事業、バイオマス利活用フロンティア推進事業、千葉のオリジナルブランド産地づくり支援事業、都市計画事務における地形図の作成、消防団員用活動服等の統一整備、野田小学校、栄小学校、農業環境改善センターのアスベスト除去工事、八日市場第一中学校野外運動場の屋根改修工事、野手浜総合グラウンドの基本設計などが実施されるなど、厳しい財政事情の中にあっても、合併関連事業を初め、地域的課題や懸案事項に適切に対処するとともに、中長期的展望に立ちまちづくりへの対応がなされておると思います。

よって、私は、議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきと考えるものであります。

以上で本議案に対する賛成者の一人として討論を終わります。

○議長（山崎 剛君） 越川竹晴君による、議案第1号の賛成討論が終わりました。

続いて、議案第1号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） どうも皆さん、御苦労さまです。

今議会、2007年9月定例議会に、市長の方から提出されました全体で議案17件のうち、たった1つ議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論を行います。

先ほど、賛成討論で越川竹晴議員も主張されておりましたように、匝瑳市財政はいずれも減額決算、厳しい財政状況だということを強調していました。すべての、匝瑳市の財政状況を示す指標、憂慮をされる所々でありますというふうな討論で述べておりました。まさにこれは事実であります。問題は、そういう厳しい財政、あるいは憂慮されるべき財政状況、指標、これは何を要因にして生まれてきたか、それを充実させるにはどうするかという観点で匝瑳市の決算を見る場合、本当に大事な点だというふうに思います。

そこで、この議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、幾つかの理由で反対の理由を述べたいと思います。

1つは、賛成討論で越川議員も指摘したような、厳しい財政が、いわゆる国の政治、いわゆるメガバンクを中心にして、巨大企業の利益を優先のためのシンクタンクと言われる、いわゆる政府の経済諮問会議の方針に沿った自民・公明政権の施策が、この匝瑳市の行財政にストレートに持ち込まれているということ。そして、それが市民に大きな痛みと暮らしの破

壊、負担の押しつけ。そういうことを実行してきた行財政、その決算であるということが1つであります。

第2に、政府の税制改革で、いわゆる貧困と格差がどんどん拡大される。そういう政府のやり方に、市長は国の政治だからということで、今議会でも私がしつこく聞いたんですが、逃げるというのか、明確な答弁はしない。国の政治のことだから国に任せると、逃げ答弁、でも一番そこが根幹ですよ。

具体的に、市長は、執行部は、そういうふうに国の政治に対する判断についてはあいまいな態度をしておきながら、匝瑳市民の行財政は国の犠牲を徹底的に受けて、市民が大変な事態に陥っている。

平成18年の政府の税制改革で、平成18年匝瑳市民に、定率減税半減で1万6,548人、総額1億821万円の犠牲というのか、負担というのか、そういう政治が行われている。そのほか、高齢者、とりわけ高齢者に冷たい政治が、平成18年も実行されました。老年者控除の廃止、公的年金控除の見直し、総額で匝瑳市民1人当たり7,676円も影響を受ける。総額にすると1億7,464万円、それだけの負担が市民に重くのしかかっている。ここにメスを入れないと市の行財政はよくなるのではないのでしょうか。

第3に、政府の推し進める小泉改革、安倍改革、これは民意を十分聞かないで、この匝瑳市の誕生があった合併の強行、あるいは三位一体改革で地方交付税を大幅に減額していく国のやり方、地方行革のもとに行革大綱、財政再建計画で職員と市民に負担とサービスの切り下げ、こういう形でどんどん国の悪政を匝瑳市が中間点、下請機関的に、上意下達的にこの政治を進めるという。本当に深刻な、地方自治権にとって深刻な時代が進められている。ですから、もう国の言うがままですよ。民間委託、官から民へ、民間委託、これをどんどんこれから進めようとしている。これは、まさに憲法第92条で保障された地方自治権、言うべきことを言わない。国の言うがままになる。地方自治権、戦前の国の地方自治というのか、そういう傾向がいよいよ強まってきている。私は、ここで強く警鐘を乱打しておきたい。このまま匝瑳市が進むということになれば大変なことになる。議会にもそういうケースは、先ほどの陳情の議論のときにありました。政府がやるんだからという形で、政府に意見を言わない。そういう傾向が特定の部分から出て、それを行政に影響を与える。これは、本当に大事件なんです。

第4に、これらのことが匝瑳市の行財政が深刻になる事態は財界の方針でしょう。経済財政諮問会議の方針、これを国と県の方針をそのまま意に受けて、市財政を、市民の暮らしを

さらに悪化させる。市長、私はここで本当に心配しているんですよ。その財政諮問会議の方針の具体化が副市長が、くしくも、今議会で発言した市民病院の縮小への道である旭中央病院との経営の統合の協議は、経済諮問会議の方針、あるいは巨額な今後財政負担を招き、時代逆行の熟処理にする広域ごみ処理施設に賛同し、それを推進させる。この二大プロジェクトに匝瑳市が乗ろうとしている。これは、やがて大変な事態を招くことができる。私が責任とりますと言ったって、市長は責任とれないでしょう。次またやるんですか。

第5点として、そういうような状況ですから、市民の暮らしは、まさに重大な事態に直面する。税金は払いたいけれども払えない。滞納はふえ続け、いまや7億円を突破、件数にして7,682件、その7,682件のうち滞納10万円以下が何と6,347件、ほとんどの市民は15万円、10万円、本当に少ない税金さえ払えないという深刻な……。収納可能というのは、7億円のうち2億円でしょう。それだけ市民の暮らしの実態は深刻だということです。そういう市民の本当に冷たいというか、痛みに伴う暮らしの実態、それに沿った行財政をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

第6点として、滞納世帯数を見ても同じで、特に小泉改革後のこの5年、国保の例をとってみても、滞納世帯が1,280世帯から、この5年で1,621世帯に、こんなのないですよ。

今、「どんど晴れ」というテレビドラマをやっていますが、今、「どんど晴れ」の加賀美屋、倒産寸前ですよ。ある方は、巨大なプロジェクトに乗って、加賀美屋がそこに吸収される。でも「どんど晴れ」の主人公は、加賀美屋のその伝統を受け継いで小さな旅館を守ろうという、それとそっくり同じことが今行われようとしているんですよ。だから、市長ね、加賀美屋のあの立場に立って、「どんど晴れ」の立場に立ってやるのが、私は人情というのか、市長がよく言っているやさしい政治、ぬくもりのある政治ではないんですか。

第7点として、これは滞納とか、不納欠損とか、それだけじゃなくて、もう今回の議会で、椎名議員も指摘したように、保育料の未納状況、給食費の状況、この5年間でぐんぐんふえているんですよ。5年前は、保育料の未納は8件だったですよ。それが現在45件、5.5倍ですよ。これ政治の責任なんですよ。規範意識が薄れたからではないんですよ。それは規範意識が薄れている人も、はっきり言っています。それは否定しません。しかし大局で我々政治家は事実を見なければならぬ。生活保護だって、この5年間で約4倍ふえているんです。教育長にも聞いた、就学援助なんかもふえているのではないですか。こういう事態に、本当に真剣に打開しようという姿勢が私は希薄だと、国の言うがままだと、住民の立場に本当に立っているのかなという、そういう気持ちを本当に持つものです。

最後に、先ほどもちょっと若干指摘ありましたけれども、今からの政治の中心はやっぱり子育て支援と高齢者に対する負担軽減とか、高齢者に対する医療の充実とか、そこが大きな課題になると思うんです。このまま行ったら、私質問でも言いましたけれども、県下最低の子育て支援の町になってしまいますよ、来年度もし手を打たなければ。もうどんどん今、県下、全国で、中学卒まで、今、助成始まっているわけですから。私は、そこまでやれとは言いませんよ。順次、とりあえず小学校入学前まで、通院、入院とも助成をしっかりとやる。これは県内の常識になっているわけですから。これを来年度やらなければ、県下の一番おくれた、市長もよく知っているように、県下で環境課のない市は匝瑳市最後だったんですよ、環境課のない市は。私がくどくつくれつくれと言っても絶対にやらなかった。とうとう最後になってやったんですよ。今回もそういう状況をつくり出す局面があります。

以上、8点ぐらいの、もっと言いたいことあるんですが、8点程度におさめて、討論といたしたいと思います。幾つかの点で、議会の中で私がいろいろ、こういうことをやった方がいいんじゃないのというのを実現できている点もあるわけです。そこまでも否定するわけではありませぬので、あえて申し上げて、討論といたしたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君による議案第1号の反対討論が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午後 1時02分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

次に、陳情第1号に対する原案賛成者田村明美さんの登壇を求めます。

（「ちょっと待って、ちょっと待って、反対討論ないんですか。反対討論がなく賛成討論やるんですか。反対討論を何か出しなさいよ。何言ってんだ、賛成、反対は……」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 反対討論の通告はありませんでしたので、田村明美さんの登壇を求めます。

（「議会を何だと思っているだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 田村明美さん。

（「そんないい加減なことできるの、反対の理由をはっきりさせてくだ

さいよ」と呼ぶ者あり)

〔11番田村明美君登壇〕

○11番(田村明美君) 日本共産党田村明美です。

社会保障推進千葉県協議会会長鈴木雄一陳情者から提出されました陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書について、賛成討論をいたします。

来年、平成20年4月より始まる新しい高齢者の医療制度、後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての高齢者と障害認定1級から3級にある65歳以上の方が対象となる、高齢者だけで組織される、高齢者だけが加入する公的医療保険制度です。千葉県の全市町村で組織する千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となります。保険料と医療給付は広域連合が決定しますが、保険料の徴収や保険証の引き渡しなど窓口業務は匝瑳市が行います。月額1万5,000円以上の年金額を受給している人は介護保険料と同様に年金より保険料が天引きされます。ただし、月額1万5,000円未満の年金受給者、あるいは介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた数が受給年金額の2分の1を超える人は年金から天引きされず市が普通徴収することになります。保険料を滞納すると国税の滞納の場合と同様に、短期被保険者証、または資格証明書が広域連合から発行されます。通常の被保険者証は広域連合から交付されません。現行の老人保健制度では、これらのペナルティーはありません。保険料の減免制度は、広域連合が定めなければ、市町村に減免する権限は与えられていないと私は理解しています。資格者証を医療機関に提示した場合、医療給付費の10割、全額をみずから支払わなければなりません。その9割が還付されるのは保険料をおさめることができたら、さらに手続上二、三カ月後になってからということが考えられます。保険料を滞納した後期高齢者が医療にかかって10割負担の医療費を支払い、滞納した保険料もすぐおさめることができるというようなそんなことはほぼ不可能です。お金がないから病院には行かれない。家でただ自然回復を願うばかりという状況を75歳以上の後期高齢者や65歳以上の重度の障害を持っている高齢者に与えてしまってよいのでしょうか。よいわけはありません。とりわけ、独居高齢者や高齢者世帯、高齢者夫婦世帯の場合安否確認が行われるまでずっと家の中で痛みをこらえながら、苦しみながら、耐え忍んでいるという状況が生まれるのではないのでしょうか。保険料には世帯の所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減が行われるということですが、先日の市議会文教福祉常任委員会の審査の中で、市の担当課から、匝瑳市の市民の所得状況で試算すると、7割軽減の保険料、該当者が後期高齢者の8割程度を占める。7割軽減は保険料は月額

900円、年額1万800円となる。厚生労働省が示すモデルケースの保険料年額7万5,000円となる該当者は、後期高齢者全体の12%程度、匝瑳市の場合12%程度の方々と見込んでいる。応益50%、応能50%による試算の場合である。今後、応益60%、応能40%となった場合は結果が変わっていくという発言がありました。月額900円の保険料が介護保険料と合わせて、国民年金支給額から天引きされる。当然年金の手取り額は減っていく。この負担増大の思いは高齢者にとってつらいものではないでしょうか。月額900円についても、家庭の実質収入に差がありますから、どれだけ重い負担と感じるかはさまざま状況の違いがあります。また、家族の被扶養者となっていた人はこれまで医療保険料は一切支払っていません。今度は、その方まで必ず保険料を納めなければなりません。高齢者は、このことに関しまして、本日、9月21日付の読売新聞第1面で記事が出ております。与党法案提出へという情報としての記事ですが、現在はサラリーマンの子供らの扶養家族で保険料負担がゼロの75歳以上の高齢者は、来年4月から年2万円程度の保険料が新たに必要となる。こうした条件を満たす75歳以上は約200万人いるとされる。保険料約400億円分に相当するということです。このことについて、自民党、公明党の政府与党が近日中に見直し法案を提出したいという、そういう記事の情報であります。それが出されています。

高齢者は、この間、法制度の改定により、税金などの負担の増大を強く強いられてきました。議会に市の執行部より提出されました平成18年度税制改正による主な影響額という資料がございます。均等割、妻非課税廃止、これ市内の対象人数ですが3,808人、571万円、老年者控除の廃止1,865人、4,051万円、公的年金等控除の見直し、これは年金収入で生活している方々にとっては本当に痛手のものです。公的年金等控除の見直し1,285人、1,865万円、定率減税15%から7.5%へ、対象人数1万6,548人、1億821万円の影響と、さらに65歳以上の合計所得125万円以下の非課税措置の廃止によって1,105人が対象となり156万円ということで、これは増税ですが、対象市民からすれば負担の増大ということです。とりわけ、年金を主な収入として生活している高齢者の方々にとって、この間の負担の増大は本当に大きなものになっています。さらに、後期高齢者医療制度が実行されれば、お金がなければ病院には行かれない。家の中で苦しみをこらえながら、じっと死ぬのを待つばかり。こういう状況が市内のいろいろなところで生まれてくるのではないかと大変危惧するものです。

議員に対して配付されました8月15日付の全国市議会旬報で、全国の市議会から提出された意見書ということで、5月1日から7月31日の分ですが、後期高齢者医療制度の充実を求める意見書、議決され提出された意見書というのが6件あります。そのほかに、直近では、

9月10日三鷹市議会、後期高齢者医療制度国庫負担拡充を求める意見書、9月19日水戸市議会、全会一致で可決されました見直しを求める意見書。9月19日、大阪貝塚市議会でも全会一致で可決されています。

このように、市民、とりわけ65歳以上の障害者、そして75歳以上の高齢者の方々の命と健康を守る医療を十分施していくということについては、後期高齢者医療制度は非常に大きな問題を持っている制度であるということで抜本的に見直しが必要です。国へ抜本的に見直すよう意見書を匝瑳市議会として送ることは、時節にあった、当然のことだと考えます。どうぞ皆さん賛成をお願いいたします。

以上です。

○議長（山崎 剛君） 田村明美さんによる陳情第1号の賛成討論が終わりました。

次に、陳情第1号に対する原案賛成者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 討論に入る前に、議長に質問したいと思うんですが、通常、議案に対しては、反対討論、いわゆる討論をするということが議員としての初歩的な責務ですよ。議長が、例えば事務局もそうなんですが、賛成討論だけが事務局なり、議長のところに通告書が出て、委員会では反対だったわけでしょう。では当然反対討論をしてくださいと、反対された方に議長の方から申し入れるのが筋ではないですか。討論もない、賛成討論だけで、その理由も不明確なままに議決をするというのは、議会の権威を地に陥れるものではないですか。こんな議会運営を議長は許すんですか。こんな議会がいいんですか、議長。お答えください。

○議長（山崎 剛君） 原案賛成討論しか出ておりませんので議事を進行させていただきます。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） まあ仕方ないなこれ。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） では討論をいたします。

本議会に提出されました陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書について、賛成討論をいたします。

反対討論がない中で賛成討論が2人という、どうしても賛成討論は反対討論があって初めて賛成討論するわけでしょう。ましてや委員会でも不採択を決定しているわけでしょう。なぜ反対討論もできないんですか。これは匝瑳市議会の名誉にかかわる重大な事件ですよ。何と

も言いようのない寂しさをかみしめながら、賛成の理由を述べたいというふうに思います。

今回の後期高齢者医療制度というものは、まず第一に、75歳以上の高齢者に全国平均7万4,400円ですか、約7万5,000円、保険料をさらに負担を押しつける制度です。

第2に、特別徴収ということで、いわゆる生活できる年金、憲法で保障された文化的で健康な生活をする事ができる、そういうことで年金制度というのができて、その年金から天引きをする。まさに生存権を脅かす、そういう特別徴収が今度のこの制度で進められると。

次に、第3点として、今までマル老ということで老人保健法ですべての高齢者に手渡されていた保険証、これが、例えば保険料を払わない、未納になった場合、資格証明書を発行すると。ですから、高齢者の皆さん病気になりやすい、そういう方が病院にも行かない。我慢に我慢を重ねる。こんな高齢者をいじめるようなそんな政治って絶対許されないわけですよ。これを見直しを否決するということは、それを認めるということになりますから、匝瑳市議会の責任は極めて重大です。さらに、市の負担も増大し、市の実務も増大します。

このような、今度の後期高齢者医療制度をどの角度から見ても高齢者にとっては余りにも冷たい、余りにも痛みが大きい、加えて私もちょうど65歳になったわけですけども、前期高齢者、65歳から74歳までの高齢者にも年金から天引きをするという。これは、国民の批判は避けられない。今度の選挙の結果、その怒りが集中して、自民・公明に対する大敗をつくり出した主要な要因になっているのではないかと。匝瑳市議会の議員の皆さんが、そういう国民の怒り、高齢者の怒りに気がつかない、それをわからない市議会議員というのか、市民の代表であってはならないということです。年金からの強制徴収で、これから大変な事態が生まれることは明白です。

第3に、委員会では、不都合がない、この制度はと。不都合があるからこそ高齢者や国民からの怒りが積もっているわけでしょう。そして、匝瑳市としても、国に意見書を出しているわけでしょう、平成18年度。たった1つですけども。最も大事だから私は出したと思うんです。施行もしないから意見が出せないと、これが浪川委員が常任委員会で発言した内容ですが。施行しない段階だからこそ今だからこそ提出するのが効果的、最も有効で、施行した段階でやったんでは意味がなくなるんですよ。意味が半減するわけですよ。何を考えているんでしょうか。11月には、県の後期高齢者の議会で条例が制定いたします。当市議会からは、行木議員が匝瑳市議会の代表として、その議会に選出されているわけです。ぜひ、時節にあった形で反対すべきものは反対する、そういう何でもよかろうという、そういうことではない匝瑳市議会にしての良識を、代表としての良識を発揮していただきたい。12月上旬には、

匝瑳市、いわゆる当千葉県保険料が算出されます。それについてきちんと意見を出していただきたい。3月には各市の保険料条例が制定する予定です。4月から施行と。今だからこそ意見書を出すべきだと。それを出さないと、12月では遅いんです。それが3点目の賛成の理由です。

第4点目の問題ですが、先ほど田村議員も賛成討論で述べましたように、きょうの読売新聞、これほとんどの議員見られたと思うんです。高齢医療負担増を凍結、与党法案提出、参議院選惨敗で転換、与党の負担増凍結策の骨子、1つ、70歳から74歳の医療費窓口負担の1割から2割へ引き上げの凍結(500億円)、第2、75歳以上の高齢者の一部に新たに発生する保険料負担の凍結(約400億円)、母子家庭に対する児童扶養手当の一部削減の凍結、第4点、障害者自立支援法の抜本的見直し、この4点が、今国会で政府与党が提案する。政府が提案する、与党が提案する段階になっているのに、当市議会は、今までどおりでよしと、ここでもし今可決しない限りよしということになるんです。75歳以上の高齢者の保険料負担は今までどおりやりなさいと。資格証明書を発行もいいだろうと。特別徴収、年金からの天引きもよかろうと。そういうお墨つきを与えるわけですよ。これはかなり前ですが、9月18日の朝日新聞ですが、自民党都道府県連アンケートというのが報道されました。新政権、足元から難題。足元というのは自民党の内部からですよ。その中で、千葉県連の幹事長は、安倍政権は転換すべきだと。いわゆる小泉・安倍路線は転換すべきだと。そして、どういう理由ですかということ、実生活をよりよくすることが重要だというふうに言ってるんです、千葉県の自民党の幹事長が。随分、文教、川口委員長のもとで審議された内容とは、自民党の県連よりもっと御粗末というのか、ひどい内容の議論だと思いますよ。中には弱者切り捨てに陥った、必要なのは安定だと。ある県の幹事長は、高齢者に負担を求める姿勢は転換すべきだと自民党の県連の幹事長がそういう意見を言っているんですよ、これは随分前から。ところが、当匝瑳市議会は、今までのやり方でよかろうということになったわけですよ、常任委員会では。

(「幹事長の記事は18日だろう、これは13日にやっているんだから、不規則発言だから、とめてもいいよ」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) あくまで自分の主張を正しいと。いまどき、いまさら言っているというのには驚き千万ですよ。反省がない。

そして、質疑のときにも言いましたけれども、千葉県の後期高齢者の組織の会長も舛添大臣に抜本的見直しを要求しているんですよ。これ千葉県だけでない、東京も、神奈川も、埼

玉も。これ新聞で報道されました。全体が見直しを要求しているときに、匠瑳市議会だけは、なに今までどおりでよしと、意見書も出すことも必要ないと。ここが今重大な時点に立っているわけですよ。

次に、なぜこれを賛成するかと言うと、議会の審査のあり方ですよ。委員長に委員長報告に対する質疑、何回かやりました。質問に答えないですよ。だれがこれを委員会で否決を主張したかというのを私はくどく聞いたんですよ、重大だから。先導役になっているわけですから。今回の最終結論に重大な影響を与える、最初に口を出した人はだれなんだと。これはこれからの極めて重要な意味合いを持ちますよ。それだけの責任を持って私は発言したと思いますから、責任をとるつもりで発言したと思いますから、それを委員長はなぜ隠すんですか。最後の最後まで口を割らなかった。まあ言わなくてもわかる話ですけども。でも質問には答えるという常識的な態度、質問に正確に答えないという議会のあり方、議会運営の根本を否定するんですよ、これは。私もよく市長に質問して答弁漏れがあるとか、市長、それはちょっと質問とかみ合わないよと、よく市長といろいろやり合いますけれども、今回のこんなにひどい、3回言って3回とも否定するような、こういう議会の運営のあり方、最悪ですね。私はなぜこんなことを言うかと言うと、同じ人物が議会の定数、議会の活性化の特別委員会を議会運営委員会で2回全会一致で決めたものをそれをふいにした。ポイにした、その反対討論をしたのは同じ人物でしょう。結局共通しているわけですよ。思想がそういう思想なんですよ。

(「大木議員違うよ、それは」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) 共通しているんですよ。だからこういう結果を招くんですよ。裏には、そういうことをやってなんらかの考え方が、我々には理解のできない考え方が裏にあるのかもしれない。

(「本筋、本筋に帰りましょう」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) それから、次に、今回、これを議会で、委員会では否決、不採択ということになったんですが、本会議で否決された場合、いわゆる従来の自民党、政府与党は転換するわけです。全国の自民党の県連も転換を強く求めると。そういう中であくまで従来の小泉改革、安倍改革、いわゆる経済諮問会議の財界中心の政治ですよ。そして国民に痛みを押しつける政治。これにしがみつくと政治を容認すること。国民無視、高齢者をいじめる政治、これを容認することをここではっきりさせるということなんです。私は、結果がどうであれ、今度のこの議会の皆さんの態度を高齢者の皆さんに、とりわけ多くの市民の

皆さんにその事実関係を公表します。当然です。秘密会ではないですから。

私は、匝瑳市民は、こういうような常任委員会で決まったような、ああいう態度決定、意思決定、これは絶対許さないとしますよ。まだ去年の10月に選挙をやったばかりですからいいでしょうけれども、次の選挙で、この事実は明らかにされます。

私は、ましてや、討論してくださいよ。反対なら反対の討論をしてくださいよ。討論もなしで賛成できますか。何の理由もなく賛成するということですよ。本会議、常任委員会でも反対討論ないんですよ。本会議でも議長に私問いかけてもらったら通告がないんですよ。小学校や中学校の生徒会ではないんですからね。本会議で反対の理由を示さないで、物事を決定するというのは、これほど重大な案件を決定するというのは絶対許せません。私は、ここに最終日、きょう終わりですが、真剣に市民の皆さんから選ばれて真剣に市政の行方を考えている皆さんが、やっぱり最後は大した結論を出したと、常任委員会ではああだったけれども、本会議ではやはり良識を発揮したなというふうに言えるような、そういう判断を本当に心からお願いしたいと思うんです。そうでないと、匝瑳市議会に対する批判というのか、期待というのが、私は地に落ちていく、大きな第一歩をここで踏み出すようになる。合併して、匝瑳市議会に対する期待が高まっているわけですから、ぜひ良識ある御判断をお願いをして、賛成討論といたしたいと思います。

どうか皆さんよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君による陳情第1号の賛成討論が終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。



動議

（「議長、動議。発言の取り消しについて」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 議長、動議。発言の取り消しについて。

○議長（山崎 剛君） 賛成者はおりますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 浪川茂夫君。

○15番（浪川茂夫君） 午前中の委員長報告に対する質疑の際に、これは文教福祉常任委員長の報告に対し、大木議員の方から質疑があったわけでございます。私もその中で委員会の

中で集められる資料を集め勉強し、発言をしたつもりでございますけれども、その陳情に対する態度について、議員資格がないと、議員欠格だと、このようなことが申されておるわけでございます。議案、あるいは陳情に対する意見を、反対の立場であるからそのような言葉に至ったのかどうかはわかりませんが、これは私の議員に対する非常に重大な名誉棄損にも当たると思いますので、発言の撤回を求めたいと思います。

○議長（山崎 剛君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） まず議員の資格はないとは発言していません。市議会としての権威が失墜すると。まず事実関係を調べてみてください。資格がないとは発言していません。これは極めて重大です。

それから、名誉棄損、市議会の名誉を失墜させて、とんでもない逆襲です。

まずこの発言は取り消してください、逆に。逆に私の方から要請をいたします。

○議長（山崎 剛君） 動議に対してお答えします。申し合わせ事項によりまして、議長のあつせんで当事者同士が話し合うことになっておりますので、後ほど協議していただきます。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私は絶対に発言を取り消すつもりはありません。

○議長（山崎 剛君） とりあえず後ほど協議いたします。議事を進めさせていただきます。（「議事進行」「まず根拠を示してくださいよ、じゃ浪川さん」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 後ほどお願いします。

（「後ほどじゃだめだよ、今やらなきゃ、これよ、こんな重大な問題を」と呼ぶ者あり）



議案（第1号—第17号）・陳情（第1号—第3号）の採決

○議長（山崎 剛君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成18年度匝瑳市一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する各委員長報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山崎 剛君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり

認定されました。

議案第2号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

議案第3号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり認定されました。

議案第4号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

議案第5号 平成18年度匝瑳市病院事業決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

議案第6号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 匝瑳市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 匝瑳市八日市場駅自由通路の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 郵政民営化等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 政治倫理の確立のための匝瑳市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 匝瑳市小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 匝瑳市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 匝瑳市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情3件について採決いたします。

陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直す国への意見書採択を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第1号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直す国への意見書採択を求める陳情書、本件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（山崎 剛君） 起立少数、賛成少数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

陳情第2号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第2号は採択と決しました。

陳情第3号 「多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書」の提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第3号は採択と決しました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 4時14分 再 開

○議長（山崎 剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程の追加

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。本日、佐瀬公夫君より発議案として、発議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、発議案第2号 多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書について、以上2件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案2件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、発議案2件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



発議案（第1号・第2号）の上程—採決

○議長（山崎 剛君） なお、発議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

発議案第1号及び発議案第2号を一括上程し議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めるところに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号及び発議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めるところに決しました。

発議案第1号及び発議案第2号について、本案提出者、佐瀬公夫君から提案理由の説明を求めます。

佐瀬公夫君。

〔13番佐瀬公夫君登壇〕

○13番（佐瀬公夫君） では、ただいまから行います。

発議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年9月21日提出

匝瑳市議会議長 山 崎 剛 様

提出者	匝瑳市議会議員	佐 瀬 公 夫
賛成者	〃	岩 井 孝 寛
〃	〃	石 田 勝 一
〃	〃	川 口 明 和

なお、意見書の案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店

を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月21日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣様

経済産業大臣様

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

以上、慎重審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、発議案第2号 多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年9月21日提出

匝瑳市議会議長 山崎 剛 様

提出者	匝瑳市議会議員	佐瀬 公夫
賛成者	〃	岩井 孝寛
〃	〃	石田 勝一
〃	〃	川口 明和

なお、意見書の案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書（案）

多古町北中字長山875番地外61筆の土地に、東洋合成工業株式会社成田東工場建設計画が多古町に提出されています。

工場で行う業務の詳細は明らかにされていませんが、第一期実施事業として示されている「VOC（揮発性有機化合物）リサイクル事業」では、トルエンや酢酸エチル等の劇物（シンナーの主成分、有機溶剤として覚せい剤と並ぶ薬物、高濃度の吸引は生命にかかわるといわれる）が取り扱われることになっています。当初でも、一日当たり、10トン車10台以上のタンクローリー車が、通学路（中村小学校前、または飯高小学校前）を通過して、これら劇物を搬入搬出する計画となっています。通学路での児童生徒の交通事故や、車の排出ガスによる大気汚染、突発的事故の発生など、生活環境が危険にさらされる不安を抱かざるを得ません。

さらに、これら劇物を含んだものの処理には大量の地下水を使い、排出される工場排水は隣接地に広がる水田が取水している農業用水路に放出する計画です。この予定地は、多古町と匝瑳市の境界に位置し、周囲一体には良質米が採れる水田が広がっています。農業用水を使い、水田を耕作する農家は、水質汚染を大変心配しています。

また、この農業用水路の水は、借当川、栗山川を通じて、広範囲の地域住民の飲料水となる九十九里水道企業団の水道水源に達しています。工場内で浄化するといっても、工場排水が農業用水に流入することに安全の保証はありません。そのため、農業用水路を管理する、借当川沿岸土地改良区は「排水同意」をしていません。

以上のとおり、地域住民、農家らは、水質汚染、土壌汚染、大気汚染、交通事故増加、風評被害による作物価格の下落、土地価格の下落等を心配し、健康や生活環境、生業への影響について強い不安を抱いています。

貴職におかれましては、地域住民、農家らの切実な思いを受け止めていただき、慎重な判断をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

千葉県匝瑳市議会

千葉県知事 堂本 暁子 様

以上、御審議をいただきまして御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山崎 剛君） 発議案第1号及び発議案第2号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました発議案2件の審議について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、発議案2件については全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第1号の質疑を打ち切ります。

発議案第2号 多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。発議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第2号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決に入ります。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は21名であります。

発議案第1号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、本案について原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号 多古町北中地区への東洋合成工業（株）成田東工場の建設に係る千葉県知事の許可について慎重な判断を求める意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山崎 剛君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号及び発議案第2号については、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により、関係行政機関に提出いたします。

お諮りします。ただいま意見書案が議決されましたが、その字句、条項、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に一任することに決しました。



日程の追加

○議長（山崎 剛君） 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査と申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（山崎 剛君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに岩井議会運営委員長から説明を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。

これより、閉会中の所管事務調査申出書の件について、岩井議会運営委員会委員長から説明を求めます。

岩井議会運営委員長。

〔議会運営委員長岩井孝寛君登壇〕

○議会運営委員長（岩井孝寛君） それでは、閉会中の所管事務調査申出書について御説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは、定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会で閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるように申し出を行い、本会議で所定の手続をお願いするものでございます。

別紙の私から議長あての申出書をごらんいただき、説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（山崎 剛君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については閉会中の継続審査とすることに決しました。



閉会について

○議長（山崎 剛君） お諮りいたします。今期定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山崎 剛君） 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



議長あいさつ

○議長（山崎 剛君） ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月7日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、この間に
おける、皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。皆様方におかれましては、時節柄御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げて、
簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



閉会の宣告

○議長（山崎 剛君） これにて匝瑳市議会平成19年9月定例会を閉会いたします。

午後 4時40分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年9月21日

議 長 山 崎 剛

議 員 浅 野 勝 義

議 員 岩 井 孝 寛